

令和7年度
固定資産税関係資料集Ⅲ
－償却資産調査編－

一般財団法人 資産評価システム研究センター



この図書は、**宝くじ**^{**}の社会貢献広報事業として助成を受け作成されたものです。

はしがき

固定資産税は、市町村民税とともに市町村財政を支える基幹税であり、多様化する行政需要に対応する主要財源として益々期待されています。

このような固定資産税を安定的に確保していくためには、固定資産税事務を担当する職員のみならず、納税者の信頼が不可欠であり広く市民の方々に固定資産税の制度や評価方法について知識や関心を持っていただくことが重要です。

償却資産は土地、家屋と同様、固定資産税の課税対象であるのですが、所有者の理解不足、意識の不足などにより、申告されていない事例も生じており、課税の適正性や公平性を確保するためには、新設企業の把握から、不申告者への対応まで広い意味での実地調査を含めた積極的な取り組みが必要です。

本書「固定資産税関係資料集Ⅲ―償却資産調査編―」は、そうした償却資産についての基礎的な知識と実地調査の基本等についてわかりやすく取りまとめたものです。

本書が固定資産税に関心を持たれる多くの方々のお役に立てば幸いです。

末尾ながら、ご協力を頂いた関係各位に心からお礼を申し上げます。

2025年5月

一般財団法人資産評価システム研究センター

理事長 米田 耕一郎

目 次

[第1部] 償却資産の基礎知識	1
第1章 償却資産について	3
1 課税客体となる償却資産	3
(1) 課税客体となる償却資産	3
① 固定資産税における償却資産	3
② 企業会計、税務会計における減価償却資産との比較	3
(2) 課税客体となる償却資産の要件	4
① 事業の用に供することの意義	4
② 事業の用に供することができることの意義	6
③ 事業の用に供することとなった時期の判定	8
④ 無形減価償却資産の除外	9
⑤ 減価償却額又は減価償却費が損金又は必要な経費に算入されるものの意義	10
⑥ 少額の減価償却資産の取扱い	12
⑦ これに類する資産で法人税又は所得税を課されない者が所有するものの意義	14
⑧ 自動車税の種別割の課税客体である自動車又は軽自動車税の種別割の課税客体である 軽自動車等の除外	14
2 課税客体となる土地との区分	16
(1) 土地とは	16
(2) 土地と償却資産の区分	16
(3) 土地との区分が紛らわしいもの	16
① 土地についてした防壁、石積み等の費用	16
② 砂利道等	16
③ 緑化施設	17
④ 庭園	17
⑤ 工場用地等の土工費	17
⑥ 野球場、陸上競技場、ゴルフコース等の土工施設等	17
3 課税客体となる家屋との区分	18
(1) 家屋とは	18
(2) 家屋と償却資産の区分	18
(3) 家屋の附帯設備（建築設備）について	19
① 家屋に含めて評価する建築設備の意義	19
② 「家屋の所有者が所有する」ことの要件	20
③ 「家屋に取り付けられ、家屋と構造上一体となっている」ことの要件	20
④ 「家屋の効用を高めるもの」の要件	21

(4) 改装等に伴う建築設備等の取替、新設について	22
(5) 家屋の附帯設備（建築設備）と償却資産の区分について	22
① 内装工事	22
② 特定の生産又は業務用設備等	22
③ 屋外構築物	24
④ 器具・備品	26
(6) 特定附帯設備の取扱いについて（法343⑩）	27
① 「家屋の附帯設備」の範囲	27
② 「不動産の付合」	28
③ 「取り付けた者」の範囲	28
4 移動性・可動性償却資産	33
(1) 移動性償却資産	33
(2) 可動性償却資産	33
(3) 課税団体の認定	33
第2章 固定資産税の納税義務者	35
1 通常の場合の納税義務者	35
(1) 原則	35
(2) 償却資産の所有者	35
(3) 共有物の所有者	35
(4) 連帯納税義務	35
2 特殊な場合の納税義務者	35
(1) 所有権留保付売買資産の納税義務者	35
① 所有権留保付売買資産とは	35
② 償却資産の取扱い	35
③ 実務上の取扱い	36
(2) リース資産の納税義務者	36
① リース資産と納税義務者	36
② 所有権留保付売買として扱うリース取引	37
(3) 譲渡条件がある信託の引受をした償却資産の納税義務者	38
① 譲渡条件がある信託の引受をした償却資産とは	38
② 譲渡条件がある信託の引受をした償却資産の取扱い	38
(4) 災害等によって所有者が不明な資産の納税義務者	39
(5) 家屋の附帯設備に係る納税義務者	39
(6) 所有者が死亡した場合の納税義務者	39
第3章 償却資産の評価	40
1 償却資産の評価の基本	40

2 国税の取扱いとの比較	42
① 減価（償却）の方法	43
② 月割償却・半年償却	43
③ 圧縮記帳	43
④ 特別償却・割増償却	43
⑤ 増加償却	44
⑥ 評価額の最低限度	44
⑦ 改良費	45
⑧ 耐用年数の短縮	46
平成21年度以降における償却資産の評価に関する留意事項	46
まとめ	48

[第1部]「償却資産の基礎知識」に関する質疑応答

1 「事業の用に供する資産」	6
2 「非事業用にも使用している資産」	6
3 「遊休資産」	7
4 「用途廃止資産」	7
5 「課税客体」	15
6 「移動性償却資産の課税団体」	34
7 「リース資産」	37
8 「取得価額」	40
9 「改良費」	45

[第2部] これから実地調査を始めるために	51
第1章 日常業務における取組	53
1 申告者の課税客体漏れ対策(申告者の課税客体の捕捉に係る確認等)について	53
(1) 申告者の課税客体漏れ対策に係るフローチャート	53
(2) 実地調査を始める前に	53
(3) 捕捉対策の実施へ	54
(4) 課税資料が存在するか?	54
2 「資産なし」として申告書を提出してきた場合	55
(1) 納税義務者側の問題点	55
① 納税義務者が償却資産課税の認識不足であると想定されるケース	55
② 「資産なし」の申告以来、その翌年以降、全く申告がないケース	55
③ 関与税理士と納税義務者との連携が十分に図られていないケース	55
(2) 行政側の問題点	56
① 定期的に申告勧奨を行わなければ新規取得資産の申告を行わない者であると想定されるケース	56
② 「資産なし」の申告を受けた時点で課税庁が申告対象者から除外してしまうケース	56
3 「資産の増減なし」として申告書を提出してきた場合	57
(1) 納税義務者側の問題点	57
① 納税義務者が償却資産課税の認識不足であると想定されるケース	57
② 関与税理士と納税義務者との連携が十分に図られていないケース	57
(2) 行政側の問題点	58
① 事業用の土地や家屋の新規取得があるにも関わらず、「資産の増減なし」として申告するケース	58
② 事業用の土地や家屋の新規取得はないが、事業用資産の新規取得があるにも関わらず、「資産の増減なし」として申告するケース	58
4 適正な申告として処理して良いか?	58
(1) さらに申告内容の確認が必要か?・申告内容は適正か?	58
① 実地調査(立入調査)について、人員不足から調査が実施できていないケース	58
② 実地調査(立入調査)について、担当職員の知識・経験不足から調査が実施できていないケース	59
③ 税理士と納税義務者との連携が十分に図られていないケース	59
(2) 実地調査(立入調査)の実施へ	59
〈参考〉	
償却資産申告書の提出について・固定資産に係る不申告に関する過料(条文)	60

第2章 実地調査の準備	61
1 実地調査について	61
(1) 実地調査の根拠	61
(2) 実地調査の必要性	62
(3) 実地調査の内容	62
(4) 調査の種類	62
まとめ	64
2 実地調査計画の策定	65
(1) 実地調査計画の必要性	65
(2) 実地調査計画の策定	65
(3) 実地調査の時期	66
まとめ	66
3 調査対象者の選定	67
(1) 調査対象者の選定方法	67
① 決定価格規模別に選定する方法	67
② 業種別に選定する方法	67
③ 所在地域別に選定する方法	67
④ 申告内容に疑義があるものを選定する方法	67
⑤ 未申告のものを選定する方法	67
⑥ 免税点以下の事業者を選定する方法	68
(2) 調査対象者の決定	68
まとめ	69
4 事前準備	70
(1) 担当者としての心構え	70
(2) 申告者についての事前準備	70
① 償却資産申告書の内容確認	70
《検討事例》＜ケース1～5＞	71
《業種別の課税対象償却資産の例示》	76
② 法人住民税の申告状況の確認	77
③ 国税資料との照合	77
④ 一般的留意事項	80
(3) 未申告者の把握	81
まとめ	81
第2章の要点	82
第3章 実地調査の実施	86
1 調査に際して	86
(1) 調査日の調整	86

(2) 調査依頼の際の連絡事項	86
(3) 応接のマナー	87
(4) 訪問する前の心構え	88
まとめ	90
2 依頼方法	92
(1) 調査依頼	92
(2) 書類の提出依頼	95
まとめ	98
3 調査の実施	99
(1) 現地に到着してから帳簿調査に入るまでの流れ	99
(2) 提出された帳簿等の調査	101
① 法人等の事業概要等の聴取	101
② 減価償却資産明細書等のチェック	101
(3) 事例研究	104
(4) 現物確認調査	116
まとめ	118
4 申告誤り等	119
(1) 申告誤り等をしやすい資産	119
① 電気設備等	119
② 工場等の工業用水道、動力配線設備、構築物等	120
③ 社員食堂、社員寮、病院等の厨房設備	120
④ 社員寮等福利厚生施設で使用されている資産	120
(2) 申告誤り等をした資産の原因究明	120
① 企業の組織上の問題による場合	121
② 経理システムの問題による場合	121
③ 企業あるいは経理担当者の認識不足による場合	121
(3) 申告誤り等の訂正・指導	122
① 申告の指導	122
② 調査後の事務予定	123
まとめ	126
第3章の要点	127
第4章 実地調査の事後処理	128
1 実地調査結果のとりまとめ及び調査結果の通知	128
(1) 「実地調査報告書」の作成	128
(2) 「固定資産税（償却資産）調査結果のお知らせ」の作成及び通知	129
まとめ	129
2 価格等の決定・修正及び税額の変更に係る事務	130

(1) 決定・修正する価格等及び税額の確認	130
(2) 電算入力及び決裁	131
(3) 価格等の修正及び税額の変更の通知	133
まとめ	133
3 その他の留意事項	134
(1) 関係書類の保存	134
(2) 翌年度申告書のチェック	134
(3) 調査未済分の処理	134
まとめ	134
第4章の要点	135

[第2部]「これから実地調査を始めるために」に関する質疑応答

1 「固定資産の実地調査」	65
2 「実地調査なしに課税することの適否」	79
3 「質問検査権」	88
4 「減価償却資産明細書等を調査する理由」	96
5 「電算申告をしている者の減価償却資産明細書等を調査する理由」	96
6 「減価償却資産明細書等を送付できない場合」	96
7 「減価償却資産明細書等の写しの送付期限」	97
8 「非課税資産の調査」	97
9 「照合事務における建築設備の考え方」	117
10 「申告誤り等が判明した場合の申告書の取扱い」	122
11 「実地調査後の注意点」	123
12 「遡って課税が必要な場合」	132

[資料編]

○ 償却資産に係る課税標準の特例規定等一覧表（令和7年度）	143
○ 償却資産関係用語集	149
○ 固定資産評価基準（抄）	188
○ 減価率及び減価残存率表（抜粋）	193
○ 償却資産申告書（償却資産課税台帳）	194
○ 法人税申告書様式（抜粋）	197
○ 家屋と償却資産の区分整理表	207
○ 地方税法の施行に関する取扱いについて（市町村税関係）（抄）	217
○ 地方税法第343条第9項の適用に関する留意事項等について	220
○ 家屋の建築設備の評価上の取扱いについて	223

索引	225
----	-----

凡 例

1 法令名等略称

法…………… 地方税法

令…………… 地方税法施行令

取扱通知…………… 地方税施行に関する取扱いについて（市町村税関係）

2 条項号の表示

根拠条文を（ ）書で示す場合は、条をアラビア数字、項を○囲みのアラビア数字、号をローマ数字で、次の例のように記述しています。

（例） （法348②Ⅲ……地方税法第348条第2項第3号）

3 本文中のゴシック体（太字）の用語

償却資産関係の重要な用語でP225以降の「索引」に掲載されています。

索引の用語右横の番号のページに詳しい説明があります。

（例） **償却資産**…………… 168, 188

第 1 部

償却資産の基礎知識

第1章 償却資産について

1 課税客体となる償却資産

(1) 課税客体となる償却資産

① 固定資産税における償却資産

固定資産税の課税客体となる償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産（鉱業権、漁業権、特許権その他の無形減価償却資産を除く。）でその減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含む。）をいうものとされている。

ただし、使用可能期間1年未満又はその取得価額が10万円未満の減価償却資産で法人税法等の規定により一時に損金に算入するもの及び20万円未満の減価償却資産で法人税法等の規定により事業年度ごとに一括して3年間で償却を行うことを選択したもの（貸付けの用に供した資産については令和5年4月1日以降は貸付けを主要な事業として行っている者に限る。）並びに自動車税の種別割の課税客体である自動車及び軽自動車税の種別割の課税客体である原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車などは償却資産から除くものとされている（法341IV、令49）。なお、ファイナンス・リース取引に係るリース資産で、その所有者が取得した際の取得価額が20万円未満のものについては、平成20年4月1日以降、課税客体となる償却資産から除かれている。

② 企業会計、税務会計における減価償却資産との比較

税務会計においては、減価償却資産についてその償却費として損金に算入する額は、企業の確定決算において減価償却費として損金経理した金額のうち、政令で定めるところにより計算した金額（償却限度額）に達するまでの金額（減価償却費の上限の額）とされている（法人税法31）。また、本来、減価償却資産の耐用年数は法人自らが適切に見積もって決定することとなるが、法人税法に規定する償却限度額を減価償却費として処理する場合においては、耐用年数に不合理と認められる事情のない限り、税法上の法定耐用年数を用いることが認められており、多くの企業が法人税法に定められた耐用年数を用いている。このことから、企業会計と税務会計における減価償却資産の意義は、ほぼ同様である。

そこで、税務会計における減価償却資産と固定資産税における償却資産の意義を比較してみると、両者の相違点は次のとおりである。

ア 事業の用に供する建物については、税務会計において減価償却資産とされるが、固定資産税においては、たとえ事業用のものであっても、別個に家屋として取り扱われるから、償却資産には該当しない。なお、事業用の建物の附属設備については、附属設備の種類、実態等により家屋の一部として家屋に含めて評価するか、

償却資産として別個に取り扱うかを区分することとなる。

- イ 無形減価償却資産は、固定資産税の課税客体となる償却資産から除かれる。
- ウ 牛、馬、果樹その他の生物（観賞用、興行用その他これらに準ずる用に供する生物を除く。）は、固定資産税の課税客体となる償却資産から除外する取扱いとされている。
- エ 固定資産税における償却資産からは、自動車税の種別割の課税客体である自動車及び軽自動車税の種別割の課税客体である軽自動車等は除かれる。

(2) 課税客体となる償却資産の要件

固定資産税の課税客体となる償却資産とは、次の要件を備えるものでなければならない（法341IV）。

固定資産税の課税客体となる償却資産の要件は、（丸数字はP4～15の項目と対応）
1 土地及び家屋以外の <u>事業の用に供すること</u> ① <u>ができる</u> ② <u>資産であること</u> ③。
2 鉱業権、漁業権、特許権その他の <u>無形減価償却資産</u> ④ でないこと。
3 <u>その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるもの</u> ⑤ のうち、 <u>その取得価額が少額である資産その他の政令で定める資産</u> ⑥ 以外のもの（ <u>法人税又は所得税を課されない者が所有するもの</u> ⑦ を含む。）であること。
4 <u>自動車税の種別割の課税客体である自動車及び軽自動車税の種別割の課税客体である軽自動車等</u> ⑧ でないこと。

固定資産税の課税客体となる償却資産は、土地や家屋のように事業用であると非事業用であるとを問わず課税客体となるというのではなく、必ず事業の用に供することができるものでなければならない（なお、土地及び家屋との区分については項を改めて記す。）。

① 事業の用に供することの意義

- ア 「事業」とは一般に、一定の目的のために一定の行為を継続、反復して行うことをいうものであって、必ずしも営利又は収益そのものを得ることを直接の目的とすることを必要としない。そのため、いわゆる公益法人（一般財団法人、公益財団法人、公益社団法人等）の行う活動についても事業に該当する。
- イ 「事業の用に供する」とは、「事業を行ううえで、使用（利用）する」という意味である。そのため、同じ資産であっても「家庭専用として使用されている資産」や「販売用の商品として陳列されている資産（棚卸資産）」は「事業の用に供されている資産」とはいえない。

ただし、一つの資産を事業用にも家庭用にも使用している場合には、たとえ事業用に使用する割合が家庭用に使用される割合よりも小さい場合でも、その資産

全体が償却資産の課税客体となる。

ウ 「事業の用に供する」主体については、必ずしも所有者がその償却資産を自己の営む事業のために使用することを要件とするものではない。所有者自身は事業を行わず、これを他の者に貸し付けて、その他の者がこれを事業の用に供している場合等においても、償却資産として課税客体となる（この場合、その所有者が資産の貸付を事業としている者であるときは、貸し付けられた資産が貸付先で事業用に使われていると否とを問わず、その資産は課税客体となる。）。

エ 以上から、例えば企業の所有する社宅・寮その他の福利厚生施設などの器具備品、構築物なども償却資産として課税対象になり得るものであるが、これらの資産は直接その企業の本来の事業の用に供される性格の資産ではないため、申告漏れとなることがあり得るので、特に留意する必要がある。

オ **清算中の法人**については、事業を行っているとは認められないことから、その所有する資産も事業の用に供することができる資産とはいい難く、したがって一般的には償却資産の範囲に含まれないものである。

しかし、当該清算中の法人が自ら清算事務の用に供している資産及び他の事業者に事業用資産として貸し付けている資産は、事業の用に供しているというべきものであり、その性格において他の償却資産と異なることから、固定資産税の課税客体となるものである。

棚卸資産：

通常は、その価値を一時的・全部に売上原価又は製造原価に転化するもの（商品、消耗品、原材料、仕掛品、半製品など）をいう。原則として、償却資産の課税客体とならないが、以下の場合には課税客体となる。

1. 資産を撤去して、稼働できる状態のものを貯蔵品としたもの
2. 棚卸資産勘定としているが、現に事業の用に供しているもの

貯蔵品：

棚卸資産の中のひとつで、購入時に一旦費用として計上して期末まで残ったもので、当期の費用としないで次期に繰り越す際に戻入れするための勘定科目をいう。原材料や商品以外の切手、証紙、事務用品、消耗品等で、未使用の状態で一時的に貯蔵してあるものである。

注意点として、上記のように、棚卸資産（貯蔵品）であっても、事業の用に供することができ、本来は減価償却資産として経理されるべき資産は、固定資産税の課税対象となる。なお、貯蔵品は固定資産台帳に記載されていないが法人税の棚卸資産の内訳書等で確認できる。

清算中の法人：

解散によって本来の活動を停止し、後始末のため財産関係を整理する過程にある

法人で、その目的とする事業を継続することはできないが、清算事務遂行の範囲内でなお権利能力を有し、清算手続が終了したときに消滅する法人。

(事業の用に供する資産)

Q 1 家庭用の電気冷蔵庫は、事業の用に供する資産には該当しませんか。

A 1 償却資産の要件である「事業の用に供することができる資産」とは、「事業を行ううえで、使用（利用）されている資産」という意味です。したがって、小売店に商品として陳列されている電気冷蔵庫は事業の用に供されていることにはならないので、固定資産税の課税客体（償却資産）には該当しません。

しかし、同じ電気冷蔵庫であっても、それが例えば、レストランや喫茶店の厨房に設置されている場合には「事業の用に供されている」ことになるため、固定資産税の課税客体（償却資産）に該当することになります。

(非事業用にも使用している資産)

Q 2 所得税の減価償却費計算において、事業用として使用する割合が50%として、事業専用割合の50%分を減価償却費として計上している納税義務者がいますが、この場合の固定資産税の取得価額の考え方はどのようになりますか。

A 2 固定資産税における償却資産の価格（適正な時価）は、固定資産評価基準に基づき、取得価額（取得時において通常支出すべき金額）を基礎として評価されるので、一つの償却資産を課税される部分と課税されない部分に区分して取り扱うことはできません。したがって、このような場合に、取得価額の50%だけが課税されるのではなく、全体が課税されることとなります。

② 事業の用に供することができることの意義

ア 「事業の用に供することができる」資産であるということは、現に事業の用に供している資産が含まれることはもちろんのこと、事業の用に供する目的をもって所有され、かつ、それが事業の用に供できると認められる状態にあれば足りるものである。したがって、現に事業の用に供していないもの、例えば一時的に活動を停止し、遊休、未稼働の状態にある資産であっても、それが事業の用に供する目的をもって保有され、本来的に事業の用に供することができる資産である場合には、減価償却資産に該当し（法人税基本通達7-1-3）、課税客体となる償却資産に含まれる。

イ したがって、工場を新設し、機械装置の設置も終了して完成状態となったが、まだ稼働するには至らない場合等も、いわゆる**未稼働の資産**に該当し、課税客体となるものである。例えば、年末に完成し、翌年当初に落成式を行ったような場合も、賦課期日現在において事業の用に供することができる状態にあれば課税客

体となるので留意する。

遊休資産、未稼働資産：

一時的に活動を停止し、遊休状態にある資産（遊休資産）であっても、単に市場の景気変動、転用見込み、改造予定等のために、短期間稼働を中止しているものであって、それが事業の用に供する目的をもって所有され、かつ、事業の用に供することができる状態にある資産であれば、償却資産の本来の機能を喪失したものではないため、固定資産税の課税客体（償却資産）となる。

また、工場を新設し、完成したものの、まだ、稼働していない状態にある資産（未稼働資産）についても同様に固定資産税の課税客体（償却資産）となる（取扱通知第3章第1節四）。

（遊休資産）

Q 3 工場の移転に際し、その準備のため機械設備の動力配線等を取り外し、賦課期日を含む2ヶ月程度稼働休止の状態にある場合、この機械設備は課税客体となりますか。

A 3 固定資産税の課税客体となるべき償却資産の認定は、賦課期日現在におけるその資産の状況によって判断することとなります。固定資産税の償却資産とは、事業の用に供する目的をもって所有され、かつ、事業の用に供することができる状態にあれば足り、現に事業の用に供されているか否かは問わないこととされています。

質問の機械設備は、賦課期日現在稼働を停止しており、事業の用に供されていないわけですが、事業の用に供する目的で所有され、かつ、工場の移転後は再び使用することが予定されています。したがって、これらの機械設備は償却資産に該当し、課税客体となります。

ウ しかしながら、従来、償却資産として使用されてきたものが生産方式の変更、機能の劣化、旧式化等の事由によって現実には使用されなくなり、将来他に転用する見込みもないまま、解体又は撤去もなされず、原形をとどめている状態にある場合がある。このような場合には税務会計上**有姿除却**している（**用途廃止資産**）のであれば、課税客体となる償却資産には含めない。

（用途廃止資産：有姿除却）

Q 4 技術革新による資産の価値の低下により企業がその使用を廃止した資産であっても、解体・撤去されていない場合は課税客体となりますか。

A 4 これまで償却資産として使用されてきたものが、生産方式の変更、機能の劣化・旧式化等の理由により使用されなくなり、将来他に転用する見込みもないまま解体・撤去もなされない状態にある場合、これを**用途廃止資産**といいます。

この場合、現在使用されないばかりでなく、将来においても使用されないものですから、事業の用に供することができる資産とはいえず、償却資産には該当しません。質問の場合は、これに該当するものと思われます。

なお、税務会計においては、その使用を廃止し、今後通常の方法によっては事業の用に供される可能性がないと認められる固定資産については、解体等をしない場合であっても除却処理することが認められていますので、用途廃止資産の認定に当たっては、先ずこのような有姿除却の税務会計処理がなされているかどうかに着目する必要があります。また、今後通常の方法によっては事業の用に供される可能性がないかどうかは、あくまで個別の事実認定の問題ですから、用途廃止時における企業内部の決定、廃止後における動力系統の状況や維持補修の状況、経済状況その他状況の変化を見極めたうえで判断することになります。

③ 事業の用に供することとなった時期の判定

ア 賦課期日（1月1日）現在において事業の用に供することができる状態にあることが課税客体となる償却資産としての要件の一つであり、この点に関連して償却資産の「取得時期」の判定が極めて重要な問題となる。すなわち、一般的に資産の取得の時期は、その資産の所有権を取得した日であることはいうまでもないが、償却資産は、本来事業の用に供する資産であるから、単に所有権を取得したということだけでは償却資産を取得したとはいえない場合があり、このような場合には、事業の用に供することができる状態になってはじめて償却資産を取得したといえる。

イ 賦課期日現在において資産が事業の用に供することができる状態にあるかどうかの判定は、その資産の種類、機能、企業の形態、内容等を検討し、客観的な事実認定によって判断すべきものである。ただし、竣工及び使用について監督官庁の許認可を必要とするような償却資産については、その許認可があってはじめて事業の用に供することができること等を考慮し、許認可手続が特に遅れている等特別の事情がない限り、**賦課期日**現在においてその許認可があったものを事業の用に供し得る状態にあるものとして取り扱うことが適当である。

ウ 大規模な工場あるいは発電所の建設が行われる場合等には、**建設仮勘定**が設けられ、建設仮勘定から固定資産勘定への振替えが未完了のままその設備の運転が開始される場合があるが、建設仮勘定において経理されている資産であっても、それが賦課期日までに完成し、事業の用に供されている場合には、原則として、その部分が償却資産として課税客体となるものである（取扱通知第3章第1節七）。

一般的に建設仮勘定の整理は、経理上の都合等から期末に行われることが多く、そのため建設仮勘定中の設備が、経理上整理される前に稼働する事態となり、賦

課期日との関係から申告漏れとなる場合がある。速やかに精算し、固定資産勘定に振り替え、申告するよう求めるべきである。

許認可により取得時期が判定される資産の例示

1 鉄軌道事業用償却資産：

鉄道事業法第10条の規定による国土交通大臣の検査合格又は軌道法第10条の規定による都道府県知事の認可

2 船舶：

(1) 総トン数20トン以上の船舶：

船舶法第5条第2項又は第13条、第15条若しくは第16条の規定による船舶国籍証書の交付又は仮船舶国籍証書の交付

(2) 総トン数20トン未満の船舶：

小型船舶の登録等に関する法律第7条の規定による小型船舶登録事項通知書の通知

(3) 総トン数20トン未満の船舶で漁船法第2条第1項の漁船：

漁船法第12条第1項の規定による都道府県知事からの登録票の交付

3 航空機：

航空法第10条の規定による国土交通大臣の耐空証明書の交付

建設仮勘定：

事業の用に供する固定資産を建設又は製作する目的で直接間接に支出した金額を整理し、建設又は製作が完了した後において精算額をもって確定した固定資産勘定に振り替えるために設けられる仮勘定。その内容は、請負業者に対する前払金、土地・建物及び機械等の購入の前払金のほかに材料・部分品等で建設に使用した金額も含まれる。

④ 無形減価償却資産の除外

固定資産税においては、鉱業権、漁業権、特許権その他の無形減価償却資産は課税客体となる償却資産の範囲から除外することとされている。これは、次のような理由によるものである。

ア 無形減価償却資産は、有形固定資産のように資産が具体的に存在するものでないため、市町村の行政サービスとの受益関係が明らかでないこと

イ その価額を評価する場合の基準となるべきものが客観性に乏しいこと

ウ これらの無形減価償却資産となる諸権利を実現するために有形減価償却資産が存在するとも考えられること

無形減価償却資産の種類（法人税法施行令13Ⅷ、所得税法施行令6Ⅷ）

- ① 鉱業権（租鉱権及び採石権その他土石を採掘し又は採取する権利（②に掲げる無形固定資産を除く。）を含む。）
- ② 二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和六年法律第三十八号）第二条第八項（定義）に規定する試掘権
- ③ 漁業権（入漁権を含む。） ④ ダム使用权 ⑤ 水利権 ⑥ 特許権
- ⑦ 実用新案権 ⑧ 意匠権 ⑨ 商標権 ⑩ ソフトウェア ⑪ 育成者権
- ⑫ 公共施設等運営権（法人税のみ） ⑬ 樹木採取権 ⑭ 漁港水面施設運営権
- ⑮ 営業権 ⑯ 専用側線利用権 ⑰ 鉄道軌道連絡通行施設利用権
- ⑱ 電気ガス供給施設利用権 ⑲ 水道施設利用権 ⑳ 工業用水道施設利用権
- ㉑ 電気通信施設利用権（R7.4.1時点）

※ ⑩ソフトウェアは平成11年度までは**繰延資産**であったが、平成12年度から無形減価償却資産となった。

※ 平成28年度税制改正により、無形固定資産の範囲が改正され（旧所得税法施行令第6条）「熱供給施設利用権」が除外された。なお、個人が平成28年4月1日以前に取得した「熱供給施設利用権」については、従前どおりとされている。また、指定旧供給区域熱供給を行う「みなし熱供給事業者」に対し、熱供給を受けるための費用を負担し、その施設を利用して熱供給を受ける権利は、無形固定資産とみなすこととされている。

※ 令和2年4月1日国有林材の一部について、一定の区域（樹木採取区）において、一定期間・安定的に樹木を採取できる樹木採取権制度が創設された。

⑤ 減価償却額又は減価償却費が損金又は必要な経費に算入されるものの意義

その減価償却額又は減価償却費が「損金又は必要な経費に算入されるもの」とは、法人税又は所得税における所得の算定に当たって、現実にその減価償却額又は減価償却費が損金又は必要な経費に算入されているものはもとより、現実には損金又は必要な経費に算入されていないものであっても、本来損金又は必要な経費に算入されるべき性格のものであれば足りる。

このことから、例えば、企業が赤字決算、配当政策その他の事情により減価償却資産についてまったく減価償却を行わず、また、税務会計上減価償却額又は減価償却費を損金又は必要な経費に算入することが認められない場合であっても、現に減価償却を行っていないことをもって固定資産税の課税客体から除外されることにはならない。

なお、損金又は必要な経費に算入されるものの意義を以上のように解するため、**簿外資産、減価償却済みの資産、建設仮勘定中の資産**で事業の用に供されているものはいずれも償却資産に該当し、課税客体となるものである。（取扱通知第3章第1

節第 1 七)

生物：

法人税法施行令第13条第9号又は所得税法施行令第6条第9号に掲げる牛、馬、果樹その他の生物は、これらの資産の性格にかんがみ、固定資産税の課税客体とはしないものとされている。(取扱通知第3章第1節五)

ただし、観賞用、興行用その他これらに準ずる用に供する生物は、「工具、器具及び備品」として課税客体とされる。(法人税法施行令13VII、所得税法施行令6VII)

簿外資産：

簿外資産とは、企業において保管している総勘定元帳、固定資産台帳等の帳簿に記録されていない資産をいい、税務会計上、減価償却を行うことができないものである。

しかし、固定資産税上は、その資産が事業の用に供することができるものについては、本来減価償却可能な性格を有しており他の同種資産との均衡上からも償却資産として課税客体となるものである(取扱通知第3章第1節六)。

償却済資産：

法人税法又は所得税法においてその耐用年数を経過し、減価償却をし終わって、帳簿上は残存簿価である1円が計上されている償却済資産についても、本来的にはその減価償却額又は減価償却費が損金又は必要な経費に算入されるべきものであることから、事業の用に供することのできる状態にある限りは固定資産税の課税客体となるものである。税務会計における耐用年数は、物理的減価のみならず経済的陳腐化をも考慮して定められていることから、償却済資産でも実際に事業の用に供されている場合が多いことに留意する必要がある。

美術品等：

美術品等のように、時の経過によりその価値の減少しない資産は、減価償却資産に該当しないこととされている(法人税法施行令13、所得税法施行令6)。

したがって、このように減価償却を行わない美術品等は、固定資産税の課税客体としないが、法人税及び所得税の取扱いにおいて、減価償却資産に該当するとされるものは固定資産税の課税客体となる。

「時の経過によりその価値の減少しない資産」の判定の基準は、次のとおりである(法人税基本通達7-1-1、連結納税基本通達6-1-1、所得税基本通達2-14)。

- (1) 古美術品、古文書、出土品、遺物等のように歴史的価値又は希少価値を有し、代替性のないもの
- (2) (1) 以外の美術品等で、取得価額が1点100万円以上であるもの(時の経過によりその価値が減少することが明らかなものを除く。)

以上のことから、次のものは減価償却資産として取り扱う。

① 取得価額が1点100万円未満であるもの

(時の経過によりその価値が減少しないことが明らかなものを除く。)

② 取得価額が1点100万円以上のものであっても、時の経過によりその価値が減少することが明らかなもの

なお、上記取扱いは、平成26年12月19日付の法人税基本通達及び連結納税基本通達の一部改正並びに所得税基本通達の一部改正によるものであり、平成27年1月1日以後に取得をする美術品等について適用し、同日前に取得をした美術品等については従前の例(書画骨とう)によるものである。

⑥ 少額の減価償却資産の取扱い

ア **少額の減価償却資産** 税務会計においては、少額の減価償却資産(使用可能期間が1年未満又はその**取得価額**が10万円未満である減価償却資産)(貸付け(主要な事業(業務)として行われるものを除く。)の用に供したものを除く。))を事業の用に供した場合において、

(ア) 法人がその資産の取得価額に相当する金額についてその事業の用に供した日の属する事業年度において損金経理をしたときは、その損金経理をした金額はその事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入することとされている(一時に損金算入)。なお、法人が少額の減価償却資産を損金経理するか減価償却するかは任意で選択出来る。

(イ) 個人事業主の場合は、少額の減価償却資産の取得価額に相当する金額は、必ず必要経費に算入することとされている(減価償却は出来ない)。

イ **一括償却資産の3年償却** 税務会計においては、取得価額が20万円未満(個人の場合は10万円以上20万円未満)の減価償却資産(貸付け(主要な事業(業務)として行われるものを除く。)の用に供したものを除く。)を事業の用に供した場合において全部又は特定の一部を一括し、その一括した減価償却資産(**一括償却資産**)の取得価額の合計額(一括償却対象額)をその業務の用に供した年以後三年間の各年の費用の額とする方法を選択することが出来る。この場合の事業年度ごとの必要経費の額は、一括償却対象額の3分の1の額となる。

ウ **固定資産税における取扱い** アの少額の減価償却資産及びイの一括償却資産の3年償却を選択した場合は、課税客体としないものとされている。

なお、**ファイナンス・リース取引に係る少額の減価償却資産の取扱い**は、平成19年度税制改正において、法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産(ファイナンス・リース取引に係るリース資産)で、当該リース資産の所有者が当該リース資産を取得した際における取得価額が20万円未満のものについても、平成20年4月1日以降、課税客体としないものとされている。この改

正は、税務会計においては「少額の減価償却資産の取得価額の損金算入」及び「一括償却資産の取得価額の損金算入」の対象からリース資産を除いており、固定資産税において引き続き課税客体としないため設けられたものである。

償却方法と取得価額による課税対象の一覧

固定資産税（償却資産）において課税の対象から除外する、いわゆる「少額資産」は、地方税法の規定（法 341 IV、令 49）により、①取得価額 10 万円未満の資産のうち一時に損金算入したもの、②取得価額 20 万円未満の資産のうち一括償却資産の 3 年償却したもの及び③法人税法第 64 条の 2 第 1 項・所得税法第 67 条の 2 第 1 項に規定するリース資産で取得価額 20 万円未満のもののみをいう。

このことから、④租税特別措置法を適用して損金算入した資産については、固定資産税（償却資産）の課税の対象となる。

償却方法	取得価額			
	10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上
① 一時損金算入 ^{※1}	申告対象外			
② 3年一括償却 ^{※1}	申告対象外			
③ リース資産	申告対象外		申告対象	
④ 中小企業特例 ^{※1 ※3}	申告対象			
⑤ 個別減価償却 ^{※2}	申告対象			

- ① 法人税法施行令第133条第1項、所得税法施行令第138条第1項
- ② 法人税法施行令第133条の2第1項、所得税法施行令第139条第1項
- ③ 法人税法第64条の2第1項・所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産
- ④ 租税特別措置法第28条の2、第67条の5、旧租税特別措置法第67条の8ほか
- ⑤ 個別に減価償却しているもの。取得価額が10万円未満の資産であっても、一時に損金算入せず個別に償却しているものは固定資産税の課税対象となる。（法人のみ。個人は取得した年の経費に全て算入される（※2参照））。

※1 上記①・②・④の償却方法について、令和4年1月1日以降に取得した資産のうち、貸付（主要な事業として行われるものを除く。）の用に供する資産は、当該償却方法の対象外。

※2 個人の場合は、平成10年4月1日以後開始の事業年度に取得した10万円未満の資産（令和4年4月1日以降に取得した貸付（主要な事業として行われるものを除く。）の用に供する資産を除く。）はすべて必要経費となるため、個別に減価償却することはない（所得税法施行令第138条第1項）。

※3 ④中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入特例
青色申告法人である中小企業者等が、取得価額が30万円未満である減価償却資産を事業の用に供した場合には、その取得価額に相当する金額を損金の額に算入することができる（取得価額の年間総額、従業員数、前3事業年度の平均所得等の条件あり）。

※ **圧縮記帳**後の一括償却資産等について
法人税法においては**圧縮記帳**後の額が20万円未満となる場合は一括償却、10万円未満の場合は少額資産（一時に損金算入）として処理できるが、固定資産税の取得価額の算定では圧縮記帳は認められないので、（補助金等の額など圧縮記帳に認められた額を）取得価額に含めてこれを算定する。

⑦ これに類する資産で法人税又は所得税を課されない者が所有するものの意義

「法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含む」とは、法人税法又は所得税法において非課税とされている法人又は個人は、税法上の所得計算を行う必要がないが、これらの者が所有する減価償却額又は減価償却費が損金又は必要な経費に算入されるべき性格を有する資産が固定資産税の課税客体とならないのでは、同種の資産を有する者との負担の均衡を失うので、これらの資産をも固定資産税の課税客体となる償却資産として取り扱う趣旨である。

⑧ 自動車税の種別割の課税客体である自動車又は軽自動車税の種別割の課税客体である軽自動車等の除外

ア 自動車税の種別割は、自動車の所有者に対し、その自動車の主たる定置場が所在する都道府県において課する税である（法146①）。その性格は、本来固定資産税に代わる個別的財産課税の一種であり、自動車という特定の財産に対して課されるものであるが、同時に、自動車が必然的に道路を使用する財産であるという特性からして、これに道路損傷負担金の要素も考慮に入れている。

イ 軽自動車税の種別割は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車又は二輪の小型自動車の所有者に対し、これらの軽自動車等の主たる定置場が所在する市町村において課する税である（法443条）。その性格は、固定資産税に代えて課されるべき個別的財産課税の一種であるといえることができるが、同時に、道路損傷負担金としての性格をも有している。

ウ 自動車税の種別割の課税客体である自動車並びに軽自動車税の課税客体である原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車は、その資産の性格上、本来は償却資産の範囲に含まれるべきものであるが、自動車税の種別割及び軽自動車税の種別割との二重課税を避ける必要性から固定資産税の課税客体となる償却資産からは除外されている。

したがって、ナンバープレートを取得せずに使用されている自動車又は軽自動車等であっても、自動車税の種別割又は軽自動車税の種別割の課税客体となるため、固定資産税の課税客体となる償却資産からは除かれる（例：自動車運転教習所の構内専用普通自動車、工場の構内で使用する小型特殊自動車（フォークリフト））。

エ 道路運送車両法第3条にいう大型特殊自動車は、本来道路運送の用に供するというよりは、むしろ、例えば建設等のための機械としての効用を発揮することを主たる目的とし、たまたま車輪や無限軌道をもって陸上を移動することができるにすぎないものであるため、道路損傷負担金的な性格を併せ持つ自動車税の種別割の課税客体に含めることは適当ではなく、固定資産税の課税客体となる償却資産として取り扱うべきものとされている。ただし、小型特殊自動車は軽自動車税の課税客体であるので、固定資産税の課税客体からは除かれる。なお、道路運送

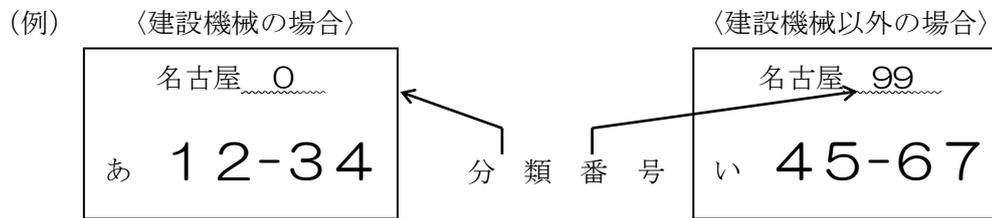
車両法第3条、同施行規則第2条別表第1により大型特殊自動車と小型特殊自動車の区分は次のとおりである。[⇒自動車]

(参考) 大型特殊自動車の分類番号

課税客体となる大型特殊自動車は、自動車登録番号の分類番号により区分される。<自動車登録規則別表第二(第13条関係)>

- 1) 分類番号 0、00～09、000～099、00A～09Z、0A0～0Z9、0AA～0ZZ
…… 大型特殊自動車のうち、建設機械に該当するもの
- 2) 分類番号 9、90～99、900～999、90A～99Z、9A0～9Z9、9AA～9ZZ
…… 大型特殊自動車のうち、建設機械以外のもの

※ 大型特殊自動車の把握は、一般財団法人 自動車検査登録情報協会が提供する「自動車検査登録情報サービス」があります。



自動車の構造及び原動機			自動車の大きさ			自動車の種別	償却資産
			長さ	幅	高さ		
イ	ショベル・ローダ、タイヤ・ローラ、ロード・ローラ、グレーダ、ロード・スタビライザ、スクレーパ、ロータリ除雪自動車、アスファルト・フィニッシャ、タイヤ・ドーザ、モータ・スイーパー、ダンパ、ホイール・ハンマ、ホイール・ブレイカ、フォーク・リフト、フォーク・ローダ、ホイール・クレーン、ストラドル・キャリヤ、ターレット式構内運搬自動車、自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車、国土交通大臣の指定する構造のカタピラを有する自動車及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車	自動車の大きさが右欄に該当するものうち最高速度15km/時以下のもの	4.70m以下	1.70m以下	2.80m以下	小型特殊自動車	非該当
		自動車の大きさが右欄に該当するものうち最高速度15km/時を超えるもの				大型特殊自動車	該当
		上記以外のもの					
ロ	農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、田植機及び国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車	最高速度35km/時未満のもの	—	—	—	小型特殊自動車	非該当
		最高速度35km/時以上のもの				大型特殊自動車	該当
ボール・トレーラ及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車						大型特殊自動車	該当

(注) 上表イに該当する自動車の場合は、最高速度15km/時以下、長さ4.70m以下、幅1.70m以下、高さ2.80m以下の4つの条件を1つでも超えると大型特殊自動車となり償却資産に該当します。長さ、幅、高さは直進姿勢で走行中使用されるすべての状態(後写鏡等の装置を取りはずした状態)の大きさをいう。(道路運送車両の保安基準の細目を定める告示84条)
上表ロに該当する自動車の場合は、大きさは問わず最高速度が35km/時以上であれば大型特殊自動車となり償却資産に該当します。

(課税客体)

Q5 会社で事業用に自転車を使用していますが、償却資産として申告する必要があるのでしょうか。

A5 原則として企業が現に当該自転車を減価償却資産として計上し、その減価償却額又は減価償却費を損金又は必要な経費に算入している場合に限り、償却資産として申告する必要があります。

なお、農家、小売商店等で同一の自転車を家事用にも使用している場合は、非事業用資産として取り扱います(取扱通知第3章第1節九)。

2 課税客体となる土地との区分

(1) 土地とは

固定資産税の課税客体となる土地とは、田、畑、宅地、塩田、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野その他の土地をいうものとされている（法341Ⅱ）。

(2) 土地と償却資産の区分

土地と償却資産の区分についての留意点は、次のとおりである。（構築物として取り扱うかがポイント）

- 1 土地に定着する構築物である岸壁、橋、さん橋、ドック、軌道（枕木、砂利等を含む。）、貯水池、坑道、煙突等〈法人税法施行令13〉は、一般的には償却資産とされる。
- 2 舗装道路すなわち道路の舗装部分（道路建設費のうち舗装部分の造成に要した費用）〈耐用年数通達2-3-10（耐用年数、コンクリート15年アスファルト10年）〉及び舗装路面すなわち工場の構内、作業広場、飛行場の滑走路、誘導路等の舗装部分〈耐用年数通達2-3-11（耐用年数、コンクリート15年アスファルト10年）〉は、構築物として償却資産とされる。なお、民間企業の経営する自動車道については、道路の舗装部分のみならず、原野、山林等を切り開いて構築した切土、盛土、路床、路盤、土留等の土工施設分〈耐用年数通達2-3-21（耐用年数、土造のもの40年）〉も構築物として償却資産に該当する。
- 3 立木、果樹、野菜等は、土地そのものとは考えられないので、課税客体となる土地には含めないが、同時に課税客体となる償却資産にも含めない扱いとされている。

(3) 土地との区分が紛らわしいもの

土地についての税務会計上の取扱いは次のとおりである。償却資産となるか否かは税務会計の処理に合わせて取り扱うことを基本とする。

① 土地についてした防壁、石積み等の費用

埋立て、地盛り、地ならし、切土、防壁工事その他土地の造成又は改良のために要した費用の額は、税務会計上その土地の取得価額に算入するものとされているので、一般的には償却資産とはならない。ただし、土地についてした防壁、石垣積み等であっても、その規模、構造等からみて土地と区分して構築物とすることが適当と認められるものの費用の額は、税務会計上土地の取得価額に算入しないで、構築物の取得価額とすることができるとされている。また、上水道又は下水道の工事に要した費用の額についても、同様とされている。（法人税基本通達7-3-4）

② 砂利道等

表面に砂利、碎石等を敷設した道路及び路面は、構築物に該当し税務会計上減価償却資産とされている。〈耐用年数通達2-3-13（「舗装道路及び舗装路面」石敷のもの

の耐用年数15年) >

③ 緑化施設

緑化施設とは、植栽された樹木、芝生等が一体となって緑化の用に供されているものをいい、いわゆる庭園と称されるもののうち、花壇、植樹等植物を主体として構成されているものはこれに含まれる。また、緑化施設には並木、生垣等のもとより、緑化の用に供する散水用配管、排水溝等の土工施設も含まれる。〈耐用年数通達2-3-8の2 (その他の緑化施設 耐用年数20年) >

また、「緑化施設」のうち、工場緑化施設に該当するかどうかは、一の構内と認められる区域ごとに判定するものとし、その区域内に施設される建物等が主として工場用のものである場合のその区域内の緑化施設は、工場緑化施設に該当するものとする。工場緑化施設には、工場の構内等になされた植樹、芝生、花壇等のもとより、工場の構外に設置された緑化施設であっても工場の緑化を目的とすることが明らかなものも含まれる。〈耐用年数通達2-3-8の3 (工場緑化施設 耐用年数7年) >

④ 庭園

庭園とは、泉水、池、とうろう、築山、あずまや、花壇、植樹等により構成されているもののうち、緑化施設以外のもの〈耐用年数通達2-3-9 (庭園 耐用年数20年) >をいう。

⑤ 工場用地等の土工費

工場用地、道路等の建設その他土地の利用のために原野、山林等を切り開いた土木工事に要する費用(土工費)は、税務会計上土地の取得価額に含まれるので、償却資産とならない。ただし、土地を利用するためにした防壁、上下水道、石垣等であっても、その規模、構造等からみて土地と区分して構築物とすることが適当と認められるものについては、税務会計上減価償却資産とするか否かは企業の任意とされている。

⑥ 野球場、陸上競技場、ゴルフコース等の土工施設等

野球場、テニスコート、陸上競技場の暗きょ(地下に設けられた排水路)、アンツーカー等の土工施設及びゴルフコース等と分離して独立の構築物とみられるもの(橋、暗きょ、排水溝等)は、土地に含まれず構築物として償却資産となる。また、ゴルフコースの築山、池その他これらに類するもので、一体となってゴルフコースを構成するものについては、土地に該当する。〈耐用年数通達2-3-6 (「競技場用、運動場用、遊園地用又は学校用のもの」野球場、陸上競技場、ゴルフコースその他のスポーツ場の排水その他の土工施設 耐用年数30年) >その規模、構造等からみて、土地と区分して構築物とすることが適当な場合は、税務会計上償却資産とすることができる。なお、フェアウェイ及びグリーンの芝植え付け費は常時踏み荒らされ張り替えが頻繁に行われることから修繕費として処理されるため減価償却資産とならない。

3 課税客体となる家屋との区分

(1) 家屋とは

固定資産税における家屋とは、「住家、店舗、工場（発電所及び変電所を含む。）、倉庫その他の建物をいう。」とされている（法341Ⅲ）。

また、「家屋とは不動産登記法の建物とその意義を同じくするものであり、従って登記簿に登記されるべき建物をいう」と定義されている（取扱通知第3章第1節第1二）。

この「登記簿に登記されるべき建物」とは、「屋根及び周壁又はこれらに類するものを有し、土地に定着した建造物であって、その目的とする用途に供し得る状態にあるものでなければならない。」とされている（不動産登記規則第111条）。

したがって、固定資産税の課税客体となる家屋とは、一般的には、土地に定着して建造され、屋根及び周壁又はこれらに類するものを有し、独立して風雨を凌ぎ得る外界から遮断された一定の空間を有する建造物であり、居住、作業、貯蔵等の用途に供し得る状態にあるものをいうと解されている。

建物の要件

不動産登記規則第111条には「建物は、屋根及び周壁又はこれらに類するものを有し、土地に定着した建造物であって、その目的とする用途に供し得る状態にあるものでなければならない。」と規定されている。すなわち、一般的には建物と認められるには、以下の要件がすべて満たされることが必要である。

- ① 屋根及び周壁などの外気を分断するものを有すること。（外気分断性）
- ② 土地に定着したものであること。（定着性）
- ③ その目的とする用途に供し得る状態にあること。（用途性）

(2) 家屋と償却資産の区分

償却資産とは、「土地及び家屋以外の」事業の用に供することができる資産であるとされており、したがって、まず、上記の解釈から社会通念上家屋に該当するか否かを確認した上で、一般的には、これ以外の有形減価償却資産が償却資産であるといえる。

その構造からみれば構築物であり、効用からみれば家屋と考えられるような、家屋かどうかを定め難い建造物については、不動産登記事務取扱手続準則第77条の例示から類推し、その利用状況等を勘案して家屋であるか否かを判定することが適当である。

不動産登記事務取扱手続準則

（建物認定の基準）

第77条 建物の認定に当たっては、次の例示から類推し、その利用状況等を勘案して判定するものとする。

- (1) 建物として取り扱うもの

- ア 駐車場の乗降場及び荷物積卸場。ただし、上屋を有する部分に限る。
- イ 野球場又は競馬場の観覧席。ただし、屋根を有する部分に限る。
- ウ ガード下を利用して築造した店舗、倉庫等の建造物
- エ 地下停車場、地下駐車場又は地下街の建造物
- オ 園芸又は農耕用の温床施設。ただし、半永久的な建造物と認められるものに限る。

(2) 建物として取り扱わないもの

- ア ガスタンク、石油タンク又は給水タンク
- イ 機械上に建設した建造物。ただし、地上に基脚を有し、又は支柱を施したものを除く。
- ウ 浮船を利用したもの。ただし、固定しているものを除く。
- エ アーケード付街路（公衆用道路上に屋根覆いを施した部分）
- オ 容易に運搬することができる切符売場又は入場券売場等

なお、事業のために使用されている家屋であってその家屋の全部又は一部がそれに付設する構築物とその区分が明瞭でなく、その所有者の資産区分においても構築物として経理されているものについては、その区分の不明確な部分を償却資産として取り扱うことが適当であるとされている（取扱通知第3章第1節三）。

(3) 家屋の附帯設備（建築設備）について

家屋の附帯設備（建築設備）の中にも、家屋と償却資産を区分して取り扱うものがある。そこで、家屋に含めて評価するものとされている附帯設備（建築設備）について、以下に説明する。

固定資産評価基準第2章第1節

一～六 略

七 建築設備の評価

家屋の所有者が所有する電気設備、ガス設備、給水設備、排水設備、衛生設備、冷暖房設備、空調設備、防災設備、運搬設備、清掃設備等の建築設備で、家屋に取り付けられ、家屋と構造上一体となつて、家屋の効用を高めるものについては、家屋に含めて評価するものとする。

① 家屋に含めて評価する建築設備の意義

家屋に設置される設備は多種多様であるが、これらのうち家屋に含めて評価することとされている建築設備は、前掲の「固定資産評価基準第2章第1節七建築設備」に規定されているとおりである。その具体的な取扱いについては、「家屋の建築設備

の評価上の取扱いについて」(平成12年1月28日付け自治評第5号各都道府県総務部長あて自治省税務局資産評価室長通知) P223をもって示されているところである(②～④の下線部分はこの通知からの抜粋である。)

② 「家屋の所有者が所有する」ことの要件

「家屋の所有者が所有する」とは、家屋の所有者が当該建築設備の所有権を有するものであることをいう。

なお、家屋の所有者以外の者によって当該家屋に取り付けられたものが、毀損しなければ分離し得ない程度に、又は分離のために過分の費用を要する程度に結合している場合で、これらが当該家屋の構成部分の一部として他の部分と不可分一体をなし、各々について取引上独立性を失うに至るような場合には、付合した状態として民法第242条(不動産の付合)の規定に該当するため、当該家屋の所有者がその取り付けられたものの所有権を取得することとなるが、このようにして所有権を取得した場合も「家屋の所有者が所有する」に該当する。

民法第242条【不動産の付合】

不動産の所有者は、その不動産に従として付合した物の所有権を取得する。ただし、権原によってその物を附属させた他人の権利を妨げない。

③ 「家屋に取り付けられ、家屋と構造上一体となっている」ことの要件

家屋に施工される設備は、同一設備であってもその施工方法(取付方法)が異なるものがある。

評価基準においては、このような設備のうち、特に家屋に固定されて構造上一体となっているものについてのみ家屋に含めて評価することとされている。

したがって、同一の設備であっても、その設備の施工方法によって、家屋の評価に含めるものと含めないものが生ずることとなるが、その判定の方法については以下のとおりである。

ア 家屋の評価に含める建築設備は、当該家屋の特定の場所に固定されているものであること。

この判定に当たっては、まず、その建築設備の効用上、当然に家屋の一部に固定されるものであるかどうかを判断し、その後、その特定の場所に家屋の存続期間中、基本的に固定されるものであるかどうかを判断するものである。

したがって、当該設備が埋込方式又は半埋込方式により取り付けられているものなどは家屋の評価に含めることとなるが、取り外しが容易で、別の場所に自在に移動できるものは家屋の評価に含めないものである。

イ 壁仕上、天井仕上、床仕上等の裏側に取り付けられているものは、家屋に含めるものであること。

家屋に固定されていない配線等であっても、壁仕上、天井仕上、床仕上等の裏

側に取り付けられているものは、当該家屋と構造上一体となっているものとして家屋に含めるものである。

近年、建物のO A化に伴い、オフィスビル等においてフリーアクセス床の施工が多く見られるが、床仕上の裏側の配線等については、前記アのような取付状況になっていない場合もあるが、取り外しは容易ではなく、メンテナンス上固定しない場合もあることから、配線等が仕上の裏側に取り付けられているものは、家屋と構造上一体のもので取り扱うものである。

ウ 屋外に設置された配線・配管及び家屋から独立して設置された設備は家屋と構造上一体となっているものではないので、家屋に含めないものであること。

屋外に設置された電気の配線及びガス・水道の配管並びに家屋から独立して設置された焼却炉等は、家屋と構造上一体となっているものではないので、家屋に含めて評価する建築設備には当たらない。

エ 屋外に設置された設備であっても、配線、配管等により屋内の機器と一体となって一式の建築設備としての効用を発揮しているものについては、当該一式の建築設備について、家屋に含めるか否かを判定するものであること。

家屋の評価に含めるものとする建築設備か否かの判定は、衛生設備の衛生器具設備、電気設備の照明器具設備のように、そのものが単独で効用を発揮しているものについては、個々に行うものとし、2以上の機器が配管、配線等により一体となって一式の建築設備としての効用を発揮しているものについては、当該一式の建築設備について判定するものとされている。

したがって、例えば給水設備の給水タンクや空調設備の室外機などが屋外に設置されている場合であっても、配管、配線等により屋内の機器と一体となって一式の建築設備として家屋の効用を高めているものは、当該一式をもって判定するものである。

オ 消耗品に属するものは、家屋に含めないものであること。

家屋に含めて評価する建築設備と認定されるものの一部であっても、消耗品に属するもの、例えば、電気設備・照明器具設備における電球、蛍光管等については家屋に含めないものである。

④ 「家屋の効用を高めるもの」の要件

「家屋の効用を高めるもの」とは、当該建築設備を家屋に設置することにより、「家屋自体の利便性」が高まるものをいうものである。

家屋に設置される設備は、それぞれの家屋の目的とする機能を十分に発揮せしめるために設置されるものであり、基本的にそれぞれの家屋の利便性を高めるものであるが、家屋に含めて評価する建築設備について「家屋自体の利便性」を高めるものに限定している。したがって、特定の生産又は業務の用に供されるものは、家屋の評価に含めないものである。

家屋に設置される設備のうちには、必ずしも家屋自体の効用と関係のない他の目的のために設置されるものがある。例えば、工場等のように物の生産、加工を業とする者がその業務のために使用する家屋には、通常の家屋に設置される設備のほか、物の生産、加工のために必要とされる設備が設置されるものである。具体的には、店舗のネオンサイン、病院における自家発電設備、工場における受変電設備、冷凍倉庫における冷凍設備、ホテルにおける厨房設備、洗濯設備等がこれに該当するものである。このような設備については、固定資産税における償却資産の課税客体となるが、家屋としての評価には含めないものである。

(4) 改装等に伴う建築設備等の更新、新設について

既存の自己所有家屋の老朽化や用途変更、改装等に伴い建築設備が更新や新設される場合があるが、「家屋の所有者が所有」し、「家屋に取り付けられ、家屋と構造上一体となって、家屋の効用を高める」ものについては、たとえ、当初の家屋評価に含まれていないとしても、これらのものは、家屋の課税客体であって、償却資産とはならない。

また、自己所有家屋についてした内壁仕上や外壁仕上等の更新についても同様のものは、家屋の課税客体であって、償却資産とはならない。

(5) 家屋の附帯設備（建築設備）と償却資産の区分について

附帯設備（建築設備）を家屋として評価するか償却資産として評価するかについては、前記(3)を踏まえつつ、個々の資産の取り付けられている状況等に留意し、必要に応じて家屋評価担当職員に確認するなどした上で、判断する。

なお、一般的に償却資産となると考えられる事例は以下のとおりである。

① 内装工事

ア 可動間仕切り、移動間仕切り、パーテーション

間仕切り等の本体が天井部分まで届いていないものは償却資産になる。この場合、天井付近の一部が開放されていても取付支柱が天井に固定されていれば家屋の評価対象になる。

単に移動を防止する程度に家屋に取り付けられたもので、いわゆる「つい立て」程度の簡易なものは、償却資産になる。

イ ブラインド、カーテン、郵便受、宅配ボックス、駐輪機等は、独立した器具・備品に該当するので償却資産になる。

② 特定の生産又は業務用設備等

ア 特定の生産活動を行うために必要な動力源、熱源、水処理、汚水処理、冷却、照明等の用に用いられる、ボイラー、動力配線・配管、コンセント、ガス配管、給排水配管、給排気設備、エア配管、油配管、照明設備等及びその付属設備は、償却資産になる。例えば、工場内で製造用機械を動かすための動力配線設備、ガスバーナー用のガス配管、工業用水道配管や汚水配管、精密機械工場内の空調設

備や集塵設備、熱処理用のボイラー設備、コンピュータ室（人が作業することが想定されない部屋）に設置されている大型コンピュータを冷却するための専用空調設備等が該当する。

ただし、事務室の照明用電気配線や生活用の上下水道配管、冷暖房用空調配管、ガス配管等は家屋の評価対象になる。

なお、例えば、冷凍倉庫における冷凍設備、ホテルや病院における厨房設備、洗濯設備等は償却資産に該当する。



パーテーション



ホテルや病院における厨房設備

イ 生産用（工場用）又は一般用（事務所ビル、賃貸マンション、寮、福利厚生施設等）を問わず、電気設備のなかで受変電設備、蓄電池設備、発電機設備は償却資産になる。



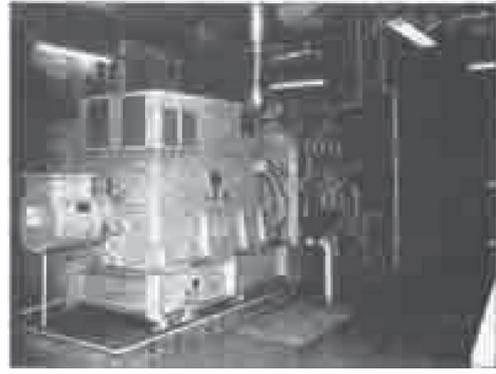
受変電設備（電気室型）



受変電設備（キュービクル型）



蓄電池



自家発電機

ウ 受変電設備、発電機設備、製造用機械、プレス機等を備え付けるための基礎工事については、特定の生産用設備の付属設備に該当するので償却資産になる。

ただし、家屋の評価対象となる設備を構成する機器（事務所ビルの空調用ヒートポンプ、高架水槽、消火ポンプ等）を設置するための基礎工事・架台工事等は家屋の評価対象になる。

③ 屋外構築物

ア 屋外に設置されている物置、自転車置場、ポンプ小屋、ゴミ置場等は、原則として屋根及び周壁又はこれに類するものを有し土地に定着していると認められるものの場合は、家屋として評価の対象となるが、それ以外の場合で事業の用に供されているものについては構築物として償却資産になる。

例えば、スチール製の小さな物置で「地面の上に単に置いてあるもの」「移動を防止するためにボルト等で簡単に止められている程度のもの」「ブロックの上に単に置いてあるようなもの」等は、土地に定着していないものと考えられるので償却資産になる。



物置

イ 渡り廊下、通路、上屋は、これらに取り付けられている家屋と構造上一体となっているものであれば家屋として評価する。しかし、既存の建物とは独立して築造されている場合には、償却資産に該当する場合がある。

なお、駐車場の乗降場及び荷物積卸場の上屋を有する部分は家屋となる。

ウ 屋外にある手洗場、電気配線、上下水道、ガス配管、電力引込線や外灯などの屋外電気設備、門、塀、花壇等は、屋外構築物となるので償却資産になる。

エ ネオンサイン、広告塔、航空障害灯、ライトアップ工事、ビルの名称を表示した箱文字等は、家屋自体の効用（利便性）を高めるものには該当せず償却資産になる。



広告塔

オ 屋外に設置された給水設備の給水タンク・高架水槽、空調設備の室外機（空調設備については、配管が壁仕上、天井仕上、床仕上等の裏側に取り付けられているものに限る）、給湯式浴槽に給湯する給湯器等であっても、屋内の機器と一体となって一式の設備として効用を発揮しているものについては、家屋の評価対象となる。

一方、家庭用タイプのエアコンの室外機（配管が壁仕上、天井仕上、床仕上等の裏側に取り付けられていないもの）は、室内機及び配管ともに家屋の評価対象とはならない。



高架水槽



パッケージ型空調機

カ 展示用モデルハウス、展示用モデルルーム

一般的にはハウジングセンター（住宅展示場）内に建築されている展示用モデルハウスについては、長期間展示されているものが多く、この場合には家屋として課税客体となる。

一方、マンション新築時に建築される展示用モデルルームは、建築場所の敷地内あるいは建築場所とは異なる場所（例えば駅前など）に造られ、比較的短期間で取り壊される場合が多いため、賦課期日現在、モデルルームが存在する場合には固定資産税上では家屋として評価すべきなのか、構築物として償却資産に該当するのかが問題となる。そのため、新築時及び年末確認時に所有者から取り壊し予定日を聴取し、当該モデルルームが家屋としての要件を備え、かつ新築時から起算しておおむね1年間以上存在する場合は家屋として評価し、それ以外の場合は償却資産として取り扱われることが一般的には多い。

すなわち、マンションの販売業者はこの展示用モデルルーム自体を商品としては販売しないため、展示用モデルルームは棚卸資産には該当せず、賦課期日現在モデルルームが存在していれば、それは新築するマンションの内部造作の仕様見本としての販売促進用広告物と認定できるので、上記の判断基準により家屋に該当する場合を除き償却資産になる。

次に、例えば、住宅建築業者が団地内で数戸の住宅建築販売を計画している場合において、まず、一棟だけ先に建て、これを顧客に対する建物及び内部造作の展示用仕様見本として使用し、展示期間終了後そのまま販売するような建物は、販売促進用ではなく、販売を目的とする商品になるので**棚卸資産**と考えられ償却資産には該当しない。ただし、この建物は永続的に存在するので、展示期間及び販売後も固定資産税上は家屋として課税されることになる。

④ 器具・備品

<家屋と償却資産とを区分する基準>

ア 電気・ガス・水道のメーター等の機器については、その設備は家屋の効用上必ずしも必要ではなく、保守監視等別途の役割を担う機器であるので償却資産になる。

イ 電話設備、放送設備、拡声設備については、その設備の配管及び配線部分は家屋として評価するが、電話機器、電話交換機、スピーカー、マイク、アンプ等は、器具・備品として償却資産になる。

ウ 防災設備（火災報知設備、消火栓設備、ドレンチャー設備、不活性ガス消火設備、泡消火設備等）については、原則として家屋の評価対象となる。

ただし、不活性ガス消火設備の中で、独立した資産となる消火ガスのボンベについては償却資産になる。

エ 吊戸棚、棚板、収納ボックス、カウンター、ベンチ、TEL台、TV台等は、造付のものであれば家屋の評価対象になるので、家屋との一体性、すなわち壁や床とこれらの一部分が一体になって造られており、容易に移動、取り外しできないような状態にあるかどうかを確認して判断することになる。

オ 不特定多数の人へのサービス設備としての停車場における列車やバスの発着表示、証券会社の株式価格表示装置は償却資産になる。

カ 室名札、階数表示板、避難誘導表示板のように広告看板としての性格のものでなく、家屋との一体性、すなわち壁等と一体となって造られており、容易に移動、取り外し出来ないような状態にあり、家屋の効用を発揮するために必要なものについては、家屋の評価に含まれる。

(6) 特定附帯設備の取扱いについて（法343⑩）

特定附帯設備とは、当該家屋の所有者以外の者（店舗のテナント等）がその事業の用に供するため取り付けられた家屋の附帯設備について、当該家屋の所有者が不動産の付合により所有することとなったものをいう。この場合、家屋の所有者が納税義務者となる。

しかしながら、当該家屋の所有者にとっては課税の原因が自らに起因しない事由によるものであり、また、当該附帯設備を使用収益している者は家屋の所有者ではなく当該附帯設備を取り付けた者であると考えられるため、課税関係を所有者課税の原則により、一律に取り扱うことが必ずしも合理的とはいえない場合がある。

このため、特定附帯設備については、当該取り付けられた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けられた者を所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分を償却資産とみなして固定資産税を課することができる。とされている。

① 「家屋の附帯設備」の範囲

具体的に法第343条第10項の「家屋の附帯設備」とは、固定資産評価基準第2章における建築設備及び特殊設備のほか、法施行規則第10条の2の15に規定するものであり、次のものが含まれる。

（木造家屋）外壁仕上、内壁仕上、床仕上、天井仕上、屋根仕上、建具

（非木造家屋）外周壁骨組、間仕切骨組、外壁仕上、内壁仕上、床仕上、天井仕上、屋根仕上、建具

② 「不動産の付合」

「不動産の付合」とは、家屋に取り付けられた附帯設備が、毀損しなければ分離できない程度に、又は分離のために過分の費用を要する程度に結合しており、これらが当該家屋の構成部分の一部として他の部分と不可分一体となり、各々について取引上独立性を失っているような場合をいう。

民法第242条【不動産の付合】

不動産の所有者は、その不動産に従として付合した物の所有権を取得する。ただし、権原によってその物を附属させた他人の権利を妨げない。

③ 「取り付けた者」の範囲

同項の「取り付けた者」には、特定附帯設備を自らの事業の用に供するために取り付けた者のほか、当該取り付けた者から、その法的地位を承継（包括承継、個別承継を問わない。）した者が含まれるものである。法的地位を承継した者としては、例えば、当該取り付けた者からの相続、賃借権若しくは営業の譲渡、当該取り付けた者が法人である場合における当該法人の合併若しくは分割、又は当該取り付けた者が個人事業者である場合における当該個人事業者のいわゆる法人成り等により、家屋の所有者に対して特定附帯設備を使用する権原を取得した者が該当する。

※ 道府県知事から市町村に通知される家屋の価格（法73条の21第3項）は、不動産取得税に法第343条第10項に対応する規定がないため、特定附帯設備に該当する部分の価格が含まれているので注意が必要である。ただし、当該価格から特定附帯設備に係る部分を控除した価格により通知される場合もあるので、確認が必要である。

地方税法第343条（固定資産税の納税義務者等）

1 固定資産税は、固定資産の所有者（質権又は百年より永い存続期間の定のある地上権の目的である土地については、その質権者又は地上権者とする。以下固定資産税について同様とする。）に課する。

2～9 略

10 家屋の附帯設備（家屋のうち附帯設備に属する部分その他総務省令で定めるものを含む。）であつて、当該家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けられたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより当該家屋の所有者が所有することとなつたもの（以下この項において「特定附帯設備」という。）については、当該取り付けられた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けられた者をもつて第1項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課することができる。

地方税法施行規則第10条の2の15（法第343条第10項の家屋の附帯設備）

法第343条第10項に規定する総務省令で定めるものは、木造家屋にあつては外壁仕上、内壁仕上、床仕上、天井仕上、屋根仕上又は建具とし、木造家屋以外の家屋にあつては外周壁骨組、間仕切骨組、外壁仕上、内壁仕上、床仕上、天井仕上、屋根仕上又は建具とする。

附帯設備（建築設備）の家屋と償却資産の区分について

設備の種類	家屋に含めるもの	償却資産とするもの
発電設備		自家用発電設備・受変電設備
動力配線配管設備	右記以外のもの	特定の生産又は業務用設備
電灯照明設備	屋内照明設備、分電盤及び分電盤から内側の配線・配管	ネオンサイン、投光器、スポットライト、家屋と分離している屋外照明設備
電話設備	配線・配管	電話機、交換機等の装置・器具類
電気時計設備		時計、配電盤等の装置・器具類
消火装置	消火栓設備、スプリンクラー	消火栓設備のホース・ノズル、消火器
中央監視装置		中央監視装置
避雷設備、換気設備、衛生設備	設備一式	
ガス設備、給排水設備	右記以外の設備	特定の生産又は業務用設備、屋外設備
冷暖房設備	家屋と一体となっている設備	ルームエアコン（取り外しが可能なもの）
厨房設備、洗濯設備	サービス設備以外の設備	顧客の求めに応じる（百貨店、旅館、飲食店、病院等）サービス設備
運搬設備	エレベーター、小荷物専用昇降機、エスカレーター設備	工場用ベルトコンベアー、垂直型連続運搬装置
間仕切	容易に取り外せないもの	つい立て程度のもの

(注) 上記はあくまでも参考であり、必ずしもこの例示によらない場合がある。
 また、「家屋に含めるもの」については、「家屋に取り付けられ、家屋と構造上一体となって」いることに特に留意を要する。

その他 家屋と償却資産の区分の例示について

課税客体		区分		条件又は理由等
		家屋	償却資産	
事業者 電気通信	電話ボックス		○	
	収容函（有線電話の交換所）		○	基礎等により土地に定着していない場合。
	中継函（無線電話の中継所）		○	
地下街	店舗部分	○		
	通路部分		○	
ガソリンスタンドの キャノピー	ビル又は事務所と一体のもの	○		
	〃 別のもの		○	
陸揚げされた船舶（別荘として使用）		○		基礎等により土地に定着している場合。
車庫・倉庫等	貨車又はコンテナ利用の倉庫	○		基礎等により土地に定着している場合。
	三方に周壁を有し、出入口が開放された車庫等	○		一般の車庫と変わらない機能を果たし得る場合。
	周壁なしの車庫、資材置き場		○	周壁等により外界と遮断された空間を有しない場合。
	布等の膜材料によるテント倉庫	○		基礎等を有し、屋根及び周壁に該当する部分が国土交通省基準（厚さ0.45mm以上、質量400g/m ² 以上、引張強さ400N/cm以上など）を満たしていること。
賃借人が附加した内装・附帯設備等	家屋と一体不可分のもの		○	地方税法第343条第10項を適用している場合。
	取り外し可能なもの		○	
ゴルフ練習場	打席部分に屋根及び周壁を有するもの	○		
	打席部分に屋根を有し、一方のみ壁を有するもの		○	周壁等により外界と遮断された空間を有しない場合。
農業用温室	合成樹脂板	○		基礎等を有し、屋根及び周壁に該当する部分が恒久的資材と認められること。
	ガラス	○		
	ビニールフィルム		○	恒久的な資材ではない場合。
組立式簡易家屋		○		土地に定着し、外気分断性、用途性を備えていること。
展示用モデル家屋		○		家屋としての要件を備えており、かつ賦課期日を含め相当期間（概ね1年以上）設置されていること。

(注) 一般的な区分の例示であり、必ずしもこの例示によらない場合がある。

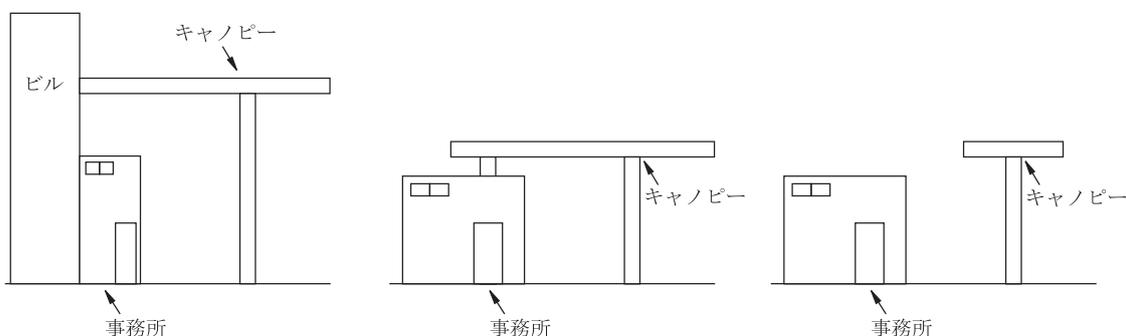
その他 家屋と償却資産の区分の例示について (つづき)

課 税 客 体		区 分		条 件 又 は 理 由 等
		家 屋	償 却 資 産	
冷蔵倉庫の防熱設備		○		家屋と一体不可分であること。
TV センター	ビルと展望台	○		
	鋼鉄アンクル(展望台支え部分)		○	

(注) 一般的な区分の例示であり、必ずしもこの例示によらない場合がある。

(参考) ガソリンスタンドのキャノピー

〈キャノピーの形態〉



1 (家屋に含めて評価)

2 (家屋に含めて評価)

3 (構築物として評価)

(注) 1 及び 2 のキャノピーに給油配管設備が施工されている場合には、当該設備は償却資産となる。

4 移動性・可動性償却資産

(1) 移動性償却資産

移動性償却資産とは、船舶、車両（鉄軌道用の車両、大型特殊自動車等）、航空機など自力によって移動することのできる償却資産をいう。

(2) 可動性償却資産

可動性償却資産とは、建設用機械、推進器のない浚渫船しゅんせつのように人力、他の機械力その他によって移動させることができるもので、かつ、工事現場や作業場等の移動に伴ってその所在が移動する償却資産をいう。

(3) 課税団体の認定

移動性、可動性償却資産については、法第389条第1項第1号に規定する償却資産として総務大臣が指定するものを除いて、その主たる定けい場又は定置場が所在する市町村が課税団体となる（法342②）。

この場合の主たる定けい場てい じょうとは、船舶の定けい場のうち主要なものをいい、船舶の発着地関係、旅客輸送関係、在泊時間、入港回数等の具体的事実に基づき総合的に勘案した結果、船舶航行の本拠地と認定されるべき場所をいう。その具体的認定に当たっては、賦課期日の属する年の前年中におけるてい泊日数により、その日数が最も多い定けい場をもって主たる定けい場とすることが適当とされている。

年間ほとんど外航にある場合又は多くの港湾に短時日ずつ定けいする場合等で、主たる定けい場が不明な場合には、定けい場所在の市町村で船籍港のあるものを主たる定けい場所在の市町村とみなす（法342②）。

船籍港とは、船舶所有者が船舶登記規則の定めるところによって船舶登記を行い、同時に船舶法の定めるところによって船舶原簿に登録をし、船舶国籍証書の交付を受ける地であって、船籍港の名称は市町村の名称によるものとされており、船籍港となるべき地は、船舶の航行し得る水面に接した市町村及び東京都特別区における区に限られ、原則として船舶所有者の住所又はその最寄りの地に定めることを要するものとされている。

また、主たる定置場てい ちじょうとは、車両、建設用機械等が通常定置される場所をいい、一般的にはその車両等が運行され、移動される際の本拠地となる場所をいう。したがって、単に賦課期日現在の資産の所在地をいうのではなく、賦課期日を含む相当の期間の現況によって判断することが必要となり、その資産の管理関係、作業終了後における帰投場所、作業中における常置場所等について総合的に勘案して認定する。

なお、短期間にその所在が転々と移動する資産で、かつ、一定の場所に賦課期日を

含む相当の期間所在するという実績が認められないものについては、その資産を管理する事務所、一定の作業終了後に引き上げられ常置されることが予想される場所等を総合的に勘案して認定する。

(移動性償却資産の課税団体)

Q 6 建設業を営む本社において、ブルドーザー等の土木建設用機械を管理し、工事がある都度本社から各出張所あてこれらを輸送し、工事の完了に伴い返送、修理・保管等を行っている場合、この土木建設用機械の課税は本社所在の市町村となるのでしょうか。

A 6 この場合、地方税法第342条第2項の規定により、定置場所在の市町村が課税団体となります。「主たる定置場」とは、車両、建設機械等が通常定置される場所をいい、一般的にはその車両等が運行され、移動される際の本拠地となる場所をいいます。質問のブルドーザー等の土木建設用機械は、本社において管理し、工事がある都度本社から各出張所あて輸送し、工事の完了に伴い返送して、本社において修理・保管等を行うことから、本社が当該機械の運行移動の本拠地的な場所、すなわち主たる定置場と認められますから、本社が所在する市町村において課税することとなります。

移動性又は可動性償却資産の例示

区 分	資 産	資 産 例 示
移動性又は 可動性償却資産	船舶、航空機、鉄軌道用の 車両、ケーブルカー	漁船、フェリー、輸送船、航空機、 鉄軌道用の車両、ケーブルカー
	土木建設用の機械設備、車 両運搬具及び金属製仮設 資材	浚 渫 船 (推進器を有しないもの)、 サイドポンプ、ミキサー、ブルドー ザー、パイルハンマー、シートパイ ル等
	気体、液体燃料、工業用原 料及び油脂類の精製販売に 使用されるドラム缶・ボン ベ等の容器類	プロパンガス、アセチレンガス、フ レオンガス、液体酸素、圧縮酸素等 のボンベ及び油脂類のドラム缶、輸 送用タンク等
	倉庫業、運送業用の特殊自 動車及びコンテナ類	フォークリフト、コンテナ、ポータ ブルコンテナ、魚缶等

第2章 固定資産税の納税義務者

1 通常の場合の納税義務者

- (1) 原則 固定資産税は、固定資産の所有者に対して課税する（法343①）。

〈ワンポイント〉

固定資産税は、原則として固定資産の所有者に課税される。したがって、固定資産税の課税客体の一つである償却資産の納税義務者は、通常の場合、償却資産の所有者である。

- (2) 償却資産の所有者

償却資産の所有者とは、償却資産課税台帳に所有者として登録されている者をいい、この償却資産課税台帳に登録すべき所有者は、当該年の1月1日現在における償却資産の現実の所有者をいう（法343③）。

- (3) 共有物の所有者

共有物とは、二以上の者が同一の物に対して共同して一定の割合で一的所有権を有しているものをいう。共有物についての固定資産税は、共有者が連帯して納付する義務、つまり連帯納税義務を負う（法10の2①）。

- (4) 連帯納税義務

連帯納税義務とは、複数の納税義務者が同一の納税義務を連帯して負担することをいい、民法の連帯債務に関する規定（民法436, 437, 441～445）が準用される（法10）。

2 特殊な場合の納税義務者

- (1) 所有権留保付売買資産の納税義務者

① 所有権留保付売買資産とは

所有権留保付売買資産とは、建設用機械その他各種の償却資産について割賦販売が行われる場合等に、買主がその償却資産を使用することはできるが、その所有権は販売代金が完済されるまで売主に留保される旨の条件が付される資産をいう。

② 償却資産の取扱い

所有権留保付売買資産については、買主が事業の用に供していれば、課税客体となる。また、その所有権は本来売主に留保されるが、固定資産税の賦課徴収に関しては、その償却資産は売主及び買主の共有物とみなされ（法342③）、売主及び買主はその償却資産の固定資産税について連帯納税義務を負う（法10の2①）。

③ 実務上の取扱い

上記②からすれば、所有権留保付売買の償却資産については、売主又は買主に対し、納税通知書の発付、督促及び滞納処分をすることができる。しかし、現実には所有権留保の主な目的が販売代金債権を担保することにあること、税務会計においても買主がその償却費を損金に算入することが認められていること等の理由から、原則として買主が申告を行い、買主に対して課税するものとされている。

〈ワンポイント〉

所有権留保付売買資産は、実務上、社会の納税意識に合致するよう、原則として、買主に課税する。(取扱通知第3章第1節十)

(2) リース資産の納税義務者

① リース資産と納税義務者

リース取引には、コピー機・パソコン等を例えば1年のリース契約により導入し、期間満了後にリース会社に返還するといった**オペレーティング・リース**の形態と、機械・設備等を必要とする特定の相手方にリース会社が購入資金の貸付の代わりに機械等を長期間賃貸し、期間中一定の料金の支払いを受け、その期間を通じて相手方から物件の価格と金利相当額等を回収するといった**ファイナンス・リース**と呼ばれる形態がある。これらのリース取引は、特定の場合を除き、原則として所有者であるリース会社が納税義務者となる。

なお、税務会計上、平成19年度税制改正により、ファイナンス・リース取引のうち、リース期間の終了時にリース資産の所有権が賃借人に無償で移転するもの等以外のもの(以下「所有権移転外ファイナンス・リース取引」という。)が、売買取引として取り扱われることとなった(法人税法64の2①、法人税法施行令48の2⑤V)。しかし、固定資産税においては所有権移転外ファイナンス・リース取引も、下記②のような場合でない限り、原則として所有者であるリース会社が納税義務者となる。

※ 中小企業は会計基準を適用せず、「中小企業の会計に関する基本要領(中小基本要領)」を適用することができる。中小基本要領を適用した場合は、所有権移転外リースの会計処理に関して貸借処理が原則的な取扱いとなる。このため、リース資産及びリース負債は貸借対照表に計上しないで、支払リース料を費用として会計処理することになる。この場合も固定資産税においては、下記②のような場合でない限り、原則として所有者であるリース会社が納税義務者となる。

〈ワンポイント〉

リース資産は、原則としてリース会社が納税義務者となる。

② 所有権留保付売買として扱うリース取引

ファイナンス・リースのうち、リース期間経過後にその資産を無償又は名目的な対価による譲渡、又は無償と変わらない名目的な再リース料で再リースする条件のリース取引の場合は、所有権の移転は当初から決まっており、またリース会社の有する所有権は形式的なものに過ぎず、実質的に所有権は賃借人にあり、所有権留保付割賦販売と同様と考えられるため、賃借人は連帯納税義務を負う。この場合、前述のとおり実務上の取扱いとしては、賃借人（実質的な買主）に対して課税することとなる。

（リース資産）

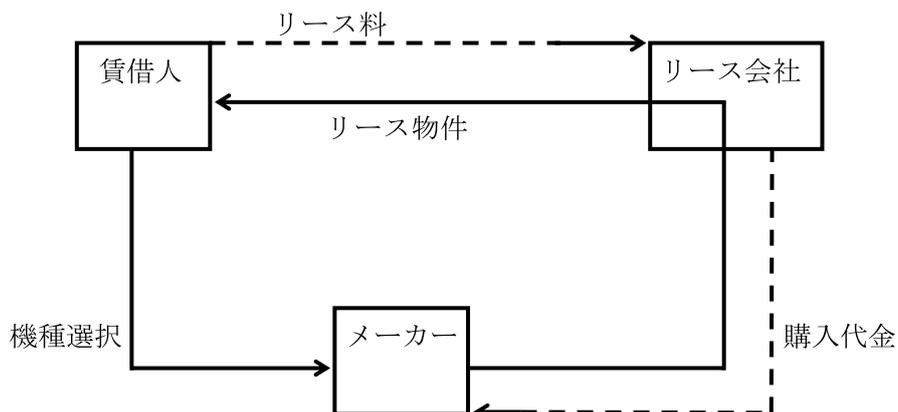
Q7 リース取引のファイナンス・リースとオペレーティング・リースにはどのようなものですか。また、転リース、セール・アンド・リースバックとはどのようなリース取引ですか。

A7 いわゆるリースと呼ばれる取引には、その契約の性格によってファイナンス・リース取引とオペレーティング・リース取引とがあります。

(1) ファイナンス・リース

現在、広く一般に行われているリース取引で、企業等が必要とする機械設備等を購入する代わりにリース会社はその資産を購入して企業等に賃貸し、リース期間中にリース料の形で資産の購入代価、金利等を回収するという形態のリースをいいます。

- ① 契約の性格は、実質的に融資を受けたような「金融的性格」をもっています。
- ② 対象物件の選定は、賃借人に任せ、物件の機能又は陳腐化によるリスクは賃借人が負担します。
- ③ 契約期間は、通常の場合、物件の耐用年数又は資金回収期間のいずれかで比較的長期間になります。
- ④ 契約期間中の解約は、原則として禁止されています。
- ⑤ リース料は、一般に物件の購入資金、利息、手数料の合計額からリース期間終了後のその物件の残存価額を控除したものをリース料とします。
- ⑥ 物件の修繕・維持・保守・管理費用は賃借人が負担します。



(2) オペレーティング・リース

ファイナンス・リース以外のすべてのリースを意味し、広義にはレンタルもオペレーティング・リースに含まれます。

- ① 契約の性格は、一般的に「サービス提供的性格」をもっています。
- ② 対象物件の選定は、一定の範囲において賃借人に任せられ、物件の機能又は陳腐化のリスクについてリース会社が責任を負います。
- ③ 契約期間は、物件の耐用年数、資金回収期間に拘束されず、比較的短い期間もあります。
- ④ 契約期間中の解約は、一定の予告期間をおいて認められます。
- ⑤ リース料は、「サービス提供的性格」のためファイナンス・リースより割高になります。
- ⑥ 物件の修繕・維持・保守・管理費用はリース会社が負担します。

なお、主に自動車リースの分野で行われ、リース会社でその修理・保守管理等が行われるメンテナンス・リースもオペレーティング・リースの一種とみられます。

(3) 転リース

転リース取引とは、リース物件の所有者（以下「元受会社」という。）から当該物件のリースを受けた会社（以下「転リース会社」という。）が、元受会社とのリース取引と概ね同一の条件で、さらに同一物件を第三者（リース物件の使用者、以下「エンドユーザー」という。）にリースする取引をいいます。

(4) セール・アンド・リースバック

セール・アンド・リースバック取引とは、所有する物件を貸手に売却し、貸手から当該物件のリースを受ける取引をいいます。

(3) 譲渡条件がある信託の引受をした償却資産の納税義務者

① 譲渡条件がある信託の引受をした償却資産とは

譲渡条件がある信託の引受をした償却資産とは、例えば、鉄道車両、船舶等の製造会社が鉄道事業者、海運業者等にこれらの償却資産を売り渡す場合、法律的には信託会社にこれらを信託し、信託会社は形式的に所有権を取得して代金の回収を終了した後、使用者に所有権を移転することとしているものをいう。

② 譲渡条件がある信託の引受をした償却資産の取扱い

信託会社（信託業務を兼営する銀行を含む。）が信託の引受けをした償却資産で、その信託行為の定めるところにしたがって、その信託会社が第三者に譲渡することを条件としてその第三者に賃貸し、かつ、その第三者がこれを事業の用に供しているものについては、その第三者を所有者とみなして固定資産税を課税する（法343

⑨、取扱通知第3章第1節十三)。

〈ワンポイント〉

譲渡条件がある信託の引受をした償却資産については、信託会社は名目的な所有権を保有するに留まり、その資産の実質的な収益の帰属はむしろその資産を現に使用収益し、究極的にはその所有権を取得することとなる第三者にあると考えられることから、その第三者が納税義務者となる。

(4) 災害等によって所有者が不明な資産の納税義務者

償却資産の所有者の所在が震災、風水害、火災その他の事由によって不明である場合及び所有者が誰か判明しない場合には、現にその償却資産を使用収益し、その利益を享受している使用者があれば、その使用者を所有者とみなして償却資産課税台帳に登録し、固定資産税を課税することができる（法343④）。

(5) 家屋の附帯設備に係る納税義務者

家屋の所有者以外の者が取り付け、付合により家屋の所有者が所有することとなった附帯設備で、当該取り付けた者の事業の用に供することができるものについては、現にその償却資産の使用収益を行う者は、当該附帯設備を取り付けた者であることから、当該取り付けた者を所有者とみなして償却資産課税台帳に登録し、固定資産税を課税することができる（法343⑩）。

なお、この場合において当該取り付けた者に対して固定資産税を課税するためには、その旨を市町村の条例に定める必要がある。

(6) 所有者が死亡した場合の納税義務者

賦課期日前に固定資産の所有者である個人が死亡した場合、相続手続きが完了するまでは、その固定資産は相続権者全員の共有に属するとされる（民法898）。

この場合、共有物に対する固定資産税は、共有者が連帯して納付する義務を負うこととされている（法10の2①）。

なお、賦課期日以後に固定資産の所有者が死亡し、かつ相続があった場合には、死亡した所有者に納税義務があり、その納税義務は相続人等が承継することとなる（法9）。

第3章 償却資産の評価

1 償却資産の評価の基本

固定資産評価基準第3章第1節一には「償却資産の評価は、前年中に取得された償却資産にあつては当該償却資産の取得価額を、前年前に取得された償却資産にあつては当該償却資産の前年度の評価額を基準とし、当該償却資産の耐用年数に応ずる減価を考慮してその価額を求める方法によるものとする。」と規定され、この規定に関する考え方を具体化するために、固定資産評価基準第3章第1節二以下において償却資産の実際の評価方法が定められている。

すなわち、この固定資産評価基準第3章第1節で規定された考え方が償却資産の評価の基本となるものである。

なお、この評価の基本は、以下の点において税務会計における取扱いと同一である。

ア 償却資産の取得価額は、原則として税務会計における減価償却費の計算の基礎となる取得価額の算定の方法による。

イ 耐用年数は、耐用年数省令別表第1、第2、第5及び第6に掲げる耐用年数又は短縮若しくは見積耐用年数による。

ウ 耐用年数に応ずる減価は、税務会計における旧定率法による減価率を用いて控除額を算定し、増加償却に対応して控除額の加算を認める。

また、一般の償却資産の評価は、以上の評価の基本にしたがってその償却資産の価額を求める方法によるが、取替資産又は鉱業用坑道については、その資産の特性等にかんがみ、取替法又は旧生産高比例法によるものとして評価基準においてこれらの資産の評価の特例が設けられている。(固定資産評価基準第3章第2節及び第3節)

(取得価額)

Q 8 償却資産の取得価額の算定について教えてください。

A 8 償却資産の取得価額とは、償却資産を取得するためにその取得時において通常支出すべき金額(当該償却資産の引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、据付費その他当該償却資産をその用途に供するために直接要した費用の額(以下「付帯費の額」という。)を含む。)をいうものとされ、原則として、他から購入した償却資産にあつてはその購入の代価に、自己の建設、製作、製造等に係る償却資産にあつてはその建設、製作、製造等のための原材料費、労務費及び経費の額に当該償却資産の付帯費の額を含めた金額によるものとされています。

なお、ここでいう取得とは、当該償却資産を新品として購入した場合のみではなく、中古品として購入した場合もさします。したがって、中古の償却資産の購入の場合には、購入後の評価額は購入前の評価額とは切り離して、あくまでその購入の時期及び取得価額を基準として算出することとなります。

ただし、当該金額が当該償却資産を取得するためにその取得時において通常支出すべき金額と認められる額と明らかに、かつ、著しく相違すると認められる場合にあつては、その取得時において通常支出すべき金額によるものとされています。

(固定資産評価基準第3章第1節五)

(償却資産の評価)

前年中に取得された償却資産

$$\text{価格（評価額）} = \text{取得価額} \times \frac{(1 - \text{減価率} / 2)}{\text{減価残存率}} \cdots (a)$$

* (a) : 月割償却ではなく、半年償却により価格を求める。

前年前に取得された償却資産

$$\text{価格（評価額）} = \text{前年度の価格} \times \frac{(1 - \text{減価率})}{\text{減価残存率}} \cdots (b)$$

* 減価残存率 P.193

* ただし、(b) により求めた額が (取得価額×5/100) よりも小さい場合は、その償却資産が事業の用に供されている限りは、(取得価額×5/100) により求めた額が価格となる (取替資産、鉱業用坑道を除く)。

* 取得価額・・・原則として国税の取扱いと同様。

減価率・・・原則として耐用年数表 (耐用年数省令別表) に掲げられている耐用年数に応ずる減価率が定められている (「固定資産評価基準」別表15)。

* 固定資産税における償却資産の減価の方法は、原則として旧定率法による。

* 原則として償却資産の課税標準額の合計が150万円未満である場合には、固定資産税は課税されない (法351)。

2 国税の取扱いとの比較

償却資産に対する課税について、国税と比較すると次のとおりである。

項目	固定資産税の取扱い	国税の取扱い
償却計算の期間	暦年（賦課期日制度）	事業年度
減価（償却）の方法	一般の資産は定率法を適用（固定資産評価基準別表第15に定められた減価率を用いる） ※法人税法等の旧定率法で用いる減価率と同率	○建物並びに平成28年4月1日以後に取得する建物附属設備及び構築物以外の一般の資産は、定率法・定額法の選択制 ○定率法を選択した場合 ・平成24年4月1日以降に取得された資産は「定率法（200%定率法）」を適用 ・平成19年4月1日から平成24年3月31日までに取得された資産は「定率法（250%定率法）」を適用 ・平成19年3月31日以前に取得された資産は「旧定率法」を適用
前年中の新規取得資産	半年償却（1/2）	月割償却
圧縮記帳の制度	認めていない	認めている
特別償却・割増償却	認めていない	認めている
増加償却	認めている	認めている
評価額の最低限度額（償却可能限度額）	取得価額の5/100（取替資産、鉱業用坑道を除く）	備忘価額（1円）まで
改良費（資本的支出）	区分評価（改良を加えられた資産と改良費を区分して評価）	（平成19年3月31日以前取得）合算評価（改良費と改良を加えられた減価償却資産の取得価額を合算して評価） （平成19年4月1日以後取得）原則区分評価（一部合算評価）
少額の減価償却資産（使用可能期間が1年未満又は取得価額が10万円未満）（貸付け（主要な事業（業務）として行われるものを除く。）の用に供したものを除く。）	損金算入したものは課税対象とならない（本来の耐用年数を用いて減価償却した場合は課税対象（法人のみ））	損金算入可能（法人税法施行令133①、所得税法施行令138①）
一括償却資産（取得価額が20万円未満の減価償却資産）（貸付け（主要な事業（業務）として行われるものを除く。）の用に供したものを除く。）	損金算入したものは課税対象とならない（本来の耐用年数を用いて減価償却した場合は課税対象）	3年間で損金算入可能（法人税法施行令133の2①、所得税法施行令139①）
青色申告書を提出する中小企業者等が租税特別措置法を適用して取得した30万円未満の減価償却資産	課税対象となる	損金算入可能（租税特別措置法28の2、67の5）

① 減価（償却）の方法

法人税等では、償却の方法は平成24年4月1日以後に取得した資産については**定額法、定率法（200%定率法）**のいずれかを、平成19年4月1日から平成24年3月31日までに取得した資産（平成24年4月1日より前の開始事業年度で平成24年4月1日以降終了の事業年度において取得したものを含む。）については定額法、定率法（250%定率法）のいずれかを、平成19年3月31日以前に取得した資産については旧定額法、旧定率法のいずれかを、それぞれ採用してもよいとされているが、固定資産税では鉱業用坑道の評価を除きすべて旧定率法で評価している。

なお、評価に際しては、原則として**法定耐用年数**に応じた減価残存率によることとされている。

② 月割償却・半年償却

所有期間が1年に満たない資産については、法人税等では所有している月数に応じて償却する（月割償却）こととされているが、固定資産税では月割償却はせず、すべて所有期間を半年であるとみなして評価を行っている。

③ 圧縮記帳

圧縮記帳とは、法人税法等において、国庫補助金、工事負担金、非出資組合賦課金及び保険金等により資産を取得又は改良した場合に、その取得した資産の価額から受贈益又は譲渡益等に相当する額を控除した額を取得価額とすることをいう。固定資産税においては、その資産の本来的な価格つまり取得時における「適正な時価」を課税標準としていることから、償却資産の評価を行う際にも、実際の取得価額よりも明らかに圧縮記帳分だけ低い税務会計上の取得価額によることは適当ではないとの考え方から、償却資産の評価を行う際に基準とすべき取得価額の算定に当たっては、税務会計上の取扱いにあわせることをせず、補助金等の額など圧縮記帳に認められた額を取得価額に含めてこれを算定することとしている（※固定資産税上は認めていないことに注意）。また、法人税法においては**圧縮記帳**後の額が20万円未満となる場合は一括償却、10万円未満の場合は少額資産（一時に損金算入）として処理できるが、固定資産税の取得価額の算定では圧縮記帳は認められないので、（補助金等の額など圧縮記帳に認められた額を）取得価額に含めてこれを算定する。

④ 特別償却・割増償却

所得税及び法人税において、租税特別措置法上認められた減価償却の特例の一つであり、特定の設備等に対する投資の促進を目的として、納税者が特定の償却資産を取得し、それを事業の用に供した場合に、その用に供した日を含む年（又は事業年度）に、所得税法、法人税法で認められる普通償却額又は普通償却限度額に加えて取得価額の一定割合を償却することが認められているものである。

固定資産税における償却資産の評価は、財産課税としての適正な時価を求めることにあるため、法人税法又は所得税法並びにこれらに基づく命令以外の法令で認め

られている政策目的によって設けられた特例である租税特別措置法の特別償却制度等を採用するのは適当とは考えられないことから、固定資産税においては特別償却・割増償却は認められていない（※固定資産税上は認めていないことに注意）。

⑤ 増加償却

増加償却とは、機械及び装置の使用時間が、事業の通常のエconomic事情における機械及び装置の平均的な使用時間を超える場合に、償却額を一時的に増加する制度である。この場合の償却額は、通常の場合の償却額と法人税法施行規則第20条、所得税法施行規則第34条で定めるところにより計算した増加償却割合を乗じて計算した額との合計額となる。ただし、増加償却の適用を受ける場合には、その旨の届出書を確定申告書の提出期限までに納税地の所轄税務署長に提出すること及び平均的な使用時間を超えて使用したことを証する書類を保存していることが必要である。

固定資産税の評価を行うにあっても、税務会計で増加償却が認められる場合には、これに準じて控除額を通常の減価償却費に加算することが認められている。つまり、償却資産の評価は、取得価額又は前年度の評価額から耐用年数に応ずる減価を控除する方法によるが、増加償却の適用を受ける償却資産については、本来の控除額に以下の算式により計算した額を加算したものを、控除額とするものとされている。

【算式】

- ① 前年前に取得された資産の加算額
＝本来の控除額×税務会計における増加割合適用期間／12×増加償却割合
- ② 前年中に取得された資産の加算額
＝本来の控除額×税務会計における増加割合適用期間／6×増加償却割合
(ただし、この算式において「税務会計における増加償却適用期間」が6か月を超える場合には6か月とする。)

⑥ 評価額の最低限度

償却資産は、物理的減耗及び経済的陳腐化により減価していくが、それを事業の用に供している限り、必ず一定の価値があるとの趣旨から評価額の最低限度が設けられている。この場合において「一定の価値」とは、個々の資産についてその種類、素材、事業の内容等によって異なるものと考えられるが、これを判定することは技術的にきわめて困難であるため、一律に取得価額又は改良費の100分の5に相当する額としているものである。

平成19年度税制改正において減価償却制度の見直しが行われ、税務会計においては償却可能限度額及び残存価額の廃止により備忘価格1円まで償却することが可能となったが、これは設備投資を促進し、国際競争力の強化を図るという政策的な観点から行われた改正であったため、固定資産税における償却資産の評価においては、評価額の最低限度について見直すことはせず、引き続き、取得価額又は改良費の100分の5に相当する額としている。

なお、取得価額又は改良費の100分の5に相当する額とされている評価額の最低限度は、一般の償却資産についてのものであり、取替資産については取得価額の100分の50に相当する額と、また、鉱業用坑道については零とされている。

⑦ 改良費

改良費とは、税務会計上は資本的支出として取り扱われるものであって、減価償却資産について支出された金額が、その減価償却資産の使用可能期間を延長させる部分又はその減価償却資産の価額を増加させる部分の金額をいう。

これに対して、資産の耐用年数又は価額を増加するものではなく、あらかじめ見積もられた使用可能期間にその能力を維持させるために支出された金額は、**修繕費**といい、一時に損金又は必要な経費に算入される。

固定資産税における改良費の評価は、改良を加えたことにより増価した部分の評価を当該改良を加えられた償却資産の取得価額又は前年度の評価額と区分し、当該改良費を一つの資産とみなして行う。この場合、耐用年数は、当該改良を加えられた償却資産に適用される耐用年数と同一の耐用年数とし、当該改良を加えた時期を取得時期とする。

なお、改良費の価額は、その有する償却資産について支出した金額で次に該当するもの（いずれにも該当する場合には、いずれか多い金額）とする。（評価基準第3章第1節十三）

ア 当該支出した金額のうち、その支出により、当該償却資産の取得時においてこれにつき通常の管理又は修理をするものとした場合に予測される当該償却資産の使用可能期間を延長させる部分に対応する金額

イ 当該支出した金額のうち、その支出により、当該償却資産の取得時においてこれにつき通常の管理又は修理をするものとした場合に予測されるその支出を行った時における当該償却資産の価額を増加させる部分に対応する金額

（改良費）

Q 9 中古の旋盤（見積耐用年数5年）に、改良を加えました。資本的支出として処理しますが、この改良部分の耐用年数はどのように設定すればいいでしょうか。（法定耐用年数10年）

A 9 改良部分については、基本的には、本体部分に適用されている**見積耐用年数**を適用して評価することとなります。ただし、改良費が本体部分の再取得価額の50%を超える場合においては、本体部分、改良部分ともいわゆる法定耐用年数を適用することとなります（耐用年数の適用等に関する取扱通達1-5-2、1-5-3）。

法定耐用年数：

「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（いわゆる「耐用年数省令」）に規定

する耐用年数のことで、税務会計において通常適用されるものである。

したがって、償却資産の評価に用いる耐用年数は、原則として、この法定耐用年数である。

法定耐用年数は、原則として、通常考えられる維持、補修を加えた場合に、その減価償却資産の本来の用途、用法により、現に通常予定されている効果をあげることができる年数、すなわち「通常の効用持続年数」をいうものであって、将来において予測できる程度の一般的な経済的陳腐化をも考慮して定められている。

⑧ 耐用年数の短縮

税務会計においては、法人又は青色申告書を提出する個人が所有する減価償却資産について、その減価償却資産の材質等が通常のものとは著しく異なる場合や、使用される場所の状況に起因して著しく腐食した場合等の一定の事由に該当するため、その使用可能期間が法定耐用年数に比しておおむね1割以上短くなった場合には、所轄国税局長の承認を受けることにより、当該資産の使用可能期間のうちいまだ経過していない期間（未経過使用可能期間）を耐用年数とみなすことができ、固定資産税の評価においても未経過使用可能期間に応ずる減価率を使用して価額を求めるとされている。（固定資産評価基準第3章第1節三ただし書）

平成21年度以降における償却資産の評価に関する留意事項

平成20年度税制改正において、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（以下「耐用年数省令」という。）が改正され、機械及び装置を中心に実態に即した使用年数を基に資産区分が整理されるとともに、法定耐用年数の見直しが行われた。

これに伴い、固定資産評価基準の一部改正が行われ（平成20年9月22日付け総務省告示第535号）、改正後の耐用年数を用いた償却資産の評価は、平成21年度分の固定資産税から行うこととされた。

この改正による償却資産の評価に係る留意事項を示すと、次のとおりである。

① 平成20年度の耐用年数省令の改正に伴い改正された固定資産評価基準に基づく償却資産の評価は、平成21年度分の固定資産税から行うこととされているため、平成21年度の固定資産税に係る賦課期日（平成21年1月1日）において課税対象となる償却資産については、すべて改正後の耐用年数を用いて評価するものであること。

② 改正後の耐用年数を用いた償却資産の具体的な評価方法について、例を示すと、次のとおりであること。

ア 平成20年1月1日以前に取得された資産

改正前の耐用年数により算定した前年度（平成20年度）の評価額から、当該評価額に改正後の耐用年数に応ずる減価率を乗じて得た額を控除した額

イ 平成20年1月2日以後に取得された資産

当該償却資産の取得価額から、当該取得価額に改正後の耐用年数に応ずる減価率の2分の1を乗じて得た額を控除した額

<参考>平成20年1月1日以前に取得された資産の各年度の固定資産税の評価額の計算例

(前提条件)

業 種：自動車製造業（年1回3月決算）

設備の種類：耐用年数省令別表第二「23 輸送用機械器具製造業用設備」の9年

※ 改正前は「旧275 自動車製造設備」の10年

取 得 日：平成15年4月1日

取 得 価 額：100,000,000円

耐用年数10年の減価率の2分の1の率(0.103)で評価					耐用年数10年の減価率(0.206)で評価			
	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目			
	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度			
取得価額 前年度評価額	100,000,000	89,700,000	71,221,800	56,550,109	44,900,786			
控除額	10,300,000	18,478,200	14,671,691	11,649,323	9,249,562			
当年度評価額	89,700,000	71,221,800	56,550,109	44,900,786	35,651,224			

	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
取得価額 前年度評価額	35,651,224	27,594,047	21,357,792	16,530,931	12,794,940	9,903,283	7,665,141	5,932,819
控除額	8,057,177	6,236,255	4,826,861	3,735,991	2,891,657	2,238,142	1,732,322	1,340,817
当年度評価額	27,594,047	21,357,792	16,530,931	12,794,940	9,903,283	7,665,141	5,932,819	5,000,000

耐用年数9年の減価率(0.226)で取得価額の5%まで評価								
-------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--

③ ある機械及び装置が耐用年数省令の別表第二に掲げる設備の種類の内いずれに該当するかについては、基本的には法人の業種で判定するのではなく、その設備がどの業種用の設備に該当するかにより判定するものであり、例えば、自動車部品製造業者が従業員の福利厚生施設として厨房設備を有する食堂を設けており、その厨房設備の構成や使用状況が、通常、飲食店で使用されている厨房設備と同様の構成、使用状況である場合には、耐用年数省令別表第二の「48 飲食店業用設備」に該当するものとされていること。(国税庁作成の「耐用年数等の見直し(平成20年度税制改正)に関するQ&A(平成20年7月)」より)

④ 中古資産について、その耐用年数を簡便法(耐用年数省令第3条第1項第2号)により算定している場合において、その後、当該中古資産に係る法定耐用年数が短縮されたときには、税務会計上、改正後の耐用年数省令の規定が適用される最初の事業年度において、改正後の法定耐用年数を基礎にその資産の耐用年数を簡便法により再計算することが認められている(耐用年数の適用等に関する取扱通達1-5-7)。

このため、税務会計において簡便法により耐用年数を再計算した場合においては、償却資産の評価においても、平成20年度の改正後の耐用年数を基礎に簡便法により再計算された耐用年数が用いられることとなること。

ま と め

- 1 固定資産税の課税客体となる償却資産は「事業の用に供することができる資産」であるため、以下のような資産は、固定資産税（償却資産）の課税対象になるので留意する必要がある。
 - (1) ここでいう事業とは必ずしも営利又は収益そのものを得ることを直接の目的とすることを要しないことから、公益法人（一般財団法人、公益財団法人、公益社団法人）等が所有する償却資産
 - (2) 企業等がその社員の利用のために設置している福利厚生施設（医療用施設、食堂施設、寮・社宅、娯楽施設、保養所等）内にある償却資産
 - (3) 「遊休又は未稼働の状態にある資産であっても、それが事業の用に供する目的をもって保有され、本来的に事業の用に供することができる状態にある償却資産」「簿外資産として処理されている償却資産」及び「建設仮勘定において処理されている資産のうち賦課期日までに完成し、事業の用に供することができる場合のその完成部分に係る償却資産」
- 2 自動車税又は軽自動車税の種別割の課税客体である車両は償却資産とはならないが、大型特殊自動車は償却資産となるので留意する必要がある。（とりわけ、フォークリフトについては、その規格により「軽自動車税の種別割の課税対象である小型特殊自動車に該当する場合」と「固定資産税（償却資産）の課税対象である大型特殊自動車に該当する場合」があるので注意する必要がある。）
- 3 大型特殊自動車や建設用機械などの移動性、可動性償却資産は、その主たる定けい場又は定置場が所在する市町村が課税団体となるので留意する必要がある。
- 4 土地についてした防壁、石垣積み等であってもその規模、構造等からみて土地と区分して構築物とすることが適当と認められるものについては、税務会計上、減価償却資産とするか否かは企業の任意とされているので、その企業が減価償却を行っていれば償却資産となる。
- 5 建築設備のうち、とりわけ受変電設備、自家発電設備、蓄電池設備、中央監視設備が申告漏れとなる場合が多いので留意する必要がある。
- 6 所有権留保付売買資産は、固定資産税の賦課徴収上は売主及び買主の共有物とみなされ、連帯納税義務を負うものであるが、実務上は原則として買主に課税する。

7 リース資産は、原則としてリース会社が納税義務者となるものであるが、ファイナンス・リースのうち実質的に所有権留保付売買と考えられるものについては、前記6と同様であるので、申告漏れとなっていないか留意する。

また、通常のリース資産についても、リース会社から正しく申告されているか確認しておくことが重要である。

8 譲渡条件がある信託の引受をした償却資産は、その資産を事業の用に供している者を所有者であるとみなし、固定資産税を課することとされているから、申告漏れになっていないか注意する。

9 特定附帯設備は、市町村の条例で定めた場合は、その設備を取り付け使用収益している者を所有者とみなし、固定資産税を課することとされているから、申告書の「事業所用家屋の所有区分」欄に注意する。

10 国税と固定資産税の相違に注意する。増加償却は、国税と同様に認められるが、圧縮記帳、特別償却、割増償却は認められないので、本来の取得価額等で課税することが必要である。

※ 圧縮後の価額が記載されていることがあるので注意。

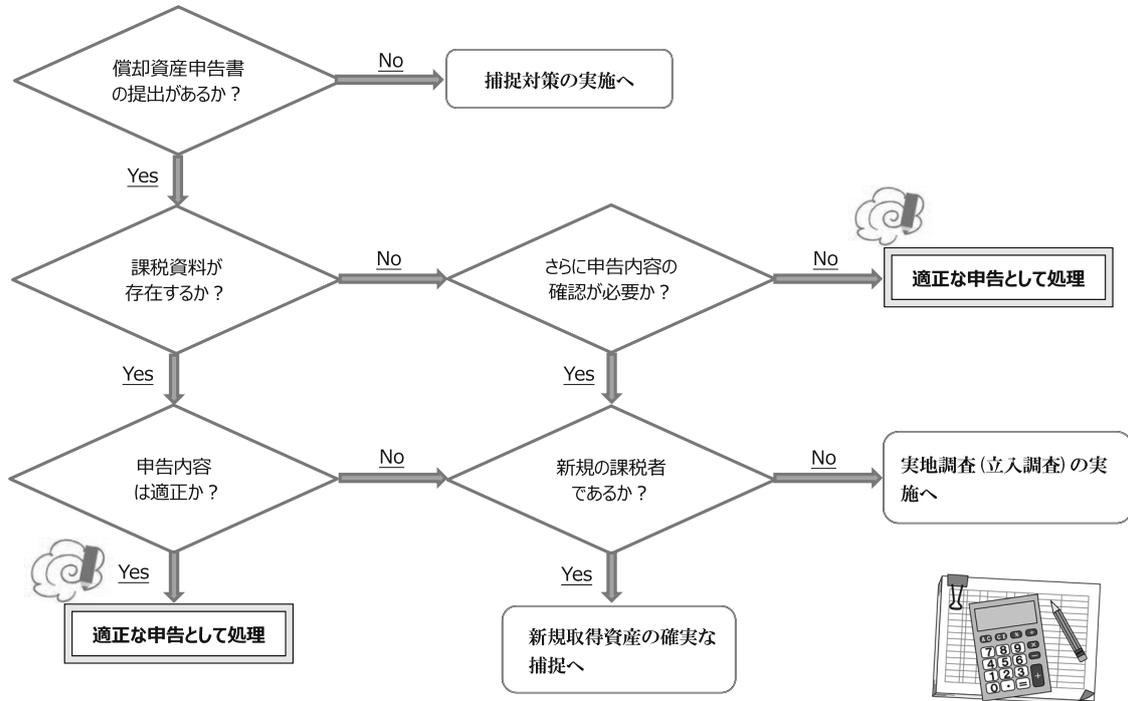
第2部

これから実地調査を始めるために

第1章 日常業務における取組

1 申告者の課税客体漏れ対策（申告者の課税客体の捕捉に係る確認等）について

(1) 申告者の課税客体漏れ対策に係るフローチャート



(2) 実地調査を始める前に

- 申告対象者には、申告書とともに「申告の手引き」を同封しておきます。
この「申告の手引き」に課税客体となる償却資産、納税義務者、国税との相違について説明してあることが、その後の、窓口受付、電話での交渉、実地調査（立入調査）等を行っていくなかで重要になってきます。
また、質問の多い申告対象資産（特に家屋と償却資産の区分）の説明等も、この「申告の手引き」に加えておけば交渉がスムーズに進みますし、不申告の過料、虚偽の申告、実地調査等の根拠法令を明示しておけば、償却資産の申告を軽んじられることを防ぐことになります。
- 未申告者があると考えられる場合や、申告内容に疑義があるといった場合には実地調査を行うことが想定されますが、実地調査に至るまでに各事案の問題点がどこにあるのか前掲フローチャートに沿って確認を行い、所要の対策を取った上で実地調査の準備に進んでいきましょう。

〔ポイント〕

実地調査対象者をしばっていくためにも、申告書発送後には、進行管理表による催告文書の送付、電話催告が必要です。特に電話催告は、未申告者に確実な提出日を求めながら実践します。電話催告を確実に行うことにより、その後の実地調査等に移行する処理件数を大幅に減らすことができます。

(3) 捕捉対策の実施へ

〔ポイント〕

- 捕捉対策については、捕捉の取組が遅れているような自治体（償却資産担当職員）をターゲットにした資料として、平成27年3月「償却資産に関する調査研究」のなかに、『固定資産税（償却資産）の捕捉に係るマニュアル』を掲載しておりますので、この資料を参考にさせていただくなどして対応について検討していきましょう。

(4) 課税資料が存在するか？

〔ポイント〕

- ここでは、課税資料として有効な資料が存在するかということに着目するわけですが、次のとおり、先進取組自治体における申告漏れの傾向等もご参考までに記載したうえで、業種ごとに必要な確認項目、確認資料（課税資料として有効な資料）について例示しましたので、参考にしてください。
- なお、課税資料がないという場合には、資料を収集する必要がありますが、収集が初めての場合には、これを機に継続的に収集できるような体制を整えてしまうことも必要です。収集の方法などについては、『固定資産税（償却資産）の捕捉に係るマニュアル』を参考にしてください。（P59末尾のURL等参照）

業種	主な業態	先進取組団体における申告漏れの傾向等（主な課税客体）			確認項目	確認資料 （償却資産申告書 以外の資料）
		構築物	内装工事	機械・器具・備品		
サービス業	リース、不動産管理業、 学習塾、廃棄物回収業、 福祉業など		△	△	<ul style="list-style-type: none"> ・専有床面積 ・資本金 ・法人所在地 	<ul style="list-style-type: none"> ・法人異動届 ・テナント名簿 ・事業所税貸付申告書
	医療機関、理・美容店		◎	○		
飲食業 卸小売業	飲食店、小売店		◎	○	<ul style="list-style-type: none"> ・専有床面積 ・内装施工状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・各種情報誌 ・国税資料 ・インターネット情報
不動産業	共同住宅、駐車場	◎			<ul style="list-style-type: none"> ・建物床面積 ・敷地面積 	<ul style="list-style-type: none"> ・工事見積書 ・建築確認申請情報 ・国税資料
製造業	工場（※）	◎	◎	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・資産所在地 ・資本金 ・従業員数 	<ul style="list-style-type: none"> ・工事見積書 ・建築確認申請情報
	運輸通信業 建設業 金融保険業	オフィスビル内の 事務所		△	△	<ul style="list-style-type: none"> ・資産所在地 ・専有床面積 ・法人所在地

（符号の説明）◎：申告漏れが多く、かつ取得価額も大きい

（※工場は特定の生産又は業務用設備が多い。）

○：申告漏れが多く、かつ取得価額がある程度大きい

△：申告漏れが多いが、取得価額が小さい

無印：申告漏れ資産がない、又は取得資産が小さい

2 「資産なし」として申告書を提出してきた場合

「資産なし」として申告書が提出されるケースと、その対応策について以下のとおり整理していますので、今後の対応に当たり参考にしてください。

(1) 納税義務者側の問題点

① 納税義務者が償却資産課税の認識不足であると想定されるケース

※ 認識不足についての例示

- ・ 建物附属設備や特定附帯設備等の家屋と償却資産の区分について、認識誤りがあるため、償却資産として申告すべき資産を家屋と認識し、償却資産として申告していないケースがあります。
- ・ 国税との取扱いの違い（特別償却など）を理解されていないため、償却資産として申告すべき資産について申告をしていないケースがあります。

〔対応策〕

- ・ 家屋の新築時に工事見積書、外観調査等により償却資産の課税対象資産を把握し、納税義務者に対して申告勧奨を行います。
- ・ 業種によくある償却資産を提示するなど、その特性に応じた効率的・効果的な申告勧奨を行います。
- ・ パンフレットの配布、広報誌、公式ウェブサイト等での広報を充実させ、償却資産課税制度について積極的にPRを行います。

② 「資産なし」の申告以来、その翌年以降、全く申告がないケース

〔対応策〕

- ・ 外観調査等により課税対象資産を把握しておきます。
- ・ 納税義務者に対する継続的な申告勧奨を行います。
- ・ 必要に応じて税務署調査（国税資料の閲覧）を行います。

③ 関与税理士と納税義務者との連携が十分に図られていないケース

〔対応策〕

- ・ 償却資産課税制度に対する一部の税理士の理解不足があることも想定されますので、税理士会に対して償却資産課税制度の説明会をはじめ、パンフレットの配布、税理士会の会報などの広報誌への記事の掲載などの広報の充実に努める必要があります。
- ・ 地方税法第353条の規定により、納税義務者やその他関係者に対して質問や帳簿などを検査する権限が与えられており、その権限に基づいて調査を行っていることを関与税理士や納税義務者に伝えておくことも重要です。また、間違いやすい事例を広報することもよいでしょう。

- ・ 納税義務者に対して、申告の疑義に関する質問や実地調査の連絡等を行う場合は、納税義務者の了解を得たうえで、関与税理士にも連絡を行い、納税義務者と連携して対応してもらうよう促すこともよいでしょう。

上記①～③の理由により、「資産なし」と記入した申告書が提出されることがありますが、少なくとも定期的に申告勧奨をする必要があります。

また、「資産なし」と記入した申告書が提出された場合において、償却資産の申告漏れの疑いがある場合については、再度、申告案内等を送付する必要があります。その際には、申告案内等に不申告の場合、罰則がある旨を明示して、固定資産台帳等の提出を依頼します。(P. 60参照)

(2) 行政側の問題点

- ① 定期的に申告勧奨を行わなければ新規取得資産の申告を行わない者であると想定されるケース（通常の事業を行っていれば、5年程度新規資産の取得がないのは申告漏れが疑われる）

〔対応策〕

- ・ 納税義務者に固定資産台帳等の提出を依頼し、提出された固定資産台帳等から償却資産の申告すべき資産がないか確認をします。固定資産台帳等で確認すべきことがある場合は、納税義務者又は関与税理士等に連絡し、確認を行います。
- ・ 税務署調査（国税資料の閲覧）を行います。(P. 77参照)
- ・ 業種によくある償却資産を提示するなど、その特性に応じた効率的・効果的な申告勧奨を行います。

- ② 「資産なし」の申告を受けた時点で課税庁が申告対象者から除外してしまうケース（通常の事業を行っていれば、減価償却資産の取得がないのは申告漏れが疑われる）

〔対応策〕

- ・ 課税対象資産の捕捉体制については、自治体間で格差があるのが現状ですが、この体制を確立する必要があります。
- ・ 償却資産の担当者は、業種において償却資産の申告対象になりそうな資産を把握し、申告がない場合は、申告漏れではないか疑う癖をつける必要があります。
- ・ 管理監督者や担当者の償却資産の課税制度に対する認識不足が原因の場合がありますので、各種研修に積極的に参加し、能力の向上を図る必要があります。

前述のとおり、上記①～②の理由により、「資産なし」と申告書を提出されることがあっても、少なくとも定期的に申告案内を送付する必要があります。

また、「資産なし」と記入した申告書が提出された場合において、償却資産の申告漏

れの疑いがある場合については、再度、申告案内等を送付する必要があります。その際には、申告案内等に不申告の場合、罰則がある旨を明示して、固定資産台帳等の提出を依頼します。(P. 60参照)

3 「資産の増減なし」として申告書を提出してきた場合

予想される「資産の増減なし」として申告書が提出されるケースと、その対応策を次のとおり整理しますので、今後の対応に当たり参考にしてください。

(1) 納税義務者側の問題点

① 納税義務者が償却資産課税の認識不足であると想定されるケース

※ 認識不足についての例示

- ・ 建物附属設備や特定附帯設備等の家屋と償却資産の区分について、認識誤りがあるため、償却資産として申告すべき資産を家屋と認識し、償却資産として申告していないケースがあります。
- ・ 国税との取扱いの違い（特別償却など）を理解されていないため、償却資産として申告すべき資産について申告をしていないケースがあります。

〔対応策〕

- ・ 家屋の新築時に工事見積書、外観調査等により償却資産の課税対象資産を把握し、納税義務者に対して申告勧奨を行います。
- ・ 業種によくある償却資産を提示するなど、その特性に応じた効率的・効果的な申告勧奨を行います。
- ・ パンフレットの配布、広報誌、公式ウェブサイト等での広報を充実させ、償却資産課税制度について積極的にPRを行います。

② 関与税理士と納税義務者との連携が十分に図られていないケース

〔対応策〕

- ・ 償却資産課税制度に対する一部の税理士の理解不足があることも想定されますので、税理士会に対して償却資産課税制度の説明会をはじめ、パンフレットの配布、税理士会の会報などの広報誌への記事の掲載などの広報の充実に努める必要があります。
- ・ 地方税法第353条の規定により、納税義務者やその他関係者に対して質問や帳簿などの検査する権限が与えられており、その権限に基づいて調査を行っていることを関与税理士や納税義務者に伝えておくことも重要です。また、間違いやすい事例を広報することもよいでしょう。
- ・ 納税義務者に対して、申告の疑義に関する質問や実地調査の連絡等を行う場合は、納税義務者の了解を得たうえで、関与税理士にも連絡を行い、納税義務

者と連携して対応してもらうよう促すこともよいでしょう。

(2) 行政側の問題点

① 事業用の土地や家屋の新規取得があるにも関わらず、「資産の増減なし」として申告するケース

〔対応策〕

- ・ 事業用の土地（駐車場など）や家屋の新規取得がある場合は、償却資産の新規取得が考えられます。土地や家屋の担当者との連携を密にすることで事業用の土地や家屋の新規取得情報を把握することにより、償却資産の申告勧奨に活用します。

② 事業用の土地や家屋の新規取得はないが、事業用資産の新規取得があるにも関わらず、「資産の増減なし」として申告するケース

〔対応策〕

- ・ 「資産の増減なし」が複数年続く納税義務者に対しては、定期的に固定資産台帳等の提出の依頼をする必要があります。
- ・ 定期的に税務署調査（国税資料の閲覧）を行い、償却資産の新規取得の把握に努める必要があります。

4 適正な申告として処理して良いか？

(1) さらに申告内容の確認が必要か？申告内容は適正か？

- ◎ 申告はあるものの、外観調査等から明らかに申告漏れと思われる場合や、税務署で閲覧した資料等との比較から明らかに相違が見受けられる場合など申告漏れがあると思われる場合

予想される申告漏れの原因とその対応策について次のとおり整理していますので、今後の対応に当たり参考にしてください。

① 実地調査（立入調査）について、人員不足から調査が実施できていないケース

- ・ このような場合についても、最低限の確認調査は実施する必要があります。家屋担当と兼務している状況等があり調査が実施できていないといった人員の問題がありますが、工夫すればできる最低限の調査方法があります。
- ・ 例えば、固定資産台帳等の提出を協力要請するという形で、納税義務者に申告時に依頼するとともに、疑義が生じた場合には確認の連絡を行う、また必要に応じて訪問調査を行う旨、納税義務者に伝えておきます。これだけ行うだけでも調査になりますし、申告漏れについて納税義務者に認識してもらうこともできます。

② 実地調査（立入調査）について、担当職員の知識・経験不足から調査が実施できていないケース

- ・ 知識や経験が不足する状況は、どの自治体においてもあり得ます。しかしながら、償却資産課税について、これから力を入れていこうとしている中で、納税義務者への理解を求める、あるいは説明責任を果たしていくためには、これまで以上に職員のスキルアップが必要です。
 - ・ 現在、（一財）資産評価システム研究センターにおいても研修会が実施されていますが、一部の都道府県等の主催で研修会等も実施されており、これら研修会に積極的に参加するとともに、研修成果をしっかりと業務に反映することが求められます。
 - ・ 他方、同センターがDVD（※）も作成しておりますので、これらを参考にして管理監督者や担当者間で勉強会等を行うことも良いと思います。
- ※『はじめの一步 償却資産の実地調査』（DVD）
- ・ 近隣自治体と定期的に情報交換したり、合同で研修会を行う方法もあります。

③ 税理士と納税義務者との連携が十分に図られていないケース

〔対応策〕

- ・ 固定資産税（償却資産）制度に対する一部の税理士の理解不足があることも想定されますので、税理士会に対して制度の説明会をはじめ、パンフレット配布、税理士会会報など広報誌への記事の掲載など広報の充実に努める必要があります。
- ・ 特に、償却資産課税においても地方税法第353条に基づく調査があることや、間違いやすい事例の説明などをPRするとよいでしょう。
- ・ 納税義務者に疑義に関する質問や実地調査の連絡を行う場合には、納税義務者に了解を得たうえで関与税理士にも連絡を行い、納税義務者と連携して対応してもらうよう促すこともよいでしょう。

(2) 実地調査（立入調査）の実施へ

- 本資料集「第2部 第2章～第4章」において、調査の事前準備から調査後の事務処理まで、具体的なケースを想定して分かりやすく解説されておりますので、こちらを参考に実地調査を進めて行きましょう。
- 第2部第1章の内容は、当センター発行の「償却資産に関する調査研究資料」から抜粋していますので、当センターHPから閲覧できます。

「償却資産に関する調査研究－償却資産の課税客体の捕捉について－」平成27年3月 一般財団法人資産評価システム研究センター P79～申告者の課税客体漏れ対策（申告者の課税客体の捕捉に係る確認等）について ～実地調査に進む前に行うこと～

○ 資産評価システム研究センターHPの資料室 調査研究報告書<年度別>で、PDFで閲覧できる。

https://www.recpas.or.jp/new/jigyō/report_web/menu_year.html

○ 第 ○ ○ ○ 号
令和○○年○○月○○日

株式会社 ○○○○ 様

○○市（町村）長 ○ ○ ○ ○

償却資産申告書の提出について

本市（町村）税行政につきましては、平素から格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。昨年度の償却資産申告書において、「資産なし」と回答された方に再度、ご案内しております。償却資産は、事業用として使用している構築物、機械及び装置、工具・器具及び備品が該当し、これらを申告していただく必要がありますので、再度ご確認いただき申告していただきますようお願いいたします。

なお、昨年度と同様に「資産なし」の場合は、お手数ですが、償却資産申告書に「該当資産なし」を明示していただいた上で、直近の法人税申告書別表16(1)、(2)、(7)及びその明細である固定資産台帳の写しを添付して提出してください。

なお、提出された償却資産申告書と添付いただく固定資産台帳の写し等から疑義がある場合は、別途ご連絡させていただきますので、ご了承ください。

提出期限までに申告書又は別紙等が提出されない場合は、別途、日時を指定し事業所へ訪問させていただきますので、ご了承ください。

国税申告において税理士が関与されている場合は、税理士にご連絡いただき、この償却資産申告書の作成等の依頼をしていただきますようお願いいたします。

提出期限 令和○○年○○月○○日（○）

申告書の提出、お問い合わせ先

〒○○○-○○○○

○○市（町村）○○○○町○○○番地

○○市（町村）○○○○課

電話 （○○○）○○○-○○○○

FAX （○○○）○○○-○○○○

（参考条文）

（固定資産に係る不申告に関する過料）

第三百八十六条 市町村は、固定資産の所有者（第三百四十三条第九項及び第十項の場合には、これらの規定により所有者とみなされる者とする。第三百九十三条及び第三百九十四条において同じ。）が第三百八十三条若しくは第三百八十四条の規定により、又は現所有者が第三百八十四条の三の規定により申告すべき事項について正当な事由がなく申告をしなかつた場合には、その者に対し、当該市町村の条例で十万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

第2章 実地調査の準備

1 実地調査について

本市総務部税務課償却資産係は係長と3人の係員（主査・主任・主事）の計4人で組織され、償却資産事務を担当しています。

ある日、係長は税務課長から、「償却資産については、固定資産税収の20%を占めているにもかかわらず、課税の適正化についての努力がおろそかになっているのではないか。早急に対策を検討してもらいたい。」という指示を受けました。

そこで、係長は3人の係員と係内の打ち合わせを行い、償却資産に対する課税の適正化について対策を練ることにしました。

打ち合わせでは、「固定資産税（償却資産）については、申告書を送付し、提出された申告書のとおり課税を行い、過去には全く調査を行ったことがなかったが、課税の適正化の観点からは問題があるのではないか。」という意見が出されました。

これにより、今年度から固定資産税（償却資産）について実地調査を行うことにしました。

そして、係内で償却資産の実地調査の進め方について検討した結果、調査の実務的な事務の流れを次のように整理しました。

1 実地調査の準備 ⇒ 2 実地調査の実施 ⇒ 3 実地調査後の事務処理

しかし、実地調査の準備にあたって、そもそも、どのような根拠により、どの程度の調査を行うことができるのでしょうか？

この点については、調査対象者から質問されることが予想されるので、あらかじめ地方税法で調べておくことにしました。

(1) 実地調査の根拠

償却資産の賦課徴収に関しては、土地及び家屋と異なり登記制度がないため、納税義務者や課税客体（資産）の把握が容易ではありません。

そこで、地方税法は383条で納税義務がある償却資産所有者に申告義務を課しています。不申告者には10万円以下の過料を科される場合がありますし（法386）、また、虚偽の申告者には罰則規定が設けられており（法385）、これらの規定によって申告制度の実効性が担保されています。

一方で、課税庁である市町村長は、固定資産の状況を把握するため、固定資産評価員又は固定資産評価補助員に毎年少なくとも1回の実地調査をさせなければならないことになっています（法408）。

用語) 償却資産 p. 168

不申告者→不申告に関する過料 p. 182

虚偽の申告者→虚偽の申告に関する罪 p. 155

固定資産評価員・固定資産評価補助員 p. 160

地方税法第383条（固定資産の申告）

固定資産税の納税義務がある償却資産の所有者（第389条第1項の規定によつて道府県知事若しくは総務大臣が評価すべき償却資産又は第742条第1項若しくは第3項の規定によつて道府県知事が指定した償却資産の所有者を除く。）は、総務省令の定めるところによつて、毎年1月1日現在における当該償却資産について、その所在、種類、数量、取得時期、取得価額、耐用年数、見積価額その他償却資産課税台帳の登録及び当該償却資産の価格の決定に必要な事項を1月31日までに当該償却資産の所在地の市町村長に申告しなければならない。

(2) 実地調査の必要性

固定資産税は賦課課税であるため、償却資産の申告書は、申告納付である所得税や法人税の申告書と違い、市町村長が償却資産の価格を決定するための資料としての性格を有するものです。したがって、価格の決定にあたっては申告書の内容を詳細に点検することは当然のことですが、国税資料との照合や実地調査を行って、適正かつ公平な課税に努めなければなりません。

(3) 実地調査の内容

(1)で述べたように、固定資産の実地調査は地方税法第408条を根拠として行います。また、地方税法第403条第2項には、固定資産の評価に関する事務に従事する市町村の職員は、納税者とともにする実地調査、納税者に対する質問、納税者の申告書の調査等のあらゆる方法によつて、公正な評価をするよう努めなければならない旨規定されています。実地調査に際しては、地方税法第353条（固定資産税に係る徴税吏員等の質問検査権）を根拠として、納税義務者等に対し、固定資産税の賦課徴収に関する調査のために質問をするとともに、帳簿書類・現物等を確認することができます。

しかし、実地調査は不正申告や脱税を摘発するための強制調査や犯罪捜査として行うものではなく、固定資産税の評価・課税が適正になされているかどうかを確認するためのものであることから、納税義務者等の協力のもとに行う任意調査であることに留意する必要があります。

したがって、納税義務者の了解を得ないで帳簿等を勝手に調べることはできません。

なお、実地調査は納税義務者の意思に反して強制的に行うことはできませんが、正当な理由がなく拒否された場合には、罰則規定（法354）が適用されます。

(4) 調査の種類

調査の目的や調査対象等により調査を効率的に行う必要があります。ここでは、一般的な調査対象に対する調査方法を3つに区分し、それぞれの目的に応じた調査の概要を整理してみます。

① 申告内容等確認調査

納税義務者からの申告が適切にされているか、経理区分が正しく行われているかなどの確認をするための調査です。必要に応じて価格等の決定又は修正（既に決定された価格等の場合は地方税法第417条による）を行います。納税義務者の全資産に対し調査を行うことが必要となりますので、企業等の帳簿類等との照合を効率的に行う必要があります。（P.88 Q3 質問検査権参照）

ア 調査対象者

- ・ 申告書の提出者
- ・ 価格修正の申し出があった者
- ・ その他

イ 調査方法

- ・ 帳簿類等との照合
- ・ 現地資産確認

ウ 必要書類等

- ・ 会社案内、沿革、事業概要等
- ・ 国税申告書及び別表
- ・ 決算書（貸借対照表・損益計算書）等の添付資料
- ・ 減価償却明細（固定資産台帳）
- ・ その他

② 事業者等捕捉調査

新規事業者や未申告事業者の捕捉を行い、その事業者の償却資産を捕捉するための調査です。この調査では、庁内公簿や税務署資料等を活用し、新規事業者や未申告者の特定を行い、この事業者に対し、申告書の送付等^{しょうよう}などの申告^{しょうよう}態^{しょうよう}進行^{しょうよう}を行います。（法20⑩、法354の2）

地方税法第20条の11（事業者等への協力要請）

徴税吏員は、この法律に特別の定めがあるものを除くほか、地方税に関する調査について必要があるときは、事業者（特別の法律により設立された法人を含む。）又は官公署に、当該調査に関し参考となるべき簿書及び資料の閲覧又は提供その他の協力を求めることができる。

地方税法第354条の2（所得税又は法人税に関する書類の閲覧等）

市町村長が固定資産税の賦課徴収について、政府に対し、固定資産税の納税義務者で所得税若しくは法人税の納税義務があるものが政府に提出した申告書若しくは修正申告書又は政府が当該納税義務者の所得税若しくは法人税に係る課税標準若しくは税額についてした更正若しくは決定に関する書類を閲覧し、又は記録することを請求した場合には、政府は、関係書類を市町村長又はその指定する職員に閲覧させ、又は記録させるものとする

ア 調査対象者

- ・ 新規事業者
- ・ 未申告事業者

イ 捕捉方法

- ・ 庁内公簿
- ・ 税務署資料

※ 納税者が法人税申告をe-Taxにより行い、財務諸表(別表16等を含む)を電子的に提出している場合は、法人担当の審査クライアントにe-Taxソフトをインストールしておくことで、償却資産担当は別表16がどのデータに含まれているかを一覧で確認可能。(未申告法人の把握)

- ・ 保健所資料(飲食店、理容業、美容業等)
- ・ 現地調査等
- ・ その他

ウ 資産調査

- ・ 申告書の送付
- ・ 現地調査
- ・ その他

③ 新增築家屋の資産把握

新增築家屋に係る評価の時点において、工事見積書等の評価資料又は現地調査により、償却資産の対象となる資産の把握をするための調査です。家屋の所有者に償却資産の対象となる資産の有無を確認し、申告漏れ等を防止するために行います。

ア 調査対象者

- ・ 新築・増築家屋の所有者

イ 資産把握方法

- ・ 工事見積書
- ・ 現地調査等

ウ 対象資産の提示

- ・ 対象資産リストの提示

ま と め

実地調査のための質問検査権は地方税法で付与されており、不申告・虚偽の申告をした者には罰則の適用があります。しかし、実地調査は不正申告や脱税を摘発するために行うものではないことに留意することが必要です。

2 実地調査計画の策定

地方税法を調べて、実地調査の根拠・内容を把握したので、次に、効果的な実地調査を行えるように実施計画を立てることにしました。

(1) 実地調査計画の必要性

実地調査は、制度の周知徹底と資産の捕捉に最も効果的な手段であり、また、適正申告の確保と未申告者の解消のため、常に調査の充実・拡充を図ることが求められています。

しかしながら、償却資産の数は膨大であるとともに、納税義務者には個人と法人とがあり、その経営規模にも大きな差があるので、その資産の管理の能力・方法、償却資産の課税制度への理解の度合いも一様でなく、かつ、それぞれの地域ごとの特性、産業構造等も様々です。

したがって、実地調査にあたっては、それぞれの地域的な特性や法人・個人の別、業種、業態等を考慮して、最も効率的で効果的な調査が実施できるよう計画を立てることが必要です。

(2) 実地調査計画の策定

実地調査は、地方税法第408条で定められているとおり、全事業者に少なくとも年1回行うことが理想的です。しかし、実際には限られた人員のもとでこれを行うことは困難な場合が多いと考えられます。このような場合、各年度において調査対象者を限定し、最低でも3年～5年で市内の全事業者に対し実地調査を実施できるような中期的計画を策定することが必要です。

(固定資産の実地調査)

Q 1 地方税法第408条では、固定資産の状況を毎年少なくとも1回は実地調査しなければならないとされていますが、本市では対象事業者が多く、3年に1回の割合でしか実地調査ができない状況となっております。しかし、評価自体が適正なものであれば、このことから直ちに本市の評価が無効なものとはならないと考えますが、いかがでしょうか？

A 1 地方税法第408条は、固定資産の適正な評価を確保する意味から少なくとも毎年1回の実地調査の方法によるべき旨を規定していますが、同条は適正な評価を確保するための一つの方途（方法）として規定されているものであり、およそ固定資産の価格の決定にあたっては、適正な価格を求めることに究極の目的があるのであって、仮に個々の償却資産を実地調査しなかった場合であっても、決定価格が適正である限り当該価格の決定を直ちに無効又は取り消すべき理由にはなりません。

しかし、同条の目的である適正・公正な課税を期すためには、少なくとも毎年1回の実地調査の実現を含めた調査計画を策定し、あらゆる手段により評価の適正化を図って行く必要があります。

(3) 実地調査の時期

実地調査の時期は、申告書の受付事務から賦課決定にかかる時期を避け、5月頃から11月頃までにかけて行うことが一般的です。

なお、企業の決算時期（決算期の前後1～2ヶ月程度）については調査を避けたほうがよいでしょう。決算時期に調査を実施しても帳簿等が十分整理されていない場合が多いので、調査効果が思ったほど上がらない可能性が高いためです。さらに、実地調査が調査対象者の協力のもとに行われることを考えれば、調査対象者の繁忙期に実地調査を行うことは、適当ではありません。

ま と め

適正な課税を期するために、実地調査は極めて重要ですが、その効果的な実施のためには計画の策定が必要です。行政側の時間と人員は限られたものである一方、実地調査が納税者の協力のもとに行われることを考えれば、調査対象者の都合を考えずに実地調査を行うことは、適当ではありません。

計画を立てるにあたっては、行政側・調査対象者側の事情を考慮しつつ、最少の労力で最大の効果をあげられるよう心がけましょう。

3 調査対象者の選定

~~~~~  
実地調査のおおまかなスケジュールが固まったので、次に対象者の選定を行うことになりました。

係内の意見交換の結果、今年度は、実地調査の最初の年であることを考慮して、身近な事業者を調査対象とすることにしました。

~~~~~

(1) 調査対象者の選定方法

調査対象者の選定方法には「決定価格規模、業種、所在地域、疑義あるもの、未申告のもの等」の方法があります。

① 決定価格規模別に選定する方法

例えば、今年度は決定価格が1,000万円超の企業について調査して、次年度は、1,000万円以下の企業について調査するという方法です。

対象企業の経理状況・問題点・調査所要時間・資産件数が類似しているので計画が立てやすいという長所がある一方で、調査地点が散在するという短所があります。

② 業種別に選定する方法

例えば、今年度は建築業について調査して、次年度は金融業について調査するという方法です。

調査の問題点が類似しているので処理しやすい、取扱いの統一を図りやすいという長所がある一方で、業種によっては調査地点が散在するという短所があります。

③ 所在地域別に選定する方法

例えば、今年度は甲地区について調査して、次年度は乙地区について調査するという方法です。

調査地域を限定することで、効率的に調査できるという長所がある一方で、規模・業種とも各種各様なので、調査方法や問題点を統一的に把握しにくいという短所があります。

④ 申告内容に疑義があるものを選定する方法

申告書の提出があったものの、申告内容に疑義がある事業者（同業他社比較で過少申告が疑われる場合や、通常は保有していると思われる資産の申告がない等）を抽出して対象とする方法です。台帳登録時に申告書の内容をチェックし抽出します。

⑤ 未申告のものを選定する方法

一般に事業用資産があると推定されるにもかかわらず、申告そのものがない事業者を対象とする方法です。ただし、全てリース資産である場合や、経営だけを委嘱されている場合などもあり、事業を行っていても申告すべき資産がない場合があります。

なお、この未申告者の把握方法については、土地・家屋の課税情報（賃貸マンショ

ンや駐車場等)、保健所の営業許可申請書(理美容業・飲食業等)、風俗営業登録台帳の閲覧(娯楽業等)、自動車検査登録データ(大型特殊自動車)、道路占有許可申請書(広告、看板等)、国税資料の閲覧(個人・法人とも)、タウンページ、インターネット検索、地域巡回による外観調査など様々な方法があります。

⑥ 免税点以下の事業者を選定する方法

例えば、免税点以下でその後に資産の増加がない事業者、又はその後に申告がない事業者を対象として、免税点以下になってから一定期間が経過した事業者を抽出して調査するという方法です。この場合は、過去の申告による所有資産は把握していることから、免税点以下になって以降の資産の異動状況を把握する必要があります。必要に応じて申告書の送付による申告^{しやうよう}簿、国税資料との照合又は現地調査によるなどにより効率的に調査を行います。

(2) 調査対象者の決定

実地調査計画に基づき、「決定価格規模、業種、所在地域、疑義あるもの、未申告のもの等」の選定方法を組み合わせて、最も効率的で効果的な調査が実施できるよう調査対象者を決定します。

<P71以降の検討事例ケース1～5の実地調査対象者選定基準>

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 日常生活で接する機会が多く、業務内容、資産の種類等に関する判断の容易な業種を選定する。② 事業規模が比較的小さく、資産の種類も少ない業種を選定する。③ 市内に複数の事業者が存在する業種とし、他で行った実地調査の結果や経験を活かしやすい業種を選定する。 <p>○ 留意点</p> <ul style="list-style-type: none">① 調査対象とした業種に該当し、かつ、償却資産の申告がなされていない事業者については、翌年度の課税に間に合うように、必ず年内に調査を終了するようにすること。② 償却資産に該当するか否か判断の難しい資産を所有していると思われる者については、事前に十分検討し実地調査に臨むこと。③ 他の業務との調整を行い、年間計画を立てて、効率よく調査を行うこと。 |
|---|

※ 選定した検討事例

<ケース1> ガソリンスタンド

<ケース2> パチンコ店

<ケース3> 賃貸マンション

<ケース4> コンビニエンスストア

<ケース5> 医院・病院

ま と め

- 1 調査対象者の選定方法は、いろいろな方法が考えられますが、初めて調査を実施する場合には、日常生活上身近な小規模事業者（おおむね資産件数20件未満）から始めて調査に慣れることと、調査技法を修得することに重点をおくと良いでしょう。
- 2 未申告者等に対する申告指導の場合はもちろん、実地調査に当たっては固定資産税における償却資産についての課税の制度（仕組み）について正しく理解してもらうことが重要です。したがって、制度の概要、申告の方法等について簡潔にまとめたチラシ・パンフレット等をあらかじめ用意しておくなど理解を得やすい手段・方法について配慮しておく必要があります。

4 事前準備

調査会議の始めに税務課長から実地調査を実施する上での「担当者としての心構え」を聞きました。また、係長から効果的な実地調査は「申告者についての事前準備」が重要であり、種類別明細書等の関係書類をチェックして、調査を行う際の問題点、重点的に調査すべき点を事前に整理しておくことように指示を受けました。

(1) 担当者としての心構え

実地調査で対応する相手方は、税務会計のベテラン（企業の経理担当・税理士等）であることが一般的であり、これに対応するためには、調査担当者は一定水準の知識と能力が求められます。

まず、調査において必要な企業会計上の決算の方法や税務会計上の取扱い等を真摯に聴き取ることが重要です。また、固定資産税における取扱い等の質問（税務会計の取扱いとの違いや家屋と償却資産の区分等）には、形式的ではなく分かりやすく説明し信頼関係を築くことが必要です。

このため、税法上の知識の修得はもとより、調査の技術・調査時の応接の方法等についても日頃から十分研鑽しておく必要があります。

(2) 申告者についての事前準備

① 償却資産申告書の内容確認

まず、実地調査の重点項目・進捗状況等を一元的に管理するために、全調査対象者について「償却資産実地調査票」を作成しました。

そのうえで、実地調査の前に、調査対象者の申告書からその申告状況を検証することにした。

具体的には、次のような点をチェックします。

ア 業種別・規模別にみて類似する他の納税義務者の申告書との比較

イ 当該業種に最低限必要な資産が申告されているか否か

ウ 過去の申告がある場合は、資産の増減状況

エ 調査履歴等の確認

過去に実地調査を行っているか、その際に申告漏れ等を指摘されているかなど、過去の調査経過を把握しておきます。また、申告者の会社名の変更や合併など統廃合の経過等も把握しておきます。

オ 事業所用家屋の所有形態

経営形態の違い等によって資産の所有形態が異なるため、同種の資産が事業の用に供されていたとしても、申告すべき者が異なる場合がありますので、注意が必要です。また、附帯設備に関する家屋評価上の取扱いの確認も必要です。

カ 借用資産の有無

最近では事業に必要な資産をリースによって調達するケースが増えています。

申告書の「借用資産」欄が「有」になっている場合は、リース、賃貸借、使用貸借で借りている事業用の資産がありますので、借用資産の所有者の償却資産申告書等を確認する必要があります。例えば、事業に必要な資産をリースによって調達している場合は、リース会社の償却資産申告書により該当資産が申告されているかどうかを確認する必要があります。

なお、リース資産については、リースの形態により申告すべき者が異なるので注意が必要です。

償却資産の申告に疑義がある場合には、その内容を「償却資産実地調査票」に記録し、実地調査時に確認します。

《検討事例》

<ケース1>

ガソリンスタンドの場合は、一般的に次のような資産があると考えられます。



ガソリンスタンド

- ・構築物 : アスファルト舗装、周囲の塀・側溝、看板（ポールを含む）、サイン工事、地下のガソリンタンク、独立キャノピー、屋外に敷設されたガス・上下水道の埋設管
- ・電気設備 : 受変電設備、蓄電池設備、機械の動力源としての動力配線、外灯（屋外配線・配管を含む。）
- ・機械・装置 : 洗車機、ガソリン計量器
- ・器具・備品 : レジスター、充電器、オイルチェンジャー、ジャッキ、空気圧調整器、リフト、電気掃除機、タイヤ交換設備、事務所の事務機器、待合室のソファ、テレビ等

（外観調査から判る資産については、ゴシック体になっています。）

これらの資産が申告されているか否かについて、種類別明細書を点検することにより把握します。

ガソリンスタンドの場合、キャノピーの取り扱いなど、土地、家屋との区分に注意し、償却資産として申告すべきものが漏れていないか現況と照らし合わせながらよく確認してください。また、元売り会社などから無償提供されたディスプレイ看板などの簿外資産が存在する場合がありますので、現物を確認し、申告漏れがないかチェックしてください。

＜ケース2＞

パチンコ店の場合は、一般的に次のような資産があると考えられます。



パチンコ店

- ・構築物 : 駐車場のアスファルト舗装（車止め、白線を含む。）、周囲のネットフェンス・側溝、看板（ポールを含む。）、ネオンサイン、立体駐車場、景品交換所（家屋として課税されるべきものを除く。）屋外に敷設されたガス・上下水道の埋設管
- ・機械・装置 : 島台、POSシステム、店内放送設備
- ・電気設備 : 受変電設備、蓄電池設備、パチンコやスロット機器の動力源としての動力配線、外灯（屋外配線・配管を含む。）
- ・器具・備品 : パチンコ器、パチスロ器、玉洗浄配球装置、レジスター、両替機、カード発行機、自動販売機、掃除機、景品陳列棚、防犯用監視カメラ装置

（外観調査から判る資産については、ゴシック体にしていきます。）

これらの資産が申告されているか否かについて、種類別明細書を点検することにより把握します。

パチンコ店の場合、駐車場、景品交換所など、土地、家屋との区分に必要な資産がある場合があります。調査に際しては、償却資産に該当するかどうかよく確認してください。

パチンコ器、パチスロ器の台数は公安委員会の資料やインターネットでも確認できますので、実地調査に先立ち、あらかじめこれらの資料を確認しておくのも一つの方法です。

<ケース3>

賃貸マンションの場合は、一般的に次のような資産があると考えられます。



賃貸マンション

- ・構築物 : 駐車場のアスファルト舗装（車止め、白線を含む。）、周囲のネットフェンス・側溝、壁面文字、外灯、物置、自転車置場、屋外に敷設されたガス・上下水道の埋設管
- ・電気設備 : 受変電設備、外灯（屋外配線・配管を含む。）
- ・器具・備品 : 集合郵便受け、家具付きマンションの場合のエアコン・冷蔵庫・テレビ・収納家具等

（外観調査から判る資産については、ゴシック体になっています。）

これらの資産が申告されているか否かについて、種類別明細書を点検することにより把握します。

また、次のことにも気をつけてください。

- 1 エレベーターが設置してある建物には「受変電設備」が設置されている可能性が高くなります。
- 2 屋外に設置されている電気設備（外灯、電気の引込線等）、上下水道管（散水用、足洗用等）、ガス管、雨水排水管は償却資産となります。（地中に埋設されているものを含みます。）

<ケース4>

コンビニエンスストアの場合は、一般的に次のような資産があると考えられます。



コンビニエンスストア

- ・ 構築物 : アスファルト舗装（駐車場の車止め、ラインを含む。）、周囲の堀・側溝、看板（ポールを含む。）、サイン工事、屋外に敷設されたガス・上下水道の埋設管、内装工事、空調工事
- ・ 電気設備 : 受変電設備、蓄電池設備、機械の動力源としての動力配線、外灯（屋外配線・配管を含む。)
- ・ 器具・備品 : レジスター、陳列台、冷蔵・冷凍ショーケース、温熱ケース、カウンター、電子レンジ、事務所の事務機器、POSシステム

（外観調査から判る資産については、ゴシック体にしてあります。）

これらの資産が申告されているか否かについて、種類別明細書を点検することにより把握します。また、リース物件が使用されているケースが多いので、リース会社の申告書も併せて確認しましょう。

コンビニエンスストアの場合、直営店かフランチャイズ店かの別や建物の所有形態の違いによって、申告すべき資産の内容が異なることが考えられますので、実地調査では契約書等の内容確認が必要となります。

<ケース5>

医院・病院の場合には、一般的に次のような資産があると考えられます。



医院・病院

- ・構築物 : 駐車場のアスファルト舗装（車止め、ラインを含む。）、周囲のネットフェンス・側溝、看板（ポールを含む。）
- ・電気設備 : 受変電設備、蓄電池設備、自家発電設備、動力配線、院内放送設備、外灯（屋外配線・配管を含む。）
- ・器具・備品 : ベッド、手術台、無影灯、レントゲン設備、心電計、電気血圧計、脳波測定器、CT装置、MRI装置、消毒器、レントゲンフィルム現像機、調剤器、カルテ用キャビネット、待合室用いす、カウンター、事務機器

（外観調査から判る資産については、ゴシック体にしてあります。）

これらの資産が申告されているか否かについて、種類別明細書を点検することにより把握します。

医療関係の機器は高額のものが多いため、医院・病院では割賦販売、リース資産が多く使われる傾向があります。このような場合、実地調査に当たっては、契約書やリース会社の申告内容も併せて確認するようにしましょう。

また、医院・病院は、介護や老人福祉施設等の複合施設も多く、また、その性格から非課税、課税標準の特例、市町村の減免の規定に該当する場合も多いと考えられるので、それらの取扱いを確認することも必要になります。

なお、業種別に、一般的にどのような資産が課税対象になるかについては、次の「業種別の課税対象償却資産の例示」を参照して調査に役立ててください。

業種別の課税対象償却資産の例示

各業種共通のもの	駐車場設備、受変電設備、自家発電設備、蓄電池設備、舗装路面、庭園、門、塀、外溝、外灯、ネオンサイン、広告塔、中央監視装置、看板、簡易間仕切、応接セット、ロッカー、キャビネット、エアコン、パソコン、コピー機、レジスター、金庫等
小売店	商品陳列ケース、陳列棚、陳列台、自動販売機、冷蔵庫、冷凍庫、日よけ等
飲食店	接客用家具・備品、自動販売機、厨房設備、カラオケセット、テレビ、放送設備、冷蔵庫、冷凍庫、日よけ、室内装飾品等
理容業、美容業	パーマ器、消毒殺菌器、サインポール、理・美容椅子、洗面設備、タオル蒸器、テレビ等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ビニール包装設備、給排水設備等
製パン業、製菓業	窯、オーブン、スライサー、あん練機、ミキサー、厨房設備、ビニール包装機等
医院、歯科医院	各種医療機器（ベッド、手術台、X線装置、分娩台、心電計、電気血圧計、保育器、脳波測定器、CT装置、MRI装置、各種検査機器）、各種事務機器、待合室用いす等
駐車場事業	柵、照明等の電気設備、駐車装置（機械設備、ターンテーブル）、駐車場料金精算機、白線等
工場	旋盤、ボール盤、プレス機、金型、洗浄給水設備、構内舗装、溶接機、貯水設備、福利厚生設備等
バー、喫茶・軽食	厨房設備、冷蔵庫、自動食器洗浄器、製氷器、エレクトーン等の楽器、ミラーボール、放送設備等
パチンコ店 ゲームセンター	パチンコ台、パチスロ台、ゲームマシン、両替機、玉貸機、カード発行機、島台、店内放送設備、防犯監視設備、事務機器、内外装等
印刷業	各種印刷機、活字盤鋳造機、裁断機等
建設業	ブロックゲージ、ポンプ、ポータブル発電機、ブルドーザー、パワーショベル、コンクリートカッター、ミキサー等
自動車整備業 ガソリン販売業	プレス、スチームクリーナー、オートリフト、テスター、オイルチェンジャー、充電器、洗車機、コンプレッサー、卓上ボール盤、ジャッキ、溶接機、地下槽、ガソリン計量器、地下タンク、照明設備、自動販売機、独立キャノピー等
木工業	帯鋸、糸鋸、丸鋸機、木工スライス盤、カンナ機、研磨盤等
鉄工業	旋盤、ボール盤、スライス盤、研削盤、鋸盤、プレス機、剪断機、溶接機、グラインダー等
ホテル、旅館	ルームインジケータ設備、調光設備、放送設備、洗濯設備、厨房設備、カラオケセット、カーテン、テレビ、ベッド、冷蔵庫、ボイラー等
食肉販売業	冷凍・冷蔵設備、冷凍・冷蔵ケース、肉切機、ミンチ機等
テニスクラブ	テニスコート、フェンス、オートテニス設備、ガット張機、人工芝、照明設備等
ゴルフ練習場	フェンス、ネット設備、照明設備、芝刈機、ボール洗浄機、ボール自動貸出機、集玉設備等
カラオケボックス	カラオケ設備、接客用家具、照明設備等
農業	ビニールハウス、農耕用車輛（小型特殊自動車を除く）、温室管理装置や乾燥機など農業用機械設備、農業用器具

※ただし、家屋として評価されているものは除く。

〈ワンポイント〉

申告漏れ資産の多くは、建物附属設備等（受変電設備、蓄電池設備、屋外に設置された電気配線及びガス・水道の配管、家屋から独立して設置された焼却炉や自転車置場等は償却資産に該当する。）に見受けられます。

② 法人住民税の申告状況の確認

法人住民税申告書で法人税額の修正又は更正を行っているものを調査し、その修正又は更正の年月及び事業年度を調査票に記録し、実地調査時にその理由が償却資産に関連があるものか確認します。

減価償却資産の計算において次のような誤りがあった場合等は償却資産の評価に影響する場合があります。

ア 減価償却資産の耐用年数の誤り

イ 減価償却資産の計上漏れ（固定資産として計上すべきものを修繕費として処理したもの等）

〈気をつけよう！〉耐用年数省令別表の適用誤り

- 1 「中央監視設備」の耐用年数は別表第一「建物附属設備」の「前掲のもの以外のもの」「主として金属製のもの」18年を適用することとなっていますが、「建物附属設備」「電気設備（照明設備を含む。）」「その他のもの」15年を誤って適用し申告されることがあります。
- 2 構築物としての「広告塔（金属製）」の耐用年数は、別表第一「構築物」の「20年」を適用することとなっていますが、「器具及び備品」の看板及び広告器具（金属製）の「10年」を誤って適用し申告されることがあります。（耐用年数通達2-3-5）

③ 国税資料との照合

地方税の賦課徴収上必要な場合、市町村長は国税当局に対して、国税資料の閲覧又は記録すること（以下「閲覧等」といいます。）を請求することができます（法第354条の2）。

なお、国税資料の閲覧等の取扱いについては、「国と地方団体との税務行政運営上の協力について」（昭和57年自治税企第92号自治省税務局長通達）で定めていますが、具体的な閲覧方法、閲覧時期等については、国税当局と地区税務協議会等で協議することになります。

このようにして得られる国税当局の資料と、償却資産申告書の資産明細との突合を行うことによって、実地調査の事前準備を行うことができます。

国税資料に資産が計上されているのに償却資産の申告がない場合には申告漏れである可能性が高く、取得価額について明らかに差異がある場合には正しく申告されていない可能性が高いので、実地調査のポイントになります。

[閲覧等できる書類]

所得税の場合：青色申告決算書等所得税申告書の附属書類及び添付書類

法人税の場合：法人税申告書の別表、附属明細書及び添付書類（貸借対照表・損益計算書・勘定科目内訳明細書等）

国税資料との照合の例

< 国税資料 法人税申告書別表16(2) >

区 分	取 得 年 月	耐用年数	償却方法									
			旧定率法 建物付属設備	旧定率法 構築物	旧定率法 機械装置	旧定率法 車両運搬具	旧定率法 器具備品	定率法 建物付属設備	定率法 構築物	定率法 機械装置	定率法 車両運搬具	定率法 エアコン
取得価額又は製作価額	7		1,275,000	1,270,000	1,059,213	13,009,200	750,000	1,377,819	2,841,912	1,000,000	1,585,152	261,000
償却額	8		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
償却引取額	9		1,275,000	1,270,000	1,059,213	13,009,200	750,000	1,377,819	2,841,912	1,000,000	1,585,152	261,000

< 申告内容 >

資産の種類	取 得			償 却	
	前年前に取得したもの (イ)	前年中に減少したもの (ロ)	前年中に取得したもの (ハ)	計 ((イ)-(ロ)+(ハ))	(ニ)
1 構 築 物	3,911,912			3,911,912	
2 機 械 及 び 装 置	1,059,213			1,059,213	
3 船 舶					0
4 航 空 機					0
5 車 両 運 搬 具					0
6 工 具 及 び 器 具 備 品	750,000			750,000	
7 合 計	5,721,125		0	5,721,125	

この例では、国税資料の種類ごとの取得価額計と償却資産申告書の種類ごとの取得価額計を照合しています。

- ・ 構築物：国税3,911,912円、申告3,911,912円で一致する
- ・ 機械及び装置：国税2,059,213円、申告1,059,213円で一致しない
- ・ 工具、器具及び備品：国税1,011,000円、申告750,000円で一致しない

このように取得価額で差異があり申告誤りの可能性が高いので、実地調査の対象者とする目安にします。

ただし、国税資料は資産が所在する市町村ごとに区分することはないので、他市町村に所在する資産が含まれている場合や賦課期日と決算日との違い等により一致しない場合があります。

また、建物附属設備のなかには家屋ではなく償却資産となる資産がある場合や車両運搬具では自動車税・軽自動車税の種類別の課税客体も含まれている場合があるので、必ずしも一致するとは限りません。

その他、別表16(2)以外にも別表16(1)に家屋でなく償却資産となるものが含まれている場合もありますが、国税資料には種類ごとの取得価額計しか記載されないのので国税資料との照合だけでは確認できません。したがって、固定資産台帳等の確認が必要となります。

この例では構築物については取得価額が一致しましたが、種類ごとの取得価額計でたまたま一致しただけであって買換え等により内訳が異なっている場合もありますし、個別に見ると取得年月、耐用年数の相違があるかもしれません。

また、別表16(7)に記載されたものも無形固定資産等を除き、償却資産に該当するものは固定資産税の申告対象ですが、国税資料では各事業年度ごとにしか記載されないので、注意が必要です。

なお、国税資料では構築物、機械装置や工具器具備品等の取得があるにもかかわらず償却資産の申告書に記載がない場合は償却資産の不申告者である可能性が高いといえます。

また、納税者が法人税の申告を e-Tax により行い、財務書類（法人税申告書別表16等を含む。）を電子的に提出している場合は、国税当局・地方団体の国税連携により、当該資料が eLTAX を通じて地方団体に送信されます。

この資料は、固定資産税（償却資産）の未申告者や申告漏れ資産を捕捉するために非常に有効な資料であり、これまで直接税務署に出向かなければ閲覧することができなかったため利用することが難しかったものですが、令和2年4月から、eLTAX を通じて確認することが可能となりました。

（実地調査なしに課税することの適否）

Q 2 所得税の青色申告決算書等、国税資料の閲覧を行い、実地調査を行わずに、これらの資料に基づいて、償却資産について固定資産税を課税してもよいのでしょうか。

A 2 国税資料閲覧によって、償却資産の把握が従来に比べて容易となったので、課税にあたっては十分に参考にできると考えますが、これらの資料は、あくまでも課税客体の捕捉のための参考資料なので、実地調査を含めて課税客体等の把握を十分に行うことが必要です。

実地調査なしに国税資料等をもって課税することは、再三の折衝によっても所有者が申告等に応じない場合の最終手段と考えるべきあり、国税資料の閲覧をもって直ちに課税することは適当ではないので、留意してください。

ただし、再三の折衝によっても所有者が申告に応じないような場合には、課税における公平の確保という点からやむを得ない場合に限り、国税資料により価格等を決定することも差し支えないと解します。この場合、課税に関する一定の理解を求めめるため、賦課決定手続きを行う前に最終的な申告の依頼と、期限までに申告のない場合は賦課決定する旨の通知を文書等で行うことが適当です。

上記の通知を行う際には、課税の対象となる資産の名称、取得価額、取得時期、耐用年数等を記載した資料も併せて送付するとともに、疑義のある場合には、連絡してほしい旨等を記載することが重要です。また、実地調査や申告^{しやうよう}態^{たい}を行^いった経緯なども記録しておくことも必要です。

このように、再三の折衝によっても申告に応じないような場合でも、国税資料等に基づき、一方的に課税を行うのではなく、申告^{しやうよう}態^{たい}や現場確認等を行^いった上で実施するなどの配慮をすることが適当です。やむを得ず、国税資料をもって推計課税する場合は、所轄の税務署に、直接の課税資料として使用することの了承を得るよう^{よう}にしてください。

④ 一般的留意事項

ア 決算期末後賦課期日までの取得資産

例えば、9月決算の企業の場合、10月から12月までに取得された資産が適正に申告されているかなどを過去の申告状況を参考に検証する必要があります。特に、年末に取得された資産については、償却資産申告書の作成をそれ以前に行っている場合に、申告漏れとなるケースが考えられます。これらは、課税漏れとなるおそれがあるので特に注意が必要です。

イ 社宅・寮などの福利厚生施設の償却資産

社宅・寮などの施設にある償却資産については、事業用資産に該当するという認識が一般に浅く、申告漏れが多く見受けられます。このため、事前に電話帳やインターネットなどを利用してその企業の社宅・寮・クラブなどの有無を確認し、その償却資産が申告されているか否かを確認します。

ウ 電算申告の場合（企業のコンピュータシステムにより申告書が作成されている場合）

電算申告の場合には、評価額の最低限度（取得価額の5%）を超えて減価償却していないか、課税標準の特例の適用が正しく行われているかなど、申告書の内容が法律や評価基準どおりの取扱いになっているか否かを確認します。

エ 借用資産（リース資産の場合）

各業種において通常所有していると考えられる設備等について、企業から申告がなされていない場合、当該設備等はリース資産である場合があります。

リース資産に関しては、前述のとおり（P36（2））、原則としてリース会社が納税義務者となるため、当該資産がリース資産であることが判明した場合には、以下のような対応をとることになります。

- ① リース会社の申告書を確認の上、当該リース資産が申告されているかどうかを確認する。
- ② リース会社において申告がされていない場合、又は不明な場合は、当該企業（又はリース会社）でリース契約書を確認する。
- ③ 確認の結果、所有権留保付割賦販売に該当すると認められる場合には、当該企業において申告が必要となる旨説明する。

また、当該設備等がリース会社において申告されている場合でリース会社を实地調査する際には、次の点に注意してください。

「所有権移転外ファイナンス・リース取引」に該当するリース資産の納税義務者は、当該リース資産の現実の所有者であるリース会社となりますが、所有権移転外ファイナンス・リース取引は税務会計上売買として取り扱われるため、リース会社においては当該リース資産を固定資産としては計上しないこととなります。

このため、いわゆる固定資産台帳等と、償却資産申告書で申告される償却資産とを対比して確認することができないこととなります。

しかし、リース会社はリース資産について、システム上で一元的に管理しているのが通例であり、償却資産の調査で必要となる、資産名称、取得価額、取得時期、耐用年数、所在地、固定資産税申告区分（少額資産かどうかなど）等の基礎情報も、システム上で管理されていることから、それらを参考に確認を行うこととなります。

ただし、リース会社が所有するリース資産の管理情報は膨大なものになりますので、調査を行う前にあらかじめ調査対象の市町村分のデータについて抽出を依頼するのはもちろんのこと、調査する資産の種類を絞る場合にはそのデータの抽出についても、事前に依頼しておく必要があります。また、調査する資産についての契約書、検収書、請求書等についても、あわせて準備してもらうよう依頼しておく必要があります。

なお、リース会社は全国に事業所等がありますが、システムのデータを閲覧・出力できる事業所が限られている場合があるほか、契約書等については別の場所に保管されていることもあるなど、必ずしも、最寄りのリース会社の事業所に調査資料があるわけではありません。

リース会社に実地調査を行う際は、以上のような点についてリース会社と事前によく調整するようにしてください。

〈ワンポイント〉

調査対象者から提出された申告書以外に調査する必要がある書類が出てきた場合にも「償却資産実地調査票」に明記しておきましょう。

(3) 未申告者の把握

店舗等の外観からの調査や法人市民税申告書・国税資料の内容から償却資産に該当するものが存在すると考えられるにもかかわらず、償却資産の申告書が提出されていない場合は、未申告者である可能性が高いので、「償却資産実地調査票」を作成の上、実地調査を行うこととなります。

ま と め

- 1 同業種の他社の申告書と比較することにより、申告されるべき資産が漏れていないかどうか、チェックすることができます。
- 2 申告内容を確認し、事前に質問事項や不明な点を把握しておくこと、効果的な実地調査を行うことができます。
- 3 会社の概要や事業について把握しておくことも重要です。

「第2章の要点」

- 1 実地調査は、適正申告の確保と未申告者の解消のために最も効果的な手段であり、地方税法で義務づけられています。
- 2 効果的な実地調査のためには、計画の策定が必要となります。その際には、行政側の効率性と納税義務者側の負担軽減を考慮して、最少の労力で、最大の効果をあげられるような配慮が求められます。
- 3 実地調査に臨む前には、対象者の申告書を事前に検討する等の事前準備をしておきましょう。そうすることでポイントを押えた効率的な実地調査が可能となります。

償却資産実地調査票の例①

令和 年度 償却資産 調査票

所有者
コト

〈所有者住所又は所在〉		〈資産所在地〉		
①		①		
〈所有者氏名又は名称〉		②		
②		②		
〈所有者電話番号〉		③		
③		③		
〈令和 年度 台帳内容〉				
種類	取得価額	評価額	課税標準額	資産件数
1種				
2種				
3種				
4種				
5種				
6種				
合計				
短縮耐用年数の承認	有・無	増加償却の届出	有・無	有・無
非課税該当資産	有・無	課税標準の特例	有・無	有・無
特別償却又は圧縮記帳	有・無	税務会計上の償却方法	有・無	定率法 定額法
青色申告	有・無	事業所用家屋の所有区分	有・無	自己・借用・両方
借用資産	有・無	申告区分		
令和 年 月 日 出力				

調 査 票

	確 認 資 料	処 理 内 容	課 長	係 長	担 当 者	調 査 月 日	
令 和 年 度	固定資産台帳	1 修正(増加)					
	減価償却計算書	2 修正(減少)					
	確定申告書	3 決定					
	見積積約書	4 申告是認					
	資産の内容	申告の有無	結果				
	家賃貸借の場合の造作設備	有・無	適正・もれ				
	構築物(駐車場等)	有・無	適正・もれ				
	電気設備	有・無	適正・もれ				
	給排水設備	有・無	適正・もれ				
	決算後取得資産	有・無	適正・もれ				
立 会 人							
令 和 年 度	固定資産台帳	1 修正(増加)					
	減価償却計算書	2 修正(減少)					
	確定申告書	3 決定					
	見積積約書	4 申告是認					
	資産の内容	申告の有無	結果				
	家賃貸借の場合の造作設備	有・無	適正・もれ				
	構築物(駐車場等)	有・無	適正・もれ				
	電気設備	有・無	適正・もれ				
	給排水設備	有・無	適正・もれ				
	決算後取得資産	有・無	適正・もれ				
立 会 人							
調 査 月 日							
処 理 月 日							
調 査 月 日							
処 理 月 日							
調 査 月 日							
処 理 月 日							

償却資産実地調査票の例②

償 却 資 産 実 地 調 査 票

担当

住 所						
氏名・名称						
業 種		屋 号				
電 話		担 当 者 課				
税理士氏名		電 話				
申告状況	年度 区分	年度	年度	年度	年度	年度
	申告 課税標準	有・無 千 円	有・無 千 円	有・無 千 円	有・無 千 円	有・無 千 円
摘要						
処 理 欄		調 査 日			申 告 書 提 出 日	
		.			.	
申 告 者	修 正	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		未 申 告 者	提 出	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	年度	千円			年度	千円
	年度	千円			年度	千円
	年度	千円			年度	千円
	年度	千円			年度	千円
	年度	千円			年度	千円

補記欄

第3章 実地調査の実施

1 調査に際して

事前準備が済んだので、それぞれの事業所（調査対象者）に連絡し、実際に調査をすることにしました。

しかし、何分にも初めての取組みですので、事前に係内で「調査依頼の際に気をつける点」「訪問する前の心構え」等について話し合い、実地調査に出かけることにしました。

(1) 調査日の調整

事前準備で調査対象者を決定したら、その調査対象者と電話又は文書で連絡をとります。

調査の日時については、相手の担当者の部署や氏名を把握したうえで調整を行うこととなりますが、会社によっては資産管理部門が複数にわたる場合もあります。その場合には関係部門の担当者にも同席を依頼することとなりますが、あまりにも関係部門が多い場合には連絡窓口は1つに絞っておいたほうがその後の調査がスムーズに進むものと思われます。

また、税理士が関与している場合には、税理士が同席することもあります。税理士の日程についてはあくまでも会社のほうで都合をつけてもらうようにします。

なお、日時の依頼にあたっては、相手の業務内容などにより忙しい時期（例えば、月初め、月末、決算期前後）や時間帯（例えば、飲食店であればお昼時）を避けるようにします。

また、調査では、基本的には調査対象者が法人・個人の場合を問わず、調査対象者が保管している法人税（所得税）の申告の際に作成される「減価償却資産の償却額の計算に関する明細書（会社によっては、固定資産台帳等という名称で管理されている場合があります。以下、これらの帳票を「減価償却資産明細書等」といいます。）」を提出してもらい、「その減価償却資産明細書等の資産内容」と実際に「償却資産として申告されている種類別明細書の資産内容」とを1品ずつチェックすることとなります。

そのため、調査には長時間を要する場合がありますので、調査対象者へもその旨を伝え、時間的に余裕のある日時を選ぶようにします。

(2) 調査依頼の際の連絡事項

① 調査の目的及び趣旨を伝えます。

適正な課税をするためには、実地調査は重要な行為であり（法403②、408）、事前調査において不明な点や疑問点が生じた場合には、その点について調査を通じて明らかにする旨を伝えなければなりません。

② 当日の調査員の氏名、所属、連絡先等を明確に伝えます。

③ 調査の日時について

先方の担当者の氏名、所属（当日訪問する場所：事務所の〇階 △△課 担当□□）等を確認したうえで日程調整をします。その時、税理士などに経理関係が委託されている場合には、当日、立ち会ってもらするなど償却資産に関することがわかるようにしておいてもらいます。

④ 必要書類の依頼

一般的には、以下のような書類を調査当日に準備してもらうように依頼します。

ア 事業概要又は会社案内

イ 「減価償却資産の償却額の計算に関する明細書」や「固定資産台帳」（建物、自動車等すべての減価償却資産が記載されている書類で、〇〇市内に所在するすべての資産について記載のあるもの）

ウ 直近の事業年度の国税申告書

- ・ 法人の場合：「法人税申告書の別表16（1）（2）」等
- ・ 個人の場合：「所得税青色申告決算書」、「収支内訳書」等

エ リース契約書や工事見積書等

オ 企業の会計事務取扱規則、資産取得時の事務処理に関するフローチャート等

ただし、必ずしも、常に上記の書類をすべて用意してもらう必要はなく、逆にその他の書類が必要になる場合もありますので、調査対象者ごとに適宜必要書類を取捨選択して依頼します。

(3) 応接のマナー

税金の調査というと、一般的には脱税などを摘発する強制調査であるという印象が強いので、調査に際しては高圧的な態度をとることなく、また、専門用語はなるべく使わず、平易な言葉使いをするように心掛けます。

なお、償却資産の調査には地方税法によってその質問検査権が保証されていますが、この調査は不正申告や脱税を摘発するための犯罪捜査として行うものではなく、あくまでも固定資産税の評価・課税が適正になされているかどうかを確認するために納税義務者等の協力を得て行う任意調査であるということを念頭に置くべきです(法353)。

そのため、最初から「償却資産の申告漏れの調査をさせていただきます。」と言うのではなく、例えば「償却資産につきましては、毎年、ご申告をいただいておりますが、償却資産はその種類が多岐にわたり、ある資産を償却資産として申告すべきなのか否かがわかりにくいいため、この機会にご説明をさせていただくとともに、申告内容の確認をさせていただくものです。」と切り出せば、調査対象者の調査に対する印象が違うのではないのでしょうか。

そのほかにも、税務職員としては「派手な（華美な）服装を避ける」「丁寧な言葉遣いをする（ただし、過度な敬語を使用する必要はない）」「礼儀正しい挨拶をする」「曖昧な返事はしない」「現地調査の際は、テキパキと行動する」「相手の話をよく聴き、要点をつかんだうえで簡潔に説明をする」ことなどは当然のことです。

とりわけ、ある資産が償却資産であるか否かを判定する際には、「～の理由により、償却資産に該当します。」あるいは「課税対象ではありません。」と明確に伝える事を旨とするべきであって曖昧な表現は使わないようにします。しかし、課税客体の判定にあたって判断に迷う場合も考えられます。そうした場合にはその場で無理に回答せず、帰庁後、過去の事例等を検討したうえで後ほど電話等で返答するようにします。

<気をつけよう！> 応接マナーの順守

訪問をする際には、相手も忙しい中、時間を割いてくれていますので、謝意を述べるようにします。

また、調査時には会社役員、税理士等が同席する場合があるので、服装と言葉遣いには十分留意し、印象を悪くしないように心がけます。

(4) 訪問する前の心構え

調査対象者の事務所を訪問する前には、その調査対象者に対してはどのような説明をすればよいか、あるいは相手がどのような質問をするのかを予め想定し、そのために必要な知識（例えば、リース物件の納税義務者は誰になるのか、改良費とは何か、償却資産に該当する建築設備は何か等）を修得しておくことが必要です。

（質問検査権）

Q 3 調査対象者宅に調査のため訪問したところ「いったいどのような権限で調査を行うのか」と言われました。どのように答えたらよいのでしょうか。

A 3 調査に関する権限は、地方税法によって与えられています。地方税法では毎年少なくとも1回実地調査をしなければならないと規定され（法408）、また、市町村の徴税吏員又は固定資産評価補助員には調査にあたって、納税義務者やその他関係者に対して質問したり帳簿などの検査をする権限が与えられています（法353①）。

これらは、いずれも固定資産税の課税の基礎となる客体を正確に把握し、適正な課税を行うための一つ的手段として定められているものです。

この場合の「調査」とは、賦課徴収に関して必要とされる一切の調査をいい、納税義務の有無、固定資産の評価、課税標準額、税額の算定から納税に至るまでの

用語) リース物件→ファイナンス・リース p. 182

改良費 p. 153

建築設備 p. 157

賦課徴収手続きの遂行上必要なすべての調査を含みますが、あくまで適正な課税を実現するためのものであって脱税の摘発などの強制調査とは異なります（法353⑥）。しかし、理由なく調査を拒んだ場合には、地方税法354条の罰則（1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）の適用がありますから、直接の強制力はないが、質問・検査の相手方には、それが適法な質問・検査である限り受任する義務があるとされています。

（参考）（固定資産税に係る検査拒否等に関する罪）

法第354条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 前条の規定による帳簿書類その他の物件の検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。
 - 二 前条第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出したとき。
 - 三 前条の規定による徴税吏員、固定資産評価員又は固定資産評価補助員の質問に対し答弁をしないとき、又は虚偽の答弁をしたとき。
- 2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰する外、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

また、調査を行うにあたって、調査員はその身分を証明する証票（徴税吏員証票、固定資産評価補助員証票、身分証明書）を携帯し、調査関係者から請求があればこれを提示しなければなりません。（法353③）

なお、提出をもとめた帳簿書類その他の物件を留め置くことができますが、物件を善良な管理者の注意を持って管理し、留め置く必要がなくなったときは遅滞なく返還することなどが求められています。（法353④）

（参考）

施行令52条13の4 市町村の徴税吏員、固定資産評価員又は固定資産評価補助員は、法353条第4項の規定により物件を留め置く場合には、当該物件の名称又は種類及びその数量、当該物件の提出年月日並びに当該物件を提出した者の氏名及び住所又は居所その他当該物件の留置きに関し必要な事項を記載した書面を作成し、当該物件を提出した者にこれを交付しなければならない。

- 2 市町村の徴税吏員、固定資産評価員又は固定資産評価補助員は、法第353条第4項の規定により留め置いた物件につき留め置く必要がなくなったときは、遅滞なく、これを返還しなければならない。
- 3 市町村の徴税吏員、固定資産評価員又は固定資産評価補助員は、前項に規定する物件を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

調査当日に持参するもの

- 1 徴税吏員証票、固定資産評価補助員証票、身分証明書
- 2 申告された償却資産申告書、種類別明細書の写し
- 3 固定資産評価基準、地方税法、各市町村評価事務取扱要領、その他各種法令等の資料
- 4 調査対象者に対して行った一連の事務処理文書（電話応答等のやりとりを含みます。）
- 5 申告の手引き、パンフレット等
- 6 非課税適用届出書、特例資産該当届出書
- 7 耐用年数表
- 8 預り証
- 9 筆記用具、電卓
- 10 調査の際に使用する用紙
- 11 名刺
- 12 カメラ（必要に応じて）

〈ワンポイント〉

- 1 評価基準、法令等はかさばり、重量もあるので、必要箇所をコピーしてファイルしておくとう便利です。
- 2 事前調査により、把握した問題点、疑問点を整理しておきます。
- 3 調査項目を漏らさないよう次ページの例のような「償却資産チェックシート」を活用しましょう。

ま と め

事前準備など書類上の作業が終了すると、調査対象者の事務所等を訪問することになりますが、調査日時の依頼にあたっては相手の業務内容等によりなるべく繁忙期を避けるようにします。

実地調査の依頼にあたっては、調査の趣旨を説明し、とりわけ事前に用意しておいてもらう書類等については明確に伝えるようにします。

また、訪問する際は、服装、言葉遣い等について十分留意し、印象を悪くしないようにすることが大切です。

償却資産チェックシートの例

(共通)

- 外構工事
舗装路面、塀、フェンス、緑化施設、外灯（屋外配線・配管等を含む。）
屋外に敷設されたガス・上下水道の埋設管
- 電気設備
受変電設備、発電設備、蓄電池設備、中央監視設備、電話交換機
- 広告塔、看板
広告塔、袖看板、壁面箱文字、ネオンサイン、立看板
- 空調設備
*家屋・償却資産の区分
- 間仕切、その他特殊設備
*家屋・償却資産の区分
- 簡易建物（車庫、自転車置き場等）
*家屋・償却資産の区分

(共同住宅)

- ルームエアコン
- 給湯器、温水器

(駐車場)

- 機械式立体駐車場の機械装置（メリーゴーランド式）
- 構築物になる自走式駐車場
- 多段式駐車装置

(飲食店、ホテル等)

- 厨房設備

(その他)

- ガソリンスタンドのキャノピー
* 家屋・償却資産の区分

(工場等)

- 生産用設備（動力配線等を含む。）

2 依頼方法

納税義務者への償却資産の調査依頼は、一般的には電話又は文書等で行いますが、依頼された調査対象者側としては毎年償却資産の申告をしているにもかかわらず、どうして減価償却資産明細書等を再度調査されなければならないのかという疑問を持つ場合が多いので、調査対象者への説明の仕方や想定される質問事項を係内で話し合いました。

償却資産の調査依頼にあたっては、電話による方法と文書による方法がありますが、いずれの場合も調査の目的（趣旨）、調査内容、調査の根拠等についてわかりやすく説明するとともに、調査当日に用意してもらう資料をあらかじめ依頼することが大切です。また、相手側の担当者（当日伺う場所：事務所の○階 △△課 担当□□）の確認も忘れずにします。

(1) 調査依頼

調査対象者の住所が当該市町村内の場合で、比較的容易に訪問調査が可能な調査対象者には、あらかじめ電話で連絡を取った上で調査に赴くほうが効率的です。

電話のかけ方の一例

「〇〇市役所税務課の△△と申しますが、日頃より固定資産税（償却資産）の申告・納税につきましてはご協力をいただきありがとうございます。」

「本日、お電話をさせていただきましたのは償却資産の申告の件でございます。御社からは、毎年、本市あて償却資産のご申告をいただいておりますが、その申告内容と御社が法人税のご申告の際に作成される「減価償却資産の償却額の計算に関する明細書」とのチェックをさせていただきたいと存じましてお電話をした次第でございます。」

「チェックをさせていただきたい内容でございますが、先程申し上げましたように御社が法人税のご申告の際に作成される「減価償却資産の償却額の計算に関する明細書」や「固定資産台帳」をご準備いただき、「そこに計上されている資産」と「毎年、償却資産としてご申告をいただいている資産」とを突き合わせて申告内容の確認をさせていただくものでございます。実際に調査をさせていただく時間は、〇時間程度かと思えます。」

「また、当日はできるだけ経理担当の方あるいは税理士さんに立ち会っていただきたいと考えています。」

「□月×日の△時頃にお伺いさせていただきたいと考えていますが、ご都合はいかがでしょうか。」

「この日程で対応していただけるということであれば、正式な調査依頼文書を送付させていただきますのでよろしく願いいたします。」

「なお、調査に伺った際に必要に応じて現場の調査をさせていただいたり、帳簿書類のコピーをいただいたり、先程申し上げました書類のほかに工事契約書や工事見積書等を拝見させていただく場合がございますので、予めご用意いただきますようお願いいたします。」

〈ワンポイント〉

- 1 日程の調整にあたっては、あらかじめこちらが予定している日程を伝えたくて相手の都合を聞くようにします。
- 2 申告資産数が多い場合はあらかじめ固定資産台帳等の提出を求め、固定資産台帳等と種類別明細書との照合など、事前調査をしておくこと、調査当日効率よく調査が行えます。

なお、電話連絡にて調査日時が確定したあと、市町村長名で次ページの（例）のような「調査依頼文書」を送付しておくこと、調査に対する信頼感が高まりますし、調査日時や用意してもらう資料の聞き間違いもなく確実に実地調査を行うことができます。

令和 年 月 日

株式会社 様

〇〇市長 〇〇 △△

固定資産税（償却資産）の実地調査について（依頼）

市税につきましては、日頃からご協力をいただきありがとうございます。

また、先日は、固定資産税（償却資産）の調査に関しまして、ご理解をいただきありがとうございました。

つきましては、ご多忙中誠に恐縮でございますが、お持ちの償却資産の状況を確認させていただくため、当市の職員が貴社にお伺いいたしますので、下記の書類をご用意いただくとともに、経理担当者の方の立ち会いにつきましてご配慮をいただきますよう、お願い申し上げます。

記

- 訪問日時 令和 年 月 日（ ） 午後 時 分～
- 場所 貴社本社 経理部
- 調査担当者 〇〇市役所税務課償却資産係 主任 〇〇 △△ 主事 ▲▲ □□
- ご用意いただきたい書類
 - 1 決算書（直近の事業年度のもの）
 - 2 事業概要
 - 3 「減価償却資産の償却額の計算に関する明細書」や「国定資産台帳」（建物、自動車等すべての減価償却資産が記載されている書類で、〇〇市内に所在するすべての資産について記載のあるもの）
※ 電子データでの提出も可能なので、方法はお問い合わせください。
 - 4 法人税（所得税）の申告書（〇年〇月期及び△年△月期のもので、付表を含みます。）
 - 5 その他（必要に応じて、リース契約書や工事見積書等を拝見させていただきます。）

本件についてのお問合せ先

〇〇市役所総務部税務課償却資産係 担当 〇〇 △△
 住所 〒 〇〇〇-〇〇〇〇 市 町 丁目 番地
 電話 - -
 FAX - -

(2) 書類の提出依頼

申告資産数が多い場合等には、次のような文書（減価償却資産明細書（写）等の提出のお願い）を送付し、あらかじめ調査対象者から減価償却資産明細書（写）を送付してもらって、資産の照合を済ませてから実地調査に行くという方法もあります。

なお、調査対象者の住所が遠方であるため容易に訪問調査ができない場合には、資料を送付してもらって資産照合等の調査を行うこととなりますが、その場合は、減価償却資産明細書等のほかにも決算書や法人税関係書類などの送付も依頼してください。この場合、外観調査は別途行います。

送付依頼文書の一例

		令和	年	月	日
株式会社					
	様				
		〇〇	市長	〇〇	△△
減価償却資産明細書等の写し送付のお願い					
市税につきましては、日頃からご協力をいただきありがとうございます。					
さて、現在、本市では地方税法の規定による償却資産の実地調査を順次行わせていただいております。					
実地調査では、納税義務者の方々がご持ちの減価償却資産の明細書等と本市に償却資産として申告していただいている内容の照合のほか、国税関係の書類等の確認、また、必要に応じ資産の現物確認などを行わせていただいております。					
つきましては、実地調査をより効率的に行わせていただくために、貴社に備えられている減価償却資産明細書等と申告されている内容との照合を事前に行わせていただきたいと存じますので、恐れ入りますが、下記により関係書類の写しを送付いただくようお願いいたします。					
なお、関係書類の写しをお送りいただき、当方での照合作業が終わりましたら、改めて実地調査の日程調整のご連絡をさせていただきます。					
1 送付していただきたい書類					
減価償却資産明細書や固定資産台帳などの減価償却資産の内訳（資産名称、取得年月、取得価額、耐用年数、数量）がわかるもので、〇〇市内に所在する資産が全て（建物、自動車等を含む全ての減価償却資産）記載されているものの写し。					
※ 資産件数が多い等の場合は、電子データでの提出も可能ですのでお問い合わせください。					
2 送付期限					
令和 年 月 日（ ）までをお願いいたします。					
3 提出先					
〇〇市役所△△部税務課償却資産係		担当	▽▽	□□	
住 所	〒 〇〇〇—〇〇〇〇	市	町	丁目	番地
電 話	—	—			
F A X	—	—			
ご不明な点がありましたら、上記までお問い合わせください。					

(減価償却資産明細書等を調査する理由)

Q 4 毎年償却資産の申告をしているのに、どうして減価償却資産明細書の写しなどを見せなければならないのですか。また、これは〇〇市だけの制度ですか。

A 4 現在、本市では市内にあるすべての会社(事業所)につきまして、順次、会社(事業所)に備え付けの減価償却資産明細書等に記載されている資産内容と申告された種類別明細書の内容を突合し、申告内容が適正であるかを確認する実地調査を行っています。これは、償却資産としてご申告をいただく資産の中には、償却資産に該当するの否かの判断が難しい資産もあるため、この機会に説明させていただくとともに申告内容を整理させていただこうという趣旨です。

なお、減価償却資産明細書の写しを見せていただくのは、地方税法第353条に規定された質問検査権の一環です。また、この実地調査は本市だけの特別な制度ではなく、地方税法第408条に規定されている制度ですのでご理解ください。

(電算申告をしている者の減価償却資産明細書等を調査する理由)

Q 5 当社は電子計算機で申告書を作成しているのに、減価償却資産明細書を見せても申告しているものとまったく差がないはずですが。

A 5 電子計算機で申告書が作成されている場合、通常、その元となる減価償却資産明細書等についても電子計算機で管理されており、その減価償却資産明細書等から「償却資産の申告コード」等で申告すべき資産か、そうでない資産かを判断されていると思います。(その会社では、どのような電算システムで「種類別明細書」を作成しているかを聴取する。)

そのため、今回は「償却資産の申告コード」の有無にかかわらず建物や自動車などすべての減価償却資産を含んだ減価償却資産明細書等を確認させていただいている次第ですので、ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

また、資産の中には、償却資産に該当するの否かの判断が難しいものもあるため、この機会に整理させていただこうという趣旨で、今回すべての減価償却資産の明細書等の写しの確認をお願いいたしておりますのでご理解ください。

(減価償却資産明細書等を送付できない場合)

Q 6 減価償却資産明細書等が膨大であり、とてもコピーして送付できないがどうすればよいのですか。依頼文には「資産件数が多い等の場合は、電子データでの提出も可能ですのでお問い合わせください。」とありますが、どのような方法で提出をしたら良いのですか。

A 6 写しの送付は、事前準備の段階で疑問点を発見して効率よく調査を進めていきたいという調査協力として求めています。(資産件数がおよそ何件か確認し) その件数でしたら、電子データでの提出が可能です。また、写しや電子データでの提出が出来ない場合は、貴社の減価償却資産明細書を直接拝見させていただきたいので、会社へお伺いしたいと思います。都合の良い日時を教えてください。

(減価償却資産明細書等の写しの送付期限)

Q 7 送付期限までに送付するのが難しいのですが。

A 7 今回の減価償却資産明細書等の写しの送付依頼は、実地調査において時間を要する資産の突合作業を事前に済ませておき、調査当日の作業をスムーズに行うためをお願いしているものです。

従いまして、書類の量が多いあるいは社内決裁に時間を要する等の書類の送付が難しい事情があれば、実地調査当日に直接原本を確認させていただく方法で調査をさせていただきます。

(非課税資産の調査)

Q 8 非課税として申告された資産についても、実地調査は必要なのでしょうか。

A 8 固定資産税は、地方税法第348条第2項、第4項から第9項及び法附則第14条の規定の適用を受けるものに対しては、課税することができません。これは主として、その固定資産の性格及びその固定資産が供されている用途に鑑み、固定資産税が非課税とされているものであり、人的非課税と比して、物的(用途)非課税といわれています。

非課税資産については、その資産の所有者及び使用者は誰か、どのような資産であるのか、資産の目的外の使用はあるのか、その資産を有償で借り受けていないかなど、非課税の条件に適合しているかどうかの確認作業が必要になりますので、定期的な実地調査が必要です。

(参考)

＜取扱通知(市町村税関係)第三章 固定資産税 第一節通則 第三非課税の範囲等＞

18 非課税等特別措置の適用に当たっては、定期的に実地調査を行うこと等により利用状況を的確に把握し、適正な認定を行うこと。また、実地調査時点の現況等を記載した対象資産に関する諸資料の保管、整理等に努め、その的確な把握を行うとともに、利用状況の把握のため必要があると認められる場合には、条例により申告義務を課することが適当であること。

ま と め

償却資産の調査を依頼するには、電話による方法と文書（メールも含む）による方法がありますが、いずれの場合も調査の目的（趣旨）、調査内容、調査の根拠等について要領よく説明します。

とりわけ、調査対象者にとっては、毎年償却資産の申告をしているにもかかわらず、どうして減価償却資産明細書等の確認が必要なのかと疑問に感じている場合があるので、調査の趣旨をわかりやすく説明することが必要です。

また、調査対象者から実地調査のため、事前送付や当日提出された書類が、当初に申告された種類別明細書の写しであったというケースも数多くありますので、依頼をする際には必要な書類が何かということを十分かつ正確に説明することが大切です。

3 調査の実施

~~~~~  
第2章で調査対象に選定したガソリンスタンド、パチンコ店、賃貸マンション、コンビニエンスストアおよび医院・病院の事務所（調査対象者）へ調査に赴き、現地で「減価償却資産明細書等」の資産内容と「申告されている種類別明細書」の資産内容との点検をすることにしました。  
~~~~~

(1) 現地に到着してから帳簿調査に入るまでの流れ

調査対象者と約束をした日時に調査対象者の事務所（事業所）を訪問し、その場であらかじめ用意しておいてもらった「減価償却資産明細書等」の資産内容と「申告されている種類別明細書」の資産内容をチェックし、申告された償却資産の内容が適正であるか、あるいは申告すべき資産の申告漏れ等がないかを調査することになります。書類をチェックする前の心構えとして次の点に注意します。

- ① 現地に到着したら、まず一呼吸を入れ、外観から看板、駐車場等の構築物の有無を確認します。（P. 89の償却資産チェックシートに記入します。）
- ② 受付（窓口）で自分の所属、氏名及び相手方の担当者名を告げ、約束により来社したことを伝えて担当者に連絡してもらいます。
- ③ 会議室等に通されてから改めて挨拶することになります。その際には「固定資産評価補助員証」等を提示すれば十分ですが、初めに相手方から名刺を差し出される場合が多いことや後日の電話やファックス等でのやりとりを考慮すると、名刺交換をすることが適当です。
- ④ 着席したらいきなり本題に入るようなことはせず、気候や経済、新聞記事等を話題にしてその場の雰囲気をはげることが大切です。（ただし、簡潔に済ませます。）
- ⑤ その日の調査の流れについて簡潔に説明します。申告資産数が多いこと等で調査が午後にまで及ぶ場合は、食事休憩のため一時中断することを明確に伝え相手方に無用な気遣いをさせないように心掛けます。（食事や飲み物の提供は断ります。）
- ⑥ 事前に依頼した帳簿類が用意してあるか確認します。

〈ワンポイント〉

- 1 調査対象者を訪問する際は、2人1組で出かけるようにします。
- 2 調査対象者にとって償却資産の調査が初めての場合、何を聞かれるのかと身構えていると思われるので、過度の緊張状態とならないよう配慮が必要です。
- 3 場合によっては会議室や応接室が無く、待合室あるいは客用テーブル、最悪の場合は現場で立ったままでの調査も考えられます。

訪問時の挨拶の一例

A主事： ○○市役所の△△と申しますが、償却資産のご申告の件でお伺いしました。お約束をしていますが、担当の○○さんはいらっしゃいますか。

従業員： 市役所の方ですね。経理担当の○○と替わりますのでお待ちください。

係長： ○○市役所税務課償却資産係長の□□と申します。日頃から償却資産の申告・納税につきましては、ご協力をいただきありがとうございます。

今日は、先日お電話でお願いいたしました償却資産の調査の件でお伺いしました。毎年、ご申告をいただいております償却資産につきまして、地方税法の規定に基づきまして実地調査のために訪問させていただきました。

本日はよろしくお願いたします。

事業者： 電話で伺っていた件ですね。このような調査は、初めてかと思いますが。

係長： はい。地方税法では毎年一度は調査をすることになっていますが、何分にも償却資産をご申告していただいている方の数が多く、毎年すべての方を調査することは難しいので、納税者の方を業種ごとや地域ごとに分けて、順次、皆様のところに訪問させていただいている次第でございます。

お忙しいところ恐縮ですが、ご協力をお願いいたします。

事業者： わかりました。書類は揃えてありますが、どのような調査をするのでしょうか。

何分、営業中ですので席をはずす場合もありますが、よろしくお願いたします。

(2) 提出された帳簿等の調査

① 法人等の事業概要等の聴取

事業の内容及び規模（支店、営業所、福利厚生施設の有無 ⇒ 電話帳等で事前に把握したことの確認を含みます。）、設備の状況、今後の事業展開等の情報は、帳簿等の調査に当たっての参考になりますので、相手側から説明を受けます。

〈ワンポイント〉

- 1 事前の資料収集等から判明していることについて質問すると良いでしょう。事前調査をしているな、と相手に思わせることも効果があります。
- 2 事業概要等の聴取にあまり時間をかけると効果的な調査が実施できなくなりますのでほどほどにします。

② 減価償却資産明細書等のチェック

実際にチェック事務を始める前に、提出された減価償却資産明細書等の性格や用途を以下のように明らかにしておくことが大切です。

ア 提出された減価償却資産明細書等はどうのような性格のものですか。

一般的に減価償却資産明細書等といっても、企業あるいは使用目的により様々な形態があります。

具体的には、単に減価償却額のみを把握するためだけの資料（法人税の添付資料である別表16は、種類及び耐用年数が同じものは区分せずに記載できます。）であれば、個々の資産ごとに記入する必要はないため、種類や耐用年数が同じものは集計されて記載されている場合があります。このような場合には種別別明細書とのチェックができませんので、改めて個々の資産ごとの名称、取得年月、取得価額、耐用年数など評価に必要な情報が網羅されている明細書を見せてもらうことが必要になります。

例えば、ガソリンスタンドの場合、ガソリン計量器、洗車機、充電器、オイルチェンジャー等の設備で、取得年月や耐用年数の同じものを「ガソリンスタンド設備」という名称で一括して資産計上されている場合がありますので注意する必要があります。

イ 減価償却資産明細書等の作成時期はいつですか。

その減価償却資産明細書等の作成時点が、賦課期日の前なのか後なのかについて注意を払う必要があります。

例えば、3月末日決算の法人で、減価償却資産明細書等が同じ3月末日時点で作成されている場合には、その減価償却資産明細書等と、1月1日現在で作成さ

れている種類別明細書との各資産の内容を照合するに際して、1月から3月までの資産の増減について会社の内部決裁書、契約書、納品書等で別途確認することが必要です。

ウ 市内に所在する減価償却資産はすべて記載されていますか。

提出された減価償却資産明細書等には、建物、車両のほか、社宅・寮など当該市町村に所在する減価償却資産がすべて記載されているかを確認します（社宅・寮などの所在は電話帳で事前に把握することができます）。また、他市町村の資産が混在している場合にはそれらが区分されているか否かを確認する必要もあります。

以上の確認作業を終えた後、その場で「減価償却資産明細書等」に記載されている資産と「申告書の種類別明細書」に記載されている資産とを資産の名称、取得年月、取得価額、耐用年数について1品ずつチェックし、申告誤り資産等を把握することになりますが、その際、次の点に注意してください。

- a 税務会計上「建物附属設備」に分類されている資産の中には、固定資産税上でいう「家屋の建築設備」には該当せず、償却資産として課税されるべき資産が数多くありますので留意する必要があります。

例えば、ガソリンスタンドの場合には「受変電設備」「蓄電池設備」「洗車機を動かすための動力配線設備」は償却資産の課税対象になります。

その他にも「紡績業や精密機械工業等における製造工場内の空調設備及び集塵設備」「大規模なビルには設置義務がある中央監視装置」「工場における機械の動力源としてのボイラー設備やガス配管」「生産ライン用リフトやベルトコンベアー設備」「飲食店の厨房設備」等は家屋の課税対象ではなく、償却資産の課税対象になります。

- b また、「受変電設備」や「蓄電池設備」は調査対象者から提出のあった減価償却資産明細書等では、室内電気配線や電灯器具と一緒に「電気設備」という名称で一括して資産計上されている場合がありますので、疑義がある場合には調査対象者に質問したり、工事見積書を見せてもらったり、現地を確認する必要があります。

同様のケースとして、「紡績業や精密機械工業等における製造工場内の空調設備及び集塵設備」は「空調設備」と、「生産ライン用リフトやベルトコンベアー設備」は「昇降機設備」と、「中央監視装置や厨房設備」は「その他付属設備」となっていることがありますので注意してください。

用語) 建築設備 p.157

取得価額 p.164

耐用年数 p.173

事前に減価償却資産明細書等の写しの提出を受けている場合も前述と同様の方法により、庁内において資産の名称、取得年月、取得価額、耐用年数について1品ずつチェックすることになります。チェック終了後、疑問点が生じた場合は、その内容を整理し、調査対象者に文書等にまとめて質問して疑問点の解決を図るようにします。

なお、建築設備が家屋として評価すべきか、あるいは償却資産に該当するかについて疑問点がある場合には、P.30に掲載した「附帯設備（建築設備）の家屋と償却資産の区分について」などを参考にして、家屋担当者と検討してください。

- c 調査の際には、減価償却資産明細書を確認しますが、償却方法を変更した場合等があるため耐用年数には注意する必要があります。

特に定率法から定額法に変更する法人が見受けられますが、減価償却資産明細書では当期の減価償却額を算出するために耐用年数の欄には本来の耐用年数ではなく、便宜上、本来の耐用年数から経過年数を控除した年数である未経過年数（未償却残額割合に対応する年数）が表示されている場合があるので注意が必要です。したがって、調査の際には、減価償却資産明細書に記載されている耐用年数を鵜呑みにせず、償却方法の変更の有無なども聞き取りする必要があります。

<気をつけよう！>申告誤りしやすい資産（P119～122「4 申告誤り等」参照）

申告漏れ資産としては、

- ・ 受変電設備
- ・ 中央監視装置
- ・ 自家発電設備、蓄電池設備
- ・ 屋外電気設備
- ・ 工場等の動力配線設備
- ・ 社員食堂、社員寮、病院等の厨房設備
- ・ 駐車場アスファルト舗装、門、塀、側溝、緑化施設、看板

がよく見受けられます。

なお、租税特別措置法第28条の2、第67条の5の少額資産特例を受けている資産については「少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する明細書」（P.205参照）の調査が必要です。

この少額資産特例を受けている資産は、P.13にあるとおり償却資産の対象となるものですが、一括償却資産の3年償却と同様に固定資産税の対象から除外されると誤解され、申告されていない事例が多く見受けられます。

また、この少額減価償却資産の明細書は、事業年度ごとに作成されるものなので直近の事業年度分だけでなく過去の事業年度分も確認する必要があります。（減価償却資産明細書等には、取得された当該事業年度の時のみ計上され、次事業年度には記載されないことがあるので注意が必要です。）

(3) 事例研究

ここでは「<ケース1>ガソリンスタンドの場合」「<ケース2>パチンコ店の場合」「<ケース3>賃貸マンションの場合」「<ケース4>コンビニエンスストアの場合」「<ケース5>医院・病院の場合」の5つのケースについて、実際に申告された「種類別明細書」に記載されている資産と会社等から提示された「減価償却資産明細書」等に記載されている資産とをチェックしてみることになります。

「<ケース5>医院・病院の場合」においては、訪問による調査の際の確認の仕方をシミュレーションしてみます。

＜ケース1＞ ガソリンスタンドの場合

令和 7 年度

種類別明細書（増加資産・全資産用）

行 番 号	資 産 の 種 類	資 産 コ ー ド	資 産 の 名 称 等	数 量	取 得 年 月		取 得 価 額	耐 用 年 数	減 価 残 存 率
					年 号	月			
01	1	101	コンクリート舗装	1	5	4	2000000	15	0.0
02	1	102	塀	1	5	4	1500000	13	0.0
03	2	103	ガソリタンク	1	5	4	1250000	8	0.0
04	2	104	計量器	1	5	4	1200000	8	0.0
05	2	201	洗車機	1	5	4	2800000	8	0.0
06	2	301	充電器	1	5	4	2500000	8	0.0
07	2	601	オイルチェンジャー	1	5	4	3700000	8	0.0
08	2	602	リフト	1	5	4	4500000	8	0.0
09	2	603	空気圧調整器	1	5	4	2000000	8	0.0
10	2	604	バランスー	1	5	4	5000000	8	0.0
11	6	605	レジスター	1	5	4	2300000	5	0.0
12									0.0
13									0.0

減価償却資産明細書（令和7年3月31日現在）

資 産 番 号	種 類	資 産 名	数 量	取 得 年 月 日	取 得 価 額	耐 用 年 数	帳 簿 価 額
A	建 物	事務所	1	20230401	20,000,000	39	
B	建 物 附 属	キャノピー	1	20230401	7,000,000	45	
C		サインポール看板	1	20230401	800,000	20	
D		受変電設備	1	20230401	1,000,000	15	
E		火災報知設備	1	20230401	300,000	8	
F		照明設備	1	20230401	1,500,000	15	
G		その他電気設備	1	20230401	2,550,000	15	
H	構 築 物	コンクリート舗装	1	20230401	2,000,000	15	
I		塀	1	20230401	1,500,000	13	
J	機 械 装 置	オイルタンク	1	20230401	12,500,000	8	
K		ガソリンスタンド設備	10	20230401	5,770,000	8	
L	車 両 運 搬 具	灯油配達用軽トラック	1	20230401	2,000,000	4	
M	器 具 備 品	レジスター	1	20230401	230,000	5	
N		ジャッキ	1	20230401	50,000	3	

前ページの上の表は、ガソリンスタンドから申告があった種類別明細書、下の表はガソリンスタンドの事務所を訪問した際に会社から提示された減価償却資産明細書です。

チェック作業としては、資産を1品ずつ、資産の名称、取得年月、取得価額、耐用年数について照合し、申告誤りや申告漏れ資産を明確にすることになります。

この場合、

<薄い網掛け  をした資産>

種類別明細書と減価償却資産明細書に、それぞれ記載されている「コンクリート舗装」「塀」「ガソリタンク」「レジスター」については、1対1の対応関係がありますので適正に申告されている資産です。

<濃い網掛け  をした資産>

種類別明細書に記載されている資産（「計量器」から「バランサー」までの資産）は、減価償却資産明細書上では一括して「ガソリンスタンド設備」として計上されていますが、申告としては適正です（取得年月、合計の取得価額、耐用年数が一致しています）。

その結果、下の表の減価償却資産明細書に記載されている資産番号A、B、C、D、E、F、G、L、Nの資産が突合できなかつたこととなります。（ただし、建物附属設備等で償却資産に該当する資産がB～G以外に存在する可能性がありますので、この場合は、工事見積書等を確認するとともに、現物確認調査を行う必要があります。）

具体的には、

- | | |
|----------------|---|
| 「A 事務所」 | ⇒ 家屋の評価対象です。 |
| 「B キャノピー」 | ⇒ 事務所から独立していれば（構造上家屋と一体となっていなければ）屋外構築物として償却資産になります。 |
| 「C サインポール看板」 | ⇒ 独立した広告用構築物ですので償却資産になります。 |
| 「D 受変電設備」 | ⇒ 独立した機器としての性格の強いものですので償却資産になります。 |
| 「E 火災報知設備」 | ⇒ 家屋の効用を高めるものですし、家屋と構造上一体となっていますので家屋の評価対象です。 |
| 「F 照明設備」 | ⇒ 外灯（屋外配線設備を含みます。）→屋外電気設備ですので償却資産になります。）が含まれているか否かを調査対象者に確認する必要があります。 |
| 「G その他電気設備」 | ⇒ 洗車機を動かすための動力配線設備（特定の業務用設備ですので償却資産になります。）や電力引込設備（屋外電気設備ですので償却資産になります。）が含まれているか否かを調査対象者に確認する必要があります。 |
| 「L 灯油配達用軽トラック」 | ⇒ 軽自動車税の種類別の課税客体である軽自動車等は、固定資産税の課税客体から除かれることとなっています。 |
| 「N ジャッキ」 | ⇒ 取得価額が5万円ですので、 少額の資産 として全額を一時に損金算入することが可能な資産ですが、この場合は本来の 法定耐用年数 を付して個別償却をしていますので償却資産として申告が必要になります。 |

ガソリンスタンドの現地調査にあたっては、土地と償却資産の区分、家屋と償却資産の区分に注意しましょう。また、ガソリンスタンドの機器類はリース資産の場合が多いので、リース資産の場合は、リース会社から正しく申告されているかの確認も必要となります。

なお、元売り会社から無償提供されるディスプレイ看板などは企業の総勘定元帳や固定資産台帳等には記録されませんが、固定資産税の課税客体となりますので注意が必要です。

用語）少額の資産→少額の減価償却資産 p.166

法定耐用年数 p.183

＜ケース2＞ パチンコ店の場合

令和 7 年度		種類別明細書（増加資産・全資産用）													
* 所有者コード *															
行 番 号	資 産 の 種 類	資 産 コ ー ド	資 産 の 名 称 等	数 量	取 得 年 月			(イ) 取 得 価 額			(ロ) 耐 用 年 数	減 価 残 存 率			
					年 号	年	月	千 円	百 円	円					
01	1	101	駐車場舗装	1	5	5	9	1	5	5	0	0	0	10	0.
02	1	102	ネットフェンス	1	5	5	9	5	0	0	0	0	10	0.	
03	1	103	ゲート工事	1	5	5	9	8	0	0	0	0	10	0.	
04	1	104	ネオンサイン	1	5	5	9	1	2	0	0	0	20	0.	
05	2	201	受変電設備	1	5	5	9	1	2	8	0	0	0	15	0.
06	2	301	POSシステム	1	5	5	9	5	0	0	0	0	5	0.	
07	6	601	パチンコ器	4	0	5	5	9	8	4	0	0	0	2	0.
08	6	602	パチスロ器	3	0	5	5	9	9	4	5	0	0	2	0.
09	6	603	玉洗浄配球装置	1	5	5	9	3	1	5	0	0	0	10	0.
10	6	604	金庫	1	5	5	9	2	0	0	0	0	20	0.	
11	6	605	自動電磁カウンター	1	5	5	9	3	0	0	0	0	10	0.	
12	6	606	カードユニット	4	5	5	9	1	2	0	0	0	5	0.	
13															

減価償却資産の計算書（1 / 2）

株式会社 ○○パチンコ 2024/4/1 ~ 2025/3/31

定率法 (法人) (科目別明細書)

科目・品目	減価償却資産の名称	数量 供用年月日	耐用年数	取得価額 (圧縮後取得額)	其 償
科目10	【建物】				
10-00001	店舗	1 20230901	34	30,000,000	
	* 科目小計 *	1		30,000,000	
	TOTAL	1			
科目20	【建物附属設備】				
20-00001	受変電設備	1 20230901	15	12,800,000	
20-00002	ネオン工事	1 20230901	20	2,000,000	
20-00003	配線工事	1 20230901	15	1,000,000	
20-00004	空調工事	1 20230901	15	15,000,000	
20-00005	監視装置	1 20230901	5	1,500,000	
20-00005	シマ工事	1 20230901	5	2,550,000	
	* 科目小計 *	6		34,850,000	
	TOTAL	6			
科目30	【構築物】				
30-00001	外構工事	1 20230901	10	2,850,000	
	* 科目小計 *	1		2,850,000	
	TOTAL	1			

減価償却資産の計算書（2 / 2）

株式会社 ○○パチンコ 2024/4/1 ~ 2025/3/31

定率法 (法人) (科目別明細書)

科目・品目	減価償却資産の名称	数量 供用年月日	耐用年数	取得価額 (圧縮後取得額)	其 償
科目40	【機械及び装置】				
40-00001	POSシステム	1 20230901	5	5,000,000	
	* 科目小計 *	1		5,000,000	
	TOTAL	1			
科目50	【工具器具及び備品】				
50-00001	パチンコ器	40 20230901	2	8,400,000	
50-00002	パチスロ器	30 20230901	3	9,450,000	
50-00003	玉洗浄配給装置	1 20230901	10	3,150,000	
50-00004	金庫	1 20230901	20	200,000	
50-00005	自動電磁カウンター	1 20230901	10	3,150,000	
50-00006	カードユニット	5 20230901	5	15,000,000	
	* 科目小計 *	6		39,350,000	
	TOTAL	6			
	* 合計 *	15		112,050,000	
	TOTAL	15			

前ページの上の表はパチンコ店から申告があった種類別明細書、下の表はパチンコ店の事務所を訪問した際に会社から提示された減価償却資産明細書です。

チェック作業としては、資産を1品ずつ、資産の名称、取得年月、取得価額、耐用年数について照合し、申告誤りや申告漏れ資産を明確にすることになります。

この場合、

<薄い網掛け  をした資産>

種類別明細書と減価償却資産明細書に、それぞれ記載されている「受変電設備」「POSシステム」「パチンコ器」「玉洗浄配球装置」「金庫」については、1対1の対応関係がありませんので適正に申告されている資産です。

<濃い網掛け  をした資産>

種類別明細書に記載されている「駐車場舗装」「ネットフェンス」「ゲート工事」は、減価償却資産明細書上では一括して「外構工事」として計上されていますが、申告としては適正です（取得年月、合計の取得価額、耐用年数が一致しています）。

その結果、以下の資産が突合できなかつたことになります。

具体的には、

- | | |
|---------------|--|
| 「A 店舗」 | ⇒ 家屋の評価対象です。 |
| 「C ネオン工事」 | ⇒ 減価償却資産明細書では取得価額が200万円となっていますが、120万円で申告されています。（付帯費用である工事費用が申告漏れと考えられますので、工事見積書等で確認する必要があります。） |
| 「D 配線工事」 | ⇒ パチンコ機器とその制御機器とを結ぶ配線と考えられます。（ある設備が機器と配線等から構成されている場合は、その機器等の一式を課税単位としますので、配線部分を含めて償却資産になります。） |
| 「E 空調工事」 | ⇒ 家屋の効用を高めるものですし、家屋と構造上一体となっていますので家屋の評価対象です。 |
| 「F 監視装置」 | ⇒ 店内監視用の監視カメラ及びモニターと考えられますので調査対象者に確認する必要があります。（もし、そうであれば独立した機器としての性格の強いものですので償却資産になります。） |
| 「G シマ工事」 | ⇒ いわゆるパチンコ機器等の取付台ですので、パチンコ店用設備（特定の業務用設備）として償却資産になります。 |
| 「K パチスロ器」 | ⇒ パチンコ器は器具備品のなかの娯楽又はスポーツ器具の「パチンコ器（耐用年数：2年）」に該当しますが、パチスロ器は「スポーツ具（耐用年数：3年）」になる場合がありますので、注意が必要です。 |
| 「N 自動電磁カウンター」 | ⇒ 減価償却資産明細書では取得価額が315万円ですが、300万円で申告されています。（付帯費用である消費税が申告漏れと考えられますので、工事見積書等で確認する必要があります。） |
| 「O カートレット」 | ⇒ 減価償却資産明細書では数量が5台（取得価額1,500万円）となっていますが、4台（1,200万円）で申告されています。（台数の申告誤りと考えられますので、店内で台数を確認する必要があります。） |

上記の他、パチンコ店は頻繁にパチンコ台、スロット台の入れ替えがあるため、数量等を間違えて申告してくる場合がありますので、注意して調査する必要があります。

<ケース3> 賃貸マンションの場合

この賃貸マンション(外観から5階建、エレベーター付きであることは明らかです。)は、サラリーマンの方が自分の所有する空地を利用して2年前に建築したのですが、未だ、償却資産の申告が一度もない状況ですので、先日、〇〇税務署に所得税の申告書の閲覧調査に行き、確定申告書の添付資料である「令和〇〇年分収入内訳書(不動産所得用)」の裏面に記載されている「〇減価償却費の計算」欄を書き写してきました。

〇減価償却費の計算

減価償却資産の名称等 (繰延資産を含む)	面積 又は 数量	取得 年月	① 取得価額 (償却保証額)	② 償却の基礎 になる金額	償却 方法	耐用 年数	③ 償 却 率 改定
鉄筋マンション(建物 本体)	1	5.7	200,000,000 (円)	180,000,000 (円)	定額	47	0.1
電気設備	1	5.7	5,000,000 (円)	3,419,480	定率	15	0.1
給排水ガス設備	1	5.7	8,000,000 (円)	5,471,169	定率	15	0.1
エレベーター	1	5.7	15,000,000 (円)	10,700,290	定率	17	0.1
自転車置場	1	5.7	800,000 (円)	720,000	定額	10	0.1
駐車場舗装	1	5.7	2,500,000 (円)	1,413,752	定率	10	0.1
外構工事	1	5.7	1,500,000 (円)	1,025,843	定率	15	0.1
植込工事	1	5.7	800,000 (円)	600,174	定率	20	0.1
物置	10	5.7	2,000,000 (円)	1,800,000	定額	10	0.1

この資料をもとに、各資産を家屋の評価対象部分と償却資産(薄い網掛け) をした資産)の課税対象部分とに区分すると以下のとおりになります。

- 「鉄筋マンション」 ⇒ 家屋の評価対象です。
- 「電気設備」 ⇒ 外観調査から「エレベーターがあること」「外灯があること」が明らかですので、償却資産に該当する「受変電設備(独立した機器)」「屋外電気設備(屋外配線設備を含みます)」が、「電気設備」のなかに含まれていることが考えられます。調査対象者に質問し工事見積書等を確認する必要があります。(一部分が償却資産に該当します。)

用語) 定額法 p. 175
定率法 p. 175

- 「給排水・ガス設備」 ⇒ 屋外の上下水道及びガスの埋設管は償却資産ですので、調査対象者に質問し工事見積書を確認する必要があります。
(一部分が償却資産に該当します。)
- 「エレベーター」 ⇒ 家屋の効用を高めるものですし、家屋と構造上一体となっ
ていますので家屋の評価対象です。
- 「自転車置場」 ⇒ 家屋の要件を満たしていないものについては、償却資産に
なります。
- 「駐車場舗装」 ⇒ 屋外の構築物に該当しますので償却資産になります。
- 「外構工事」 ⇒ 側溝、ネットフェンス、門等を一括して「外構工事」とい
う名称を使っていますが、いずれも屋外の構築物に該当し
ますので償却資産になります。
- 「植込工事」 ⇒ 緑化施設に該当しますので償却資産になります。
- 「物置」 ⇒ スチール製の小さな物置で、地面の上に単に置いてあるも
の、移動を防止するために単にボルト等で止められている
程度のもの、ブロックの上に単に置いてあるようなもの等
は、土地への定着性が認められないので償却資産になります。

賃貸マンションやアパートの場合、所有者に償却資産についての知識が乏しく、申告漏れになっているケースや、申告されていても、土地と償却資産との区分、家屋と償却資産との区分が混乱したまま申告されているケースがありますので、十分説明のうえ、理解を得るよう努力しましょう。

なお、実地調査に先立ち、当該家屋の評価内容は必ず調べておきましょう。

また、賃貸マンションやアパートに限らず事業用家屋が新築された場合には、家屋の調査時に償却資産担当者も同行し、家屋と償却資産の区分を確認し、納税義務者に償却資産の申告についての説明を行うことは、非常に有効です。

<ケース4> コンビニエンスストアの場合

令和 7 年度

種類別明細書（増加資産・全資産用）

* 所有者コード *												
行 番 号	資 産 の 種 類	資 産 コ ー ド	資 産 の 名 称 等	数 量	取 得 年 月		(イ) 取 得 価 額				耐 用 年 数	(ロ) 減 価 残 存 率
					年 号	年 月	千 円	百 円	十 円	円		
01	1	101	外構工事一式	1	15	02	3	2	198	000	10	0.
02	2	201	電気工事一式	1	15	02	3	5	130	000	15	0.
03	2	202	給排水工事	1	15	02	3	1	200	000	15	0.
04	2	203	内装工事	1	15	02	3	6	075	000	18	0.
05	6	601	POSレジシステム	1	15	02	3	2	500	000	5	0.
06	6	602	温冷ケース	1	15	02	3	4	700	000	6	0.
07	6	603	冷凍ケース	1	15	02	3	2	100	000	6	0.
08	6	604	業務用レンジ	2	25	02	3	1	800	000	6	0.
09	6	605	ドリンクテーブル	1	15	02	3	1	500	000	9	0.
10												0.
11												0.
12												0.
13												0.

減価償却資産明細書（令和7年3月31日現在）

資 産 番 号	種 類	資 産 名	数 量	取 得 年 月 日	取 得 価 額	耐 用 年 数	帳 簿 価 額
A	建物付属設備	駐車場照明工事	1	20200301	330,000	15	
B		電力引込工事	1	20200301	1,300,000	15	
C		店内電気工事	1	20200301	3,500,000	15	
D		内装工事	1	20200301	6,075,000	18	
E		給排水工事	1	20200301	1,200,000	15	
F	構築物	駐車場舗装	1	20200301	2,000,000	10	
G		フェンス工事	1	20200301	198,000	10	
H	器具備品	看板一式	1	20200301	1,100,000	20	
I		POSレジシステム	1	20200301	2,500,000	5	
J		温冷ケース	1	20200301	470,000	6	
K		冷凍ケース	1	20200301	210,000	6	
L		業務用レンジ	2	20200301	180,000	6	
M		ドリンクテーブル	1	20200301	150,000	9	
N		ソフトクリームフリーザ	1	20250201	1,130,000	6	

テナントビルの1階のフロアを借用して営業をしているコンビニエンスストアを訪問調査しました。調査では、種類別明細書と減価償却資産明細書との照合及び店舗内外の資産

確認調査を行いました。

上の表はコンビニエンスストアから申告があった種類別明細書、下の表はコンビニエンスストアを訪問した際に会社から提示された減価償却資産明細書です。

チェック作業としては、まず、資産を1品ずつ、資産の名称、取得年月、取得価額、耐用年数について照合し、申告誤りや申告漏れ資産を明確にすることから始めます。

この場合、
＜薄い網掛け  をした資産＞

種類別明細書と減価償却資産明細書のそれぞれに記載されている「内装工事」「給排水工事」「POSレジシステム」「温冷ケース」「冷凍ケース」「業務用レンジ」「ドリンクテーブル」は1対1の対応関係がありますので適正に申告されている資産です。

＜濃い網掛け  をした資産＞

減価償却資産明細書に「駐車場照明工事」「電力引込工事」「店内電気工事」として記載されている電気関係の工事が種類別明細書で「電気工事一式」として一括して記載されていますが、申告としては適正です。（取得年月、取得価額の合計額、耐用年数は一致しています。）

また、減価償却資産明細書に「駐車場舗装」「フェンス工事」として記載されている項目が種類別明細書では「外構工事一式」として一括されて記載されていますが、これも、申告としては適正です。（取得年月日、取得価額の合計額、耐用年数が一致しています。）

その結果、以下の資産が突合できなかったこととなります。

「H 看板一式」 ⇒ 看板は家屋自体の効用を高めるものでなく、建物の所有形態にかかわらず償却資産として課税客体となるものです。したがって、申告漏れであると考えられます。

「N ソフトクリームメーカー」 ⇒ 取得年月日を見ると、「20250201」となっているので、今年度の賦課期日以降に取得された資産であることが分かります。したがって、今年度は申告の必要がなく、来年度から申告してもらう必要があります。

事業所を借用して内装や建築設備を施行し、営業しているコンビニエンスストアであることから内装や電気設備等は特定附帯設備になり、それらの申告は適正なものとなります。

また、資産の実物との照合を行ったところ、店内にあったコピー機、ATM端末、発券装置、店外にあったたばこの自動販売機が減価償却資産明細書に記載されていませんでした。これらはすべてリース資産だという話でしたので、リース会社の申告書と突合したところ、すべて適正に申告されていることが確認できました。

<ケース5> 医院・病院の場合

令和 7 年度		種類別明細書（増加資産・全資産用）															
※ 所有者コード ※																	
行 番 号	資 産 の 種 類	資 産 コ ー ド	資 産 の 名 称 等	数 量	取 得 年 月			取 得 価 額				耐 用 年 数	減 価 残 存 率				
					年 号	年	月	千 円	百 円	十 円	円						
01	1	101	駐車場舗装	1	4	3	1	1	9	7	7	3	1	10	0.		
02	6	601	レントゲン設備	1	4	3	1	1	0	0	9	5	4	0	6	0.	
03	6	602	心電計	1	4	3	1	1	9	7	6	6	9	7	6	0.	
04	6	603	超音波計	1	4	3	1	4	2	5	8	4	7	0	6	0.	
05	6	604	X線自動現像機	1	4	3	1	1	1	2	6	0	3	6	0.		
06	6	605	カウンター	1	4	3	1	1	1	4	1	2	7	2	1	5	0.
07	6	606	カルテ棚	1	4	3	1	6	5	4	1	4	4	8	0.		
08	6	607	カーテン	1	4	3	1	6	1	6	2	3	3	3	0.		
09	6	608	パソコン	1	4	3	1	3	0	1	9	6	4	4	0.		
10															0.		
11															0.		
12															0.		
13															0.		

減価償却資産明細書（令和7年3月31日現在）

資 産 番 号	種 類	資 産 名	数 量	取 得 年 月 日	取 得 価 額	耐 用 年 数	帳 簿 価 額
A	建 物	診療所建物	1	20190301	15,000,000	30	
B	構 築 物	駐車場舗装	1	20190301	1,197,731	10	
C		看板	1	20190301	330,000	10	
D	器 具 備 品	レントゲン設備	1	20190301	10,009,540	6	
E		心電計	1	20190301	1,976,697	6	
F		超音波計	1	20190301	4,258,470	6	
G		X線自動現像機	1	20190301	112,603	6	
H		カウンター	1	20190301	1,141,272	15	
I		カルテ棚	1	20190301	654,144	8	
J		カーテン	1	20190301	616,233	3	
K		パソコン	1	20210615	250,125	4	
L		治療用ベッド	4	20241201	150,000	5	
M		待合室用テレビ	1	20241201	163,500	5	

上の表は△△クリニックから申告があった種類別明細書、下の表は△△クリニックを訪問した際にクリニックから提示された減価償却資産明細書です。

チェック作業としては、まず、資産を1品ずつ、資産の名称、取得年月、取得価額、耐用年数について照合し、申告誤りや申告漏れ資産を明確にすることから始めます。

この場合、
 <薄い網掛け をした資産>

種類別明細書と減価償却資産明細書に、それぞれ記載されている「駐車場舗装」「レントゲン設備」「心電計」「超音波計」「X線自動現像機」「カウンター」「カルテ棚」「カーテン」については、1対1の対応関係がありますから適正に申告されている資産です。

その結果、以下の資産が突合できなかったこととなります。

「A 診療所建物」 ⇒ 建物本体は家屋として課税客体になりますが、受変電設備や非常用の蓄電池設備などが含まれていれば、その部分は償却資産になります。

「C 看板」 ⇒ 看板は家屋自体の効用を高めるものでなく、建物の所有形態にかかわらず償却資産として課税客体となるものです。したがって、申告漏れであると考えられます。

「K パソコン」 ⇒ 取得年月日、取得価額ともに不一致です。資産の入替えがあった可能性がありますので所有者に確認し、入替えであれば古い資産についての減少の申告と新しい資産についての増加の申告をしてもらう必要があります。

「L 治療用ベッド」 取得年月日を見ると、「治療用ベッド」「待合室用テレビ」
 及び ⇒ ともに昨年12月となっています。申告漏れの可能性が強い
 「M 待合室用テレビ」 ので確認の上、正しく申告をしてもらう必要があります。

この例では、事業年度内に新たに購入された資産が、決算期である3月になって減価償却資産明細書に登載されたものと思われます。賦課期日と決算期のずれにより、このような申告漏れが発生する場合があるので実地調査に当たっては注意する必要があります。

実際に事業で使用されている資産との照合を行ったところ、「X線診断装置」と「超音波診断装置」が減価償却資産明細書及び種類別明細書に記載されていませんでした。この2つの資産はリース資産であるという話なので、リース会社の申告書を確認したところ、次のとおり正しく申告されていることが確認できました。

16	6	220563885001	X線診断装置	医療法人社団H会	1	5	5	6	8,500,000	6	0.681	4,862,340
17	6	220561402001	X線診断装置	△△クリニック	1	5	5	3	720,000	6	0.681	411,868
18	6	220562222001	超音波診断装置	△△クリニック	1	5	5	3	1,430,000	4	0.562	627,658
19	6	220563452001	ベッド型マッサージ器	I 外科内科クリニック	1	5	5	4	2,430,000	6	0.681	1,390,057

確認の仕方の一例

A主事： 拝見しました減価償却資産明細書と申告いただいている内容を確認させていただいたところ、突合できなかったものがありますので、お聞きします。

事業者： どの部分でしょうか。

A主事： まず、病院は電気を多く使うため、受変電設備があることが多いですし、また、電気が止まると支障がきたすため、非常用発電機、非常用蓄電設備が装備されているのが普通です。こうした受変電設備や非常用電源は償却資産申告対象資産ですが貴医院にはないのでしょうか。

事業者： 当院は小規模で入院施設もないため、そのような資産は存在しません。

A主事： 減価償却明細書に「資産番号C 看板」というものがありますが、申告されていません。看板は家屋自体の効用を高めるものではないので償却資産になります。この看板は現存するものですか。

事業者： はい、あります。

A主事： 次に「資産番号K パソコン」ですが、申告内容を見ると「行番号9 パソコン」というものがありますが、取得年月、取得価額とも一致しません。これは資産の入替えがあったということでしょうか。

事業者： はい、入替です。2021年6月取得のパソコンに買替されており、申告の平成31年3月のパソコンは既に廃棄済です。

A主事： 次に「資産番号L 治療用ベッド」、「資産番号M 待合室用テレビ」の2件は申告がありませんが、単純に申告漏れでしょうか。

事業者： はい、事業年度内に取得したものは、減価償却資産明細書には決算期の3月にまとめて記載することになっています。

A主事： 減価償却資産明細書の更新は決算期にまとめてされていても、固定資産税の申告は毎年1月1日現在の状況で行っていただくかはなりませんので、来年度以降、その点、よろしく申し上げます。それから、現物との照合をさせていただいたところ、X線診断装置と超音波診断装置が減価償却資産明細書に記載がありませんが。

事業者： それは、B社からのリース品です。これがリース契約書です。

A主事： ありがとうございます。再確認させていただきます。

「資産番号C 看板」、「資産番号L 治療用ベッド」、「資産番号M 待合室用テレビ」は申告漏れで、「K パソコン」は入替に伴うもので増加となると同時に「行番号9 パソコン」は減少となります。

事業者： はい、そのとおりです。

A主事： この4件の増加と1件の減少について修正申告をお願いします。

以上5つのケースについて注意すべき点を説明しましたが、「償却資産に該当すると判断した資産」や「申告誤りがあった資産」については、調査対象者に修正理由を十分に説明し、納得を得たうえで過去に遡って追加課税するとともに、翌年度からは正しい申告ができるように指導することも必要です。

(4) 現物確認調査

帳簿調査を行うと、帳簿に記載されている資産名称からだけではその資産が家屋に該当するのか、あるいは償却資産に該当するものなのか判断に迷う場合が出てきます。また、減価償却資産明細書等には記載されていない設備等を所有している可能性があります。そのため、帳簿調査を補完するために現物確認調査を実施します。

機械設備の名称等、その業種特有のもの、専門知識がないとどのような用途か分からないものがありますから、事業者側の担当者と一緒に確認調査を行うようにしましょう。

帳簿調査や現物確認調査を行う時間帯は、営業中や社員の勤務時間中ですので、できるだけ相手方の業務に支障がないよう行う注意が必要です。

〈ワンポイント〉

会社に保管されている減価償却資産明細書等では、物置、自転車置場、ゴミ置場等は建物勘定に分類され「建物」として経理処理されている場合がありますが、なかには償却資産となるものがありますので注意をする必要があります。

⇒ 建物とは、屋根及び周壁又はこれに類するものを有し、土地に定着した建造物であって、その目的とする用途に供し得る状態にあるものをいう。

(不動産登記規則111)

「〈ケース5〉医院・病院の場合」のシミュレーションの例は訪問による調査の事例を挙げていますが、P.94により減価償却資産明細書(写)等の送付を求める場合でも同じです。外観調査などは別途行う必要がありますが、訪問による調査の場合と同様に申告内容と減価償却資産明細書に記載されている資産で相違がある部分について問い合わせを行います。

(照合事務における建築設備の考え方)

Q 9 自己所有家屋の建築設備として「電気設備」「冷暖房設備」「給排水設備」などが減価償却資産明細書に記載されていました。この場合、どこまで深く掘り下げて調査すべきですか。

A 9 自己所有家屋の建築設備については、特に、次の点に注意すべきです。

- ① 電気設備 → 受変電設備、外灯、中央監視設備等が含まれていませんか。
- ② 冷暖房設備 → 家屋と構造上一体のものでしょうか。(ルームエアコンは償却資産になります。)
- ③ 給排水設備 → 屋外給排水設備が含まれていませんか。
- ④ 間仕切り → 単に移動を防止している程度につけてあるローパーテーションや簡易な店内装備ではないですか。

上記のようなことが減価償却資産明細書等で確認できなければ、調査対象者から聴取するか、建築工事の見積書、現地調査等により確認する必要があります。

例えば、下記の減価償却資産明細書の例を見ると電気設備は一式として計上されていますが、見積書(工事内訳明細書)を確認すると、電気設備一式の中が明細に分かれています。

減価償却資産明細書

種類	資産の名称等	取得年月	取得価額
建物附属	電気設備	R6.1	21,000,000

工事内訳明細書

工事名称
電気設備
中央監視設備工事
受変電設備工事
幹線設備工事
電灯コンセント工事
外灯

上記の例のように減価償却資産明細書で電気設備一式とあれば、これはすべて家屋の評価に含まれるものと判断してしまいがちですが、工事内訳明細書を見ると電気設備一式の中には、償却資産となる中央監視設備、受変電設備、外灯が含まれていることがわかります。

同様に給排水設備一式とあっても建物内の通常の給排水管以外の工業用水道管、屋外給排水設備や浄化槽等が含まれている場合がありますので注意が必要です。

ま と め

償却資産の調査は、調査対象者の事務所（事業所）を訪問し、「(3) 事例研究」のところで説明したように、あらかじめ用意しておいてもらった「減価償却資産明細書」等の資産内容と申告されている「種類別明細書」の資産内容とをチェックし、また必要に応じて現物との照合を行い申告されている償却資産の内容が適正であるか、あるいは申告すべき資産の申告漏れ等がないかを調査することになりますが、納税義務者にとっては、とりわけ建築設備（受変電設備、中央監視設備など）が家屋として評価されているのか、あるいは償却資産に該当するのかの区分がわかりにくいため、申告誤りとなる場合が多いので、その点には特に注意して調査し十分説明して理解を得ることが必要です。

4 申告誤り等

調査に際しては、申告誤り等をしやすい資産に気を付けるとともに、申告誤り等の原因を究明しなければなりません。それは、次年度以降の償却資産の申告が適正になされるようにするためです。

また、他の納税義務者との課税の公平性を確保するため、申告誤り等があった資産については、本来課税すべき年度まで遡って課税されることもあわせて説明しなければなりません。

(1) 申告誤り等をしやすい資産

今までに述べてきましたように、償却資産のうち申告誤り等をしやすい資産としては次のようなものが考えられますが、ここでは、若干、視点を変えてそれぞれの資産ごとに留意すべき点について考えてみることにします。

① 電気設備等

受変電設備
中央監視設備
自家発電設備
蓄電池設備
屋外電気設備

- 償却資産として課税対象になる「受変電設備」「中央監視設備」「自家発電設備」「蓄電池設備」「屋外電気設備」は、会社に備付けの「減価償却資産明細書等」では、室内電気配線設備や電灯器具と一緒に「電気設備」として一括して経理処理されている場合もありますので、「電気設備」の明細を確認することが必要です。
- エレベーターが設置してある建物や工場に機械が設置されている場合は、償却資産となる「受変電設備」が設置されていることがほとんどです。
- 非常用エレベーターを設置している建築物や床面積が1,000m²を超える地下街には、防災センター、防災室、中央監視室等が設置されており、通常そこには償却資産の課税対象となる中央監視設備が設置されています。
- 「大規模な建物」「病院」又は「コンピュータやLAN設備が設置されている建物」には、多くの場合、停電時に備えて、償却資産として課税対象となる「自家発電設備」や「蓄電池設備」が設置されています。
- 立体駐車場が設置されている場合は、その中の「駐車機械部分（メリーゴーランド式、クレーンエレベーター式等）及びターンテーブル」は償却資産として課税対象になります。
- 建物内に受変電設備、自家発電設備、蓄電池設備、中央監視設備、大型コンピュー

タ、立体駐車場（メリーゴーランド式、クレーンエレベーター式等）が設置されている場合には、消火設備としてハロゲン化物消火設備又は二酸化炭素消火設備（不活性ガス）が備えられています（火災の際、水を使用すると機器の電気系統がすべて破損してしまうため）が、その消火設備のうち「ガスボンベ部分」は償却資産として課税対象になります。

② 工場等の工業用水道、動力配線設備、構築物等

工場には、エア配管、ガスバーナー用ガス配管、工業用水道配管や汚水配管等の特定又は業務用設備が多数存在します。このほかに家屋の評価対象とならない建物内の構築物や屋外には外灯、手洗い場、簡易物置、門、塀等もあります。また、企業の経理上、工場の動力配線や配管の費用が機械の取得価額に含めて経理処理されている場合が少なくなく、こうした場合、機械部分に動力配線・配管を含んで申告されているかを確認する必要があります。

工場の照明用電気配線工事のなかに動力配線・配管費用が含まれている場合や工場のレイアウト変更や一部の機械を入れ替えた際に動力配線・配管をやり直した場合には、その動力配線・配管費用が申告漏れになりやすいので、場合によっては、該当部分の工事見積書等を確認する必要があります。

③ 社員食堂、社員寮、病院等の厨房設備

台所や湯沸場に設置されている流し台（シンク）は、一般的には家屋として評価しますが、その流し台（シンク）がホテル等の厨房設備の一部である場合は、家屋としての評価はせず、調理台、調理機器、食器洗浄機、製氷器、冷蔵庫、冷凍庫、温蔵庫とともに償却資産として課税対象になります。

④ 社員寮等福利厚生施設で使用されている資産

社員食堂、社員寮等の福利厚生施設で使用されている厨房設備、駐車場舗装、門塀等については、間接的であるとはいえ企業としてその事業の用に供するものであると認められるので、償却資産として課税対象となります。このような資産は、直接その企業の本来の事業の用に供される資産ではないため、申告漏れになりやすいので注意する必要があります。

(2) 申告誤り等をした資産の原因究明

申告誤り等を発見した場合は、ただ単に「申告誤り等がありましたので、修正させていただきます。」として済ますのではなく、なぜ申告が誤っていたのかを究明することが大切です。それは納税義務者に申告誤り等の理由を明確に示すことを通じて、償却資産についての認識を深めてもらうとともに、今後の申告でも同様の申告誤り等が

生じることを未然に防ぐためでもあります。

申告誤り等の原因としては、一般的には次のような事項が考えられます。

① 企業の組織上の問題による場合

例えば、建築設備などを管理している不動産部門と償却資産の申告や国税の減価償却を行っている経理部門との連絡調整が悪く、これにより申告誤り等が生じている場合。

——→ 不動産部門と経理部門との連絡調整システムの改善を依頼します。

② 経理システムの問題による場合

ア 経理のシステム上、例えば11月末現在で償却資産として申告対象となる資産の集約を行っているため、12月中に取得した資産について1年遅れでの申告となるか、あるいは申告されない場合。

——→ 12月中に取得した資産の契約書、納品書をチェックするとともに、12月末現在で償却資産申告書を作成するように経理システムの変更を依頼します。

イ 帳簿や電算データへの資産登録に際して「償却資産として申告すべき建築設備」と「償却資産としては申告不要の建築設備」との区分がわからないため、すべて「家屋」として処理している（例えば、受変電設備や自家発電設備をそれぞれ単体として資産計上せず、屋内電気配線等を含めて「電気設備一式」として資産計上している）場合。

——→ P. 30の「附帯設備（建築設備）の家屋と償却資産の区分について」などを参考にして、家屋と償却資産の区分を説明し理解を得るようにします。

ウ 圧縮記帳、減損会計を採用している企業の固定資産台帳が、原始取得価額ではなく、圧縮後等の取得価額で計上されているシステムの場合。

——→ 圧縮記帳や減損会計は固定資産税では認められていないことなど、国税と固定資産税の考え方の違いを説明して、経理システムの税務会計処理の変更をお願いする。

③ 企業あるいは経理担当者の認識不足による場合

ア 企業あるいは経理担当者によっては、課税客体について、例えば什器・備品などのみを申告すればよいなどと誤った認識をもっている場合。

——→ パンフレット等を使用して償却資産とは何かを説明します。

イ 固定資産税における償却資産の考え方が、法人税、所得税の固定資産の減価償

却処理の考え方と同一だと考え、遊休資産、研究開発用固定資産、簿外資産、建設仮勘定、中小企業者等の少額資産特例の資産、減価償却の償却超過額などが、申告対象外として除かれてしまっている場合。

——▶ 償却資産に関する国税と固定資産税の考え方の相違について説明し理解を得ます。

ウ 企業電算システムで、評価額を計算して申告している場合、法人税と同一の考えで、残存価額を1円として計算している場合。

——▶ 法人税と固定資産税の相違を説明。固定資産税は残存価格が取得価額の5%であることを理解してもらう。

エ 企業電算システムで、勘定科目が「建物」「建物附属」に経理処理されると、自動的に償却資産の申告対象から除外されるシステムになっている場合。

——▶ 固定資産税における家屋と償却資産の違いを説明して、償却資産の申告書が作成されるような経理システムへの変更をお願いする。

(3) 申告誤り等の訂正・指導

① 申告の指導

申告が適正に行われていない場合には、前記のようにその原因を究明のうえ、今後の申告において改善するように指導することが必要です。とりわけ、電算申告の場合には、母体となるデータの中で「償却資産として申告すべき資産データ」に「償却資産申告コード」を付け種類別明細書への出力を制御していると思われませんが、この場合には納税義務者に「償却資産申告コードの付設替え」を依頼しない限り、今後も同様に誤った状態での申告となってしまいますので特に注意する必要があります。

(申告誤り等が判明した場合の申告書の取扱い)

Q10 遠方の納税義務者について償却資産の調査をした結果、資産の申告誤りがありましたので、電話で連絡をとり修正申告書の提出を求めましたが、未だ修正申告書の提出がありません。どのように処理すればよいでしょうか。

A10 納税義務者との事後のトラブルを避けるため、原則としては修正申告書を提出してもらおうほうが望ましいことは言うまでもありません。

しかし、償却資産はその種類が多様なこと、移動が頻繁に行われること、資産数が膨大であることなどの理由により、第一義的には納税義務者からの申告により資産内容等を把握したうえで課税していますが、この方法を貫くと不申告者や申告内容に誤りがあるにもかかわらず修正申告書の提出がない場合には課税で

きなくなります。

そこで地方税法においては、償却資産は土地や家屋と同様に賦課課税であるという原則に基づいて、実地調査の規定を設け、市町村長に価格等の決定又は修正義務を課しています。

さて、設問の修正分の申告書を求めるか否かについてですが、地方税法上の正式な手続き（調査 → 価格等の決定又は修正 → 納税義務者への通知）に沿ったものであれば、あえて修正申告書の提出を求める必要はありません。（本件の場合、固定資産課税台帳に登録された価格等の修正は必要です。）

しかし、事後の納税義務者とのトラブルを避けるために、どの資産が漏れていたのか、いつ納税通知書が送付されるのか等についての文書（文書例P.125「固定資産税（償却資産）調査結果のお知らせ」）又は電話により納税義務者へ連絡することが良いでしょう。また、今後の申告においても同様の申告誤り等をなくすため、その原因（経理システムによるものか、担当者の理解不足によるものかなど）について究明を行い改善を依頼することも大切です。

（実地調査後の注意点）

Q11 償却資産の実地調査終了後の注意点について教えてください。

A11 償却資産の調査の目的は、適正な課税を確保することにあるのはもちろんですが、納税義務者に正しく償却資産について理解してもらい、翌年度以降、申告漏れや申告間違いがないようにすることも重要です。

例えば、償却資産となるものとならないものが合算して経理されているような場合には、それらを区分して経理してもらうように依頼しなければなりませんし、電算申告の場合には、償却資産の申告書にデータを出力するコードの修正を依頼して、翌年度以降正しく申告してもらうようにしなければなりません。

調査の結果、申告漏れや申告誤りが発見された場合には翌年度の申告書を確認し、きちんと修正されたかを必ず確認しましょう。

② 調査後の事務予定

申告が適正に行われていない場合には、原則として納税義務者に修正申告書の提出を求めますが、場合によっては、P.125に例を示した「固定資産税（償却資産）調査結果のお知らせ」や電話により、今回の修正結果について後日通知することを伝えます。

その時には、今後の課税手続きについても説明することが必要です。例えば、価格の決定・修正という言葉の意味や「固定資産価格等（決定・修正）登録通知書」が送付されること、さらには納税通知書等の発送予定日等もあわせて伝えます。

なお、過去に取得した資産が課税漏れになっていた場合には、地方税法第17条の5の規定により、本来課税すべき年度まで遡って課税（5年間）される旨を後日の無用なトラブルを生じさせないため、はっきりと伝えておくことも必要です。実地調査終了後、申告漏れ等がある場合、税額はどれくらいになるかを聞かれる場合があります。概算で税額が算出できるように減価償却残存率表などを作成しておくとう便利です。

実地調査終了後、申告漏れ等がある場合、その場で税額は、どれくらいになるかを聞かれる場合があります。概算で税額が算出できるように減価償却残存率表などを作成しておくとう便利です。

R 7 年度版

取得年ごとの残存率表(途中で耐用年数の変更のない場合) 実際の評価は前年度×(1-r)となるため誤差は生じる ここに記載は率×乗

耐用年数	減価率r	残存率	2024 R9	2023 R8	2022 R7	2021 R6	2020 R5	2019 R4	2018 R3	2017 R2	2016 R1	2015 R0	2014 R-1	2013 R-2	2012 R-3	2011 R-4	2010 R-5	2009 R-6	2008 R-7	2007 R-8	2006 R-9	2005 R-10	2004 R-11	2003 R-12
2	0.684	0.316	0.6590	0.2079	0.0657																			
3	0.536	0.464	0.7320	0.3396	0.1576	0.0731																		
4	0.438	0.562	0.7810	0.4389	0.2467	0.1386	0.0779																	
5	0.369	0.631	0.8155	0.5146	0.3247	0.2049	0.1293	0.0816	0.0515															
6	0.319	0.681	0.8405	0.5724	0.3898	0.2654	0.1808	0.1231	0.0838	0.0571														
7	0.28	0.72	0.8600	0.6192	0.4468	0.3210	0.2311	0.1664	0.1198	0.0863	0.0621													
8	0.25	0.75	0.8750	0.6563	0.4922	0.3691	0.2769	0.2076	0.1557	0.1168	0.0876	0.0657												
9	0.226	0.774	0.8870	0.6985	0.5314	0.4113	0.3183	0.2464	0.1907	0.1476	0.1142	0.0884	0.0684	0.0530										
10	0.206	0.794	0.8970	0.7122	0.5655	0.4490	0.3565	0.2831	0.2248	0.1785	0.1417	0.1125	0.0893	0.0709	0.0563									
11	0.189	0.811	0.9055	0.7344	0.5956	0.4830	0.3917	0.3177	0.2576	0.2089	0.1685	0.1374	0.1115	0.0904	0.0733	0.0595								
12	0.175	0.825	0.9125	0.7528	0.6211	0.5124	0.4227	0.3487	0.2877	0.2374	0.1958	0.1616	0.1333	0.1100	0.0907	0.0746	0.0617	0.0509						
13	0.162	0.838	0.9190	0.7701	0.6454	0.5408	0.4532	0.3798	0.3183	0.2667	0.2235	0.1873	0.1569	0.1315	0.1102	0.0924	0.0774	0.0649	0.0544					
14	0.152	0.848	0.9240	0.7836	0.6645	0.5635	0.4778	0.4052	0.3436	0.2914	0.2471	0.2095	0.1777	0.1507	0.1278	0.1083	0.0919	0.0779	0.0661	0.0560				
15	0.142	0.858	0.9290	0.7971	0.6839	0.5868	0.5035	0.4320	0.3706	0.3180	0.2728	0.2341	0.2009	0.1723	0.1479	0.1269	0.1089	0.0934	0.0801	0.0688	0.0590	0.0506		
16	0.134	0.866	0.9330	0.8080	0.6997	0.6059	0.5248	0.4544	0.3935	0.3408	0.2951	0.2556	0.2213	0.1917	0.1660	0.1438	0.1245	0.1078	0.0934	0.0809	0.0700	0.0606	0.0525	
17	0.127	0.873	0.9365	0.8176	0.7137	0.6231	0.5440	0.4749	0.4146	0.3619	0.3160	0.2758	0.2408	0.2102	0.1835	0.1602	0.1399	0.1221	0.1066	0.0931	0.0812	0.0709	0.0619	0.0541
18	0.12	0.88	0.9400	0.8272	0.7279	0.6406	0.5637	0.4961	0.4365	0.3842	0.3381	0.2975	0.2618	0.2304	0.2027	0.1784	0.1570	0.1382	0.1216	0.1070	0.0941	0.0829	0.0729	0.0642
19	0.114	0.886	0.9430	0.8355	0.7403	0.6559	0.5811	0.5148	0.4562	0.4042	0.3581	0.3173	0.2811	0.2490	0.2207	0.1955	0.1732	0.1535	0.1360	0.1205	0.1067	0.0946	0.0838	0.0742

例) 令和3年取得の取得価額1,000,000円、耐用年数10年の資産が申告漏れであった場合

令和7年度評価額：1,000,000円×0.4490=449,000円 税額：449,000円×1.4/100（標準税率）≒6,200円
 令和6年度評価額：1,000,000円×0.5655=565,500円 ≒7,900円
 令和5年度評価額：1,000,000円×0.7122=712,200円 ≒9,900円
 令和4年度評価額：1,000,000円×0.8970=897,000円 ≒12,500円

というように容易に概算で計算ができますので、概算でよいのでどれくらいになるかと聞かれた場合は、端数処理がありますので、あくまで概算となりますが、令和4年度から令和7年度分で計36,500円程度の税額増となりますと容易に答えることができます。正式には、固定資産税（償却資産）調査結果のお知らせの後に、固定資産価格等（決定・修正）登録通知書にて更正となる税額の通知がありますと伝えます。

用語) 価格の決定・修正→価格等を登録した旨の公示の日以後における価格等の決定・修正等 p. 153

固定資産価格等（決定・修正）登録通知書→納税義務者に対する通知 p. 178

令和 年 月 日
株式会社 様
〇〇市長 〇〇 △△ 印

固定資産税（償却資産）調査結果のお知らせ

市税につきましては、日頃からご協力をいただきありがとうございます。
また、先日はお忙しいところ固定資産税（償却資産）の調査に際しまして、格別のご配慮をいただきありがとうございます。
さて、その際に、ご指摘をさせていただきました事項につきまして、下記のとおり取りまとめましたのでご通知申し上げます。

記

1. 調査結果について

ご申告内容につきまして、同封しました別紙の資産につきまして申告誤りが見られましたのでご確認ください。

2. 今後の本市の事務日程

- 〇月上旬頃 : 決定又は修正させていただいた価格が確定次第「固定資産価格等（決定・修正）登録通知書」を送付します。
この書類により決定又は修正された価格をご確認ください。
- 〇月上旬頃 : 令和〇年度分（今年度分）の固定資産税（償却資産）につきまして、修正しました納税通知書を送付いたしますのでこれにより納税してください。
- 〇月上旬頃 : 平成〇年度分～令和〇年度分（過去の年度分）の固定資産税（償却資産）につきましては、この時期に一括して納税通知書を送付いたしますのでこれにより納税してください。

3. 連絡事項

4. お問い合わせ先

〇〇市役所税務課償却資産係 担当 △△ □□
住所 〇〇市……………
電話 — —
FAX — —

何かご不明な点がございましたら、上記までお問い合わせください。

「固定資産税（償却資産）調査結果のお知らせ」の作成要領

前のページの「固定資産税（償却資産）調査結果のお知らせ」には次の事項を記入します。

① 調査結果について

どのような資産が申告誤り等であったのかを明らかにするため、種類別明細書等に申告誤りである資産を記入し、その写しを添付して調査対象者の確認を得ます。

② 今後の本市の事務日程

課税上の事務手続きである「固定資産価格等（決定・修正）登録通知書」や「納税通知書」をいつ頃送付するか具体的な事務日程を通知します。

③ 連絡事項

ここには、調査の過程で判明した申告漏れ等資産については、来年度以降も申告を要することやその他改善依頼事項を記入します。

特に、電算申告の場合は翌年度の申告のために企業にコンピュータ処理のための「償却資産申告コード」の付設替えを依頼します。

ま と め

調査の結果、償却資産の申告が適正に行われていない場合には、固定資産税（償却資産）の価格の修正を行うことは言うまでもありませんが、申告誤り等の原因を究明し調査対象者に説明することを通じて、今後の償却資産の申告が適正に行われるよう改善指導することも大切です。

「第3章の要点」

- 1 まず、手近なところから償却資産の实地調査を始めてみましょう。
- 2 实地調査の依頼にあたっては、相手方の繁忙期を避けるとともに調査の趣旨を説明し、事前に用意しておいてもらう書類等については明確に伝えます。とりわけ、調査対象者にとっては毎年償却資産の申告をしているにもかかわらず、どうして減価償却資産明細書等の調査を受けなければならないのかについて疑問を感じる場合があるので、調査の趣旨をわかりやすく説明することが必要です。

また、調査対象者から事前に送ってもらったり、实地調査にあたって準備してもらった書類が、当初に申告された「種類別明細書」の写しであったというケースも数多くありますので、依頼をする際には、必要な書類の内容について十分に説明するように心掛けます。
- 3 納税義務者にとっては、建築設備が家屋として評価されているのか、あるいは償却資産に該当するのかがわかりにくいいため、申告漏れとなる場合が多いのでその点には特に注意して調査します。
- 4 申告漏れ資産としては、次のようなものも多く見受けられます。

「受変電設備」「中央監視設備」「自家発電設備」「蓄電設備」「屋外電気設備」「工場等の動力配線設備」「社員食堂、社員寮、病院等の厨房設備」「社員寮等福利厚生施設で使用されている資産」、「屋外電気設備、屋外給排水設備等の資産」

固定資産税と企業会計の経理処理との相違では「遊休資産」「中小企業者等の少額資産特例」「簿外資産」
- 5 調査の結果、申告が適正に行われていない場合には、その原因を究明し調査対象者に説明することを通じて、今後の償却資産の申告が適正に行われるよう改善指導することが大切です。

第4章 実地調査の事後処理

実地調査終了後、その結果を報告書にまとめ、申告誤りがあったものについては価格等の修正を行うなどの事務を進めていくことになります。

この章では、実地調査の事後処理について、事例を用いて説明します。

実地調査の結果、次のような申告誤りがありました。

以下、必要な事務手続を進めていくことにします。

なお、調査実施年度を令和7年度（令和7年8月調査）として考えてみました。

<事例> ガソリンスタンドの場合

番号	企業帳簿 資産種類	資産名称	数量	取得年月	取得価額	耐用 年数	備考
1	建物附属	サインポール看板	1	5年4月	800,000円	20	申告漏れ
2	建物附属	受変電設備	1	5年4月	1,000,000円	15	申告漏れ
3	建物附属	その他の電気設備	1	5年4月	2,550,000円	15	申告漏れ
4	器具備品	ジャッキ	1	5年4月	50,000円	3	申告漏れ
		計			4,400,000円		

1 実地調査結果のとりまとめ及び調査結果の通知

(1) 「実地調査報告書」の作成

実地調査終了後、調査内容及び調査結果をまとめ、P.136のとおり「実地調査報告書」を作成して、上司の決裁をとりました。

なお、この「実地調査報告書」は、実地調査を行ったものについて修正が生じなかったものも含めてすべて作成し、上司の決裁をとり、翌年度以降の賦課資料として保存します。

<ワンポイント>

「実地調査報告書」には、単に「申告漏れがあった。」とか「申告誤りがあった。」と記載するのみではなく、調査をどのように行ったか、申告漏れや申告誤りが生じた原因は何か、事実上の問題点はどこか等調査の経過がわかるようにまとめておきましょう。

(2) 「固定資産税（償却資産）調査結果のお知らせ」の作成及び通知

実地調査の結果、修正が生じたので、P. 126の作成要領に従って、P. 125のとおり「固定資産税（償却資産）調査結果のお知らせ」を作成し、通知しました。

事例の企業は、実地調査により判明した申告漏れの資産が4品と少ないため、修正申告書の提出を求めずに課税手続きを進め、課税庁側で修正分の種類別明細書を作成し（P. 138）、その控えを「固定資産税（償却資産）調査結果のお知らせ」を通知する際に同封して送付し、内容を確認してもらうこととしました。

この「固定資産税（償却資産）調査結果のお知らせ」は、調査対象者に対し、実地調査の結果を正確に知らせること、並びに今後の課税手続き及び事務日程を知らせることを目的に作成し、通知するものです。修正内容等の連絡は、電話等により行う方法もありますが、修正申告を求めるときにその内容を正確に相手に知らせるためにも、また、翌年度以降の申告に今回の実地調査の結果を確実に反映させるよう指導するためにも、このような「固定資産税（償却資産）調査結果のお知らせ」を作成して文書により通知することが望ましいです。

ま と め

- 1 実地調査を行った調査対象者について、その調査内容及び調査結果の概要を「実地調査報告書」にまとめ、決裁をとり、翌年度以降の賦課資料として保存します。
- 2 修正が生じた調査対象者には、今後の課税手続き及び事務日程を知らせるとともに、修正申告及び翌年度以降の申告を適正に行わせるため、その内容を正確に知らせることを目的に「固定資産税（償却資産）調査結果のお知らせ」を作成して通知します。

2 価格等の決定・修正及び税額の変更に係る事務

(1) 決定・修正する価格等及び税額の確認

実地調査の結果、申告漏れがあることが判明したため、価格等を修正し、税額を変更する電算入力事務を行うこととなりますが、あらかじめ、前年度（令和6年度）及び当年度（令和7年度）の固定資産課税台帳により現在（修正・変更前）の価格等及び税額を確認しました。

前年度（令和6年度）		当年度（令和7年度）	
決定価格	19,410,200円	決定価格	14,857,313円
課税標準額	19,410,000円	課税標準額	14,857,000円
年税額	271,700円	年税額	207,900円
		期別税額	
		第1期	54,900円
		第2期	51,000円
		第3期	51,000円
		第4期	51,000円

次に、修正となる価格等及び変更する税額を確認するため、申告漏れとなっていた資産の前年度（令和6年度）及び当年度（令和7年度）の決定価格を一品ごとに計算しました。

なお、申告漏れ資産のうち、「サインポール看板」については、企業帳簿上は「建物附属設備」として経理されていましたが、種類別明細書（P.138）に記入する際に、「構築物（広告用のもの・金属造のもの）」に修正し、『資産の種類』欄を『1（構築物）』としました。

また、その他の建物附属設備勘定で経理されている申告漏れとなっていた資産については、事例の市の行う電算処理においては、「建物附属設備」に係る資産の種類を管理するコードを「機械及び装置」と同じ『2』としているため、種類別明細書の『資産の種類』欄には『2』と記入して処理しています。

資産の種類	資産の名称等	数量	取得年月	取得価額	耐用年数	減価残存率	令和6年度決定価格	減価残存率	令和7年度決定価格	
1	1	サインポール看板	1	5/04	800,000	20	0.945	756,000	0.891	673,596
2	2	受変電設備	1	5/04	1,000,000	15	0.929	929,000	0.858	797,082
3	2	その他の電気設備	1	5/04	2,550,000	15	0.929	2,368,950	0.858	2,032,559
4	6	ジャッキ	1	5/04	50,000	3	0.732	36,600	0.464	16,982
		計			4,400,000			4,090,550		3,520,219

計算した申告漏れとなっていた資産の決定価格を前年度（令和6年度）及び当年度（令和7年度）における修正前の決定価格に加算して、その結果により課税標準額を修正し、年税額を算出すると、次のようになりました。

前年度（令和6年度）

決定価格	修正前	19,410,200円
	修正後	23,500,750円
	差引	4,090,550円
課税標準額	修正後	23,500,000円

年税額	変更前	271,700円
	変更後	329,000円
	差引	57,300円

前年度分（令和6年度分）の税額については、10月中旬に当年度（令和7年度）の固定資産税の第3期（12月末）の納期を納期限として処理しました。

当年度（令和7年度）

決定価格	修正前	14,857,313円
	修正後	18,377,532円
	差引	3,520,219円
課税標準額	修正後	18,377,000円

年税額	変更前	207,900円
	変更後	257,200円
	差引	49,300円
期別税額 (変更後)	第1期	54,900円
	第2期	51,000円
	第3期	76,300円
	第4期	75,000円

※ 事例の市では当年度分（令和7年度分）の電算処理は10月上旬に行っているため、すでに第2期の納期（7月末）まで経過しているため、第3期以後の納期に係る税額を変更して処理することになります。

(2) 電算入力及び決裁

申告漏れとなっていた資産の評価計算を行うため、P.136の種類別明細書に記載した内容を電算機に登録し、前年度（令和6年度）及び当年度（令和7年度）の評価額を算出します。その計算結果により、前年度（令和6年度）及び当年度（令和7年度）の課税台帳に登録された価格等を修正し、税額を変更する電算処理を行い、修正後の課税台帳を出力して保存します。

また、実地調査による前年度（令和6年度）及び当年度（令和7年度）分の価格等の修正及び税額の変更について、P.139及びP.140の事後処理票を作成して決裁をとりました。

<気をつけよう！>申告漏れ以外の価格等の修正

申告漏れ以外の次のような申告誤りの処理方法について考えてみましょう。

① 取得価額に誤りがあった場合

すでに申告のあった資産の取得価額に誤りがあった場合には、正しい取得価額により取得した年月に遡って評価計算をやり直すこととなります。その際、すでに決定された価格との間に生じた各年度ごとの差額について修正を行うこととなります。

取得価額の誤りが生じる原因としては、その資産の取得に要する費用の部分を除いた金額を取得価額として申告を行っていた場合等のほか、多く見受けられるのが同一企業内で資産を移動させた際に生ずる誤りです。これは、社内間の資産の移管に伴い、誤って、移管先の市町村での申告の際に受け入れた時点の企業の帳簿価額を取得価額として申告を行うものです。この場合、評価計算に当然誤りが生じますので、留意してください。

② 耐用年数に誤りがあった場合

すでに申告のあった資産の耐用年数に誤りがあった場合にも、①と同様に、正しい耐用年数により取得した年月に遡って評価計算をやり直し、年度ごとに生じた差額について修正を行うこととなります。

上記①、②の場合や申告漏れがあった場合には、いずれも、年度を遡って価格等の修正を行うこととなります。この場合、法定納期限の翌日から起算して5年を経過した以降は修正ができなくなります。(法17の5⑤)

(遡って課税が必要な場合)

Q12 納税義務者及び関与税理士から「今年度の調査で発見された申告漏れであるから今年度からの修正にして欲しい。」という要求がよくあります。必ず5年間、修正を行わなければならないのでしょうか？

A12 地方税法において、固定資産税の賦課決定は、法定納期限（固定資産税においては第1期分の納期限をいいます(法11の4①)。）の翌日から起算して5年まで行うものと定められています(法17の5⑤)。

修正を行うものの大半は納税義務者の制度の認識不足等から生じた過去の申告誤りに起因するものですが、過去から適正な申告を行い、適正に課税されている納税者との均衡及び課税の公平の観点から、特別な取扱いを行うべきではありません。したがって、地方税法どおりの取扱いを行うことが適当です。

(3) 価格等の修正及び税額の変更の通知

(2)により、前年度分（令和6年度分）及び当年度分（令和7年度分）の価格等の修正及び税額の変更に係る入力を行うとともに、事後処理票で決裁をとりましたので、調査対象者に「固定資産価格等（決定・修正）登録通知書」（地方税法第417条第1項に基づく固定資産の価格等のすべてを登録した旨の公示の日以後における価格等の決定又は修正に係る通知です。）及び「固定資産税納税通知書」（「税額変更通知書」も一緒に綴られています。）を送付しました。

〈ワンポイント〉

【地方税法では…】

固定資産の価格等のすべてを登録した旨の公示の日以後、資産の賦課漏れ等が判明した場合は、直ちに、固定資産の価格等を決定して、また、すでに固定資産課税台帳に登録された価格等があるときはこれを修正して、固定資産課税台帳に登録しなければなりません。この場合においては、遅滞なく、その旨を納税義務者に通知しなければならないこととされています（法417①）。

ここにいう「価格等」とは、決定価格及び課税標準の特例の適用を受ける場合は価格に特例率を乗じた額をいいます。（法389①）

まとめ

実地調査の結果、価格等の修正及び税額の変更を行う場合には、それに必要な電算入力を行って固定資産課税台帳を修正するとともに、P. 139、140に例を示したような「事後処理票」を作成して決裁をとり、「固定資産価格等（決定・修正）登録通知書」及び「固定資産税納税通知書」を送付します。

これらの課税事務は、遺漏なく行われなければなりません。

3 その他の留意事項

(1) 関係書類の保存

事例の対象者についてファイルを作り、事後の問い合わせ及び翌年度以降の賦課資料として、次の書類を編てつして一定期間（最低5年間程度で、できれば次回の実地調査実施まで）保存します。

- ① 「実地調査報告書」(P.136)
- ② 「固定資産税（償却資産）調査結果のお知らせ（写）」(P.137)（添付した「種別明細書（写）」(P.138)を含みます。）

その他、調査の過程で調査対象者へ送付した書類（写）、調査対象者から提出のあった書類（図面、会計帳票の写し等）があれば、一緒に編てつして保存します。

(2) 翌年度申告書のチェック

翌年度の申告において、今回の調査により修正した内容が適正に反映されているかどうか及び指導した事項が改善されているかどうか確認します。

その結果、適正に反映されていない場合には、調査対象者と連絡をとり、必要な修正の内容を説明して、申告書の再提出を依頼します。

<気をつけよう！>電算申告の翌年度価格等の確認

電算申告を行っている企業について、実地調査により修正を行った場合は、調査対象者の電算システムの修正が正しく行われたかどうか必ず確認しましょう。

(3) 調査未済分の処理

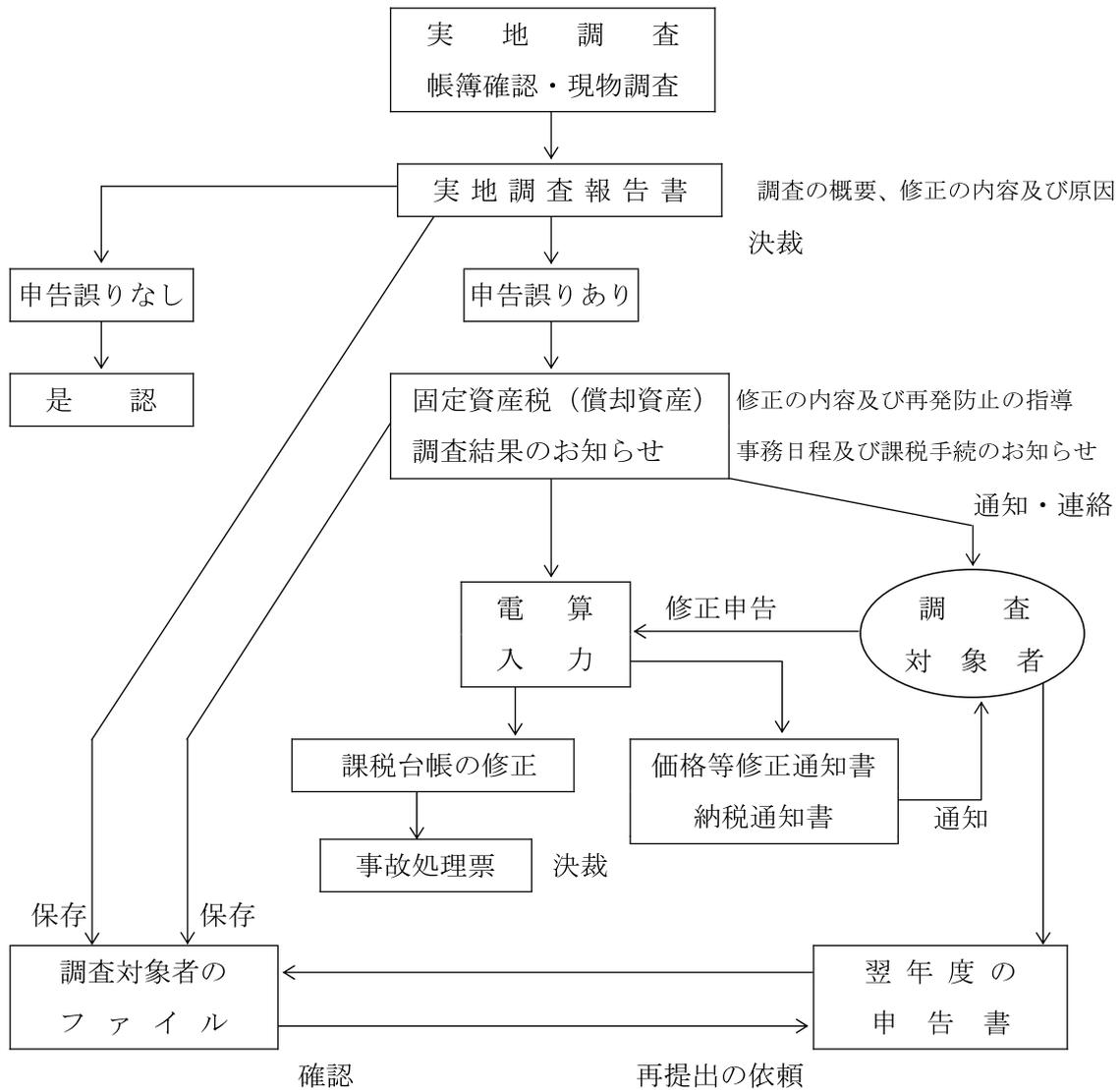
償却資産の調査は、おおむね毎年5月頃（第1期分の納期限終了後）から11月頃（翌年度の申告書送付事務が始まる前）にかけて実施することが多いと思われませんが、何らかの理由で当該年度中に調査を完了しなかった場合については、翌年度に引き続き調査を行います。

したがって、それまでの調査対象者とのやりとりや調査の事前準備において作成した書類がある場合は、その対象者ごとにファイルを作り、これらを編てつして保管し、翌年度の調査に備えることとします。

ま と め

- ① 調査対象者ごとにファイルを作り、「実地調査報告書」及び「固定資産税（償却資産）調査結果のお知らせ（写）」等の関係書類を一定期間（最低5年間程度、できれば次回の実地調査実施まで）保存して、事後の問い合わせや翌年度以降の賦課資料とします。
- ② 修正のあった調査対象者については、翌年度の申告においてその修正内容や指導した事項が適正に反映されているかどうか必ず確認しましょう。

【調査の事後処理のフロー図】



「第4章の要点」

- 1 実地調査後、その内容等を「実地調査報告書」にまとめます。調査の結果、修正のあった調査対象者に対しては、「固定資産税（償却資産）調査結果のお知らせ」を送付して正しく修正内容を知らせます。
- 2 実地調査結果により価格等を修正し、税額を変更するには、必要な電算入力を行って固定資産課税台帳を修正するとともに、「事後処理票」を作成して決裁をとり、「固定資産価格等（決定・修正）登録通知書」及び「固定資産税納税通知書」を送付しなければなりません。
- 3 実地調査に関係する書類は、保存して翌年度以降の賦課資料として活用します。

令和7年度固定資産税（償却資産）実地調査報告書

実地調査について、次のとおり報告します。

住所	〇〇市〇〇〇町〇〇—〇			
氏名・名称	〇〇ガソリンスタンド（株）	所有者コード	XXXXXXXX-X	
業種	油脂製品小売業 屋号			
連絡先	***-****	担当課	経理課	担当者 ***
調査日時	令和7年8月2X日（○曜日）午後2時～午後3時半			
調査員	係長 〇〇△△ 事務吏員 ◇◇□□			

調査項目	調査結果	調査結果の説明（添付書類等）	調査帳簿名
全資産・増減資産調査	修正	減価償却費計算明細書により、償却資産申告の内容と照合した結果、申告漏れとなっているものが4品（取得価額計4,400,000円）あることが判明した。内容は次のとおり。	減価償却費計算明細書
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 建物附属設備として経理されているもののうち家屋の評価対象とならないもの（償却資産の申告対象）3件（取得価額計4,350,000円） ・ 企業は10万円以下の少額資産として申告していなかったが、税務会計上は固定資産として計上されていたもの1件（取得価額5万円） 	
その他	—	<p>今回の調査で判明した申告漏れとなっていた資産は、すべて前々年中（令和5年中）に取得されたものであるため、前年度（令和6年度）及び当年度（令和7年度）の価格の修正を行う（実地調査時に連絡済み）。</p> <p>今後、同様な申告漏れが生じないように、償却資産となる建物附属設備及び少額の固定資産の取扱いについて説明し、留意するよう指導した。</p>	

伺	担当者	係 員	係 長	課 長

令和7年 9月××日

〇〇ガソリンスタンド 株式会社 様

〇〇市長 □□ □□

固定資産税（償却資産）調査結果のお知らせ

市税につきましては、日頃からご協力をいただきありがとうございます。

また、先日は、お忙しいところ、固定資産税（償却資産）の調査に際しまして、格別のご配慮をいただきありがとうございました。

さて、先日前お伺い調査させていただきました結果につきまして、下記のとおり取りまとめましたので、ご通知申し上げます。

記

1 調査結果について

ご申告内容につきまして、同封しました別紙の資産につきまして、申告誤りが見られましたのでご確認ください。

2 今後の本市の事務日程

10月上旬頃： 決定又は修正させていただいた価格が確定次第、「固定資産価格等（決定・修正）登録通知書」を送付します。この書類により、決定又は修正された価格をご確認ください。

12月初旬頃： 令和7年度分（今年度分）の固定資産税（償却資産）につきまして、修正しました納税通知書を送付いたしますので、これにより納税してください。

12月初旬頃： 令和6年度分（前年度分）の固定資産税（償却資産）につきまして、納税通知書を送付しますので、これにより納税してください。

3 連絡事項

今回修正させていただく資産は、令和元年中に取得されたものですので、先日前ご説明させていただきましたとおり、令和6年度分に遡って修正させていただくこととなります。

固定資産税（償却資産）には、建物附属設備勘定で経理されている資産でも申告対象となるものがありますし、少額の資産でも固定資産として計上して経理されている限りは、申告の対象となります。来年度以降の申告の際には、ご注意くださいようお願いいたします。

4 お問い合わせ先

〇〇市役所税務課償却資産係 担当 △△ □□

〒000-0000 〇〇市××町1番1号

電話 xxx-xxxx FAX xxx-xxxx

何かご不明な点がございましたら、上記までお問い合わせください。

令和7年度

種類別明細書(増加資産・全資産用)

所有者コード		所有者名		1枚のうち										
XXXXXX X		〇〇ガソリンスタンド株式会社		1枚目										
行番号	資産の種類	資産のコード	資産の名称等	数量	取得年月		耐用年数	減価残存率	取得価額		課税標準の特例コード	課税標準額	増加事由	摘要
					年号	年月			十億	千円				
01	1		サインポール看板	1	5	5	4		800	000			1・2 3・④	申告漏れ
02	2		受変電設備	1	5	5	4		1	000			1・2 3・④	申告漏れ
03	2		その他の電気設備	1	5	5	4		2	550			1・2 3・④	申告漏れ
04	6		ジャッキ	1	5	5	4		50	000			1・2 3・④	申告漏れ
05													1・2 3・4	
06													1・2 3・4	
07													1・2 3・4	
08													1・2 3・4	
09													1・2 3・4	
10													1・2 3・4	
11													1・2 3・4	
12													1・2 3・4	
13													1・2 3・4	
14													1・2 3・4	
15													1・2 3・4	
16													1・2 3・4	
17													1・2 3・4	
18													1・2 3・4	
19													1・2 3・4	
20													1・2 3・4	
小計										4	400	000		

起案	令和7年9月 XX日	担当者	係長	課長	部長
決裁	令和 年 月 日	同			

令和7年度 事後処理票(償却資産)

(令和6年度分) **前年度分**

下記のとおり決定・修正してよろしいか。

管理番号	令和7年 8月 2X日	発 見	実地調査
決定(修正の理由)	調査による すでに決定した価格等の変更		
納税義務者の住所(所在地)	氏名(名称)	所有者コード XXXXXXXX-X	
〒xxx-xxxx	〇〇市〇〇町〇〇番〇号	〇〇ガリンスタンド 株式会社	

収入番号	
購課 年度	区分 年度
7	6
所有者コード・CD XXXXXXXX-X	

区分 資産種類	決 定 又 は 修 正 後		修 正		前	
	評 価 額	決 定 価 格	課 税 標 準 額	評 価 額		決 定 価 格
構 築 物	3;992;500	3;992;500	3;992;500	3;236;500	3;236;500	3;236;500
機 械 及 び 装 置	19;284;200	19;284;200	19;284;200	15;986;250	15;986;250	15;986;250
船						
航 空 機						
車 両 及 び 運 搬 具						
工 具 器 具 及 び 備 品	224;050	224;050	224;050	187;450	187;450	187;045
調 整 額						
合 計	23;500;750	23;500;750	23;500;750	19;410;200	19;410;200	19;410;200

区 分	課 税 標 準 額	税 額	減 免 税 額	差 引 税 額
決定又は修正後 (ア)	23;500;000	329;000	0	329;000
6年度分当初決定額 (ウ)	19;410;000	271;700	0	271;700
		7ーウ	0	57;300

起案 令和7年9月XX日	担当者 係長	課長	部長
決裁 令和 年 月 日	同		

令和7年度 事後処理票(償却資産)
(7年度分) 当年度分

下記のとおり決定・修正してよろしいか。

管理番号	令和7年8月2X日	発見 実地調査
決定(修正の理由)	調査による すでに決定した価格等の変更	
納税義務者の住所(所在地)	氏名(名称)	所有者コード XXXXXXXX-X
〒xxxx-xxxx	〇〇市〇〇町〇〇番〇号	
	〇〇ガンリンスタンド 株式会社	

収入番号	7	7	XXXXXX-X
課税年度	7	7	所有者コード・CD

区分	決定		又は修正		後修正		修正前	
	評価額	決定価格	評価額	決定価格	課税標準額	評価額	決定価格	課税標準額
資産種類								
構築物	3,422,943	3,422,943	3,422,943	3,422,943	3,422,943	2,749,347	2,749,347	2,749,347
機械及び 装置	14,819,327	14,819,327	14,819,327	14,819,327	14,819,327	11,989,686	11,989,686	11,989,686
船舶								
航空機								
車両及び 運搬具								
工具器具 及び備品	135,262	135,262	135,262	135,262	135,262	118,280	118,280	118,280
調整額								
合計	18,377,532	18,377,532	18,377,532	18,377,532	18,377,532	14,857,313	14,857,313	14,857,313

区分	課税標準額	税額	減免税額	差引税額
決定又は修正後(7)	18,377,000	257,200	0	257,200
修正前(イ)	14,857,000	207,900	0	207,900
		7-1	0	49,300

資料編

償却資産に係る課税標準の特例規定等一覧表（令和7年度）

条	項	適用対象	取得時期等	適用期間	特例率	経過規定	開始・終了年度	備考
349/3	1項	新線構築物	H21.4.1以降	5年間	1/3			
	1項	新線構築物	H21.4.1以降	その後5年間	2/3			
	1項但書	新線立体交差化施設	H21.4.1以降	5年間	1/6			
	1項但書	新線立体交差化施設	H21.4.1以降	その後期限なし	1/3			
	旧2項但書	新線立体交差化施設	H16.4.1~H21.3.31	その後期限なし	1/3	H21改正法8③		
	旧2項但書	新線立体交差化施設	H15.4.1~H16.3.31	その後期限なし	1/3	H16改正法10⑥		
	旧2項但書	新線立体交差化施設	S62.4.1~H15.3.31	その後期限なし	1/3	H15改正法11⑥		
	旧2項但書	新線立体交差化施設	S62.3.31以前	その後期限なし	1/3	S61改正法3③		
	2項	ガス事業用資産	H29.4.1以降	5年間	1/3			
	2項	ガス事業用資産	H29.4.1以降	その後5年間	2/3			
旧3項	ガス事業用資産	S64.1.2~H29.3.31	その後5年間	2/3	H27電気改正法78①	R9年度まで		
3項	農業協同組合等共同利用設備		3年間	1/2				
旧4項	農業協同組合等共同利用設備		3年間	1/2	R2改正法14⑤			
4項	外航船舶		期限なし	1/6				
4項	準外航船舶		期限なし	1/4				
5項	内航船舶		期限なし	1/2				
6項	離島航路事業用内航船舶（349条の3⑥との運乗後）		期限なし	1/6				
7項	国際路線用航空機		期限なし	1/5				
7項	国際路線専用航空機		期限なし	1/10				
7項	準国際路線専用航空機		期限なし	2/15				
8項	離島路線用航空機	H5.1.2以降	3年間	1/3				
8項	離島路線用航空機	H5.1.2以降	その後3年間	2/3				
8項	小型離島航空機		期限なし	1/4				
9項	日本放送協会		期限なし	1/2				
10項	日本原子力開発機構		5年間	1/3				
10項	日本原子力開発機構		その後5年間	2/3				
12項	新幹線鉄軌道用資産		5年間	1/6				
12項	新幹線鉄軌道用資産		その後5年間	1/3				
13項	青函・本四鉄道施設		期限なし	1/6				
13項	青函・本四鉄道施設 新線構築物		5年間	1/18				
13項	青函・本四鉄道施設 新線構築物		その後5年間	1/9				
13項	青函・本四鉄道施設 新線立体交差化		5年間	1/36				
13項	青函・本四鉄道施設 新線立体交差化		その後期限なし	1/18				
13項	青函・本四鉄道施設 変・送電用資産	H18.4.1以降	5年間	1/10				
14項	河川事業鉄軌道用資産 水資源機構	H13.4.1以降	5年間	2/3				
14項	河川事業鉄軌道用資産 水資源機構	H13.4.1以降	その後5年間	5/6				
14項	河川事業鉄軌道用資産 河川事業	H13.4.1以降	5年間	1/6				
14項	河川事業鉄軌道用資産 河川事業	H13.4.1以降	その後5年間	1/3				
15項	宇宙航空研究開発機構		5年間	1/3				
15項	宇宙航空研究開発機構		その後5年間	2/3				
16項	海洋研究開発機構	H11.1.2以降	5年間	1/3				
16項	海洋研究開発機構	H11.1.2以降	その後5年間	2/3				
17項	水資源機構	S53.1.2以降	5年間	1/2				
17項	水資源機構	S53.1.2以降	その後5年間	3/4				
18項	特定地方交通線	S62.4.1以降	期限なし	1/4				
18項	特定地方交通線 新線構築物	S62.4.1以降	5年間	1/12				
18項	特定地方交通線 新線構築物	S62.4.1以降	その後5年間	1/6				
18項	特定地方交通線 新線立体交差化施設	S62.4.1以降	5年間	1/24				
18項	特定地方交通線 新線立体交差化施設	S62.4.1以降	その後期限なし	1/12				
18項	特定地方交通線 水資源機構鉄軌道用資産	H13.4.1以降	5年間	1/6				
18項	特定地方交通線 水資源機構鉄軌道用資産	H13.4.1以降	その後5年間	5/24				
18項	特定地方交通線 河川事業鉄軌道用資産	H13.4.1以降	5年間	1/24				
18項	特定地方交通線 河川事業鉄軌道用資産	H13.4.1以降	その後5年間	1/12				
18項	特定地方交通線 変・送電用資産	H18.4.1以降	5年間	3/20				
旧23項	特定地方交通線	S62.3.31以前	期限なし	1/4	S61改正法3⑩			
19項	新エネルギー・産業技術総合開発機構	H5.1.2以降	5年間	1/3				
19項	新エネルギー・産業技術総合開発機構	H5.1.2以降	その後5年間	2/3				
20項	科学技術振興機構	H11.1.2以降	5年間	1/2				
22項	新関西国際空港株式会社及び関西国際空港土地保有会社		期限なし	1/2				
23項	信用協同組合等		期限なし	3/5				
24項	変・送電用資産（鉄軌道事業用・変電所）	H18.4.1以降	5年間	3/5				
25項	中部国際空港		期限なし	1/2				
26項	外国貿易用コンテナ		期限なし	4/5				
27項	家庭的保育事業		期限なし	1/2（参酌）			わがまち	
28項	居宅訪問型保育事業		期限なし	1/2（参酌）			わがまち	
29項	事業所内保育事業		期限なし	1/2（参酌）			わがまち	
30項	認定生活困窮者就労訓練事業		期限なし	1/2				
31項	国立研究開発法人日本医療研究開発機構		5年間	1/3				
31項	国立研究開発法人日本医療研究開発機構		その後5年間	2/3				
旧32項	国立研究開発法人日本医療研究開発機構（国立研究開発法人科学技術振興機構からの譲渡）		5年間	1/2	H27改正法17②			
32項	量子科学技術研究開発機構		5年間	1/3				
32項	量子科学技術研究開発機構		その後5年間	2/3				
33項	世界遺産		期限なし	1/3				
旧1項	送電用資産（電気事業用）	H10.1.2~R2.3.31	5年間	1/3	R2改正法14④	R7年度まで		
旧1項	送電用資産（電気事業用）	H10.1.2~R2.3.31	その後5年間	2/3	R2改正法14④	R12年度まで		
旧1項	変電所（電気事業用）	H14.4.1~R2.3.31	5年間	3/5	R2改正法14④	R7年度まで		
旧1項	変電所（電気事業用）	H14.4.1~R2.3.31	その後5年間	3/4	R2改正法14④	R12年度まで		
旧2項	ガス事業用資産	R4.4.1~R7.3.31	5年間	2/3	R4改正法13②	R12年度まで		
旧2項	ガス事業用資産	R4.4.1~R7.3.31	その後5年間	5/6	R4改正法13②	R17年度まで		
旧13項	立体交差化施設	S44.1.2~S45.1.1	期限なし	—	S46改正法9③			
旧13項	立体交差化施設	S44.1.1以前	期限なし	—	S45改正法6③			
旧18項	熱供給事業用資産	H28.3.31以前	その後5年間	2/3	H27電気改正法78⑦	R8年度まで		

償却資産に係る課税標準の特例規定等一覧表（令和7年度）

条 項	適用対象	取得時期等	適用期間	特例率	経過規定	開始・終了年度	備考
349/3	旧18項	熱供給事業用資産	<small>※3号部分の一指定区域に属する日の前日まで</small> S46.1.1以前	5年間	1/3	H27電気改正法78⑦	R8年度まで
	旧18項	熱供給事業用資産	<small>※4号部分の一指定区域に属する日の前日まで</small> S46.1.1以前	その後5年間	2/3	H27電気改正法78⑦	
	旧19項	地下道又は跨線道路橋	S46.1.1以前	期限なし	1/2	S47改正法8③	
	旧21項但書	車庫構築物・立体交差化施設	H17.3.31以前	その後期限なし	1/3	H17改正法7⑦	
	旧27項	生物系特定産業技術研究推進機構	H7.1.1以前	期限なし	1/6	H7改正法6⑤	
	旧27項	生物系特定産業技術研究推進機構	H7.1.1以前	期限なし	1/3	H7改正法6⑤	
	旧24項	特定鉄道路線構築物	H28.3.31以前	その後5年間	1/2	H28改正法18②	
	旧25項	日本電気計器検定所	H18.4.1～H20.4.30	期限なし	1/2	H20改正法10④	
	旧28項	日本電気計器検定所	H7.1.2～H18.3.31	期限なし	1/3	H15改正法11⑨	
	旧30項	日本電気計器検定所	H7.1.1以前	期限なし	1/6	H7改正法6⑤	
	旧26項	日本消防検定協会	H18.4.1～H20.4.30	期限なし	1/2	H20改正法10④	
	旧29項	日本消防検定協会	H7.1.2～H18.3.31	期限なし	1/3	H15改正法11⑨	
	旧31項	日本消防検定協会	H7.1.1以前	期限なし	1/6	H7改正法6⑤	
	旧27項	小型船舶検査機構	H18.4.1～H20.4.30	期限なし	1/2	H20改正法10④	
	旧30項	小型船舶検査機構	H7.1.2～H18.3.31	期限なし	1/3	H15改正法11⑨	
	旧32項	小型船舶検査機構	H7.1.1以前	期限なし	1/6	H7改正法6⑤	
	旧28項	軽自動車検査協会	H18.4.1～H20.4.30	期限なし	1/2	H20改正法10④	
	旧31項	軽自動車検査協会	H7.1.2～H18.3.31	期限なし	1/3	H15改正法11⑨	
	旧33項	軽自動車検査協会	H7.1.1以前	期限なし	1/6	H7改正法6⑤	
	旧31項	社会保険診療報酬支払基金	H19.4.1～H23.6.30	期限なし	1/3	H23改正法7⑥	
旧39項	社会保険診療報酬支払基金	H15.10.1～19.3.31	期限なし	1/6	H17改正法7⑩		
旧32項	高圧ガス保安協会	H18.4.1～H19.3.31	期限なし	1/2	H19改正法6②		
旧36項	高圧ガス保安協会	H13.4.1～H18.3.31	期限なし	1/3	H15改正法11⑩		
旧36項	高圧ガス保安協会	H10.1.2～H13.3.31	期限なし	1/6	H13改正法8⑤		
旧32項	自動車安全運転センター	H19.4.1～H23.6.30	期限なし	1/3	H23改正法7⑦		
旧40項	自動車安全運転センター	H15.10.1～19.3.31	期限なし	1/6	H17改正法7⑩		
旧33項	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	H23.6.30以前	期限なし	1/2	H23改正法7⑧		
旧34項	有線放送電話業務用資産	H18.4.1～H20.4.30	期限なし	2/3	H20改正法10⑤		
旧35項	有線放送電話業務用資産	H16.4.1～H18.3.31	期限なし	1/2	H18改正法13⑩		
旧39項	有線放送電話業務用資産	H14.1.2～H16.3.31	期限なし	1/6	H16改正法10⑫		
349/3/4	被災代替償却資産（他の特例との連乗前）	H28.4.1以降	4年間	1/2			
附則15	1項2号	附属の機械設備	R6.4.1～R8.3.31	5年間	3/4		R13年度まで
	1項2号	附属の機械設備（物資の搬入及び搬出の円滑化に寄与するもの）	R6.4.1～R8.3.31	5年間	1/2		R13年度まで
	旧1項2号	附属の機械設備	R4.4.1～R6.3.31	5年間	3/4	R6改正法20②	R11年度まで
	旧1項2号	附属の機械設備	R2.4.1～R4.3.31	5年間	3/4	R4改正法13④	R9年度まで
	旧1項2号	附属の機械設備	H28.10.1～R2.3.31	5年間	3/4	R2改正法14⑦	R7年度まで
	旧1項3号	貨物運送設備	H28.10.1～R2.3.31	5年間	3/5	R2改正法14⑦	R7年度まで
	2項1号	公共の危害防止施設等 汚水又は廃液処理施設	R6.4.1～R8.3.31	期限なし	1/2（参酌）		わがまち
	2項2号	公共の危害防止施設等 ゴミ処理	R6.4.1～R8.3.31	期限なし	1/2		
	2項3号	公共の危害防止施設等 最終処分場	R6.4.1～R8.3.31	期限なし	2/3		
	2項4号	公共の危害防止施設等 産業廃棄物処理施設	R6.4.1～R8.3.31	期限なし	1/3		
	2項5号	公共の危害防止施設等 下水道除害	R6.4.1～R8.3.31	期限なし	4/5（参酌）		わがまち
	2項6号	公共の危害防止施設等 資源循環促進	R6.4.1～R8.3.31	期限なし	1/2		
	旧2項2号	公共の危害防止施設等 ゴミ処理	R6.4.1～R8.3.31	期限なし	1/2	R7改正法9②	
	旧2項3号	公共の危害防止施設等 最終処分場	R6.4.1～R8.3.31	期限なし	2/3	R7改正法9②	
	旧2項4号	公共の危害防止施設等 産業廃棄物処理施設	R6.4.1～R8.3.31	期限なし	1/3	R7改正法9②	
	旧2項1号	公共の危害防止施設等 汚水又は廃液処理施設	R4.4.1～R6.3.31	期限なし	1/2（参酌）	R6改正法20③	わがまち
	旧2項2号	公共の危害防止施設等 ゴミ処理	R4.4.1～R6.3.31	期限なし	1/2	R6改正法20③	
	旧2項3号	公共の危害防止施設等 最終処分場	R4.4.1～R6.3.31	期限なし	2/3	R6改正法20③	
	旧2項4号	公共の危害防止施設等 産業廃棄物処理施設	R4.4.1～R6.3.31	期限なし	1/2	R6改正法20③	
	旧2項4号	公共の危害防止施設等 産業廃棄物処理施設	R4.4.1～R6.3.31	期限なし	1/3	R6改正法20③	
	旧2項5号	公共の危害防止施設等 下水道除害	R4.4.1～R6.3.31	期限なし	4/5（参酌）	R6改正法20③	わがまち
	旧2項1号	公共の危害防止施設等 汚水又は廃液処理施設	R2.4.1～R4.3.31	期限なし	1/2（参酌）	R4改正法13④	わがまち
	旧2項2号	公共の危害防止施設等 ゴミ処理	R2.4.1～R4.3.31	期限なし	1/2	R4改正法13④	
	旧2項3号	公共の危害防止施設等 最終処分場	R2.4.1～R4.3.31	期限なし	2/3	R4改正法13④	
	旧2項4号	公共の危害防止施設等 産業廃棄物処理施設	R2.4.1～R4.3.31	期限なし	1/2	R4改正法13④	
	旧2項4号	公共の危害防止施設等 産業廃棄物処理施設	R2.4.1～R4.3.31	期限なし	1/3	R4改正法13④	
	旧2項5号	公共の危害防止施設等 下水道除害	R2.4.1～R4.3.31	期限なし	3/4（参酌）	R4改正法13④	わがまち
	旧2項1号	公共の危害防止施設等 汚水又は廃液処理施設	H30.4.1～R2.3.31	期限なし	1/2（参酌）	R2改正法14⑧	わがまち
	旧2項2号	公共の危害防止施設等 ゴミ処理	H30.4.1～R2.3.31	期限なし	1/2（参酌）	R2改正法14⑧	わがまち
	旧2項3号	公共の危害防止施設等 最終処分場	H30.4.1～R2.3.31	期限なし	2/3	R2改正法14⑧	
	旧2項5号	公共の危害防止施設等 産業廃棄物処理施設	H30.4.1～R2.3.31	期限なし	1/2	R2改正法14⑧	
	旧2項5号	公共の危害防止施設等 産業廃棄物処理施設	H30.4.1～R2.3.31	期限なし	1/3	R2改正法14⑧	
	旧2項6号	公共の危害防止施設等 下水道除害	H30.4.1～R2.3.31	期限なし	3/4（参酌）	R2改正法14⑧	わがまち
	旧2項1号	公共の危害防止施設等 汚水又は廃液処理施設	H28.4.1～H30.3.31	期限なし	1/3（参酌）	H30改正法20②	わがまち
	旧2項2号	公共の危害防止施設等 ゴミ処理	H28.4.1～H30.3.31	期限なし	1/2（参酌）	H30改正法20②	わがまち
	旧2項3号	公共の危害防止施設等 最終処分場	H28.4.1～H30.3.31	期限なし	1/2（参酌）	H30改正法20②	わがまち
	旧2項4号	公共の危害防止施設等 ゴミ処理	H28.4.1～H30.3.31	期限なし	1/2	H30改正法20②	
	旧2項5号	公共の危害防止施設等 最終処分場	H28.4.1～H30.3.31	期限なし	2/3	H30改正法20②	
	旧2項6号	公共の危害防止施設等 産業廃棄物処理施設	H26.4.1～H30.3.31	期限なし	1/3	H30改正法20②	
	旧2項7号	公共の危害防止施設等 下水道除害	H24.4.1～H30.3.31	期限なし	3/4（参酌）	H30改正法20②	わがまち
	旧2項1号	公共の危害防止施設等 汚水又は廃液処理施設	H26.4.1～H28.3.31	期限なし	1/3（参酌）	H28改正法18④	わがまち
	旧2項2号	公共の危害防止施設等 ゴミ処理	H26.4.1～H28.3.31	期限なし	1/2（参酌）	H28改正法18④	わがまち
	旧2項3号	公共の危害防止施設等 最終処分場	H26.4.1～H28.3.31	期限なし	1/2（参酌）	H28改正法18④	わがまち
	旧2項4号	公共の危害防止施設等 ゴミ処理、最終処分場	H24.4.1～H26.3.31	期限なし	1/2	H26改正法12③	
	旧2項2号	公共の危害防止施設等 ゴミ処理、最終処分場	H24.4.1～H26.3.31	期限なし	1/2	H26改正法12③	
	旧2項3号	公共の危害防止施設等 ゴミ処理、最終処分場	H24.4.1～H26.3.31	期限なし	1/2	H26改正法12③	
	旧2項4号	公共の危害防止施設等 ゴミ処理、最終処分場	H24.4.1～H26.3.31	期限なし	1/2	H26改正法12③	
	旧2項5号	公共の危害防止施設等 産業廃棄物処理施設	H24.4.1～H26.3.31	期限なし	1/3	H26改正法12③	

償却資産に係る課税標準の特例規定等一覧表（令和7年度）

条	項	適用対象	取得時期等	適用期間	特例率	経過規定	開始・終了年度	備考	
附則15	旧2項	公共の危害防止施設等	H22.4.1~H24.3.31	期限なし	1/3	H24改正法8③			
	旧2項3号	公共の危害防止施設等 ゴミ処理、最終処分場	H22.4.1~H24.3.31	期限なし	1/2	H24改正法8③			
	旧2項5号	公共の危害防止施設等 下水道除害	H22.4.1~H24.3.31	期限なし	3/4	H24改正法8③			
	旧3項	公共の危害防止施設等	H20.4.1~H22.3.31	期限なし	1/6	H22改正法11③			
	旧3項1号	公共の危害防止施設等 鉱さい等	H20.4.1~H22.3.31	期限なし	1/3	H22改正法11③			
	旧3項4号	公共の危害防止施設等 指定物質抑制	H20.4.1~H22.3.31	期限なし	1/3	H22改正法11③			
	旧3項5号	公共の危害防止施設等 ゴミ処理、最終処分場	H20.4.1~H22.3.31	期限なし	1/2	H22改正法11③			
	旧3項6号	公共の危害防止施設等 産業廃棄物処理	H20.4.1~H22.3.31	期限なし	1/3	H22改正法11③			
	旧3項7号	公共の危害防止施設等 燃焼改善設備	H20.4.1~H22.3.31	期限なし	3/4	H22改正法11③			
	旧3項8号	公共の危害防止施設等 下水道除害	H20.4.1~H22.3.31	期限なし	2/3	H22改正法11③			
	旧3項9号	公共の危害防止施設等 ダイオキシンの処理	H20.4.1~H22.3.31	期限なし	1/2	H22改正法11③			
	旧3項	公共の危害防止施設等	H20.3.31以前	期限なし	1/6	H20改正法10⑥			
	旧3項4号	公共の危害防止施設等 指定物質抑制	H20.3.31以前	期限なし	1/3	H20改正法10⑥			
	旧3項5号	公共の危害防止施設等 ゴミ処理、最終処分場	H20.3.31以前	期限なし	1/2	H20改正法10⑥			
	旧3項6号	公共の危害防止施設等 産業廃棄物処理	H20.3.31以前	期限なし	1/3	H20改正法10⑥			
	旧3項7号	公共の危害防止施設等 燃焼改善設備	H20.3.31以前	期限なし	2/3	H20改正法10⑥			
	旧3項8号	公共の危害防止施設等 下水道除害	H20.3.31以前	期限なし	2/3	H20改正法10⑥			
	旧3項9号	公共の危害防止施設等 ダイオキシンの処理	H20.3.31以前	期限なし	1/3	H20改正法10⑥			
	旧5項	公共の危害防止施設等	H17.3.31以前	期限なし	1/6	H17改正法7⑫			
	旧5項7号	公共の危害防止施設等 燃焼改善設備	H17.3.31以前	期限なし	1/2	H17改正法7⑫			
	旧5項	公共の危害防止施設等	H16.3.31以前	期限なし	1/6	H16改正法10⑩			
	旧5項7号	公共の危害防止施設等 燃焼改善設備	H16.3.31以前	期限なし	1/3	H16改正法10⑩			
	旧5項	公共の危害防止施設等	H14.3.31以前	期限なし	1/6	H14改正法5⑫			
	旧5項6号	公共の危害防止施設等 燃焼改善設備	H14.3.31以前	期限なし	1/3	H14改正法5⑫			
	旧5項7号	公共の危害防止施設等 下水道除害	H14.3.31以前	期限なし	2/3	H14改正法5⑫			
	旧5項	公共の危害防止施設等	H11.3.31以前	期限なし	1/6	H11改正法8⑨			
	3項1号	国内路線用航空機（地方路線）	H27.1.2~R7.1.1	5年間	2/5			R11年度まで	
	3項2号	国内路線用小型航空機（特定地方路線）	H27.1.2~R7.1.1	5年間	1/4			R11年度まで	
	3項2号	国内路線用航空機（特定地方路線）	H27.1.2~R7.1.1	1年間	3/8			R7年度まで	
	3項2号	国内路線用航空機（特定地方路線）	H27.1.2~R7.1.1	その後4年間	2/5			R11年度まで	
	3項3号	国内路線用航空機	H27.1.2~R7.1.1	3年間	2/3			R9年度まで	
	4項	沖縄電力株式会社		S57年度~R8年度まで	2/3			R8年度まで	
	5項	大規模地震防災応急対策用資産（地対法等指定地域）	R2.4.1~R8.3.31	3年間	2/3			R11年度まで	
	6項	日本貨物鉄道株式会社の新造車両	R4.4.1~R8.3.31	5年間	2/3			R13年度まで	
	旧7項	日本貨物鉄道株式会社の新造車両	H22.4.1~R4.3.31	5年間	3/5	R4改正法13⑤		R9年度まで	
7項	低公害車燃料等供給施設	R5.4.1~R9.3.31	3年間	5/6			R12年度まで		
7項	低公害車燃料等供給施設（大規模施設）	R5.4.1~R9.3.31	3年間	1/2			R12年度まで		
旧8項	低公害車燃料等供給施設	H31.4.1~R5.3.31	3年間	3/4	R5改正法16⑤		R8年度まで		
8項	国際船舶		海事産業の基盤強化のための海上運送法改正法施行日の翌年度~R8年度	1/18			R8年度まで		
8項	国際船舶（認定特定船舶導入計画により取得した特定船舶）		海事産業の基盤強化のための海上運送法改正法施行日の翌年度~R8年度	1/36			R8年度まで		
9項	特定鉄道事業	H9.4.1~R13.3.31	20年間	1/2			R33年度まで		
9項	特定鉄道事業 新線構築物	H9.4.1~R13.3.31	5年間	1/6			R18年度まで		
9項	特定鉄道事業 新線構築物	H9.4.1~R13.3.31	その後5年間	1/3			R23年度まで		
9項	特定鉄道事業 立体交差化施設	H9.4.1~R13.3.31	5年間	1/12			R18年度まで		
9項	特定鉄道事業 立体交差化施設	H9.4.1~R13.3.31	その後15年間	1/6			R33年度まで		
9項	特定鉄道事業 水資源機構鉄道用資産	H9.4.1~R13.3.31	5年間	1/3			R18年度まで		
9項	特定鉄道事業 水資源機構鉄道用資産	H9.4.1~R13.3.31	その後5年間	5/12			R23年度まで		
9項	特定鉄道事業 河川事業鉄道用資産	H9.4.1~R13.3.31	5年間	1/12			R18年度まで		
9項	特定鉄道事業 河川事業鉄道用資産	H9.4.1~R13.3.31	その後5年間	1/6			R23年度まで		
9項	特定鉄道事業 変電所	H9.4.1~R13.3.31	5年間	3/10			R18年度まで		
10項	車両運行安全性向上設備	H23.7.1~R9.3.31	5年間	1/3			R14年度まで		
11項	低床車両	H23.7.1~R9.3.31	5年間	1/3			R14年度まで		
12項1号	新造改良車両（省令で定める小規模鉄道事業者）	R7.4.1~R9.3.31	5年間	3/5			R14年度まで		
12項2号	新造改良車両	R7.4.1~R9.3.31	5年間	2/3			R14年度まで		
12項3号	改良車両	R7.4.1~R9.3.31	5年間	3/4			R14年度まで		
旧12項	新造改良車両	H31.4.1~R7.3.31	5年間	2/3	R7改正法9③		R12年度まで		
旧12項	新造改良車両（省令で定める小規模鉄道事業者）	H31.4.1~R7.3.31	5年間	3/5	R7改正法9③		R12年度まで		
旧17項	新造車両（総合効率化事業者）	H28.10.1~R2.3.31	5年間	3/5	R2改正法14⑩		R7年度まで		
13項	PFI公共施設	H17.4.1~R12.3.31	期限なし	1/2					
14項	都市再生における公共施設等	R5.4.1~R8.3.31	5年間	3/5（参酌）			R13年度まで	わがまち	
旧15項	都市再生における公共施設等	H27.4.1~R5.3.31	5年間	3/5（参酌）	R5改正法16⑥		R10年度まで	わがまち	
14項但書	都市再生における公共施設等（特定都市再生緊急整備地域）	R5.4.1~R8.3.31	5年間	1/2（参酌）			R13年度まで	わがまち	
旧15項但書	都市再生における公共施設等（特定都市再生緊急整備地域）	H27.4.1~R5.3.31	5年間	1/2（参酌）	R5改正法16⑥		R10年度まで	わがまち	
15項	都市鉄道利便増進施設	R3.4.1~R9.3.31	5年間	2/3			R14年度まで		
旧20項	都市鉄道利便増進施設	H17.8.1~R3.3.31	5年間	2/3	R3改正法12⑤		R8年度まで		
16項	外資埠頭公社の民営化に係る承継特例		10年間	1/2					
16項	外資埠頭公社の民営化に係る承継特例（承継資産）		10年間	3/5					
17項	鉄道事業再構築事業	R5.4.1~R9.3.31	5年間	1/4			R14年度まで		
旧18項	鉄道事業再構築事業	H20.10.1~R5.3.31	5年間	1/4	R5改正法16⑦		R10年度まで		
18項1号	バイオ燃料製造設備（木竹）	R6.4.1~R8.3.31	3年間	3/4			R11年度まで		
18項2号	バイオ燃料製造設備（エタノールその他）	R6.4.1~R8.3.31	3年間	2/3			R11年度まで		
18項3号	バイオ燃料製造設備（水素その他）	R6.4.1~R8.3.31	3年間	1/2			R11年度まで		
旧18項	バイオ燃料製造設備	R2.4.1~R6.3.31	3年間	2/3	R6改正法20④		R9年度まで		
旧18項	バイオ燃料製造設備（総務省令で定めるもの）	R2.4.1~R4.3.31	3年間	1/2	R6改正法20④		R7年度まで		
20項	国際戦略港湾等の荷さばき施設等（国際戦略港湾）	R2.4.1~R9.3.31	10年間	1/2			R19年度まで		
20項	国際戦略港湾等の荷さばき施設等（特定国際拠点港湾）	R2.4.1~R9.3.31	10年間	2/3			R19年度まで		
旧28項	国際戦略港湾等の荷さばき施設等（国際戦略港湾）	H23.12.15~R2.3.31	10年間	1/2	R2改正法14⑬		R13年度まで		
旧28項	国際戦略港湾等の荷さばき施設等（特定国際拠点港湾）	H23.12.15~R2.3.31	10年間	2/3	R2改正法14⑬		R13年度まで		
21項	津波対策に資する港湾施設等	H28.4.1~R10.3.31	4年間	1/2（参酌）			R14年度まで	わがまち	
21項	津波対策に資する港湾施設等（大臣（知事）配分資産）	H28.4.1~R10.3.31	4年間	1/2			R14年度まで		
23項1号	津波避難施設等（指定避難用償却資産）	H30.4.1~R3.3.31	5年間	2/3（参酌）			R8年度まで	わがまち	

償却資産に係る課税標準の特例規定等一覧表（令和7年度）

条 項	適用対象	取得時期等	適用期間	特例率	経過規定	開始・終了年度	備考
附則15	23項1号 津波避難施設等（指定避難用償却資産のうち、大臣（知事）配分資産）	H30.4.1～R3.3.31	5年間	2/3		R8年度まで	
	23項2号 津波避難施設等（協定避難用償却資産）	H30.4.1～R3.3.31	5年間	1/2（参酌）		R8年度まで	わがまち
	23項2号 津波避難施設等（協定避難用償却資産のうち、大臣（知事）配分資産）	H30.4.1～R3.3.31	5年間	1/2		R8年度まで	
	24項 移動等円滑化のための設備	H24.4.1～R9.3.31	5年間	2/3		R14年度まで	
	25項1号 再生可能エネルギー発電設備（太陽光（1,000kw未満）、風力（20kw以上）、地熱（1,000kw未満）、バイオマス（10,000kw以上20,000kw未満））	R6.4.1～R8.3.31	3年間	2/3（参酌）		R11年度まで	わがまち
	25項1号 再生可能エネルギー発電設備（太陽光（1,000kw未満）、風力（20kw以上）、地熱（1,000kw未満）、バイオマス（1,000kw未満）のうち、大臣（知事）配分資産）	R6.4.1～R8.3.31	3年間	2/3		R11年度まで	
	25項2号 バイオマス（木竹等）（10,000kw以上20,000kw未満）	R6.4.1～R8.3.31	3年間	6/7（参酌）		R11年度まで	わがまち
	25項2号 バイオマス（木竹等）（10,000kw以上20,000kw未満）のうち大臣（知事）配分資産	R6.4.1～R8.3.31	3年間	6/7		R11年度まで	
	25項3号 再生可能エネルギー発電設備（太陽光（1,000kw以上）、風力（20kw未満）、水力（5,000kw以上））	R6.4.1～R8.3.31	3年間	3/4（参酌）		R11年度まで	わがまち
	25項3号 再生可能エネルギー発電設備（太陽光（1,000kw以上）、風力（20kw未満）、水力（5,000kw以上））のうち、大臣（知事）配分資産	R6.4.1～R8.3.31	3年間	3/4		R11年度まで	
	25項4号 再生可能エネルギー発電設備（水力（5,000kw未満）、地熱（1,000kw以上）、バイオマス（10,000kw未満））	R6.4.1～R8.3.31	3年間	1/2（参酌）		R11年度まで	わがまち
	25項4号 再生可能エネルギー発電設備（水力（5,000kw未満）、地熱（1,000kw以上）、バイオマス（10,000kw未満））のうち、大臣（知事）配分資産	R6.4.1～R8.3.31	3年間	1/2		R11年度まで	
	旧25項1号 再生可能エネルギー発電設備（太陽光（1,000kw未満）、風力（20kw以上）、地熱（1,000kw未満）、バイオマス（10,000kw以上20,000kw未満））	R2.4.1～R6.3.31	3年間	2/3（参酌）	R6改正法20⑤	R9年度まで	わがまち
	旧25項1号 再生可能エネルギー発電設備（太陽光（1,000kw未満）、風力（20kw以上）、地熱（1,000kw未満）、バイオマス（10,000kw以上20,000kw未満））のうち、大臣（知事）配分資産	R2.4.1～R6.3.31	3年間	2/3	R6改正法20⑤	R9年度まで	
	旧25項2号 再生可能エネルギー発電設備（太陽光（1,000kw以上）、風力（20kw未満）、水力（5,000kw以上））	R2.4.1～R6.3.31	3年間	3/4（参酌）	R6改正法20⑤	R9年度まで	わがまち
	旧25項2号 再生可能エネルギー発電設備（太陽光（1,000kw以上）、風力（20kw未満）、水力（5,000kw以上））のうち、大臣（知事）配分資産	R2.4.1～R6.3.31	3年間	3/4	R6改正法20⑤	R9年度まで	
	旧25項3号 再生可能エネルギー発電設備（水力（5,000kw未満）、地熱（1,000kw以上）、バイオマス（10,000kw未満））	R2.4.1～R6.3.31	3年間	1/2（参酌）	R6改正法20⑤	R9年度まで	わがまち
	旧25項3号 再生可能エネルギー発電設備（水力（5,000kw未満）、地熱（1,000kw以上）、バイオマス（10,000kw未満））のうち、大臣（知事）配分資産	R2.4.1～R6.3.31	3年間	1/2	R6改正法20⑤	R9年度まで	
	26項 鉄道耐震補強設備	R5.4.1～R9.3.31	5年間	2/3		R14年度まで	
	旧27項 鉄道耐震補強設備	H25.4.1～R5.3.31	5年間	2/3	R5改正法16⑧	R10年度まで	
	27項 特定貨物取扱埠頭の港湾施設	H25.12.1～R9.3.31	10年間	2/3		R19年度まで	
	28項 浸水防止用設備	H29.4.1～R8.3.31	5年間	2/3（参酌）		R13年度まで	わがまち
	28項 浸水防止用設備（大臣（知事）配分資産）	H29.4.1～R8.3.31	5年間	2/3		R13年度まで	
	29項1号 特別特定技術基準施設の耐震化（危険工リア）	R7.4.1～R11.3.31	5年間	1/2		R16年度まで	
	29項2号 特別特定技術基準施設の耐震化	R7.4.1～R11.3.31	5年間	5/6		R16年度まで	
	旧29項1号 特別特定技術基準施設の耐震化（南トラ、首都直下）	H30.4.1～R8.3.31	5年間	1/2	R7改正法9④	R13年度まで	
	旧29項2号 特別特定技術基準施設の耐震化	H30.4.1～R8.3.31	5年間	5/6	R7改正法9④	R13年度まで	
	30項1号 無電柱化（電柱新設禁止区域）	H31.4.1～R10.3.31	4年間	1/2		R14年度まで	
	30項2号 無電柱化（輸送計画道路下）	H31.4.1～R10.3.31	4年間	3/4		R14年度まで	
	旧43項 帰還環境整備推進法人	H31.4.1～R3.3.31	5年間	1/3	R3改正法12⑧	R8年度まで	
	33項 地域福利増進事業	R4.4.1～R9.3.31	4年間	2/3		R13年度まで	
	33項 地域福利増進事業（特定区域内）	R4.4.1～R9.3.31	4年間	3/4		R13年度まで	
	34項 農業協同組合等共同利用機械	R2.4.1～R9.3.31	3年間	1/2		R12年度まで	
	35項 認定就農者	R4.4.1～R8.3.31	5年間	2/3		R13年度まで	
	37項 一体型滞在快適性等向上事業	R6.4.1～R8.3.31	5年間	1/2（参酌）		R13年度まで	わがまち
	37項 一体型滞在快適性等向上事業（大臣（知事）配分資産）	R6.4.1～R8.3.31	5年間	1/2		R13年度まで	
	旧39項 一体型滞在快適性等向上事業	R2.9.7～R6.3.31	5年間	1/2	R6改正法20⑦	R11年度まで	
	38項 ローカル5G	R7.4.1～R9.3.31	3年間	1/2		R12年度まで	
	旧39項 ローカル5G	R2.8.31～R7.3.31	3年間	1/2	R7改正法9⑥	R10年度まで	
	39項 シェアサイクルポート	R3.4.1～R9.3.31	3年間	3/4		R12年度まで	
	40項 雨水貯留浸透施設	R3.5.10～R9.3.31	3年間	1/3（参酌）		R12年度まで	わがまち
	40項 雨水貯留浸透施設（大臣（知事）配分資産）	R3.5.10～R9.3.31	3年間	1/3		R12年度まで	
	42項 カーボンニュートラルポート	R4.4.1～R9.3.31	3年間	2/3		R12年度まで	
	42項 カーボンニュートラルポート	R4.4.1～R9.3.31	3年間	2/3		R12年度まで	
	43項 先端設備等（機械及び装置、工具、器具及び備品）	R7.4.1～R9.3.31	3年間	1/2		R13年度まで	
	43項 先端設備等（機械及び装置、工具、器具及び備品）（買上げ目標設定の場合）	R7.4.1～R9.3.31	5年間	1/4		R13年度まで	
	旧44項 先端設備等（機械及び装置、工具、器具及び備品）	R5.4.1～R7.3.31	3年間	1/2	R7改正法9⑦	R11年度まで	
	旧44項 先端設備等（機械及び装置、工具、器具及び備品）	R5.4.1～R7.3.31	5年間	1/3	R7改正法9⑦	R11年度まで	
	旧44項 先端設備等（機械及び装置、工具、器具及び備品）（買上げ目標設定の場合）	R6.4.1～R7.3.31	4年間	1/3	R7改正法9⑦	R11年度まで	
	44項 道路運送高度化事業	R5.4.1～R10.3.31	5年間	1/3		R15年度まで	
	44項 道路運送高度化事業	R5.4.1～R10.3.31	5年間	1/3		R15年度まで	
	45項 鉄道豪雨対策	R7.4.1～R9.3.31	5年間	3/4		R14年度まで	
	旧1項 貨物運送設備	R2.4.1～R4.3.31	5年間	2/3	R4改正法13③	R9年度まで	
	旧1項 貨物運送設備（小規模総合効率化事業者）	R2.4.1～R4.3.31	5年間	3/5	R4改正法13③	R9年度まで	
	旧3項 公害防止設備	H15.2.15～H24.3.31	期限なし	1/3	H24改正法8④		
	旧4項1号 公害防止設備 廃プラ、廃油	H20.4.1～H22.3.31	期限なし	2/3	H22改正法11④		
	旧4項2号 公害防止設備 畜産汚水処理	H20.4.1～H22.3.31	期限なし	3/4	H22改正法11④		
	旧4項3号 公害防止設備 地下水浄化	H18.4.1～H22.3.31	期限なし	1/2	H22改正法11⑤		
	旧4項1号 公害防止設備 廃プラ、廃油	H18.4.1～H22.3.31	期限なし	2/3	H20改正法10⑦		
	旧4項1号 公害防止設備 廃プラ焼却施設等	H18.4.1～H22.3.31	期限なし	3/4	H20改正法10⑦		
	旧4項2号 公害防止設備 畜産汚水処理	H16.4.1～H20.3.31	期限なし	2/3	H20改正法10⑧		
	旧6項1号 公害防止設備	H18.3.31以前	期限なし	1/2	H18改正法13⑩		
	旧6項1号 公害防止設備 自動車等破砕装置	H18.3.31以前	期限なし	2/3	H18改正法13⑩		
	旧6項3号 公害防止設備 地下水浄化、土壌浄化等	H18.3.31以前	期限なし	1/3	H18改正法13⑩		
	旧6項2号 公害防止設備 畜産汚水処理	H16.3.31以前	期限なし	1/3	H16改正法10⑩		
	旧6項 公害防止設備	H14.3.31以前	期限なし	1/3	H14改正法5⑨		
	旧6項 公害防止設備（省令で定める施設）	H14.3.31以前	期限なし	2/3	H14改正法5⑨		
	旧5項 公共危害防止構築物	H20.4.1～H22.3.31	期限なし	3/5	H22改正法11⑥		

償却資産に係る課税標準の特例規定等一覧表（令和7年度）

条 項	適用対象	取得時期等	適用期間	特例率	経過規定	開始・終了年度	備考
附則15	旧5項	公共危害防止構築物	H18.4.1~H20.3.31	期限なし	3/5	H20改正法10⑨	
	旧7項	公共危害防止構築物	H16.4.1~H18.3.31	期限なし	3/5	H18改正法13⑫	
	旧7項	公共危害防止構築物	H14.4.1~H16.3.31	期限なし	1/2	H16改正法10⑩	
	旧7項	公共危害防止構築物	H12.4.1~H14.3.31	期限なし	1/3	H14改正法5⑭	
	旧7項	公共危害防止構築物	H9.1.2~H12.3.31	期限なし	1/3	H12改正法7⑥	
	旧7項	公共危害防止構築物	H9.1.1以前	期限なし	1/3	H9改正法9⑤	
	(旧348②)	火薬類取締法等公共危害防止構築物	H9.1.1以前	期限なし	非課税	H9改正法9②	
	(旧348②)	高压ガス等公共危害防止構築物	H8.1.1以前	期限なし	非課税	H8改正法6②	
	旧6項	優良な公共危害防止更新施設	H20.4.1~H22.3.31	期限なし	2/3	H22改正法11⑦	
	旧6項	優良な公共危害防止更新施設	H18.4.1~H20.3.31	期限なし	2/3	H20改正法10⑩	
	旧6項	優良な公共危害防止更新施設（『イ特』・VOC）	H18.4.1~H20.3.31	期限なし	1/2	H20改正法10⑩	
	旧8項	優良な公共危害防止更新施設	H17.6.1~H18.3.31	期限なし	2/3	H18改正法13⑬	
	旧8項	優良な公共危害防止更新施設（『イ特』・VOC）	H17.6.1~H18.3.31	期限なし	1/2	H18改正法13⑬	
	旧8項	優良な公共危害防止更新施設	H14.4.1~H17.5.31	期限なし	2/3	H17改正法7⑬	
	旧8項	優良な公共危害防止更新施設（タイオキシソ）	H14.4.1~H17.5.31	期限なし	1/2	H17改正法7⑬	
	旧8項	優良な公共危害防止更新施設	S62.4.1~H14.3.31	期限なし	1/2	H14改正法5⑮	
	旧8項	優良な公共危害防止更新施設（下水道除害）	S62.4.1~H14.3.31	期限なし	2/3	H14改正法5⑮	
	旧7項	産業廃棄物焼却施設	H18.4.1~H22.3.31	期限なし	2/3	H22改正法11⑧	
	旧9項	産業廃棄物焼却施設	H16.4.1~H18.3.31	期限なし	2/3	H18改正法13⑭	
	旧9項	産業廃棄物焼却施設	H4.7.4~H16.3.31	期限なし	2/3	H16改正法10⑯	
	旧9項2号	一般粉じん処理施設	H14.4.1~H16.3.31	期限なし	5/6	H16改正法10⑯	
	旧9項	一般粉じん処理施設	H14.3.31以前	期限なし	2/3	H14改正法5⑮	
	旧8項	雨水貯留浸透施設	H30.4.1~R3.3.31	期限なし	3/4（参酌）	R3改正法12②	わがまち
	旧8項	雨水貯留浸透施設（大臣（知事）配分資産）	H30.4.1~R3.3.31	期限なし	3/4	R3改正法12②	
	旧8項	雨水貯留浸透施設	H24.4.1~H30.3.31	期限なし	2/3（参酌）	H30改正法20③	わがまち
	旧12項	雨水貯留浸透施設	H22.4.1~H24.3.31	期限なし	2/3	H24改正法8⑥	
	旧22項	雨水貯留浸透施設	H15.5.15~H22.3.31	期限なし	1/2	H22改正法11⑧	
	旧14項	国際電信電話株式会社	H4.3.31以前	期限なし	3/5	H5改正法7③	
	旧13項	国際電信電話株式会社	H2.3.31以前	期限なし	1/2	H3改正法8⑥	
	旧14項	新造車両（総合効率化事業者）	R2.4.1~R4.3.31	5年間	2/3	R4改正法13⑬	R9年度まで
	旧14項	新造車両（小規模総合効率化事業者）	R2.4.1~R4.3.31	5年間	3/5	R4改正法13⑬	R9年度まで
	旧15項	地方卸売市場	H3.1.1以前	期限なし	4/5	H4改正法8⑥	
	旧15項	地方卸売市場	S64.1.1以前	期限なし	3/4	H2改正法6⑨	
	旧17項	特定地方交通線（立体交差化施設）	S62.3.31以前	5年後期限なし	1/6	H3改正法8⑦	
	旧17項	特定地方交通線（旧交納付金法附則第19項）	S62.3.31以前	期限なし	—	H3改正法8⑦	
	旧17項	特定地方交通線（旧交納付金法附則第20項）	S62.3.31以前	期限なし	—	H3改正法8⑦	
	旧19項	特定地方交通線（立体交差化施設）	S62.3.31以前	5年後期限なし	1/6	H61改正法3⑫	
	旧19項	特定地方交通線（旧交納付金法附則第19項）	S62.3.31以前	期限なし	—	H61改正法3⑫	
	旧19項	特定地方交通線（旧交納付金法附則第20項）	S62.3.31以前	期限なし	—	H61改正法3⑫	
	旧19項	指定法人等の大規模外貨埠頭	H10.3.31以前	期限なし	1/2	H10改正法6②	
旧20項	水力発電施設の魚道	H16.4.1~H18.3.31	期限なし	2/3	H18改正法13⑰		
(旧348②)	水力発電施設の魚道	H16.3.31以前	期限なし	非課税	H16改正法10⑰		
旧20項	スーパー中樞港湾	H23.12.15~H26.3.31	期限なし	1/2	H26改正法12⑦		
旧35項	スーパー中樞港湾	H23.12.14以前	期限なし	1/2	H23改正法7⑮		
旧21項	PFI国立大学校舎	H16.4.1~R2.3.31	期限なし	1/2	R2改正法14⑪		
旧29項	特定鉄道事業 旧交納付金法附則⑩	H21.3.31以前	期限なし	—	H21改正法8⑦		
旧32項	特定事業所内保育施設	H29.4.1~R6.3.31	5年間	1/2（参酌）	R6改正法20⑥	R11年度まで	
旧32項	特定事業所内保育施設（大臣（知事）配分資産）	H29.4.1~R6.3.31	5年間	1/2	R6改正法20⑥	R11年度まで	
旧33項	特定事業所内保育施設	H29.4.1~R5.3.31	5年間	1/2（参酌）	R5改正法16⑨	R10年度まで	
旧33項	特定事業所内保育施設（大臣（知事）配分資産）	H29.4.1~R5.3.31	5年間	1/2	R5改正法16⑨	R10年度まで	
旧33項	帰還環境整備推進法人	R3.4.1~R7.3.31	5年間	1/3	R7改正法9⑤	R12年度まで	
旧36項	PFI公共荷さばき施設等	H14.4.1~H22.3.31	期限なし	1/2	H22改正法11⑱		
旧36項	対象特定電気通信設備	H30.4.1~R4.3.31	3年間	3/4	R4改正法13⑰	R7年度まで	
旧37項	PFI廃棄物処理施設	H15.4.1~H22.3.31	期限なし	1/2	H22改正法11⑳		
旧37項	PFI廃棄物処理施設（3項との連乗）	H15.4.1~H22.3.31	期限なし	1/4	H22改正法11⑳		
旧37項	立地誘導促進施設（立地誘導促進施設協定の有効期間が5年以上のもの）	H30.7.1~R4.3.31	3年間	2/3	R4改正法13⑳	R7年度まで	
旧37項	立地誘導促進施設（立地誘導促進施設協定の有効期間が10年以上のもの）	H30.7.1~R4.3.31	5年間	2/3	R4改正法13⑳	R9年度まで	
附15/2	1項	旧交納付金法附則⑩ 立体交差化施設	S62.3.31以前	期限なし	1/3		
	2項	JR北海道・四国に係る特例（JR北海道・四国、指定法人のみ）	S62.4.1以降	R8年度まで	1/2		R8年度まで
	2項	JR北海道・四国に係る特例 新線構築物	H21.4.1以降	5年間	1/6		R8年度まで
	2項	JR北海道・四国に係る特例 新線構築物	H21.4.1以降	その後5年間	1/3		R8年度まで
	2項	JR北海道・四国に係る特例 新線立体交差化施設	H21.4.1以降	5年間	1/12		R8年度まで
	2項	JR北海道・四国に係る特例 新線立体交差化施設	H21.4.1以降	その後5年間	1/6		R8年度まで
	2項	JR北海道・四国に係る特例 新幹線軌道用資産		5年間	1/12		R8年度まで
	2項	JR北海道・四国に係る特例 新幹線軌道用資産		その後5年間	1/6		R8年度まで
	2項	JR北海道・四国に係る特例 青函・本四鉄道施設		期限なし	1/12		R8年度まで
	2項	JR北海道・四国に係る特例 青函・本四鉄道施設 新線構築物		5年間	1/36		R8年度まで
	2項	JR北海道・四国に係る特例 青函・本四鉄道施設 新線構築物		その後5年間	1/18		R8年度まで
	2項	JR北海道・四国に係る特例 青函・本四鉄道施設 新線立体交差化		5年間	1/72		R8年度まで
	2項	JR北海道・四国に係る特例 青函・本四鉄道施設 新線立体交差化		その後期限なし	1/36		R8年度まで
	2項	JR北海道・四国に係る特例 青函・本四鉄道施設 変電所	H16.4.1以降	5年間	1/20		R8年度まで
	2項	JR北海道・四国に係る特例 河川事業鉄軌道用資産 水資源開発公社	H13.4.1以降	5年間	1/3		R8年度まで
	2項	JR北海道・四国に係る特例 河川事業鉄軌道用資産 水資源開発公社	H13.4.1以降	その後5年間	5/12		R8年度まで
	2項	JR北海道・四国に係る特例 河川事業鉄軌道用資産 河川事業	H13.4.1以降	5年間	1/12		R8年度まで
	2項	JR北海道・四国に係る特例 河川事業鉄軌道用資産 河川事業	H13.4.1以降	その後5年間	1/6		R8年度まで

償却資産に係る課税標準の特例規定等一覧表（令和7年度）

条 項	適用対象	取得時期等	適用期間	特例率	経過規定	開始・終了年度	備考
附15/2	2項	JR北海道・四国に係る特例 変電所	H16.4.1以降	5年間	3/10		R8年度まで
	2項	JR北海道・四国に係る特例 新造車両	H23.7.1～H31.3.31	5年間	1/3		R8年度まで
	2項	JR北海道・四国に係る特例 新造車両	H23.7.1～H31.3.31	5年間	3/10		R8年度まで
	2項	JR北海道・四国に係る特例 鉄道耐震補強設備	H25.4.1～H30.3.31	5年間	1/3		R8年度まで
旧2項	JR北海道・四国に係る特例 車庫構築物・立体交差化施設	H17.3.31以前	その後期限なし	1/6	H17改正法7⑦		
附15/3	承継特例	承継特例 旧交納付金法附則⑩	S62.3.31以前	H28年度～R8年度まで	3/5		R8年度まで
	承継特例	承継特例 JR北海道・四国に係る特例の連乗	S62.3.31以前	H28年度～R8年度まで	—		R8年度まで
	承継特例	承継特例 JR北海道・四国に係る特例 旧交納付金法附則⑩	S62.3.31以前	H28年度～R8年度まで	3/10		R8年度まで
	承継特例	承継特例 JR北海道・四国に係る特例 旧交納付金法附則⑩	S62.3.31以前	H28年度～R8年度まで	—		R8年度まで
附16/2	11項	令和2年7月豪雨 被災代替償却資産（他の償却資産の特例との連乗前）	R7.4.1～R9.3.31	4年間	1/2		
	旧11項	阪神・淡路大震災(立体交差化施設)	H12.3.31以前	その後期限なし	1/3	H12改正法7⑩	
附56	12項	東日本大震災・津波被災（他の償却資産の特例との連乗前）	H23.3.11～R8.3.31	4年間	1/2		R12年度まで
	15項	東日本大震災・居住困難区域（他の償却資産の特例との連乗前）	H28.4.1～指定解除後3ヶ月まで	4年間	1/2		指定解除後3ヶ月後の賦課初年度から4年度まで
附56/2	旧3項	被災代替鉄道施設等	H23.3.11～H28.3.31	その後6年間	2/3	H28改正法18⑯	R8年度まで
	旧4項	被災特定地方交通線	H23.3.11～H28.3.31	その後期限なし	1/4	H28改正法18⑰	
	旧4項	被災特定地方交通線 新線構築物	H23.3.11～H28.3.31	さらにその後5年間	1/6	H28改正法18⑰	R8年度まで
	旧4項	被災特定地方交通線 新線立体交差化施設	H23.3.11～H28.3.31	さらにその後期限なし	1/12	H28改正法18⑰	
	旧4項	被災特定地方交通線 水資源機構鉄軌道用資産	H23.3.11～H28.3.31	さらにその後5年間	5/24	H28改正法18⑰	R8年度まで
旧4項	被災特定地方交通線 河川事業鉄軌道用資産	H23.3.11～H28.3.31	さらにその後5年間	1/12	H28改正法18⑰	R8年度まで	
旧附64	先端設備等（機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備並びに構築物）	R3.4.1～R5.3.31	3年間	零～1/2	R3改正法13①	R8年度まで	わがまち

償却資産関係用語集

い

一括償却資産 一括償却資産とは、法人の場合は、取得価額が20万円未満の資産を事業の用に供した場合において全部又は特定の一部を一括し、その一括した減価償却資産（**一括償却資産**）の取得価額の合計額（一括償却対象額）を3分の1ずつ3事業年度で所得の計算上損金に算入する方法を選択した資産をいい、個人の場合は、取得価額が10万円以上20万円未満の資産を事業の用に供した場合において全部又は特定の一部を一括し、その一括した減価償却資産（**一括償却資産**）の取得価額の合計額（一括償却対象額）を3分の1ずつ3年間で所得の計算上必要経費に算入する方法を選択した資産をいうものであり、これらの資産は、課税客体とはならない。令和4年度税制改正により、令和4年4月1日以降、貸付け（主要な事業として行われるものを除く。）の用に供するものは除外されている。
[⇒少額の減価償却資産]

え

益金 益金（えききん）とは、資本等取引によるものを除いた法人の資産の増加をきたす収益の額とされる。法人税法第22条第2項において、「別段の定め」を除くほかは、当該事業年度の益金の額に算入すべきものとして次の4つのものを挙げている。

1. 資産の販売
2. 有償又は無償による資産の譲渡又は役務の提供
3. 無償による資産の譲受け
4. その他の取引で資本等取引以外のものに係るもの

延滞金 延滞金とは、地方税を納期限までに完納しない場合において正当に納付したものと権衡上、民法における遅延損害金（遅延利息）と同様にこれに加算して徴収するものである。特に不申告による延滞金は、納税義務者が固定資産税に関する必要な申告を怠ったことに基因して、価格等の決定が遅れてなされたことに伴い、その賦課徴収が遅延した場合に徴収されるものである。具体的には、不申告又は虚偽の申告をしたことにより、償却資産の価格を決定し、又は修正したことに基づいてその者に係る固定資産税に不足税額があることを発見した場合においては、直ちにその不足税額のうちその決定があった日までの納期に係る分を追徴するとともに、その不足税額に係る法定の延滞金を徴収しなければならないこととされている（地方税法368②）。ただし、やむを得ない事由があると認められる場合には、延滞金を減免することができる（同法368③）。

また、延滞金は、当該不足税額に係る納税通知書において納税すべきとされる日までの期間又はその日の翌日から一月を経過するまでの期間については年7.3%とし、その後の期間については年14.6%として算定するものとされている（同法368②）。

なお、上記率は、当分の間、その年中においては年14.6%の割合にあつては特例基準割合に年7.3%を加算した割合とし、年7.3%の割合にあつては当該特例基準割合に年1%を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%を超える場合には年7.3%の割合）とするものとされている（同法附則3の2①）。

(注) 特例基準割合：各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1%を加算した割合。

[⇒虚偽の申告に対する罪、不申告に対する過料]

お

オペレーティング・リース オペレーティング・リースとは、ファイナンス・リース以外のリースをいうが、例えばコピー機・パソコン等を1年のリース契約により導入し、期間満了後にリース会社に返還するというリース取引の一形態である。

オペレーティング・リースに係る物件の管理責任、所有権はリース会社が有するものであり、このため当該資産に係る固定資産税の納税義務者はリース会社となるものである。

参考 <割賦販売及びリース取引の形態比較表>

	割賦販売	ファイナンス・リース	オペレーティング・リース (ファイナンス・リース以外のリース)	
取引の特徴	売買の一形態	・中途解約不可 ・フルペイアウト 〔リース料にリース物件の取得価額及び諸費用のほぼ全額が含まれる。〕	・中途解約不可 ・フルペイアウト	いずれかの要件を含まない レンタルの場合
利用目的	——	企業の設備投資の一手段	物件の使用	物件の一時的使用
対象物件	機械設備・不動産	使用者が希望する全ての物件	比較的汎用性のある物件	誰もが使える汎用性
使用者	特定	特定の1社	不特定多数の法人	不特定多数
契約期間	通常5年以内	長期	比較的短期	短期 日・週・月単位 通常1年未満
機種の選定	自由に選定	使用者が自由に選定	通常はリース会社で選定	レンタル会社の在庫から選定
中途解約	原則不可	原則不可	一定の予告期間後可能	原則可
物件の管理責任	買主	原則使用者	リース会社	レンタル会社
物件の所有権	買主 ただし、所有権留保の場合が多く、代金完済時に移行する。	リース会社	リース会社	レンタル会社
固定資産税の納税義務者	原則買主 ただし、所有権留保の場合は売主と買主の共有物とし、取扱通知(市)第三章第一節第一、十によって原則買主に課税する。	原則リース会社 H20.3.31以前契約分 ただし、契約内容によって売買取引とみなしうるものについては両者の共有物とし、取扱通知(市)第三章第一節第一、十によって原則借主に課税する*1。 H20.4.1以後契約分 ただし、所有権移転のリースに該当するものについては両者の共有物とし、取扱通知(市)第三章第一節第一、十によって原則借主に課税する*2。	リース会社	レンタル会社

*1 「契約内容によって売買取引とみなしうるもの」については、旧法人税法施行令第136条の3第1項～3項等による
*2 所有権移転、所有権移転外の条件は、法人法第64条の2、法人令第48条の2⑤五、所得法第67条の2、所得令第120条の2②五による

[⇒ファイナンス・リース]

か

会社法（旧商法） 会社に関する法規の総称。2005年（平成17）の商法改正に伴い、旧商法第二編「会社」及びその関係法律がひとつの法典に編成され、「会社法」及び「会社法の施行に伴う関係法律の整備などに関する法律」が制定された。会社にかかわる実体的規定のほか、訴訟・罰則等の規定に加え、会社についての非訟事件に関する規定が新たに盛り込まれ、各法律に分かれていた会社にかかわる規定を統合した、全八編からなる体系的な法典。

改良費 償却資産の価格を増加させるため、又は使用可能期間を延長させるため当該償却資産について追加的に支出される費用をいう（評価基準第3章第1節十三）。

改良費のほかに償却資産について追加的に支出される費用としては、償却資産を常に使用可能な状態に置くために通常必要とされる費用である維持費及び償却資産の使用に伴う部分的な破損を正常な状態に復するために必要とされる補修費があるが、これらはいずれも修繕費として改良費とは別に取り扱われる。なお、税務会計においては、固定資産についてなされた追加的支出を「資本的支出」と「修繕費」に区分しており、このうち資本的支出は、固定資産について支出した費用が、その固定資産の耐用年数を延長し、又は価額を増加した場合のそれらに対応する費用をいうものであることから、追加支出された費用が改良費に該当するかどうかは国税の資本的支出に該当するかどうかによって判断されることとなる（法人税基本通達7-8-1、所得税基本通達37-10）。

また、改良部分の評価は、当該改良を加えられた本体部と区分して、それぞれの改良部分ごとに、当該改良のために支出された金額を基準として、当該改良を加えられた償却資産の耐用年数に応ずる減価を考慮して行う。

[⇒修繕費]

価格等を登録した旨の公示の日以後における価格等の決定・修正等 市町村長は、固定資産課税台帳に登録すべき固定資産の価格等のすべてを登録した場合には、直ちに、その旨を公示しなければならないものとされており（地方税法411②）、この公示の日以後において固定資産の価格等の登録がなされていないこと又は登録された価格等に重大な錯誤があること等を発見した場合においては、直ちに価格等を決定し、又は登録された価格等を修正して、これを固定資産課税台帳に登録しなければならない（同法417①）。特に、価格等の修正については、虚偽の申告による誤算、固定資産課税台帳に登録する際の誤記、計算単位の誤り、評価調書における課税客体の明瞭な誤認等客観的に明らかに重大な錯誤と認められる場合に限り行われ得るものである（取扱通知第3章第五節四十）。

[⇒固定資産課税台帳、納税義務者に対する通知]

ガス設備 ガス設備には、都市ガス供給設備と、プロパンガスのボンベをガス源として配管するガス設備がある。都市ガスは一定のガス工場から配管により各家庭などまで供給するものであり、プロパンガスはそれを必要とするところへボンベごと運んで利用されるもので、都市ガスの普及していない地域によく見られる。

課税定額 →大規模償却資産

株主資本等変動計算書 株主資本等変動計算書とは、貸借対照表の純資産の部の一会計期間における変動額のうち、主として、株主に帰属する部分である株主資本の各項目の変動事由を報告するために作成される決算書である。会社法により、計算書類として設定された。

き

企業会計 企業会計とは、企業（主に営利企業）に適用され、複式簿記を用いて事業活動を数値化した情報を外部に提供する一連の手続き（会計処理）をいう。

会社の資産や負債などの財産状態と売上や利益などの経営成績を正しく認識し、会社の正味財産である純資産や株主への配当可能利益などを計算する。

企業会計の報告対象は、株主や債権者（金融機関）などの利害関係者であり、株主（投資家）、債権者保護を目的とする（利益の過大計上を許さない立場）。

企業会計原則 企業会計原則とは、すべての企業がその会計処理にあたって従わなければならないとされる基準をいう。1949年に当時の経済安定本部の企業会計制度対策調査会が取りまとめ中間報告として発表され、その後修正を施されながら今日に至っている。一般原則、損益計算書原則及び貸借対照表原則からなる本文とこれに対する註解からなっている。

基準財政収入見込額 →大規模償却資産

基準財政需要額 →大規模償却資産

キャッシュフロー計算書 キャッシュフロー計算書とは、一会計期間内の、企業における「現金の流れや増減」を見るための財務諸表のことである。

キャッシュフロー計算書は、貸借対照表と損益計算書に載るデータを組み替えて作成で

きるもので、これによって、企業が現金をどれだけ持っているのか、債務の支払い能力、資金調達の必要性など、企業の体力を推し量ることができる。

バブル崩壊後、いわゆる黒字倒産する企業が増えたため、キャッシュフロー計算書が注目されるようになった。2000年3月期決算から、株式を公開している企業は従来の財務諸表に加え、キャッシュフロー計算書を作成することが義務付けられている。

給水設備 給水設備とは、飲料水、水洗用水、入浴用水あるいは洗濯、家事用水などを建物内の必要な場所に供給する設備である。

共有物 共有物とは、二以上の者が同一の物について共同して一定の割合で一の所有権を有しているものをいう。

共有物に係る固定資産税については、共有者が連帯して納付する義務、すなわち連帯納税義務を負うこととなる（地方税法10の2①）。

[⇒所有権留保付売買資産、ファイナンス・リース、連帯納税義務]

虚偽の申告に関する罪 地方税法第383条、同法394条及び同法745条の規定により申告すべき事項について虚偽の申告をした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられる。また、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の義務又は財産に関して虚偽の申告をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、上記の罰金刑が科される（同法385、395）。

[⇒延滞金、不申告に対する過料]

金融商品取引法（旧証券取引法） 金融商品に対する投資者の保護や金融商品取引市場の適正な運営、企業の開示制度の整備などを目的とした法律の名称。以前は証券取引法と呼ばれていた。

金融商品取引法では、インサイダー取引などの不公正取引や風説の流布・偽計取引、相場操縦などを禁止している。また、空売りや内部者取引について規制を設けている。

ちなみに金融商品取引法の前身の証券取引法は、株券や債券などの有価証券に関する法律である。金融商品取引法は、この証券取引法と金融先物取引に関する法律の金融先物取引法を統合したものである。



空調設備 空調設備とは、空気調和設備の略称で、建物内の冷房・暖房のほか、換気、空気浄化の機能も合わせもつ設備のことであり、建物内での執務、作業、生活を快適に行えるよう室内の温度、湿度などを保つためのものである。

繰延資産 繰延資産とは、企業会計においては、すでに代価の支払いが完了し又は支払義務が確定し、これに対応する役務の提供を受けたにもかかわらず、その効果が将来にわたって発現するものと期待される費用をいい、税務会計においては、法人又は個人が支出した費用のうち、その支出の効果がその支出の日以後1年以上に及ぶものをいう。繰延資産に該当するものは固定資産税の課税客体とはならない。例えば、建物の所有者が造作工事を行い、賃借人（テナント）がその資産を賃借するための権利金として支出するものは繰延資産であり償却資産の対象とはならない。

け

減価償却 減価償却とは、時間の経過や使用に伴って生ずる固定資産の価値の減少部分を、その資産が使用できる期間にわたって費用配分する会計処理をいう。減価償却の目的は固定資産の取得に要した費用（取得価額）を各事業年度に適正に配分し、各期の損益計算を正確に行うことにある。

減価償却額又は減価償却費が損金又は必要な経費に算入されるもの その減価償却額又は減価償却費が「損金又は必要な経費に算入されるもの」とは、法人税又は所得税における所得の算定に当たって、現実にその減価償却額又は減価償却費が損金又は必要な経費に算入されているものはもとより、現実に損金又は必要な経費に算入されていないものであっても、本来損金又は必要な経費に算入されるべき性格のものであれば足り、かかる資産であれば固定資産税の課税客体となる。したがって、簿外資産、償却済資産、建設仮勘定の資産であっても、事業の用に供されているものはいずれも償却資産に該当し、課税客体となる。

[⇒建設仮勘定、償却済資産、簿外資産]

減価償却資産明細書 固定資産のうち、減価償却が必要なものについて、各資産の償却額などを記載したもので、固定資産台帳と兼ねている場合が多い。この減価償却資産明細書は税務署への提出は任意となっており、添付されていない場合が少なくない。この減価償却資産明細書の種類ごとの取得価額、期末帳簿価額等は、基本的に法人税申告書の別表16の各表の額と一致する。

[⇒固定資産、減価償却、固定資産台帳]

建設仮勘定 建設仮勘定とは、事業の用に供する固定資産を建設し、又は製作する目的で直接間接に支出した金額を整理し、建設又は製作が完了した後において精算額をもって確定した固定資産勘定に振り替えるための勘定である。この内容は、請負業者に対する前払金、土地・建物、機械等の購入の前払金等のほか、材料・部分品で建設に使用した金

額も含まれる。

しかしながら、例えば建設中の工場設備等については、設備の一部が完成しても、その部分を固定資産勘定に未振替のまま運用開始されることもあり、この場合の建設仮勘定の資産については、その精算の有無にかかわらず、賦課期日現在においてそれが実際に事業の用に供する状態になっているかどうかによって、課税客体となるかどうかを判断することとなる。つまり、建設仮勘定において経理されている資産であっても、それが賦課期日までに完成し、事業の用に供されている場合には、その完成部分が償却資産として課税客体となる。

[⇒減価償却額又は減価償却費が損金又は必要な経費に算入されるもの、償却済資産、簿外資産]

減損会計 減損会計とは、固定資産のうち事業用資産の収益性が低下し、投資額の回収が見込めなくなった場合に、一定の条件のもとで回収可能性を反映させるように当該資産の帳簿価額を減額する会計処理をいう。

「減損処理を行った資産の貸借対照表における表示は、原則として、減損処理前の取得原価から減損損失を直接控除し、控除後の金額をその後の取得原価とする形式で行う。」

(固定資産の減損に係る会計基準四1)とされている。

したがって、実地調査では、原始取得価額での照合が必要なため、固定資産台帳が減損会計処理後の取得価額で表示されていないか注意が必要となる。

建築設備 固定資産税における家屋の評価に当たり家屋に含めて評価するものとされる建築設備は、固定資産評価基準第2章第1節七に、「家屋の所有者が所有する電気設備、ガス設備、給水設備、排水設備、衛生設備、冷暖房設備、空調設備、防災設備、運搬設備、清掃設備等の建設設備で、家屋に取り付けられ、家屋と構造上一体となつて、家屋の効用を高めるもの」であることを要するものとされている。

① 「家屋の所有者が所有する」とは、家屋の所有者が当該建築設備の所有権を有するものであることをいう。

② 「家屋に取り付けられ、家屋と構造上一体となつて」の判断は次による。

(ア) 家屋の評価に含める建築設備は、当該家屋の特定の場所に固定されているものであること。

この判断に当たっては、まず、その建築設備の効用上、当然に家屋の一部に固定されるものであるかどうかを判断し、その後、その特定の場所に家屋の存続期間中、基本的に固定されるものであるかどうかを判断するものである。したがって、当該設備が埋込方式又は半埋込方式により取り付けられているものなどは家屋の評価に含めることとなるが、取り外しが容易で、別の場所に自在に移動ができるものは家屋の評価に含めない。

(イ) 壁仕上、天井仕上、床仕上等の裏側に取り付けられているものは家屋に含めるものであること。

家屋に固定されていない配線等であっても、壁仕上、天井仕上、床仕上等の裏側に取り付けられているものは、当該家屋と構造上一体となっているものとして家屋に含める。

近年、建物のOA化に伴って、オフィスビル等においてフリーアクセス床の施工が多く見られるが、床仕上の裏側の配線等については、前記(ア)のような状況になっていない場合もあるが、配線等が仕上の裏側に取り付けられているものは、家屋と構造上一体のもので取り扱う。

(ウ) 屋外に配置された配線・配管及び家屋から独立して設置された設備は家屋と構造上一体となっているものではないため、家屋に含めないものであること。

屋外に設置された電気の配線及びガス・水道の配管並びに家屋から独立して設置された焼却炉等は、家屋と構造上一体となっているものではないため、家屋に含めて評価する建築設備には該当しない。

(エ) 屋外に設置された設備であっても、配線、配管等により屋内の機器と一体となつて一式の建築設備としての効用を発揮しているものについては、当該一式の建築設備について、家屋に含めるか否かを判定するものであること。

家屋の評価に含めるものとする建築設備か否かの判断は、衛生設備の衛生器具設備、電気設備の照明器具設備のように、そのものが単独で効用を発揮しているものについては、個々に行うものとする。そして、2以上の機器が配管、配線等により一体となっているものは、一式の建築設備として判定するものとされている。したがって、例えば、給水設備の給水タンクや空調設備の室外機のように屋外に設置されている場合であっても、配管、配線等により屋内の機器と一体となつて一式の建築設備として家屋の効用を高めているものは、当該一式をもって判定する。

(オ) 消耗品に属するものは、家屋に含めないものであること。

家屋に含めて評価する建築設備と認定されるものの一部であっても、消耗品に属するもの、例えば、電気設備・照明器具設備における電球、蛍光管等については家屋に含めない。

③ 「家屋の効用を高めるもの」とは、当該建築設備を設置することにより、「家屋自体の利便性」が高まるものをいう。

家屋に設置される設備は、それぞれの家屋の目的とする機能を十分に発揮せしめるために設置されるものであり、基本的にそれぞれの家屋の利便性を高めるものであるが、ここで、家屋に含めて評価する建築設備について「家屋自体の利便性」を高めるものに限定している。したがって、特定の生産又は業務の用に供されるものは、家屋の評価に含めないものである。

[⇒特定附帯設備]

減免 減免とは、軽減又は免除をいうものであるが、これは法令及び条例の定めるところによって課税権を行使したものについて、納税者の申請によって、その税額の全部又は一部を免除するものであり、この点、市町村の課税が法律上禁止されている「非課税」や、市町村の課税が法律上禁止されておらず、また、本来課税の対象となるものであるが、公益上等の事由により、市町村自らが課税権を行使しない「課税免除」とも異なる。

減免は、徴収猶予や納期限の延長等によっても到底納税が困難であると認められるような担税力が薄弱な者等に対する救済措置として設けられているものである。

なお、市町村長が固定資産税の減免をするためには、当該市町村の条例にその根拠を定めることが必要である。(地方税法367)

こ

鉱業用坑道 鉱業用坑道とは、一般的に地下資源の採掘を目的として掘削されるものであり、その資源の採掘の終了とともにその使命を終えるものである。したがって、その鉱業用坑道の価値も、地下資源の採掘量に比例して減価していくため、坑道の減価償却費については、採掘量に比例した減価償却費を算定する方法、つまり「生産高比例法」が一般の固定資産の評価の方法のほかに、鉱業用坑道の評価の特例として固定資産評価基準第3章第3節に定められている。

また、固定資産税の課税客体となる鉱業用坑道は、「主要坑道」に限られ、主要坑道以外の坑道はこれに含まない。坑道の評価において、坑道を「坑外坑道」と「坑内坑道」に区分して評価するものとされている(取扱通知第3章第1節第1八)。

[⇒固定資産評価基準、生産高比例法]

固定資産 固定資産とは、企業会計においては流動資産に対する用語であって、企業経営上長期の事業年度にわたり反復使用され、又は所有される資産であって、有形、無形を問わないものとされており、固定資産税においては、土地、家屋及び償却資産を総称するものとされている(地方税法341 I)

[⇒流動資産]

固定資産課税台帳 固定資産課税台帳とは、①土地課税台帳、②土地補充課税台帳、③家屋課税台帳、④家屋補充課税台帳、⑤償却資産課税台帳、の5つの台帳を総称したものである(地方税法341 IX)。

市町村は、固定資産の状況及び固定資産税の課税標準である固定資産の価格を明らかにするため、固定資産課税台帳を備えなければならないものとされている(同法380①)。

固定資産税は、市町村に備える固定資産課税台帳に所有者として登録されている者を納税義務者とし、また、固定資産台帳に登録されている固定資産の価格等を課税標準として

課する。つまり、固定資産税においてはいわゆる台帳課税主義がとられており、固定資産課税台帳に所有者として登録されている者について、原則としてそれが真実の所有者であるかどうかを考慮することなく固定資産税の納税義務者とするものである。

なお、課税標準となるべき価格等については、固定資産評価審査委員会に対する審査申出期間（固定資産課税台帳に登録すべき価格等のすべてを登録した旨を公示した日から納税通知書の交付を受けた日以後60日までの間：平成15年度分以後の固定資産税から適用）を経て原則的に確定するものである。

[⇒価格等を登録した旨の公示の日以後における価格等の決定・修正、納税義務者に対する通知]

固定資産台帳 固定資産台帳とは、事業者が土地・建物・機械装置などの固定資産や繰延資産を管理するために作成する帳簿で固定資産の種類別に分類した上で、取得日・取得価額などの明細を記録し、減価償却が必要な資産に関しては償却額なども記載することとなっている。そのため、減価償却資産明細書と一体となっている場合も多い。また、青色申告事業者が備え付ける帳簿の一つとなっている。

[⇒減価償却、減価償却資産明細書]

固定資産評価員・固定資産評価補助員 固定資産評価員とは、市町村長の指揮を受けて固定資産を適正に評価し、かつ、市町村長が行う価格の決定を補助するため、市町村に設置される職をいう（地方税法404①）のものであり、地方公務員法第3条第3項1号に定める特別職の職員である。固定資産評価員は、固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者のうちから、市町村長が、議会の同意を得て選任する。

固定資産評価補助員とは、固定資産評価員の職務を補助させるために、市町村長が必要と認める場合において、市町村に設置される職である（地方税法405）。固定資産評価補助員は地方公務員法第3条第2項に定める一般職の職であるため、事務職員等を兼任することはさしつかえなく、通常、税務関係の事務にたずさわる事務職員等が固定資産評価補助員を兼ねることが多い。

固定資産評価基準 固定資産評価基準とは、総務大臣により定められ、告示される固定資産の評価の基準並びに評価の実施の方法及び手続をいう（地方税法388①）。

固定資産の評価及び価格の決定の適正、公平は、固定資産税の適正な運営を図る上における必須条件であるため、固定資産の評価の基準並びに評価の実施の方法及び手続は、総務大臣が自ら定め、告示することとし、およそ固定資産の評価、価格の決定はすべてこれによるものとして、全国を通じて、評価の適正、統一を図っているものである。

固定資産評価基準における償却資産の評価は、前年中に取得されたものにあつてはその取得価額、前年前に取得されたものにあつてはその前年度の評価額を基準とし、当該償却

資産の耐用年数に応ずる減価を考慮してその価格を求める方法によっている。

ただし、取替資産及び鉱業用坑道については、取替資産及び鉱業用坑道の特殊性等にかんがみ特別な評価の方法によるものとされている。

[⇒鉱業用坑道、生産高比例法、取替資産]

【算式】

- | | |
|--|---|
| ① 前年中に取得された償却資産の評価
＝当該償却資産の取得価額 × (1－減価率/2) | ② 前年前に取得された償却資産の評価
＝当該償却資産の前年度の評価額 × (1－減価率) |
|--|---|

固定資産評価審査委員会 → 固定資産課税台帳

個別注記表 株式会社の作成する貸借対照表や損益計算書に関する補足事項である注記を一覧にしたもの。

個別注記表は、会社計算規則第98条により19の項目に区分して表示しなければならない。主な項目には、重要な会計方針に関する注記や、税効果会計に関する注記、株主資本等変動計算書に関する注記などが挙げられる。

個別注記表は、会計監査人設置会社や公開会社といった会社の種類によって、記載すべき項目が異なる。

さ

災害等によって所有者が不明な資産 償却資産の所有者の所在が震災、風水害、火災その他の事由によって不明の場合又その所有者が誰か判明しない場合には、現にその償却資産を使用収益し、その利益を享受している使用者を所有者とみなして、これを固定資産課税台帳（償却資産課税台帳）に登録し、その者に固定資産税を課税することができる（地方税法343④）。

財務諸表 財務諸表（ざいむしょひょう、financial statements）は、企業が利害関係者に対して一定期間の経営成績や財務状態等を明らかにするために複式簿記に基づき作成される書類である。日常用語としては、決算書（又は決算報告書）という。

残存価額 減価償却資産を耐用年数到来時まで使用した場合に予想される当該減価償却資産の売却価格又は利用価格のことをいう。平成19年度税制改正により平成19年4月1日以後に取得した資産については、税務会計上は残存価額及び償却可能限度額が廃止され、1円（備忘価格）までの償却が認められるようになったが、固定資産税においては、取得価額の5%が評価額の最低限度であることに変わりはない。

[⇒評価額の最低限度]

し

自家発電設備 自家発電設備は、常用電源が停電した際に保全と業務上あるいはサービス上必要な電力を確保するための設備であり、発電機とそれを駆動するエンジンで構成される。エンジンは、ガスタービンエンジン、ディーゼルエンジンなどが用いられる。

防災上の目的や電算センターなどのバックアップのための設備として用いられる場合が多い。

事業 事業とは、一般に一定の目的のために一定の行為を継続、反復して行うことをい、必ずしも営利又は収益そのものを得ることを直接の目的とすることを必要としない。したがって、いわゆる公益法人の行う活動も事業に該当する。

事業の用に供することができる 固定資産税の課税客体となる償却資産の第一要件としては、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産でなければならないものとされている（地方税法341IV）。

ここにいう「事業の用に供することができる」とは、現在事業の用に供している資産が含まれることはもちろんのこと、事業の用に供する目的をもって所有され、かつ、それが事業の用に供することができる状態にあれば足りるものである。したがって、現に事業の用に供していないもの、例えば一時的に活動を停止し、遊休、未稼働の状態にある資産であっても、それが事業の用に供する目的をもって保有され、本来的に事業の用に供することができる状態にある資産である場合には、課税客体となる償却資産に含まれる。ただし、いわゆる貯蔵品とみられるものは、棚卸資産に該当するため、償却資産に含まれない。

また、用途廃止資産については、現在使用されていないだけでなく、将来においても使用できないような廃棄同様の状態にあるもの、将来においても使用しないことが客観的に明確なもの等であり、償却資産に含まれない。

[⇒用途廃止資産]

実地調査 固定資産税は毎年賦課期日現在における固定資産の現況によって評価された価格に基づいて課税されるものであるから、その現況を的確に把握することによって公平・公正な課税を確保する必要がある。このため、市町村長は、固定資産評価員又は固定資産評価補助員に、当該市町村所在の固定資産の状況を、毎年少なくとも一回実地に調査させなければならないとされている（地方税法408）。

償却資産については、土地や家屋のような登記制度がないため課税客体等を捕捉することができないので、所有者に対し申告義務を課している（同法383、394、745①）。したがって、評価誤りや賦課漏れを防ぎ、適正にして公平な課税を期すためには、納税義務者に対

して帳簿調査、現物調査等を行うことによって、申告内容を検証することが必要不可欠である。

なお、固定資産税の評価の事務に従事する市町村の職員は、総務大臣及び道府県知事の助言によって、且つ、納税者とともにする実地調査、納税者に対する質問、納税者の申告書の調査等のあらゆる方法によって公正な評価をするよう努めなければならないとされている（同法403②）。

質問検査権 質問検査権とは、①納税義務者又は納税義務があると認められる者、②①に掲げる者に金銭又は物品を給付する義務があると認められる者、③①に掲げる者にその者の所有に係る家屋を引き渡したと認められる者、④①から③以外の者でその固定資産税の賦課徴収に関し直接関係があると認められる者に対し、固定資産税の賦課徴収に関する調査のために必要と認められる場合において、質問し、①から③に掲げる者の事業に関する帳簿書類その他の物件を検査し、提示若しくは提出を求めることができる権限をいう。質問検査権は、市町村の徴税吏員、固定資産評価員及び固定資産評価補助員並びに道府県の職員で道府県知事が指定する者及び総務省の職員で総務大臣が指定する者に与えられている（地方税法353①、396①）。また、調査を行うにあたって、調査員はその身分を証明する証票（徴税吏員証票、固定資産評価補助員証票、身分証明書）を携帯し、調査関係者から請求があればこれを提示しなければならない。（地方税法353③）

ここで、「賦課徴収に関する調査」とは、賦課徴収に関して必要とされる一切の事項についてのあらゆる調査を意味し、納税義務の有無についての調査、固定資産の評価、課税標準額、税額の算定から納税に至るまでの徴税手続の進行上必要なすべての調査を含むものである。

なお、この質問検査権は、納税者の意志に反し、徴税吏員等の実力行使による強制調査や犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない（同法353⑥、396⑤）ものである。ただし、これを正当な理由がなく拒否する等の場合には、罰則の適用によりその実効性が担保されており、直接の強制力はないが、質問・検査の相手方には、それが適法な質問・検査である限り受任する義務があるとされている（同法354、397）。

自動車 道路運送車両法第2条によると「自動車」とは、道路運送車両のうち原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条（いわゆるレール）若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であって、原動機付自転車以外のものである。同法3条では「普通自動車、小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車の別は、自動車の大きさ及び構造並びに原動機の種類及び総排気量又は定格出力を基準として国土交通省令で定める。」とされている。

これらのうち、普通自動車、四輪の小型自動車が自動車税の課税客体に、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車が軽自動車税の課税客体となる。同

法第3条に規定する自動車のうち、固定資産税の課税客体となるのは、大型特殊自動車のみである（地方税法341IV）。[⇒自動車に付設された機器等]

自動車に付設された機器等 自動車税及び軽自動車税の課税客体である自動車等に取り付けられている機器等については、性能、形式、構造等が自動車用として特別に設計されており、自動車固有の装置と認められるので、たとえば機器等が取り外し可能であるとしても、償却資産としては取り扱わない。

ただし、ハイヤー、タクシー会社が所有する無線通信設備については、事務所又は営業所に設置している基地局の設備についてのみ、償却資産として取り扱う。[⇒自動車]

資本的支出 →改良費

修繕費 修繕費とは、固定資産の耐用年数又は価格を増加するものではなく、固定資産の修理、改良等のために支出した金額のうちその固定資産の通常の維持管理のため、又は災害等により毀損した固定資産についてその現状を回復するために要したと認められる部分の金額をいう（法人税基本通達7-8-2、所得税基本通達37-11）。

[⇒改良費]

主たる定けい場^{ていじょう} 主たる定けい場とは、船舶の定けい場のうち主要なものをいい、船舶の発着関係、旅客輸送関係、在泊時間、入港回数等の具体的事実を総合的に勘案して、船舶航行の本拠地と認定されるべき場所をいう。その具体的認定にあたっては、賦課期日の属する年の前年中におけるてい泊数により、その日数が最も多い定けい場をもって主たる定けい場とすることが適当とされている。

また、年間ほとんど外航にある場合又は多くの港湾に短時日ずつ定けいする場合等で、主たる定けい場が不明な場合には、定けい場所在の市町村で船籍港のあるものを主たる定けい場所在の市町村とみなすものである（地方税法342②）。

主たる定置場^{ていちじょう} 主たる定置場とは、車両、建設機械等が通常定置される場所であって、一般的に、その車両等が運行され、移動される際の本拠地となるものをいう。したがって、単に賦課期日現在の資産の所在地をいうのではなく、賦課期日を含む相当の期間の現況によって判断することが必要であり、その資産の管理関係、作業終了後の帰投場所、作業中における常置場所等について総合的に勘案し認定する。

なお、短期間にその所在地が転々と移動する資産で、かつ、一定の場所に賦課期日を含む相当の期間所在するという実績が認められないものについては、その資産を管理する事務所、一定の作業終了後に引き上げられ常置されることが予想される場所等を総合的に勘案する。

取得価額 償却資産の取得価額とは、償却資産を取得するためにその取得時において

通常支出すべき金額（当該償却資産の引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、据付費その他当該償却資産をその用途に供するために直接要した費用の額（以下「付帯費の額」という。）を含む。）をいい、原則として、①他から購入した償却資産の場合にはその購入代価に、②自己の建設、製作、製造等に係る償却資産の場合にはその建設、製作、製造等のための原材料費、労務費及び経費の額に当該償却資産の付帯費の額を含めた金額によるものとされている。ただし、当該金額が当該償却資産を取得するためにその取得時において通常支出すべき金額と認められる額と明らかに、かつ、著しく相違すると認められる場合には、その取得時において通常支出すべき金額によるものとされている。

これは、このような場合に、現実の取得の代価をもって取得価額とすることは、固定資産税の課税標準となるべき価格は「適正な時価」であるとの趣旨に反すること、及び他の同種の償却資産との評価の均衡を失すること等から見て適当でないためである。

なお、償却資産の取得価額は、固定資産評価基準第3章に特別の定めがある場合を除くほか、法人税法及びこれに基づく命令又は所得税法及びこれに基づく命令による所得の計算上当該償却資産の減価償却費の計算の基礎となる取得価額の算定の例によって算定するものとされている（固定資産評価基準第3章第1節六）。

したがって、個人が相続により取得した償却資産の取得価額は、所得税法施行令第126条第2項の規定により、当該償却資産を取得した個人が当該償却資産を引き続き所有していたものとみなした場合の取得価額に相当する金額とされる。

また、合併又は分割により受け入れた償却資産の取得価額の算定について、適格合併、適格分割等の場合には、法人税法施行令第54条第1項第5号の規定によることとなり、非適格合併、非適格分割等の場合には、同項第6号の規定によることとなる。

法人税法施行令第54条（減価償却資産の取得価額）

1 減価償却資産の第48条から第50条まで（減価償却資産の償却の方法）に規定する取得価額は、次の各号に掲げる資産の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一～四 略

五 適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配により移転を受けた減価償却資産 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ 適格合併又は適格現物分配（適格現物分配にあつては、残余財産の全部の分配に限る。以下この号において「適格合併等」という。）により移転を受けた減価償却資産 次に掲げる金額の合計額

(1) 当該適格合併等に係る被合併法人又は現物分配法人が当該適格合併の日の前日又は当該残余財産の確定の日の属する事業年度において当該資産の償却限度額の計算の基礎とすべき取得価額

(2) 当該適格合併等に係る合併法人又は被現物分配法人が当該資産を事業の用に供するために直接要した費用の額

ロ 適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（適格現物分配にあつては、残余財産の全部の分配を除く。以下この号において「適格分割等」という。）により移転を受けた減価償却資産 次に掲げる金額の合計額

(1) 当該適格分割等に係る分割法人、現物出資法人又は現物分配法人が当該適格分割等の日の前日を事業年度終了の日とした場合に当該事業年度において当該資産の償却限度額の計算の基礎とすべき取得価額
(2) 当該適格分割等に係る分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人が当該資産を事業の用に供するために直接要した費用の額
六 前各号に規定する方法以外の方法により取得をした減価償却資産 次に掲げる金額の合計額
イ その取得の時ににおける当該資産の取得のために通常要する価額
ロ 当該資産を事業の用に供するために直接要した費用の額
2～4 略

少額の減価償却資産 少額の減価償却資産とは、税務会計において、使用可能期間が1年未満又はその取得価額が10万円未満である減価償却資産を事業の用に供した場合において、法人がその資産の取得価額に相当する金額についてその事業の用に供した日の属する事業年度において損金経理をしたときは、その損金経理をした金額はその事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入することとされている。なお、法人が少額の減価償却資産を損金経理するか減価償却するかは任意で選択出来る。個人事業主の場合は、少額の減価償却資産の取得価額に相当する金額は、必ず必要経費に算入することとされている。また、取得価額が20万円未満（個人の場合は10万円以上20万円未満）の減価償却資産を事業の用に供した場合において全部又は特定の一部を一括し、その一括した減価償却資産（一括償却資産）の取得価額の合計額（一括償却対象額）をその業務の用に供した年以後三年間の各年の費用の額とする方法を選択することが出来る。これを「一括償却資産の3年償却」といい、この場合の事業年度ごとの必要経費の額は、一括償却対象額の3分の1の額となる。

固定資産税における取扱いは、少額の減価償却資産及び一括償却資産の3年償却を選択した場合は、課税客体としないものとされている。なお、法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するファイナンス・リース取引に係るリース資産で、その所有者が取得した際の取得価額が20万円未満のものについては、平成20年4月1日以降、課税客体としないこととなった。令和4年度税制改正において、令和4年4月1日以降、少額の減価償却資産及び一括償却資産については、対象資産から貸付け（主要な事業として行われるものを除く。）の用に供したものは除外された。

個人の場合

	取得時期	取得価額	国税の取扱い	固定資産税（償却資産）の取扱い
ア	平成元年3月31日までに取得した資産	10万円未満	必要経費	申告対象外
		10万円以上	減価償却	申告対象

イ	平成元年4月1日から平成10年12月31日までに取得した資産	20万円未満	必要経費	申告対象外
		20万円以上	減価償却	申告対象
ウ	平成11年1月1日以後に取得した資産 (令和4年4月1日以後取得の資産については貸付を主要な事業として行っていない場合、必要経費又は一括償却資産として処理することができなくなっている。)	10万円未満	必要経費	申告対象外
		10万円以上 20万円未満	一括償却資産の3年償却	申告対象外
			減価償却	申告対象
		20万円以上	減価償却	申告対象

法人の場合

	取得時期	取得価額	国税の取扱い	固定資産税（償却資産）の取扱い
ア	平成元年3月31日までに取得した資産	10万円未満	損金算入	申告対象外
			減価償却	申告対象
		10万円以上	減価償却	申告対象
イ	平成10年3月31日以前に開始された事業年度に取得した資産（アを除く。）	20万円未満	損金算入	申告対象外
			減価償却	申告対象
		20万円以上	減価償却	申告対象
ウ	平成10年4月1日以後に開始された事業年度に取得した資産 (令和4年4月1日以後取得の資産については貸付を主要な事業として行っていない場合、損金算入又は一括償却資産として処理することができなくなっている。)	10万円未満	損金算入	申告対象外
			一括償却資産の3年償却	申告対象外
		10万円以上 20万円未満	減価償却	申告対象
			一括償却資産の3年償却	申告対象外
		20万円以上	減価償却	申告対象

[⇒一括償却資産]

譲渡条件がある信託の引受をした償却資産 譲渡条件がある信託の引受をした償却資産とは、例えば鉄道車両、船舶等の製造会社が鉄道事業者、海運業者等にこれらの償却資産を売り渡す場合、法律的に信託会社にこれらを信託し、信託会社は形式的に所有権を取得して代金の回収を終了した後、使用者に所有権を移転することとしているものをいう。

信託会社（信託業務を兼営する銀行を含む。）が信託の引受けをした償却資産で、その信託行為の定めるところに従って、その信託会社が将来これを譲渡することを条件として他の者に賃貸しているものについては、当該償却資産の借受者が信託引受の対象となった償却資産を事業の用に供する場合、当該借受者を固定資産税の納税義務者である所有者とみなして固定資産税を課税する（地方税法343⑨）。

書画骨とう 書画骨とうのように、美術的価値、歴史的価値等があり、時の経過によりその価値が減少しない資産は償却資産には該当しない。しかし、複製品又は単に装飾目的にのみ使用されているものは、償却資産として課税客体となる。

なお、平成27年1月1日前取得の書画骨とうに該当するものかどうか明らかでない美術品等でその取得価額が1点20万円（絵画の場合は、号2万円）未満であるものについては、減価償却資産として取り扱うことができることとされていた（旧法人税基本通達7-1-1）。

※平成26年12月19日付で法人税基本通達及び連結納税基本通達の一部改正並びに所得税基本通達の一部改正が行われており、平成27年1月1日以後の取扱いは「美術品等」による。
[⇒美術品等]

償却資産 償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産（鉱業権・漁業権・特許権その他の無形減価償却資産を除く。）で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含む。）をいう。ただし、使用可能期間1年未満又はその取得価額が10万円未満の減価償却資産で法人税法等の規定により一時に損金に算入するもの及び20万円未満の減価償却資産で法人税法等の規定により事業年度ごとに一括して3年間で償却を行うことを選択したもの並びに自動車税の課税客体である自動車及び軽自動車税の課税客体である原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除くものである（地方税法341Ⅳ）。

償却資産課税台帳 償却資産課税台帳は、償却資産の所有者（第343条第8項及び第9項の場合にはこれらの項のみなす所有者）の住所及び氏名又は名称並びにその所在、種類、数量及び価格を登録した帳簿である（第381条⑤）。

償却資産については、土地や家屋における登記のような公示制度がないので、固定資産税の課税対象となる償却資産は、すべて、この償却資産課税台帳で捕捉することとなる。また、その所有者に対して申告義務が課せられており（第383条、第394条、第745条）、提出された償却資産の申告書の様式と償却資産課税台帳の様式とは、地方税法施行規則第26号様式をもって同一ものに定められているので、これをもって償却資産課税台帳を調製することができる。

償却済資産 税務会計上、償却済資産とは、耐用年数を経過し、減価償却をし終えて、残存簿価である1円が計上されている資産をいう。こうした償却済資産については、本来的にはその減価償却額又は減価償却費が損金又は必要な経費に算入されるべきものであることから、事業の用に供することができる状態にある限りは固定資産税の課税客体となる。税務会計における耐用年数は、物理的減価のみならず、経済的陳腐化をも考慮して定められていることから、税務会計上は償却済資産となっても、現に事業の用に供されている場合が多いことに留意しなければならない。

[⇒減価償却額又は減価償却費が損金又は必要な経費に算入されるもの、建設仮勘定、簿

外資産]

所有権留保付売買資産 所有権留保付売買資産とは、売買が行われた場合に、売主が買主から売買代金の全部又は一部の支払いを受けるまでその目的物の所有権を売主に留保しておく契約が締結されている資産をいう。

また、契約上売買であることが明記されている場合に限らず、例えば、外見上は償却資産に係る賃貸借契約であっても、賃貸借期間満了後に当該償却資産を借主に無償譲渡することとなっている場合など、実質的に所有権留保付売買とみられる場合も含むものである。

償却資産の売買があった場合において、売主がその償却資産の所有権を留保している場合、固定資産税の賦課徴収については、売主及び買主の共有物とみなされ(地方税法342③)、売主及び買主が連帯して納税義務を負うものとされている(同法10の2)。

こうした所有権留保付売買資産については、固定資産税の本来の建前からすれば償却資産の所有者に課税されるべきものであるが、現実には、所有権留保の主な目的が販売代金債権を担保することにあること、税務会計においても買主がその償却費を損金に算入することが認められている等の理由から、所有権留保付売買資産については所有者課税の原則を貫きながら、買主に対しても固定資産税を課することができることとするため、当該資産を売主及び買主の共有物とみなすこととされているものである(同法342③)。

ただし、割賦販売の場合等にあつては、社会の納税意識に合致するよう、原則として買主に対し課税し、当該償却資産の申告についても、原則として買主が行うよう取り扱うものとされている(取扱通知第3章第1節十)。

[⇒共有物、ファイナンス・リース、連帯納税義務]

信託 信託とは、委託者が受託者たる個人又は信託会社等に対して、信託行為(信託契約、遺言、自己信託)によって金銭や土地などの財産を移転し、受託者は委託者が設定した信託目的に従って受益者のためにその財産(信託財産)の管理・処分等を行うことをいう。

固定資産税の課税客体となる償却資産を信託した場合、譲渡性、所有権の帰属の実態等によって、受託者もしくは受益者が納税義務者となるので、信託内容を確認する必要がある。

[⇒譲渡条件がある信託の引受をした償却資産]

せ

税務会計 税務会計とは、法人税、法人事業税、法人道府県民税、法人市町村民税の課税対象となる所得の金額を計算するための会計処理をいう。

税務会計の報告対象は、税務署、都道府県税事務所、市町村であり、課税の公平を目的とする(所得の過少申告を許さない立場)。

税務会計(法人税の所得)は、企業会計の決算書を前提に計算する仕組みとなっている。

具体的には、企業会計上の当期純利益に対して、法人税申告書で「税務調整」をして所得の金額が算定される。法人税の申告書には、決算書が添付される。

税務調整とは、法人税の規定と企業会計のルールが異なる部分について、決算書上の当期純利益から加算、減算をして法人税の所得を計算する過程をいう。

税務調整（申告調整） 「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計算された収益や費用・損失（会計上）」に、「別段の定めによる調整（加算・減算）」を行うことで、法人税の課税所得が算出される。この課税所得の算出過程を税務調整といい、税務調整によって算出された額が、「収益（会計上）⇒益金（法人税上）」、「費用・損失（会計上）⇒損金（法人税上）」となる。

生産高比例法 生産高比例法（旧生産高比例法を含む。）とは、税務会計上鉱業用坑道の償却の方法として認められているもので、減価償却資産の利用度に比例して減価が発生し、その減価償却資産の総利用可能量を物量的に確定できる減価償却資産に適する方法として認められているものである。つまり、生産高比例法は、資産の総利用可能量に対する毎期の利用量（物量的数値）に比例して資産の減額を求め、これを基礎として減価償却計算を行うものである。固定資産税の償却資産評価における鉱業用坑道の評価方法については、旧生産高比例法によるものとされている。

[⇒鉱業用坑道、固定資産評価基準]

そ

ソフトウェア ソフトウェアとは、コンピュータを機能させるように指令を組み合わせて表現したプログラム等のことをいう。

ソフトウェアは、無形減価償却資産であるため固定資産税の課税客体となる償却資産とはならない（平成11年度までは繰延資産であった）。

なお、ソフトウェアの名称であっても、次のようなものは無形減価償却資産にあらず、償却資産として課税客体となるので注意する。

- (ア) 器具、備品であるものをCD-ROM等にしたに過ぎないもの。（CD-ROM化した百科事典等）
- (イ) 最低限そのソフトウェアがなければ機械等が作動しないもの。（機械に組み込まれた基本ソフトウェア）

損益計算書（P/L : Profit and Loss Statement） 会社の損益（儲け）を明らかにするため、ある一定期間（事業年度）の会社の活動（損益の状況）を数字でまとめた財務表である。会社の利益状況が分かり、費用の内訳から減価償却費の計上を確

認することができる。

<損益計算書の概念図>

収益 …売上、営業外収益、特別利益など「儲け」の金額

費用 …原価、経費、営業外費用、特別損失、法人税等など支出、発生した金額

利益 …収益から費用を引いた残額（マイナスの場合は損失）

(借方)	(貸方)
費用	収益
利益	

※ 当期純利益と繰越利益剰余金

損益計算書の当期純利益 →貸借対照表の純資産の部の繰越利益剰余金と同額
(当期純損失の場合は、繰越利益剰余金が減少する。)

損金 損金とは、法人税法において、課税所得の基礎となる、資本等の取引によるものを除いた法人の資産の減少をきたす原価・費用・損失の額とされる。

内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の**損金**の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、以下の額をいう。(法人税法第22条第3項)

- 1 当該事業年度の収益に係る売上原価、完成工事原価その他これらに準ずる原価の額
- 2 前号に掲げるもののほか、当該事業年度の販売費、一般管理費その他の費用（償却費以外の費用で当該事業年度終了の日までに債務の確定しないものを除く。）の額
- 3 当該事業年度の損失の額で資本等取引以外の取引に係るもの

た

大規模償却資産 大規模償却資産とは、一の市町村において、一の納税義務者が所有する償却資産で、その価額（地方税法第349条の2又は第349条の3の規定によって固定資産税の課税標準となるべき額をいう。）の合計額が次表の左欄に掲げる市町村において同表の右欄に掲げる金額を超えるものをいう（同法349の4①）。

大規模償却資産が所在する市町村は、原則として人口段階に応じる次表に定める金額（人口3万人以上の市町村にあつては当該大規模償却資産の価額の10分の4の額がその市町村に係る同表の右欄に掲げる金額を超えるときは、当該大規模償却資産の価額の10分の4の額<大規模償却資産の課税定額>）を課税標準として固定資産税を課税するものである。しかし、前年度の地方交付税の算定の基礎となった基準財政収入額からこれに算入された

大規模償却資産に係る固定資産税の税収入見込額を控除した額に、その大規模償却資産について課税定額によって当該年度分として課することができる固定資産税の税収入見込額を加算した額（基準財政収入見込額）が、前年度の地方交付税の算定の基礎となった基準財政需要額の100分の160に満たないことになる市町村については、課税定額を基準財政収入見込額が前年度の基準財政需要額の100分の160に達するよう増額して固定資産税を課するものとされている（同法349の4②）。

また、一の市町村に大規模償却資産が二以上あるときは、当該大規模償却資産のうち価額の低いものから順次その資産の価額を限度として当該市町村が課税することができる限度額に達するように市町村の課税標準とするべき金額を増額する。

市町村が大規模償却資産に対して課することができる固定資産税の課税標準となるべき金額を超える部分については、その超える部分の金額を課税標準としてその市町村を包括する道府県が固定資産税を課する（同法740）。

道府県知事は、道府県が固定資産税を課すべきものと認められる大規模償却資産については、同法第389条の規定により道府県知事又は総務大臣が価格等を決定するものとして総務大臣が指定した場合を除き、これを指定し、遅滞なくその旨を当該大規模償却資産の所有者及び所在する市町村長に通知しなければならない。これに基づいて指定された大規模償却資産は、翌年度以降当該道府県知事が価格等を決定する（同法743①）。

市町村の区分	金 額
人口5千人未満の町村	5億円
人口5千人以上1万人未満の市町村	人口6千人未満の場合にあつては5億4千4百万円、人口6千人以上の場合にあつては5億4千4百万円に人口5千人から計算して人口千人を増すごとに4千4百万円を加算した額
人口1万人以上3万人未満の市町村	人口1万2千人未満の場合にあつては7億6千8百万円、人口1万2千人以上の場合にあつては7億6千8百万円に人口1万人から計算して人口2千人を増すごとに4千8百万円を加算した額
人口3万人以上20万人未満の市町村	人口3万5千人未満の場合にあつては12億8千万円、人口3万5千人以上の場合にあつては12億8千万円に人口3万人から計算して人口5千人を増すごとに8千万円を加算した額
人口20万人以上の市	40億円

【算式】

課税限度額（在来の場合）

$$= [\text{基準財政需要額} \times 160 / 100 - \{ \text{基準財政収入額} - \text{大規模償却資産の税収入見込額} + (\text{大規模償却資産の課税定額} \times \text{大規模償却資産の個数}) \times 1.4 / 100 \times 75 / 100 \}] \times 100 / 75 \times 100 / 1.4$$

貸借対照表（B/S : Balance Sheet） 会社の財政状態を明らかにするため、ある一時点（決算日）での資金の調達とその運用状況を数字でまとめた財務諸表であり、会社の

財産の状況が分かる。資産の内訳から企業会計上の固定資産の総額を確認することができる。

<貸借対照表の概念図>

資産 …会社所有の財産のこと（+ 翌期以降に費用となる前払費用、繰延資産など）

負債 …会社が支払うべき債務のこと（借入金など）。

純資産 …会社の正味財産のこと。資産から負債を引いた残額

	(借方)	(貸方)	
資金 の 運 用 形 態	資 産	負 債	資金 の 調 達 源 泉
		純 資 産 (株主資本) (その他)	

資金の運用形態 →資産（現金預金、固定資産、有価証券…）

資金の調達源泉 →負債（他人資本 →借入金…）

株主資本（自己資本、繰越利益剰余金…）

※ 当期純利益と繰越利益剰余金

貸借対照表の純資産の部の繰越利益剰余金 →損益計算書の当期純利益と同額
（当期純損失の場合は、繰越利益剰余金が減少する。）

耐用年数 固定資産税において償却資産の評価にあたって用いる耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令の別表に掲げる耐用年数（いわゆる「法定耐用年数」）によるものとされている。ただし、国税局長から「短縮耐用年数」（法人税法施行令第57条第1項又は所得税法施行令第130条第1項）を用いることについて承認を受けた場合にはその「短縮耐用年数」により、耐用年数の全部又は一部を経過した償却資産について「見積耐用年数」（減価償却資産の耐用年数等に関する省令第3条第1項又は同条第2項）による場合は、その「見積耐用年数」によって行うこととされている。[⇒法定耐用年数、耐用年数の短縮、見積耐用年数]

耐用年数の短縮 税務会計においては、法人又は青色申告を提出する個人が、その有する減価償却資産について、その資産の材質又は製作方法が、これと種類及び構造を同じくする他の減価償却資産の通常材質又は製作方法と著しく異なる等一定の事由に該当するためその使用可能期間が法定耐用年数に比べておおむね10%以上短くなった場合、その該当する減価償却資産の使用可能期間のうちいまだ経過していない期間（未経過使用可能期間）を基礎としてその償却限度額を計算することについて所轄国税局長の承認を得た場合には、その未経過使用可能期間をもって耐用年数とみなすこととされている（法人税法

施行令第57条、所得税法施行令第130条)。

この場合には、固定資産税の評価においても、その承認に係る未経過使用可能期間に応ずる減価率を乗じて得た額を前年度の評価額から控除して当該償却資産の価額を求めることとされている。

耐用年数を短縮できる事由は次のとおりである。

- (1) その資産の材質又は製作方法が、これと種類及び構造を同じくする他の減価償却資産の通常の材質又は製作方法と著しく異なることにより、その使用可能期間が法定耐用年数に比べて著しく短いこと。
- (2) その資産の存する地盤が隆起又は沈下したことにより、その使用可能期間が法定耐用年数に比して著しく短くなったこと。
- (3) その資産が陳腐化したことにより、その使用可能期間が法定耐用年数に比して著しく短くなったこと。
- (4) その資産がその使用される場所の状況に起因して著しく腐食したことにより、その使用可能期間が法定耐用年数に比して著しく短くなったこと。
- (5) その資産が通常の修理又は手入れをしなかったことに起因して著しく損耗したことにより、その使用可能期間が法定耐用年数に比して短いこととなったこと。
- (6) (1)から(5)までに掲げる事由以外の事由で法人税法施行規則第16条又は所得税法施行規則第30条で定めるものにより、その資産の使用可能期間が法定耐用年数に比して著しく短いこと又は短いこととなったこと。[⇒耐用年数]

棚卸資産 棚卸資産とは、企業の将来の生産活動や販売活動のために保有している資産をいう。

商品、製品、半製品、仕掛品、主要原材料、補助原材料、消耗品で貯蔵中のものなどがある。

商品である機械、器具等、又は固定資産として使用するために取得した資産で未使用の貯蔵品として保有しているものは棚卸資産であり償却資産にはならない。

ち

蓄電池設備 蓄電池設備は、蓄電池と充電装置から構成され、蓄電池は鉛、アルカリなどが用いられる。

キュービクル型とオープン型があるが、近年はキュービクル型が主流である。

中間申告 事業年度の中間において納税する手続をいう。事業年度が6か月を超える法人は、事業年度開始の日以降6か月を経過した日から2か月以内に中間申告をしなければならない。

陳腐化償却 陳腐化とは、固定資産そのものは物理的には損耗せず、使用可能の状態にあるにもかかわらず、新規の発明や発見などの影響のため、その資産が旧式化し当該減価償却資産の使用によってはコスト高、生産性の低下等のため経済的に採算が悪化すること、流行の変遷や経済的環境の変化等のため製品・サービス等に対する需要が減退することにより、当該減価償却資産の経済的価値が低下すること等のため、その更新又は廃棄が必要とされる状況になったことをいう。この場合に固定資産税における償却資産の評価において、法定耐用年数に基づいて控除額の計算を続けていくことはその資産の減価の実態に合致しないこととなるため、旧法人税法施行令第60条の2又は旧所得税法施行令第133条の2により税務会計上陳腐化資産についての特例が認められている場合については、税務会計に準じて控除額の加算が認められる。(固定資産評価基準第3章第4節経過措置二)

※ 「陳腐化償却制度」は、平成23年度の税制改正により廃止され、「耐用年数の短縮」に包括された。

【算式】

- ① 陳腐化償却の承認のみを受けた場合
控除額 = (前年度の修正評価額×法定耐用年数に応ずる減価率) + (前年度の評価額 - 前年度の修正評価額)
- ② 陳腐化償却を事由として耐用年数の短縮の承認を受けた場合
控除額 = (前年度の修正評価額×承認に係る使用可能期間に応ずる減価率) + (前年度の評価額 - 前年度の修正評価額)

て

定額法 定額法とは、減価償却資産の取得価額から、その償却費が毎年同一の額となるように、その資産の耐用年数に応じた償却率を乗じて計算した金額を、各事業年度の償却限度額として償却する方法をいう。

法人税においては、定率法から定額法に変更する場合が見られる。定率法から定額法へ変更した場合、減価償却計算は未経過年数で定額減価を行うので、便宜上、減価償却資産明細書等の耐用年数は未経過年数が記載されている場合があるので注意が必要である。

定率法 減価償却資産の取得価額（2回目以降の償却については、取得価額から償却費として毎事業年度の所得の計算上損金の額に算入された額を控除した金額）に、その償却費が毎年一定の割合で逡減するようにその資産の耐用年数に応ずる償却率を乗じて計算した金額を、各事業年度の償却費として償却する方法をいう。

償却資産の評価は、取得価額を基準として耐用年数に応ずる減価を考慮してその価額を求める方法によるものとされているが、耐用年数に応ずる減価は定率法（税務会計上の「旧定率法」）による償却率に対応した減価率により算定することとされている。

電話加入権 電話加入権は、特許権や営業権など他の無形固定資産とは異なり「非減価償却資産」に該当し、減価償却して費用化することはできない。

と

特定附帯設備 家屋の附帯設備であつて、当該家屋の所有者以外の者が、その事業の用に供するために取り付けられたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより当該家屋の所有者が所有することとなったもの（電気設備、ガス設備、給排水設備、衛生設備、外部仕上、内部仕上、床仕上、天井仕上等）をいう。

平成16年度から、市町村が条例で規定すれば、平成16年4月1日以降に取り付けた特定附帯設備については、この特定附帯設備が事業の用に供することができる資産である場合に限り、取り付けた者をその特定附帯設備の所有者とみなし、当該取り付けた者の償却資産として課税することができることとされている（地方税法343⑩、地方税法施行規則10の2の15）。
[⇒建築設備]

特例基準割合 →延滞金

特別償却 特別償却とは、広義には、普通償却を行った場合よりも償却額を増加させることにより、特定の減価償却資産の投下資本の回収のスピードを早め、資金繰りを緩和するために租税特別措置法上政策的に認められた減価償却の特例の一つである。これは、さらに①狭義の特別償却と②割増償却とに分類される。

①狭義の特別償却とは、資産の取得時に、普通償却のほかに、その取得価額に一定割合を乗じて計算した金額を必要経費又は損金の額に算入する制度であり、②割増償却とは、普通償却のほかに、年分又は事業年度の普通償却の額又は普通償却限度額に一定割合を乗じて計算した金額を必要経費又は損金の額に算入する制度である。

固定資産税における償却資産の評価は、財産課税としての適正な時価を求めることにあるため、こうした政策目的によって設けられた特別償却・割増償却については、圧縮記帳と同様に認められていない。

特例（課税標準の特例） 償却資産に対して課する固定資産税の課税標準は、原則として、賦課期日における償却資産の価格で償却資産課税台帳に登録されたものとされている（地方税法349の2）が、社会政策、経済政策的観点から、地方税法上課税標準の特例制度を設け、固定資産税の軽減が図られている。すなわち、公共料金の抑制、公害対策の充実等の見地から、電力、鉄軌道、船舶、航空機その他の重要基礎産業や企業合理化設備、各種公害防止施設等について、各種特例措置が設けられている（→P143以降「償却資産に係る課税標準の特例規定等一覧表」（令和7年度）参照）。

通常は決定価格が課税標準となるが、同法前条文に規定される一定の要件を満たす償却資産については、同規定により、決定された価格から一定の軽減率を乗じたものが課税標準となる。

土地 土地とは、田、畑、宅地、塩田、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野その他の土地をいう（地方税法341Ⅱ）。

土地と償却資産との区分に関する留意点は以下のとおりとされている。

- ① 土地に定着する岸壁、橋、栈橋、軌道（枕木、砂利等を含む。）、貯水池、坑道、煙突等は、一般的に償却資産とされる。
- ② 舗装道路すなわち道路の舗装部分（道路建設費のうち舗装部分の造成に要した費用）及び舗装部分すなわち工場の構内、作業広場、飛行場の滑走路等の舗装部分は、構築物として償却資産とされている。
- ③ 立木、果樹、野菜等は、土地そのものとは考えられないため、課税客体となる土地には含めないが、同時に課税客体となる償却資産にも含めない扱いとされている。

取替資産 取替資産とは、軌条、まくら木その他多量に同一の目的のために使用される減価償却資産で、毎事業年度、使用に耐えなくなったこれらの資産の一部がほぼ同数量ずつ取り替えられるもので次に掲げる資産のうち所轄の税務署長の承認を受けた資産をいう。

- ① 鉄道設備又は軌道設備に属する構築物のうち、軌条及びその附属品、まくら木、分岐器、ボンド、信号機、通信線、信号線、電灯電力線、送配電線、き電線、電車線、第三軌条並びに電線支持物（鉄柱、鉄塔、コンクリート柱及びコンクリート塔を除く。）
- ② 送電設備に属する構築物のうち、木柱、がい子、送電線、地線及び添架電話線
- ③ 配電設備に属する構築物のうち、木柱、配電線、引込線及び添架電話線
- ④ 電気事業用配電設備に属する機械及び装置のうち、計器、柱上変圧器、保安開閉装置、電力用蓄電器及び屋内配線
- ⑤ ガス又はコークスの製造設備及びガスの供給設備に属する機械及び装置のうち、鑄鉄ガス導管（口径 20.32 センチメートル以下のものに限る。）、鋼鉄ガス導管及び需要者用ガス計量器

固定資産税において、償却計算について取替法によっている取替資産については、償却資産の評価は税務会計における取扱いとできる限り統一をとるという考え方に従って、評価の特例が設けられている。

すなわち、取替資産の評価は、その取替資産の取得価額を基準として耐用年数に応ずる減価を考慮して求めた価額が、その取替資産の取得価額の100分の50に相当する額を下回ることとなるときは、その取替資産の取得価額の100分の50に相当する額によってその価額を求める方法によるものとされている（固定資産評価基準第3章第2節一）。

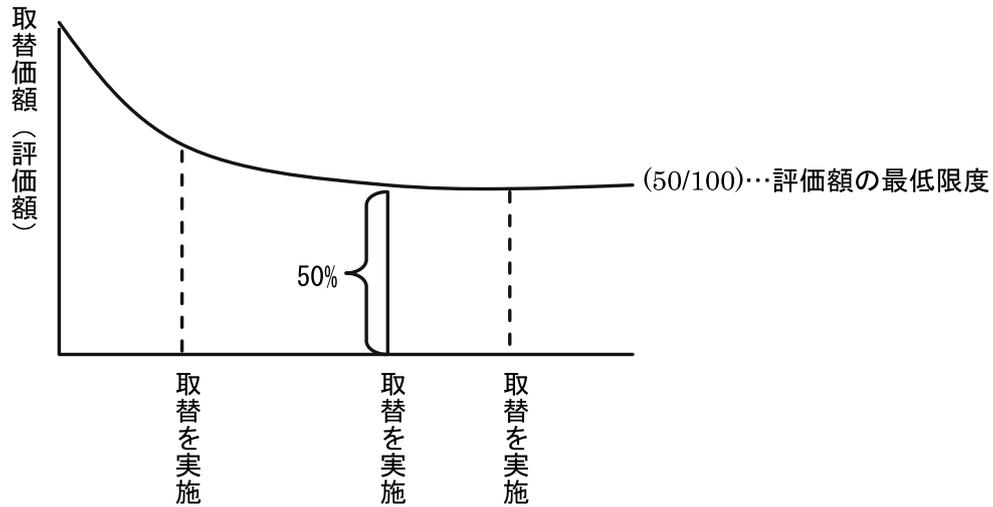
また、取替資産の一部が使用に耐えなくなったため種類及び品質を同じくするこれに代わる新たな資産と取り替えた場合の取替資産の取得価額は、その取替えにより除却した資産の取得価額を含め、その取替えにより新たに取得した資産の取得価額を含めないこととされている（固定資産評価基準第3章第2節二）。

（法人税法施行令49①、法人税法施行規則10、所得税法施行令121①、所得税法施行規則24

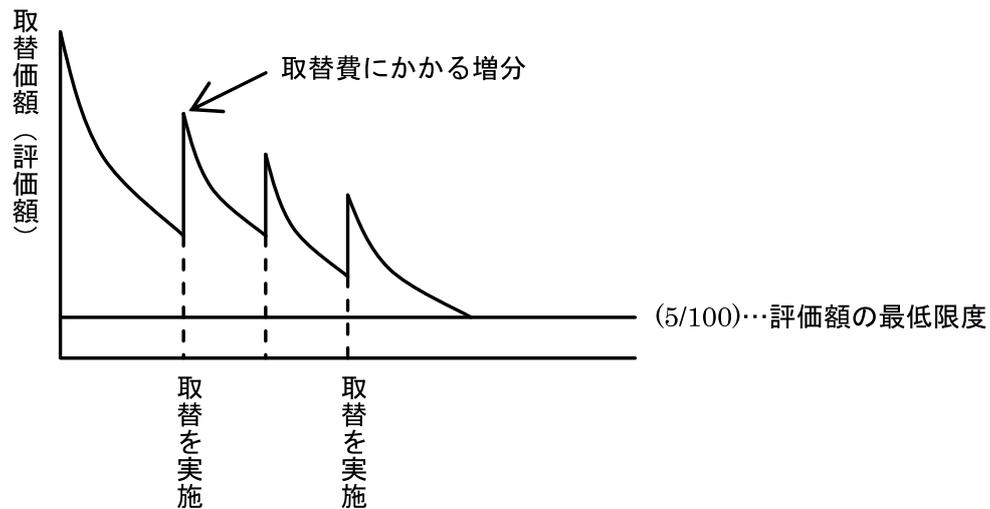
の2参照)

[⇒固定資産評価基準、鉱業用坑道]

【取替法による場合】



【取替法によらない場合】



取替法 → 取替資産

の

納税義務者に対する通知 市町村長が価格等を決定し、又は修正した場合においては、その価格等を固定資産課税台帳に登録するとともに、遅滞なく、その旨をその固定資産に対して課する固定資産税の納税義務者に通知しなければならないものとされているが（地方税法417④）、これは固定資産課税台帳に登録すべき価格等のすべてを登録した旨を公示した日以後における価格等の決定又は修正であるため、公示の方法によらず、市町村

長から納税義務者に対して個々に通知することとしているものである。

なお、この通知を受けた納税義務者は、その価格等について不服がある場合においては、この通知に基づき、固定資産評価審査委員会に対して審査の申出をすることができることとなっている。(同法432①)。

[⇒価格等を登録した旨の公示の日以後における価格等の決定・修正、固定資産課税台帳]

は

配分資産 船舶、車両その他の移動性償却資産又は可動性償却資産で2以上の市町村にわたって使用されるもののうち総務大臣が指定するもの並びに鉄道、軌道、発電、送電、配電もしくは電気通信の用に供する固定資産又は2以上の市町村にわたって所在する固定資産で、その全体を一つの固定資産として評価しなければ適正な評価ができないと認められるもののうち総務大臣が指定するものについては、道府県知事（関係市町村が2以上の道府県にまたがる場合は総務大臣）が評価し、その固定資産が所在するものとされる市町村並びにその価格及び課税標準額を決定した上で、その決定した価格等を関係市町村に配分することとされている（地方税法389①）。このような資産を配分資産という。

なお、配分資産の所有者は、地方税法第394条の規定によって、毎年1月1日現在に所有する資産について、台帳に登録されるべき事項等を道府県知事又は総務大臣に申告しなければならない。

端数計算 一般的には、国等の会計に関する端数計算は、「国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和25年法律61号）」において規定されており、債権・債務の確定金額は1円未満の端数は切り捨て、全額が1円未満であるときは、国の債権については切り捨て、債務については1円とすると定めている。

なお、地方税における端数計算は、課税標準額を計算する場合においては、その額に1,000円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てることとなり、固定資産税の税額の確定金額については、その額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てることとなる。（地方税法20の4の2①③）

ひ

非課税（非課税制度） 非課税とは、地方団体が課税を行うことを法律上禁止しているものであり、地方税法において非課税として法定しているものについては、地方団体の意思如何にかかわらず納税義務を負わせることができない、いわば地方団体の課税権を制限したものである。

固定資産税においては、非課税の範囲を定める場合に、その根拠を固定資産の所有者の性格に求めているものと、固定資産それ自体の性格、用途の面に求めているものとに区別され、前者を人的非課税、後者を物的非課税と称している。

まず、人的非課税については、国、都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区及び合併特例区に対しては、固定資産税を課することができないものとされ（地方税法348①）、所有者の公的性格に着目して非課税とされているものである。

次に、物的非課税については、同法第348条第2項各号に列挙する固定資産並びに同条第4項、第5項、第6項、第7項、第8項及び第9項、同法附則第14条（第1～2項）、第14条の2及び附則第78条第9～10項に規定する固定資産に対しては課税することができないものとされ、これら固定資産がある者によって公益性の高い用途に供される場合、つまりその用途の特質に着目して非課税とされているものである。したがって、原則としては、その固定資産の所有者が誰であろうと非課税とされる。例えば、国や地方団体が私人から建物などを無償で借り受けて公用又は公共の用に供されている場合は、その所有者に固定資産税を課税することができない。ただし、同法第348条第2項各号に列挙する資産に該当するものであっても、その固定資産を有料で借り受けた者がこれを同項各号の固定資産として使用する場合には、その固定資産の所有者に固定資産税を課することができるものとされている。

美術品等 美術品等のように、時の経過によりその価値の減少しない資産は、減価償却資産に該当しないこととされている（法人税法施行令13、所得税法施行令6）。

したがって、このように減価償却を行わない美術品等は、固定資産税の課税客体としなが、法人税及び所得税の取扱いにおいて、減価償却資産に該当するとされるものは固定資産税の課税客体となる。

「時の経過によりその価値の減少しない資産」の判定の基準は、次のとおりである（法人税基本通達7-1-1、連結納税基本通達6-1-1、所得税基本通達2-14）。

- (1) 古美術品、古文書、出土品、遺物等のように歴史的価値又は希少性を有し、代替性のないもの
- (2) (1)以外の美術品等で、取得価額1点100万円以上であるもの（時の経過によりその価値が減少することが明らかなものを除く。）

(注) 1 時の経過によりその価値が減少することが明らかなものには、例えば、会館のロビーや葬祭場のホールのような不特定多数の者が利用する場所の装飾用や展示用（有料で公開するものを除く。）として法人が取得するもののうち、移設することが困難で当該用途にのみ使用されることが明らかなものであり、かつ、他の用途に転用すると仮定した場合にその設置状況や使用状況から見て美術品等としての市場価値が見込まれないものが含まれる。

- 2 取得価額が1点100万円未満であるもの（時の経過によりその価値が減少し

ないことが明らかなものを除く。)は減価償却資産と取り扱う。

「時の経過によりその価値が減少しないことが明らかなもの」とは、例えば、高価な素材が大部分を占める小型の工芸品のように素材の経済的価値が取得価額の大部分を占めるようなものがこれに該当する。

以上のことから、①取得価額1点100万円未満であるもの(時の経過によりその価値が減少しないことが明らかなものを除く。)、②取得価額が1点100万円以上であって時の経過により価値の減少することが明らかなものは、減価償却資産として取り扱う。

なお、上記取扱いは、平成26年12月19日付の法人税基本通達及び連結納税基本通達の一部改正並びに所得税基本通達の一部改正によるものであり、平成27年1月1日以後に取得をする美術品等について適用し、同日前に取得をした美術品等については従前の例(「書画骨とう」)によるものである。ただし、平成27年1月1日前に取得した美術品等(改正通達により減価償却資産とされるもので、かつ同日以後最初に開始する事業年度(以下「適用初年度」という。)において事業の用に供しているものに限る。)についても、適用初年度から減価償却資産に該当するものとしている場合には認められる。

(美術品等に係る固定資産税の適用)

取得日		固定資産税における適用	
		課税となる年度	初年度における評価額の算出方法
平成27年1月1日		平成27年度～	取得価額×(1-r/2)
平成27年1月2日 ～平成28年1月1日		平成28年度～	取得価額×(1-r/2)
平成27年 1月1日前 (※)	所得税法の適用を受ける個人及び法人税法の適用を受ける法人で、1月1日が事業年度の開始日となる法人	平成27年度～	取得日における取得価額を基準とし、固定資産評価基準第3章第1節四に従い、平成27年度までの減価を考慮して求める。
	上記以外	平成28年度～	取得日における取得価額を基準とし、固定資産評価基準第3章第1節四に従い、平成28年度までの減価を考慮して求める。

※ 平成27年1月1日前に取得したのものについては、上記によって評価額が求めることとなるが、評価額の最低限度(取得価額×5/100)を下回る場合には、当該最低限度額が評価額となる。

また、P.15「償却方法と取得価額による課税対象の一覧」にある国税上の処理も適用可能となり、「一括償却資産の3年償却」、「一時に損金算入」を選択した場合は、課税対象とならない。

[⇒書画骨とう]

評価額の最低限度 償却資産の評価にあたっては、その償却資産の評価額の最低限度は、取替資産及び鉱業用坑道を除き、その取得価額又は改良費の価額の100分の5に相当する額とされている(固定資産評価基準第3章第1節十)

償却資産は物理的減耗及び経済的陳腐化により一定の限度まではその価額が減価するものであるが、その償却資産を本来の用に供している限り必ずある一定の価値があるとの趣旨から「評価額の最低限度」が設けられたものである。

なお、取替資産及び鉱業用坑道の評価額の最低限度は一般の償却資産の評価額の最低限度とは異なり、取替資産についてはその取替資産の取得価額の100分の50に相当する額、鉱

業用坑道については零とされている。

[⇒鉱業用坑道、取替資産]

ふ

ファイナンス・リース ファイナンス・リースとは、リース期間中にリース契約を解除することができないリース取引の一形態であり、借り手はリース物件を使用することによりその経済的利益を享受するとともに、当該リース物件の使用に伴って発生する費用を負担することとなる。また、ファイナンス・リースは、機械・設備等を必要とする特定の相手方にリース会社が購入代金の貸付の代わりに機械・設備等を長期間賃貸し、リース期間中にリース料の支払いを受け、物件の価格等の全額を回収するものであることから、納税義務者は原則所有者であるリース会社となる。ただし、ファイナンス・リースのうち、リース期間経過後にその資産を無償又は名目的な対価による譲渡、または無償と変わらない名目的な再リース料で再リースする条件のリース取引（所有権移転ファイナンス・リース）の場合は、所有権の移転は当初から決まっており、また、リース会社の有する所有権は形式的なものにすぎず、実質的な所有権は賃借人にあると考えられることから、所有権留保付割賦販売資産の場合の取り扱いと同様に、賃借人はリース会社とともに連帯納税義務を負うこととなる（地方税法342③）。ただし、所有権移転ファイナンス・リースも、所有権移転外ファイナンス・リースも、企業会計上又は税務会計上ともに売買取引として処理されるので注意すること。

[⇒オペレーティング・リース、所有権留保付売買資産、連帯納税義務]

賦課期日 固定資産の賦課期日は、当該年度の初日の属する年の1月1日であり（地方税法359）、固定資産の課税客体、課税団体、納税義務者、課税標準等、各種の課税要件を確定せしめるための現在日である。つまり、毎年1月1日とその年の4月1日から始まる年度の分として課税される固定資産税の賦課期日となり、1月1日現在における固定資産所在の市町村が、同日現在の固定資産に対し、固定資産の適正な時価を原則として課税標準とし、同日現在の固定資産の所有者に対して課税権を有することとなる。

なお、固定資産税の賦課期日が1月1日とされているのは、年の初日であって一般に固定資産の移動が少なく、課税要件を確定するのに便宜であること、年度当初に課税を実施するためには賦課期日以後の固定資産の調査、価格の決定、固定資産課税台帳の閲覧等の諸手続のため相当の期間を必要とすること等の理由に基づいている。

不申告に関する過料等 市町村は、固定資産の所有者が地方税法第383条又は第384条の規定によって申告すべき事項について正当な理由なく申告しなかった場合においては、その者に対し、その市町村の条例で10万円以下の過料を科する旨の規定を設けることがで

きる（同法386）。この過料を科された者は、その処分に不服がある場合においては、その処分があったことを知った日の翌日から三月以内に市町村長に審査請求をすることができる（行政不服審査法18①）。この審査請求は、原則、文書でしなければならない。

また、地方税法394条の規定によって道府県知事又は総務大臣に申告すべき事項について申告をせず、又は虚偽の申告をした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処することとされている（同法395）。

[⇒延滞金、虚偽の申告に関する罪]

附帯設備 →建築設備

ほ

法定耐用年数 法定耐用年数とは、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」（いわゆる「耐用年数省令」）に規定する耐用年数のことで、税務会計において通常適用されるものである。

償却資産の評価は、当該償却資産の耐用年数に応ずる減価を考慮してその価格を求める方法によるものとされ、当該償却資産の「耐用年数に応ずる減価率表」（固定資産評価基準別表第15）に掲げる耐用年数に応ずる減価率を用いるため、償却資産の評価に当たっては、当該資産の耐用年数を決定しなければならない。この場合における耐用年数は、税務会計における減価償却資産についての償却費算定の基礎となるべき耐用年数をそのまま全て適用することとしたものであり、耐用年数省令の別表第1、第2、第5及び第6に掲げる耐用年数を適用する。

法定納期限 法定納期限とは、地方税法又はこれに基づく条例の規定により地方税を納付し、又は納入すべき期限をいい、納期を分けているものの第2期以降の分については、その第1期分の納期限をいうものとされている（地方税法11の4）。したがって、固定資産税の法定納期限は、市町村が条例で異なる納期を定めた場合を除き、4月末日である（同法362）。法定納期限は、賦課権の除斥期間の起算日として、また、徴収権の消滅時効の起算日として重要である。

簿外資産 簿外資産とは、企業において保管している総勘定元帳、固定資産台帳等の帳簿に記録されていない資産をいい、税務会計上、減価償却を行うことができない資産をいう。

しかし、固定資産税上は、簿外資産であっても事業の用に供することができるものについては、本来減価償却可能な性格を有しており、さらに他の同種の資産が法人税法又は所得税法の規定によって減価償却をすることが認められている場合には、その簿外資産が

事業の用に供することができるものである場合に限り、他の同種の資産との均衡上からも当然課税客体となる償却資産となるものである（取扱通知第3章第1節第1課税客体六）。例えば、販売業者がメーカーから広告宣伝用資産のうち、看板、ネオンサイン、どん帳のような専らメーカーの広告宣伝用のために使用される資産を贈与された場合は、販売業者が直接利益を享受するものでないため（法人税基本通達4-2-1）、一般的に、販売業者においては、このような資産は資産計上せず、簿外資産として処理されるので注意する必要がある。

[⇒減価償却額又は減価償却費が損金又は必要な経費に算入されるもの、建設仮勘定、償却済資産]

み

未稼働資産 →遊休資産

見積耐用年数 法人又は個人が取得した減価償却資産が他の者においてすでに事業の用に供されていた、いわゆる「中古資産」である場合は、当該中古資産を事業の用に供した時以後の使用可能期間を見積もり、その見積もった年数を耐用年数として償却計算をすることができることとされている（試掘権以外の鉱業権及び坑道を除く。）（耐用年数省令3①I）。

この中古資産についての耐用年数算定は、その中古資産を事業の用に供した事業年度においてのみ行うことができ、その事業年度において算定しなかったときは、その後の事業年度においては算定することができないこととされている（耐用年数の適用等に関する取扱通達1-5-1）。

中古資産の耐用年数の見積もりは、原則として上記の方法によるが、実務上見積もりの困難な場合には、次のような簡便法の取扱いが認められている（無形減価償却資産、生物、総合償却資産を除く）。

ア 法定耐用年数を全部経過したもの

$$\text{その法定耐用年数} \times \frac{20}{100} = \text{見積耐用年数}$$

イ 法定耐用年数の一部を経過したもの

$$(\text{その法定耐用年数} - \text{経過年数}) + (\text{経過年数} \times \frac{20}{100}) = \text{見積耐用年数}$$

ただし、1年未満の端数は切り捨て、その年数が2年未満の場合は2年とする（耐用年数省令3①II）

め

免税点 免税点（法351）は、一の納税義務者が当該市町村内において所有するすべての土地、家屋及び償却資産についての固定資産税の課税標準となるべき額の合計額のそれぞれについて適用されるものである。土地にあつては30万円、家屋にあつては20万円、償却資産にあつては150万円であるが、これらの額は、いずれもその課税標準となるべき額によるものであるから、課税標準の特例の適用があるものについては特例適用後の課税標準額による。

また、共有物についての免税点の適用については、それぞれの共有者が他に固定資産を有している場合であっても、その資産とは別個に、共有されている固定資産を別の人格が所有しているものとみなして免税点を適用する。

[⇒共有物]

ゆ

遊休資産 遊休資産とは、一時的に稼働を停止している遊休状態にある資産をいう。こうした遊休資産であっても、単に市場の景気変動、転用見込み、改造予定等（修理のため工場に入っている資産を含む。）のために、短期間稼働を中止しているのみであり、それが事業の用に供する目的で所有され、いつでも、事業の用に供することができる資産であれば、固定資産として本来の機能を喪失したものではないため、課税客体となる。

また、工場を新設し、完成したが、未だ稼働していない状態にある資産、いわゆる未稼働資産についても、同様の趣旨から課税客体となるものとされている。

[⇒事業の用に供することができる、用途廃止資産]

有姿除却 →用途廃止資産

よ

用途廃止資産 用途廃止資産とは、生産方式の変更、機能の劣化、陳腐化等の事由により、当該資産が使用されなくなり、また、他に転用の見込みもなく、解体又は撤去もされず、原形をとどめている状態にあり、現在のもとより、将来においても使用できないような廃棄同様の状態にあるもの及び将来においても使用されないことが客観的に明らかである資産をいう。こうした用途廃止資産は、「事業の用に供することができる資産」には該当しないものであり、課税客体には含めない。このような場合には、まず税務会計上の処理において有姿除却されているかどうかに着目しておくことが必要である。

また、事業の用に供することができる資産に該当するかどうかの判断に当たっては、当

該資産についての企業内部における決定、動力系統の状況、維持補修の状況、生産方式、機能、型式、雇用者等の状況等を総合的に勘案して判断されるべきものである。

なお、有姿除却とは、①その使用を廃止し、今後通常の方法により事業の用に供する可能性がないと認められるもの、②特定の製品の生産のために専用されている金型等で、当該製品の生産を中止したことにより将来使用される可能性がほとんどないことがその後の状況等からみて明らかなものなどの固定資産について、たとえ当該資産について解撤、破碎、廃棄等をしていない場合であっても、税務会計上、当該資産の帳簿価額からその処分見込価額を控除した金額を除却損として損金の額に算入することができるものをいう(法人税基本通達7-7-2、所得税基本通達51-2の2)。

[⇒事業の用に供することができる]

予定申告 中間申告の際に、前期の実績額を基礎とする計算方法と、仮決算(中間申告)による計算方法の二種類あり、前期の実績額を基礎とする計算によって申告するものを特に予定申告と呼ぶ。

り

利益積立金額 利益積立金額とは、所得の金額のうち留保している金額をいい(法人税法2⑬、法人税法施行令9)、法人の設立から現在までに留保した金額の累積額である。なお、申告書では、留保金額の増減は申告書別表5(-)のIで調整される。

所得の金額はその性格から次の3つに分けられる。

- ①留保……………利益積立金額を構成するもの
- ②社外流出……………交際費のように、所得計算上は損金とはならず、所得に加算されるものの、法人の財産は社外に流失し減少しているもの
- ③課税外所得……………別表4では(※)印として表現されている部分で、受取配当金のように、法人の財産は配当収入によって増加しているものの、所得の計算上は減算されているもの

流動資産 流動資産とは、企業会計上、通常の営業循環の過程にある資産及び利用又は運用の期間が1年以内の資産をいう。現金、当座預金、売掛金、棚卸資産などが該当する。

[⇒固定資産]

れ

劣化資産 劣化資産とは、生産設備の本体の一部を構成するものではないが、それと一体となって繰り返し使用される資産で、数量的に減耗し、又は質的に劣化する資産をい

い、冷媒、触媒、熱媒等が該当する(法人税基本通達7-9-1、所得税基本通達49-49)。

劣化資産については、課税客体となる償却資産としては取り扱わない。

連結決算 連結決算とは、親会社・子会社のような支配従属関係にある企業集団を単一組織体とみなした連結財務諸表を作成するために行う決算方法をいう。

実地調査では、連結決算書ではなく、親会社、子会社など個別会社の決算書が調査対象となる。

連帯納税義務 連帯納税義務とは、複数の納税義務者が同一の納税義務を連帯して負担することをいい、民法の連帯債務に関する規定(民法436、437、441～445)が準用される(地方税法10)。

地方税法第10条の2第1項において、共有物、共同使用物、共同事業、共同事業により生じた物件又は共同行為に対する地方団体の徴収金については、納税者が連帯して義務を負うものと規定されており、例えば、所有権留保付売買資産については、売主及び買主の共有物とみなされ、双方が連帯して納税義務を負うこととなる(同法342③)。

[⇒共有物、所有権留保付売買資産、ファイナンス・リース]

わ

わがまち特例(地域決定型地方税制特例措置) 地方税法に基づき、国が地方団体に対して固定資産税の特例措置の実施を求める場合に、地方団体の裁量を認めた方が効果的な場合については、全国一律の特例措置ではなく、法律の定める範囲内で、地方団体が特例措置の内容を条例で定めることができる仕組み。平成24年度税制改正により導入されている。

割増償却 →特別償却

固定資産評価基準（抄）

昭和38年12月25日（自治省告示第158号）

第1章 土地（略）

第2章 家屋（略）

第3章 償却資産

第1節 償却資産

一 償却資産の評価の基本

償却資産の評価は、前年中に取得された償却資産にあつては当該償却資産の取得価額を、前年前に取得された償却資産にあつては当該償却資産の前年度の評価額を基準とし、当該償却資産の耐用年数に応ずる減価を考慮してその価額を求める方法によるものとする。

二 前年中に取得された償却資産の評価

前年中に取得された償却資産の評価は、当該償却資産の取得価額から当該償却資産の取得価額に $r/2$ を乗じて得た額を控除してその価額を求める方法によるものとする。この場合において r は、当該償却資産の「耐用年数に応ずる減価率表」（別表第15）に掲げる耐用年数に応ずる減価率とする。

三 前年前に取得された償却資産の評価

前年前に取得された償却資産（四の償却資産を除く。）の評価は、当該償却資産の前年度の評価額から当該償却資産の評価額に当該償却資産の「耐用年数に応ずる減価率表」に掲げる耐用年数に応ずる減価率を乗じて得た額を控除してその価額を求める方法によるものとする。ただし、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第57条第1項又は所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第130条第1項の規定により、当該償却資産の使用可能期間のうちいまだ経過していない期間（以下「未経過使用可能期間」という。）を基礎として償却限度額を計算することについて、当該年度の賦課期日までに国税局長の承認を受け、未経過使用可能期間をもつて耐用年数とみなすこととされた当該償却資産の評価は、前年度の評価額から未経過使用可能期間に応ずる減価率を乗じて得た額を控除してその価額を求める方法によるものとする。

四 前年前に取得された償却資産で新たに課税されることとなるものの評価

前年前に取得された償却資産で当該年度において新たに課税されることとなるものの評価は、二及び三に準じて行うものとする。ただし、当該償却資産が昭和25年12月31日以前に取得されたものであるときは、当該償却資産の取得価額に「物価の変動に応ずる補正係数表」（別表第16）に掲げる取得の時期に応ずる係数を乗じて補正を行うものとする。

五 取得価額

償却資産の取得価額とは、償却資産を取得するためにその取得時において通常支出すべき金額（当該償却資産の引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、据付費その他当該償却資産をその用途に供するために直接要した費用の額（以下「付帯費の額」という。）を含む。）をいうものとし、原則として、他から購入した償却資産にあつてはその購入の代価に、自己の建設、製作、製造等に係る償却資産にあつてはその建設、製作、製造等のための原材料費、労務費及び経費の額に当該償却資産の付帯費の額を含めた金額によるものとする。ただし、当該金額が当該償却資産を取得するためにその取得時において通常支出すべき金額と認められる額と明らかに、かつ、著しく相違すると認められる場合にあつては、その取得時において通常支出すべき金額によるものとする。

六 取得価額の算定

償却資産の取得価額は、本章に特別の定めがある場合を除くほか、法人税法（昭和40年法律第34号）及びこれに基づく命令又は所得税法（昭和40年法律第33号）及びこれに基づく命令による所得の計算上当該償却資産の減価償却費の計算の基礎となる取得価額の算定の方法の例によつて算定するものとする。ただし、法人税法第42条から第50条まで及び第142条の規定により法人の各事業年度の所得の計算上損金に算入される額並びに所得税法第42条から第44条まで及び第165条の規定により個人の各年の所得の計算上総収入金額に算入しない額は、当該償却資産の取得価額に含めて算定するものとし、同法第58条に規定する取得資産の取得価額は、当該取得資産の取得時における価額によつて算定するものとする。

七 取得価額が明らかでない償却資産の取得価額

取得価額が明らかでない償却資産の取得価額は、当該償却資産の再取得価額（再取得価額が明らかでないときは、資産再評価の基準の特例に関する省令（昭和25年大蔵省令第54号）第2条又は第3条の規定の例によつて推定して求めた当該償却資産の取得の時期における正常な価額）によるものとする。この場合において、再取得価額とは、当該年度の賦課期日に一般市場において当該償却資産を新品として取得するために通常支出すべき金額（付帯費の額を含み、当該償却資産が承継して取得されたもので新品以外のものであるときは、当該金額から当該償却資産の取得の日までの経過年数に応じ二から四までに準じて当該償却資産の耐用年数に応ずる減価を行つた後の額）をいうものとする。

八 耐用年数

償却資産の耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第1、別表第2、別表第5及び別表第6に掲げる耐用年数によるものとする。ただし、耐用年数の全部又は一部を経過した償却資産で減価償却資産の耐用年数等に関する省令第3条第1項及び第2項の規定による耐用年数によるものにあつては当該耐用年数によるものとする。

九 控除額の加算

法人税法施行令第60条又は所得税法施行令第133条の規定の適用を受ける償却資産につい

ては、二又は三によつて当該償却資産の取得価額又は前年度の評価額から控除する額は、二又は三にかかわらず、次の(1)に掲げる額に、(2)に掲げる額を加算した額とする。

(1) 二又は三によつて当該償却資産の取得価額又は前年度の評価額から控除する額

(2) (1)に掲げる額のうち、法人税法施行令第60条又は所得税法施行令第133条の規定の適用を受けた期間に係る額（前年中に取得された償却資産で、当該適用を受けた期間が6月を超える場合は6月として計算した額）に法人税法施行規則（昭和40年大蔵省令第12号）第20条又は所得税法施行規則（昭和40年大蔵省令第11号）第34条に定めるところにより計算した増加償却割合を乗じて計算した額

十 評価額の最低限度

償却資産の評価額は、当該償却資産の評価額が当該償却資産の取得価額（物価変動に伴う取得価額の補正を行つた場合においては、当該補正後の額とする。）又は改良費の価額の百分の五に相当する額を下ることとなる場合においては、当該百分の五に相当する額とする。

十一 評価額の補正

償却資産について当該償却資産が災害その他の事故により著しく損傷したことその他これに類する特別の事由があり、かつ、その価額が著しく低下した場合においては、当該償却資産の評価額は、当該償却資産の価額の低下の程度に応じ、二又は三によつて求めた当該償却資産の価額を減額して求めるものとする。

十二 物価の変動に伴う取得価額の補正

償却資産の取得の時期と当該年度の賦課期日との間において償却資産の取得価額について著しい変動があると認められる場合においては、当該償却資産の当該年度の前年度の評価額は、当該評価額の基礎となつている取得価額を卸売物価指数等を基準として総務大臣が定める補正率によつて補正した額を基準とし、当該償却資産の耐用年数に応ずる減価を行つて求めた額によるものとする。

十三 改良費

償却資産の改良のため支出した金額（以下「改良費の価額」という。）がある場合において、当該改良を加えられたことにより増価した部分の評価は、当該改良を加えられた償却資産の取得価額又は前年度の評価額と区分して、当該改良費の価額を基準とし、当該改良を加えられた償却資産の「耐用年数に応ずる減価率表」に掲げる耐用年数に応ずる減価率により本節の定め例によつて行うものとする。この場合において、改良費の価額は、その有する償却資産について支出した金額で次に該当するもの（次のいずれにも該当する場合には、いずれか多い金額）とする。

1 当該支出した金額のうち、その支出により、当該償却資産の取得時においてこれにつき通常の管理又は修理をするものとした場合に予測される当該償却資産の使用可能期間を延長させる部分に対応する金額

2 当該支出した金額のうち、その支出により、当該償却資産の取得時においてこれにつき通常の管理又は修理をするものとした場合に予測されるその支出を行つた時における当

該償却資産の価額を増加させる部分に対応する金額

第2節 取替資産の評価の特例（略）

第3節 鉱業用坑道の評価の特例（略）

第4節 経過措置

一 耐用年数が短縮された償却資産の評価に関する経過措置

1 平成23年4月1日前に開始した事業年度に法人が受けた法人税法施行令の一部を改正する政令（平成23年政令第196号）による改正前の法人税法施行令（以下「旧法人税法施行令」という。）第57条第1項に規定する国税局長の承認（同年4月1日以後に開始する事業年度において同年6月30日前に受けるものを含む。）に係る償却資産の評価については、当該償却資産の前年度の評価額から旧法人税法施行令第57条第1項に規定する使用可能期間に応ずる減価率を乗じて得た額を控除してその価額を求める方法によるものとする。

2 平成23年以前の各年分の減価償却資産の償却費の計算について個人が受けた所得税法施行令等の一部を改正する政令（平成23年政令第195号）による改正前の所得税法施行令（以下「旧所得税法施行令」という。）第130条第1項に規定する国税局長の承認に係る償却資産の評価については、当該償却資産の前年度の評価額から旧所得税法施行令第130条第1項に規定する使用可能期間に応ずる減価率を乗じて得た額を控除してその価額を求める方法によるものとする。

二 法人に係る陳腐化償却が承認された償却資産の評価に関する経過措置

償却資産の償却費の計算について平成23年3月31日以前に開始した事業年度において、旧法人税法施行令第60条の2第1項又は第6項の規定により国税局長の承認（同年4月1日以後に開始する事業年度において同年6月30日前に受けるものを含む。）を受け又は受けたものとみなされる法人の償却資産の第1節三又は九により当該償却資産の前年度の評価額から控除する額は、第1節三又は九にかかわらず、次の1に掲げる額に、2に掲げる額を加算した額とする。

1 当該償却資産に係る前年度の評価額についてその取得の時から当該承認に係る使用可能期間を基礎として評価を行つたものとした場合に計算される額（以下2において「法人に係る前年度の修正評価額」という。）を当該償却資産に係る前年度の評価額とした場合に、第1章三又は九によつて当該前年度の評価額から控除する額

2 当該償却資産の前年度の評価額から当該償却資産の法人に係る前年度の修正評価額を控除して得た額

三 個人に係る陳腐化償却が承認された償却資産の評価に関する経過措置

償却資産の償却費の計算について平成23年以前の各年分において、旧所得税法施行令第133条の2第1項又は第6項の規定により国税局長の承認を受け又は受けたものとみなされる

個人の償却資産の第1節三又は九により当該償却資産の前年度の評価額から控除する額は、第1節三又は九にかかわらず、次の1に掲げる額に、2に掲げる額を加算した額とする。

1 当該償却資産に係る前年度の評価額についてその取得の時から当該承認に係る使用可能期間を基礎として評価を行ったものとした場合に計算される額（以下2において「個人に係る前年度の修正評価額」という。）を当該償却資産に係る前年度の評価額とした場合に、第1章三又は九によつて当該前年度の評価額から控除する額

2 当該償却資産の前年度の評価額から当該償却資産の個人に係る前年度の修正評価額を控除して得た額

別表第15 耐用年数に応ずる減価率表（略）

別表第16 物価の変動に応ずる補正倍数表（略）

減価率及び減価残存率表（抜粋）

耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率	
		前年中取得	前年前取得			前年中取得	前年前取得
	r	1-r/2	1-r		r	1-r/2	1-r
				31	0.072	0.964	0.928
2	0.684	0.658	0.316	32	0.069	0.965	0.931
3	0.536	0.732	0.464	33	0.067	0.966	0.933
4	0.438	0.781	0.562	34	0.066	0.967	0.934
5	0.369	0.815	0.631	35	0.064	0.968	0.936
6	0.319	0.840	0.681	36	0.062	0.969	0.938
7	0.280	0.860	0.720	37	0.060	0.970	0.940
8	0.250	0.875	0.750	38	0.059	0.970	0.941
9	0.226	0.887	0.774	39	0.057	0.971	0.943
10	0.206	0.897	0.794	40	0.056	0.972	0.944
11	0.189	0.905	0.811	41	0.055	0.972	0.945
12	0.175	0.912	0.825	42	0.053	0.973	0.947
13	0.162	0.919	0.838	43	0.052	0.974	0.948
14	0.152	0.924	0.848	44	0.051	0.974	0.949
15	0.142	0.929	0.858	45	0.050	0.975	0.950
16	0.134	0.933	0.866	46	0.049	0.975	0.951
17	0.127	0.936	0.873	47	0.048	0.976	0.952
18	0.120	0.940	0.880	48	0.047	0.976	0.953
19	0.114	0.943	0.886	49	0.046	0.977	0.954
20	0.109	0.945	0.891	50	0.045	0.977	0.955
21	0.104	0.948	0.896	51	0.044	0.978	0.956
22	0.099	0.950	0.901	52	0.043	0.978	0.957
23	0.095	0.952	0.905	53	0.043	0.978	0.957
24	0.092	0.954	0.908	54	0.042	0.979	0.958
25	0.088	0.956	0.912	55	0.041	0.979	0.959
26	0.085	0.957	0.915	56	0.040	0.980	0.960
27	0.082	0.959	0.918	57	0.040	0.980	0.960
28	0.079	0.960	0.921	58	0.039	0.980	0.961
29	0.076	0.962	0.924	59	0.038	0.981	0.962
30	0.074	0.963	0.926	60	0.038	0.981	0.962

第二十六号様式別表二（提出用）（用紙日本工業規格A4・赤色）（第十四条関係）

令和 年度		所有者コード		所有者名		枚のうち					
※		※		※		枚目					
資産の種類 番号	抹消コード	資産の名称等	数量	取得年月		取得価額 千円 百円 十円	耐用年数	申告年度	減少の事由及び区分 1 売却 2 滅失 3 移動 4 その他	摘要	
				年号	年月						
01									1・2・3・4	1・2	
02									1・2・3・4	1・2	
03									1・2・3・4	1・2	
04									1・2・3・4	1・2	
05									1・2・3・4	1・2	
06									1・2・3・4	1・2	
07									1・2・3・4	1・2	
08									1・2・3・4	1・2	
09									1・2・3・4	1・2	
10									1・2・3・4	1・2	
11									1・2・3・4	1・2	
12									1・2・3・4	1・2	
13									1・2・3・4	1・2	
14									1・2・3・4	1・2	
15									1・2・3・4	1・2	
16									1・2・3・4	1・2	
17									1・2・3・4	1・2	
18									1・2・3・4	1・2	
19									1・2・3・4	1・2	
20									1・2・3・4	1・2	
										小計	

所得の金額の計算に関する明細書

事業年度	：	：	法人名
------	---	---	-----

別表四 令六・四・一以後終了事業年度分

「御注意」52「の①」欄の金額は、「②」欄の金額に「③」欄の金額を加算し、これから「※」の金額を加減算した額と符合することになります。

区分	総額	処 分	
		留 保	社 外 流 出
	①	②	③
当期利益又は当期欠損の額	円	円	円
加			
損金経理をした法人税及び地方法人税(附帯税を除く。)	2		配当その他
損金経理をした道府県民税及び市町村民税	3		
損金経理をした納税充当金	4		
損金経理をした附帯税(利子税を除く。)、加算金、延滞金(延納分を除く。)及び過怠税	5		その他
減価償却の償却超過額	6		
役員給与の損金不算入額	7		その他
交際費等の損金不算入額	8		その他
通算法人に係る加算額 (別表四付表「5」)	9		外※
	10		
小 計	11		外※
減			
減価償却超過額の当期認容額	12		
納税充当金から支出した事業税等の金額	13		
受取配当等の益金不算入額 (別表八(一)「5」)	14		※
外国子会社から受ける剰余金の配当等の益金不算入額 (別表八(二)「26」)	15		※
受贈益の益金不算入額	16		※
適格現物分配に係る益金不算入額	17		※
法人税等の中間納付額及び過誤納に係る還付金額	18		
所得税額等及び欠損金の繰戻しによる還付金額等	19		※
通算法人に係る減算額 (別表四付表「10」)	20		※
	21		
小 計	22		外※
仮 計	23		外※
(1)+(11)-(22)			
対象純支払利子等の損金不算入額 (別表十七(二)の二「29」又は「34」)	24		その他
超過利子額の損金算入額 (別表十七(三)「10」)	25	△	※ △
仮 計	26		外※
((23)から(25)までの計)			
寄附金の損金不算入額 (別表十四(二)「24」又は「40」)	27		その他
神祇の認定法人又は国家戦略特別区域における指定法人の所得の特別控除額又は要加算調整額の益金算入額 (別表十一(一)「15」若しくは別表十二(一)「10」又は別表十一(一)「16」若しくは別表十二(一)「11」)	28		※
法人税額から控除される所得税額 (別表六(一)「6」の③))	29		その他
税額控除の対象となる外国法人税の額 (別表六(二)の二「7」)	30		その他
分配時調整外国税相当額及び外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額 (別表六(五)の二「5」の②)+(別表十七(三)の六「1」)	31		その他
組合等損失額の損金不算入額又は組合等損失超過合計額の損金算入額 (別表九(二)「10」)	32		
対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る所得の金額の損金算入額又は益金算入額 (別表十(四)「20」、「21」又は「23」)	33		※
合 計	34		外※
(26)+(27)±(28)+(29)+(30)+(31)+(32)±(33)			
契約者配当の益金算入額 (別表九(一)「13」)	35		
特定目的会社等の支払配当又は特定目的信託に係る受託法人の利益の分配等の損金算入額 (別表十八「13」、別表十九「11」又は別表十(十)「16」若しくは「33」)	36	△	
中間申告における繰戻しによる還付に係る災害損失欠損金額の益金算入額	37		※
非適格合併又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡利益額又は譲渡損失額	38		※
差 引 計	39		外※
((34)から(38)までの計)			
更生欠損金又は民事再生等評価換えが行われる場合の再生等欠損金の損金算入額 (別表七(三)「9」又は「21」)	40	△	※ △
通算対象欠損金額の損金算入額又は通算対象所得金額の益金算入額 (別表七(二)「5」又は「11」)	41		※
当初配賦欠損金控除額の益金算入額 (別表七(二)付表一「23」の計))	42		※
差 引 計	43		外※
(39)+(40)±(41)+(42)			
欠損金等の当期控除額 (別表七(一)「4」の計)+(別表七(四)「10」)	44	△	※ △
総 計	45		外※
(43)+(44)			
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額 (別表十(三)「43」)	46	△	※ △
農業経営基盤強化準備金積立額の損金算入額 (別表十二(十三)「10」)	47	△	
農用地等を取得した場合の圧縮額の損金算入額 (別表十二(十三)「43」の計))	48	△	
関西国際空港用地整備準備金積立額、中部国際空港整備準備金積立額又は再投資等準備金積立額の損金算入額 (別表十二(十)「15」、別表十二(十一)「10」又は別表十二(十四)「12」)	49	△	
特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の特別勘定繰入額の損金算入額又は特別勘定取崩額の益金算入額 (別表十(六)「21」-「11」)	50		※
残余財産の確定の日の属する事業年度に係る事業税及び特別法人事業税の損金算入額	51	△	
所得金額又は欠損金額	52		外※

利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する
明細書

事業年度	:	:	法人名	
------	---	---	-----	--

別表五(一)

令六・四・一以後終了事業年度分

御注意

この表は、通常の場合には次の式により検算すべきです。
 期中現在利益積立金額合計「31」① - 別表四 留保所得金額又は欠損金額「52」 - 中間分・確定分の法人税等、道府県民税及び市町村民税の合計額「31」④
 = 中間分・確定分の通算税効果額の合計額 = 差引翌期首現在利益積立金額合計「31」④

I 利益積立金額の計算に関する明細書						
区 分	期 首 現 在 利 益 積 立 金 額	当 期 の 増 減			差 引 翌 期 首 現 在 利 益 積 立 金 額 ① - ② + ③	④
		減		増		
		①	②	③		
利 益 準 備 金	1	円			円	円
積 立 金	2					
	3					
	4					
	5					
	6					
	7					
	8					
	9					
	10					
	11					
	12					
	13					
	14					
	15					
	16					
	17					
	18					
	19					
	20					
	21					
	22					
	23					
	24					
繰越損益金（損は赤）	25					
納 税 充 当 金	26					
未 納 法 人 税 等 （各事業年度の所得に對するものに限る。）	未納法人税及び未納地方法人税（附帯税を除く。）	27	△	△	中間 確定	△
	未払通算税効果額（附帯税の額に係る部分の金額を除く。）	28			中間 確定	
	未納道府県民税（均等割を含む。）	29	△	△	中間 確定	△
	未納市町村民税（均等割を含む。）	30	△	△	中間 確定	△
差 引 合 計 額	31					

II 資本金等の額の計算に関する明細書						
区 分	期 首 現 在 資 本 金 等 の 額	当 期 の 増 減			差 引 翌 期 首 現 在 資 本 金 等 の 額 ① - ② + ③	④
		減		増		
		①	②	③		
資 本 金 又 は 出 資 金	32	円			円	円
資 本 準 備 金	33					
	34					
	35					
差 引 合 計 額	36					

国庫補助金等、工事負担金及び賦課金で取得した固定資産等の圧縮額等の損金算入に関する明細書

事業年度： 法人名

別表十三(一) 令六・四・一以後終了事業年度分

I 国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額等の損金算入に関する明細書											
補助金等の名称	1		帳簿価額を減額し、又は積立金に経理した金額	圧縮限度超過額	13	円	(6) - (12)				
補助金等を交付した者	2			前期以前に取得をした減価償却資産の既償却額に係る取得価額調整額	14		(既償却額) × (10)				
交付を受けた年月日	3	・		取得価額に算入しない金額	15		(6) と (12) のうち少ない金額 + (14)				
交付を受けた補助金等の額	4		円								
交付を受けた資産の価額	5										
帳簿価額を減額し、又は積立金に経理した金額	6			特別勘定に経理した金額	16						
	圧縮限度額の計算	7		特別勘定に経理した金額	17		(4) のうち条件付の金額				
		8			特別勘定に経理した金額	18		(16) - (17)			
	圧縮限度額の計算	9			翌期繰越額の計算	19		当初特別勘定に経理した金額			
		10			翌期繰越額の計算	20		繰入事業年度の(16) - (18)			
	圧縮限度額の計算	補助割合 (7)/(9)	11		当期中に益金の金額	21		返還した金額			
			12		返還を要しないこととなった金額	22		(21) 及び (22) 以外の取崩額			
	圧縮限度額の計算	圧縮限度額 (5)、(7) 若しくは(11) 又は ((5)、(7) 若しくは(11)) - 1 円	11		期末特別勘定残額	23					
			12		期末特別勘定残額	24		(19) - (20) - (21) - (22) - (23)			

II 工事負担金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入に関する明細書

交付を受けた金銭の額及び資材の価額	25		円	圧縮限度額の計算	31		円	(25) の交付を受けた日における固定資産の帳簿価額			
交付を受けた固定資産の価額	26			圧縮限度額の計算	32			負担割合 (25)/(29) (1 を超える場合は 1)			
取得した固定資産の種類	27			圧縮限度額の計算	33		円	圧縮限度基礎額 (31) × (32)			
固定資産の帳簿価額を減額し、又は積立金に経理した金額	28		円	圧縮限度額の計算	34			圧縮限度額 (26)、(30) 若しくは(33) 又は ((26)、(30) 若しくは(33)) - 1 円			
圧縮限度額の計算	固定資産の取得に要した金額	29		圧縮限度超過額	35			(28) - (34)			
		圧縮限度基礎額 ((25) と (29) のうち少ない金額)	30		前期以前に取得をした減価償却資産の既償却額に係る取得価額調整額	36		(既償却額) × (32)			
			30		取得価額に算入しない金額	37		((28) と (34) のうち少ない金額) + (36)			

III 非出資組合が賦課金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入に関する明細書

賦課に基づいて納付された金額	38		円	圧縮限度額の計算	43		円	(38) が納付された日における固定資産の帳簿価額			
取得した固定資産の種類	39			圧縮限度額の計算	44			賦課割合 (38)/(41) (1 を超える場合は 1)			
取得した固定資産の種類	39			圧縮限度額の計算	45		円	圧縮限度基礎額 (43) × (44)			
固定資産の帳簿価額を減額し、又は積立金に経理した金額	40		円	圧縮限度額の計算	46			圧縮限度額 (42) 若しくは(45) 又は ((42) 若しくは(45)) - 1 円			
圧縮限度額の計算	固定資産の取得等に要した金額	41		圧縮限度超過額	47			(40) - (46)			
		圧縮限度基礎額 ((38) と (41) のうち少ない金額)	42		前期以前に取得をした減価償却資産の既償却額に係る取得価額調整額	48		(既償却額) × (44)			
			42		取得価額に算入しない金額	49		((40) と (46) のうち少ない金額) + (48)			

旧定額法又は定額法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書

		事業年度	：	：	法人名		
資産区分	種類	1					
	構造	2					
	細目	3					
	取得年月日	4	・	・	・	・	・
	事業の用に供した年月	5					
	耐用年数	6	年	年	年	年	年
取得価額	取得価額又は製作価額	7	外	円外	円外	円外	円
	(7)のうち積立金方式による圧縮記帳の場合の償却額計算の対象となる取得価額に算入しない金額	8					
帳簿価額	差引取得価額	9					
	(7)-(8)						
	償却額計算の対象となる期末現在の帳簿記載金額	10					
	期末現在の積立金の額	11					
	積立金の期中取崩額	12					
	差引帳簿記載金額	13	外△	外△	外△	外△	外△
	(10)-(11)-(12)						
	損金に計上した当期償却額	14					
	前期から繰り越した償却超過額	15	外	外	外	外	外
	合計	16					
	(13)+(14)+(15)						
当期分の普通償却限度額等	平成19年3月31日以前取得分の残存価額	17					
	差引取得価額×5%	18					
	$(9) \times \frac{5}{100}$						
	旧定額法の償却額計算の基礎となる金額	19					
	(9)-(17)						
	旧定額法の償却率	20					
	算出償却額	21	円	円	円	円	円
	(16) > (18) の場合 $(19) \times (20)$						
	増加償却額	22	()	()	()	()	()
	(21) × 割増率						
計	23						
(21)+(22)又は(16)-(18)							
算出償却額	24						
(16) ≤ (18) の場合 $(18) - 1円 \times \frac{1}{60}$							
定額法の償却額計算の基礎となる金額	25						
(9)							
定額法の償却率	26						
算出償却額	27	円	円	円	円	円	
(25) × (26)							
増加償却額	28	()	()	()	()	()	
(27) × 割増率							
計	29						
(27)+(28)							
当期分の普通償却限度額等	30						
(23)、(24)又は(29)							
特に償却特別措置法適用条項	31	()	()	()	()	()	
租税特別措置法適用条項							
特別償却限度額	32	外	円外	円外	円外	円	
前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	33						
合計	34						
(30)+(32)+(33)							
当期償却額	35						
償却不足額	36						
(34)-(35)							
償却超過額	37						
(35)-(34)							
前期からの繰越額	38	外	外	外	外	外	
償却超過額	当期内容	39					
	償却不足によるもの						
	積立金取崩しによるもの	40					
	差引合計翌期への繰越額	41					
(37)+(38)-(39)-(40)							
特別償却不足額	翌期に繰り越すべき特別償却不足額	42					
	((36)-(39))と((32)+(33))のうち少ない金額						
	当期において切り捨てる特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	43					
	差引翌期への繰越額	44					
(42)-(43)							
翌期への繰越額の内訳	：	45					
	当期分不足額	46					
適格組織再編成により引き継ぐべき合併等特別償却不足額	47						
((36)-(39))と(32)のうち少ない金額							
備考							

別表十六(一) 令六・四・一以後終了事業年度分

旧定率法又は定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書

事業年度	・	・	法人名	
------	---	---	-----	--

別表十六(二) 令六・四・一以後終了事業年度分

資産区分	種類	1				
	構造	2				
	細目	3				
	取得年月日	4	・	・	・	・
	事業の用に供した年月	5				
	耐用年数	6	年	年	年	年
取得価額	取得価額又は製作価額	7	外	円外	円外	円外
	(7)のうち積立金方式による圧縮記帳の場合の償却額計算の対象となる取得価額に算入しない金額	8				
償却額計算の基礎となる額	差引取得価額	9				
	償却額計算の対象となる期末現在の帳簿記載金額	10				
	期末現在の積立金の額	11				
	積立金の期中取崩額	12				
	差引帳簿記載金額	13	外△	外△	外△	外△
	損金に計上した当期償却額	14				
	前期から繰り越した償却超過額	15	外	外	外	外
	合計	16				
	前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	17				
	償却額計算の基礎となる金額	18				
当期分の普通償却限度額等	平成19年3月31日以前取得分の差引取得価額 × 5%	19				
	旧定率法の償却率	20				
	算出償却額	21	円	円	円	円
	増加償却額	22	()	()	()	()
	計	23				
	算出償却額	24				
	平成19年4月1日以後取得分の定率法の償却率	25				
	調整前償却額	26	円	円	円	円
	保証率	27				
	償却保証額	28	円	円	円	円
当期分の普通償却限度額等	改定取得価額	29				
	改定償却率	30				
	改定償却額	31	円	円	円	円
	増加償却額	32	()	()	()	()
	計	33				
当期分の償却限度額	当期分の普通償却限度額等	34				
	租税特別措置法の特例に適用される特別償却限度額	35	(条 項)	(条 項)	(条 項)	(条 項)
	特別償却限度額	36	外	円外	円外	円外
	合計	38				
償却超過額	当期償却額	39				
	償却不足額	40				
	償却超過額	41				
	前期からの繰越額	42	外	外	外	外
	合計	43				
特別償却不足額	当期償却不足によるもの積立金取崩しによるもの	44				
	差引合計翌期への繰越額	45				
	翌期に繰り越すべき特別償却不足額	46				
	当期において切り捨てる特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	47				
	差引翌期への繰越額	48				
備考	翌期への繰越額の内訳	49				
	当期分不足額	50				
適格組織再編成により引き継ぐべき合併等特別償却不足額		51				

旧国外リース期間定額法若しくは旧リース期間定額法又はリース期間定額法による償却額の計算に関する明細書

事 業 年 度 : : 法人名

別表十六(四) 令六・四・一以後終了事業年度分

資 産 区 分	種 類	1									
	構 造	2									
	細 目	3									
	契 約 年 月 日	4			
	賃貸の用又は事業の用に供した年月	5									
償 却 額 計 算 の 基 礎 と な る 金 額	旧 国 外 リ ー ス 期 間 定 額 法	取得価額又は製作価額	6	外	円	外	円	外	円	外	円
		(6)のうち積立金方式による圧縮記帳の場合の償却額計算の対象となる取得価額に算入しない金額	7								
		差 引 取 得 価 額 (6) - (7)	8								
		見 積 残 存 価 額	9								
		償却額計算の基礎となる金額 (8) - (9)	10								
	旧 リ ー ス 期 間 定 額 法	旧リース期間定額法を採用した事業年度	11	:	:	:	:	:	:	:	:
		取得価額又は製作価額	12	外	円	外	円	外	円	外	円
		(12)のうち(11)の事業年度前に損金の額に算入された金額	13								
		差 引 取 得 価 額 (12) - (13)	14								
		残 価 保 証 額	15								
		償却額計算の基礎となる金額 (14) - (15)	16								
	リ ー ス 期 間 定 額 法	取 得 価 額	17	外		外		外		外	
		残 価 保 証 額	18								
		償却額計算の基礎となる金額 (17) - (18)	19								
	帳 簿 記 載 金 額	償却額計算の対象となる期末現在の帳簿記載金額	20								
		期 末 現 在 の 積 立 金 の 額	21								
		積 立 金 の 期 中 取 崩 額	22								
		差 引 帳 簿 記 載 金 額 (20) - (21) - (22)	23	外△		外△		外△		外△	
	リ ー ス 期 間 又 は 改 定 リ ー ス 期 間 の 月 数	24	()月								
当 期 上 の リ ー ス 期 間 又 は 改 定 リ ー ス 期 間 の 月 数	25										
当 期 分 の 普 通 償 却 限 度 額 $((10), (16) \text{ 又 は } (19)) \times \frac{(25)}{(24)}$	26		円		円		円		円		
当 期 償 却 額	27										
差 引	償 却 不 足 額 (26) - (27)	28									
	償 却 超 過 額 (27) - (26)	29									
償 却 超 過 額	前 期 か ら の 繰 越 額	30	外		外		外		外		
	当 期 損 金 額	償 却 不 足 に よ る も の	31								
		積 立 金 取 崩 し に よ る も の	32								
	差 引 合 計 翌 期 へ の 繰 越 額 (29) + (30) - (31) - (32)	33									
備 考											

繰延資産の償却額の計算に関する明細書

事業年度	:	:	法人名	
------	---	---	-----	--

別表十六(六)

令六・四・一以後終了事業年度分

I 均等償却を行う繰延資産の償却額の計算に関する明細書					
繰延資産の種類	1				
支出した年月	2				
支出した金額	3	円	円	円	円
償却期間の月数	4	月	月	月	月
当期の期間のうちに含まれる償却期間の月数	5				
当期分の普通償却限度額	6	円	円	円	円
当期分の租税特別措置法適用条項	7	(条 項)	(条 項)	(条 項)	(条 項)
償却特別償却限度額	8	外 円	外 円	外 円	外 円
前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	9				
合計	10				
当期償却額	11				
償却不足額	12				
償却超過額	13				
前期からの繰越額	14				
同上のうち当期損金認容額	15				
差引合計翌期への繰越額	16				
特別償却	17				
当期において切り捨てる特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	18				
差引翌期への繰越額	19				
不足額	20				
当期分不足額	21				
適格組織再編成により引き継ぐべき合併等特別償却不足額	22				

II 一時償却が認められる繰延資産の償却額の計算に関する明細書

繰延資産の種類	23				
支出した金額	24	円	円	円	円
前期までに償却した金額	25				
当期償却額	26				
期末現在の帳簿価額	27				

少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する明細書

事業年度 : : 法人名

別表十六(七) 令六・四・一以後終了事業年度分

資 産 区 分	種 類	1						
	構 造	2						
	細 目	3						
	事業の用に供した年月	4						
取 得 価 額	取得価額又は製作価額	5	円	円	円	円	円	円
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	6						
	差引改定取得価額 (5)-(6)	7						
資 産 区 分	種 類	1						
	構 造	2						
	細 目	3						
	事業の用に供した年月	4						
取 得 価 額	取得価額又は製作価額	5	円	円	円	円	円	円
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	6						
	差引改定取得価額 (5)-(6)	7						
資 産 区 分	種 類	1						
	構 造	2						
	細 目	3						
	事業の用に供した年月	4						
取 得 価 額	取得価額又は製作価額	5	円	円	円	円	円	円
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	6						
	差引改定取得価額 (5)-(6)	7						
当期の少額減価償却資産の取得価額の合計額 ((7)の計)							8	円

一括償却資産の損金算入に関する明細書

		事業年度	：	：	法人名		
事業の用に供した事業年度	1	・	・	・	・	・	(当期分)
事業の用に供した一括償却資産の取得価額の合計額	2	円	円	円	円	円	円
当期の月数 (事業の用に供した事業年度の中間申告の場合は、当該事業年度の月数)	3	月	月	月	月	月	月
当期分の損金算入限度額 $(2) \times \frac{(3)}{36}$	4	円	円	円	円	円	円
当期損金経理額	5						
差引	損金算入不足額 (4) - (5)	6					
	損金算入限度超過額 (5) - (4)	7					
損金算入限度超過額	前期からの繰越額	8					
	同上のうち当期損金認容額 (6)と(8)のうち少ない金額)	9					
	翌期への繰越額 (7) + (8) - (9)	10					

別表十六(八) 令六・四・一以後終了事業年度分

家屋と償却資産の区分整理表

設備の種類	償却資産		家屋		固定資産評価基準?平成27 基準年度?における再建築費 評点基準表中の記載の有無 (○:同じ名称、△:類似の名称)	
	償却資産 とするもの	理由等	家屋 とするもの	理由等		
建 築 工 事	店舗用設備、劇場用設備	○	【劇場用設備(舞台幕、袖幕、緞帳、劇場スクリーン)】 特定の生産又は業務上の利便性を高める設備であるため	○	【店舗造作等工事一式(床・壁・天井仕上)、劇場用(舞台)設備(舞台、巻取り装置、吊下げ装置、舞台転換用装置)】 家屋に取り付けられ家屋と構造上一体であり、家屋自体の利便性が向上するため(家屋の効用の向上)	△(劇場用特殊機器、舞台)
	融雪設備	○	【屋外設備】 家屋と構造上一体のものではなく、特定の生産又は業務上の利便性を高める設備であるため	○	【屋内設備】 家屋に取り付けられ家屋と構造上一体であり、家屋自体の利便性が向上するため(家屋の効用の向上)	
	家具・カウンター	○	【造り付け以外のもの】 可動性・移動性の機能を有し家屋と一体性がないため	○	【造り付けのもの】 家屋に取り付けられ家屋と構造上一体であり、家屋自体の利便性が向上するため(家屋の効用の向上)	△(造り付け家具) ○(カウンター)
	既製間仕切、パーテーション	○	【簡易可動間仕切、衝立、天井まで又は取付支柱が天井まででないもの】 可動性・移動性の機能を有し家屋と一体性がないため	○	【既製間仕切(固定)、天井まで又は取付支柱が天井までであるもの】 家屋に取り付けられ家屋と構造上一体であり、家屋自体の利便性が向上するため(家屋の効用の向上)	
	カーテン関連設備	○	【カーテン、ブラインド、ロールスクリーン】 可動性・移動性の機能を有し家屋と一体性がないため	○	【カーテンボックス、ブラインドボックス】 家屋に取り付けられ家屋と構造上一体であり、家屋自体の利便性が向上するため(家屋の効用の向上)	
	自動扉装置(開閉装置一式)			○	家屋に取り付けられ家屋と構造上一体であり、家屋自体の利便性が向上するため(家屋の効用の向上)	△(自動扉開閉装置)
	メールボックス(集合郵便受、宅配ボックス)、キーボックス	○	特定の生産又は業務上の利便性を高める設備であるため			
	家屋の所有者以外の者が附加した内装・附帯設備等(家屋と一体不可分、取外し可能)	○	【条例にて償却資産と規定している場合】 地方税法第343条第9項による特定附帯設備であるため	○	【条例に規定がない場合】 地方税法第349条第9項による特定附帯設備と認められないため	
	広告塔、看板、ネオンサイン、文字看板、袖看板	○	特定の生産又は業務上の利便性を高める設備であるため			
	夜間金庫	○	特定の生産又は業務上の利便性を高める設備であるため			

設備の種類	償却資産		家屋		固定資産評価基準(平成27 基準年度)における再建築費 評点基準表中の記載の有無 (○:同じ名称、△:類似の名称)
	償却資産 とするもの	理由等	家屋 とするもの	理由等	
建 築 工 事	細目				
	工事一式(門・塀・緑化施設、 庭園、花壇、芝生、屋上緑化 施設、屋上庭園、屋外散水設 備、屋外排水溝、困障工事、 パーゴラ、水景設備工事、車 止め等)	○	家屋と構造上一体のものではないため		
	外構 (外装) 工事等	○	家屋と構造上一体のものではなく、特定 の生産又は業務上の利便性を高める設備 であるため		
		○	備品(消耗品)の性質を有し、家屋と一 体性がなく、家屋の効用を高めていない ため		
電 気 設 備	テント、日よけテント	○	土地への定着性、用途性、家屋との構造 上の一体性などを満たしていないため		
	家屋3要件に満たない自転車 置場、車庫、物置、ゴミ置場、 ポンベ置場、切符売り場、簡 易トイレ	○			
	受変電設 備・(特別) 高圧受変 電設備	○	特定の生産又は業務上の利便性を高める 設備であるため		
	予備電 源設備	○	特定の生産又は業務上の利便性を高める 設備であるため		
電 気 設 備	蓄電池・発電機等の予備電源 設備一式	○	特定の生産又は業務上の利便性を高める 設備であるため		
	無停電電源設備(UPS)、定電 圧定周波電源装置(CVCF)、 直流電源設備、静止形電源設 備	○	特定の生産又は業務上の利便性を高める 施設であるため		
動力配 線設備	動力分電盤、動力操作盤、手 元開閉器、金属ダクト、配線、 プルボックス等	○	【特定の生産又は業務用設備一式】 特定の生産又は業務上の利便性を高める 設備であるため	○	【特定の生産又は業務用設備以外の設備】 特定の生産又は業務用設備以外の設備で あり、設置することにより家屋自体の利 便性が向上するため(家屋の効用の向上)

設備の種類	償却資産			家屋		固定資産評価基準(平成27基準年度)における再建築費 評点基準表中の記載の有無 (○:同じ名称、△:類似の名称)
	償却資産とするもの	理由等	家屋とするもの	理由等		
太陽光発電設備	○	【発電設備一式(屋根材一体型以外のもの、据置型のもの)】 家屋と構造上一体のものではなく、特定の生産又は業務上の利便性を高める設備であるため ※ 屋根材一体型であっても、パネル以外の接続ユニット、パワーコンディンション、表示ユニット、電力計等は償却資産の対象となる	○	【屋根材一体型パネル】 家屋に取り付けられ家屋との構造上一体であり、家屋自体の利便性が向上するため(家屋の効用の向上)	△(屋根材)	
電気設備	○	【屋外設備(外灯、庭園灯、街路灯、フットライト、配管・配線)】 家屋と構造上一体のものではなく、特定の生産又は業務上の利便性を高める設備であるため	○	【屋内設備(白熱灯用器具、蛍光灯用器具)】 家屋に取り付けられ家屋と構造上一体となつているため(ただし、蛍光灯等の消耗品は対象外)	○	
電気設備	○	特定の生産又は業務上の利便性を高める設備であるため				
電気設備	○	家屋との構造上一体のものではなく、特定の生産又は業務上の利便性を高める設備であるため	○	【屋内設備一式(電灯、分電盤、配管・配線、アウトレットボックス、スイッチコンセント、フロアコンセント、ワイヤリングダクト)】 家屋に取り付けられ家屋と構造上一体であり、家屋自体の利便性が向上するため(家屋の効用の向上)	○	
電話等設備	○	特定の生産又は業務上の利便性を高める設備であるため	○	家屋に取り付けられ家屋と構造上一体であり、家屋自体の利便性が向上するため(家屋の効用の向上)	○	

設備の種類	償却資産		家屋		固定資産評価基準(平成27基準年度)における再建築費 評点基準表中の記載の有無 (○:同じ名称, △:類似の名称)
	償却資産とするもの	理由等	家屋とするもの	理由等	
電話等設備	○	特定の生産又は業務上の利便性を高める設備であるため(電話配線と共用の場合を除く)			
インターホン設備	○		○	【インターホン設備一式(マンション等の集合住宅用の玄関機、親機、子機等)】 家屋に取り付けられ家屋と構造上一体となっているため	○
拡声放送設備	○	【装置及び機器類】 特定の生産又は業務上の利便性を高める設備であるため	○	【配線・配管等】 家屋に取り付けられ家屋と構造上一体であり、家屋自体の利便性が向上するため(家屋の効用の向上)	△(拡声器配線設備)
電気設備	○		○	家屋に取り付けられ家屋と構造上一体であり、家屋自体の利便性が向上するため(家屋の効用の向上)	△(火災報知設備)
火災非常通報等設備	○		○	家屋に取り付けられ家屋と構造上一体であり、家屋自体の利便性が向上するため(家屋の効用の向上)	△(盗難非常通報装置、呼出信号設備)
テレビ・ラジオ設備	○	特定の生産又は業務上の利便性を高める設備であるため	○	家屋に取り付けられ家屋と構造上一体であり、家屋自体の利便性が向上するため(家屋の効用の向上)	△(テレビジョン同軸視設備)
電気時計設備	○	【親時計、子時計、電光時計等、モーターサイレン、配電盤等の装置類、その他の器具類】 家屋との構造上一体ではなく、特定の生産又は業務上の利便性を高める設備であるため	○	【配線、配管、ボックス等】 家屋に取り付けられ家屋と構造上一体となっているため	
監視カメラ配線等設備	○	【受像器(テレビ)、カメラ、ITV架】 特定の生産又は業務上の利便性を高める設備であるため	○	【配管・配線、接栓、ボックス類等】 家屋に取り付けられ家屋と構造上一体であり、家屋自体の利便性が向上するため(家屋の効用の向上)	△(監視カメラ配線設備)

設備の種類	設備の細目	償却資産		家屋		固定資産評価基準(平成27基準年度)における再建築費 評点基準表中の記載の有無 (○:同じ名称、△:類似の名称)
		償却資産とするもの	理由等	家屋とするもの	理由等	
電	自動車 管装置	○	【屋外設備一式(屋内設備一体で効用を発揮しているものを除く)、駐車料金自動収納装置一式(料金精算機、駐車券発行機)、カーゲート、フラッシュパーゲート) 家屋と構造上一体のものではなく、特定の生産又は業務上の利便性を高める設備であるため	○	【屋内設備一式(感知器、各種表示灯(案内灯、満車灯他)、配管・配線) 家屋に取り付けられ家屋と構造上一体であり、家屋自体の利便性が向上するため(家屋の効用の向上)	○
				○	家屋に取り付けられ家屋と構造上一体であり、家屋自体の利便性が向上するため(家屋の効用の向上)	△
気	屋内配 線設備	○	特定の生産又は業務上の利便性を高める設備であるため	○		○
		○	特定の生産又は業務上の利便性を高める設備であるため			
設 備	その他 設備			○	家屋に取り付けられ家屋と構造上一体であり、家屋自体の利便性が向上するため(家屋の効用の向上)	△(避雷突針設備、避雷導体設備)
				○	家屋に取り付けられ家屋と構造上一体であり、家屋自体の利便性が向上するため(家屋の効用の向上)	
給 排 水 設 備	敷設備	○	【屋外設備(水道管、排水管、水道引込設備(メーターから外側本管等)、洗車用等) 家屋と構造上一体のものではないため	○	【屋内設備】 家屋に取り付けられ家屋と構造上一体であり、家屋自体の利便性が向上するため(家屋の効用の向上)	
		○	【独立給水塔】 家屋と構造上一体のものではないため	○	【高架水槽、圧力水槽、受水槽、受水タンク、屋上等設置給水槽】 家屋自体の利便性が向上するため(家屋の効用の向上)	○
	給水設備・排水設備	○	特定の生産又は業務上の利便性を高める設備であるため		家屋に取り付けられ家屋と構造上一体であり、家屋自体の利便性が向上するため(家屋の効用の向上)	

設備の種類	償却資産		家屋		固定資産評価基準(平成27 基準年度)における再建築費 評点基準表中の記載の有無 (○:同じ名称、△:類似の名称)
	償却資産 とするもの	理由等	家屋 とするもの	理由等	
給排水設備	給水設備・排水設備	給水・排水設備一式(配管、ポンプ、止水栓、圧力タンク、バルブ、ボールドアップ、カラン(水栓)など)	○	【屋内設備一式(配管、ポンプ、止水栓、圧力タンク等)】 家屋に取り付けられ家屋と構造上一体となっているため	○
	通気設備	通気管(ベント)	○	家屋自体の利便性が向上するため(家屋の効用の向上)	
給湯・ガス設備	揚水設備	ポンプ、揚水管	○	【高架水槽用】 家屋自体の利便性が向上するため(家屋の効用の向上)	
	給湯設備	-	○	【給湯設備一式(浴室、キッチン、洗面所等への給湯)】 家屋に取り付けられ家屋と構造上一体となっているため	
衛生設備	ガス設備	配管・本管等設備	○	【屋内配管、バルブ、カラン、排気筒】 家屋に取り付けられ家屋と構造上一体であり、家屋自体の利便性が向上するため(家屋の効用の向上)	○
	衛生器具設備	衛生設備(便器(洗浄器含む)、洗面器、洗面化粧台、洗髪器、流し、浴槽、釜、ユニットバス、シャワー、ユニットシャワー、システムキッチン、ミニシステムキッチン、水飲器、浴室換気乾燥機等)	○	家屋に取り付けられ家屋と構造上一体であり、家屋自体の利便性が向上するため(家屋の効用の向上)	○(洗浄器、洗髪器、釜、シャワー、水飲器、流し台以外) △(流し台)
		各種医療機器・装置及びユニット、医療用ガス設備、吸引設備、ポンプ、真空ポンプ、消毒設備、手術設備、X線設備】 特定の生産又は業務上の利便性を高める設備であるため	○	【ナースコール設備(機器(表示盤)、配管・配線)】 家屋に取り付けられ家屋と構造上一体であり、家屋自体の利便性が向上するため(家屋の効用の向上)	

設備の種類	償却資産		家屋		固定資産評価基準(平成27 基準年度)における再建築費 評点基準表中の記載の有無 (○:同じ名称、△:類似の名称)
	償却資産 とするもの	理由等	家屋 とするもの	理由等	
衛生設備	器具一式	○	【簡易に取り外して使える器具等(タオル掛け、鏡、紙巻器)】 備品に該当し家屋の効用を高めていないため	○	【簡易に取り外せない器具等】 家屋に取り付けられ家屋と構造上一体であり、家屋自体の利便性が向上するため(家屋の効用の向上)
	清掃設備	○	【チェアゴンドラ等(パラペット等)に取付ける簡易なもの】 脱着式の簡易な設備で家屋と構造上一体となっていないため	○	【窓拭き用ゴンドラ】 家屋に取り付けられ家屋と構造上一体であり、家屋自体の利便性が向上するため(家屋の効用の向上)
	し尿浄化槽設備	○	【建物からの独立設置】 家屋と構造上一体のものではなく、特定の生産又は業務上の利便性を高める設備であるため	○	家屋に取り付けられ家屋と構造上一体であり、家屋自体の利便性が向上するため(家屋の効用の向上)
消火設備・消防設備	消火栓設備	○	【屋外消火栓設備、パッケージ型消火設備】 家屋と構造上一体のものではなく、特定の生産又は業務上の利便性を高める設備であるため	○	【消火ポンプ、配管、バルブ、消火栓、連結送水管、サイアミーズコネクション、スプリングラー設備(ポンプ、エンジン、配管、バルブ、ヘッド)・ドレンチャージャー設備(ポンプ、配管、バルブ、ヘッド)】 家屋自体の利便性が向上するため(家屋の効用の向上)
	不活性ガス消火設備・ハロゲン化物消火設備	○	【ガスボンベ】 家屋と構造上一体のものではないため	○	【ガスボンベ用架台、配管、バルブ、ノズル、サイレン、押ボタン】 家屋に取り付けられ家屋と構造上一体となっているため
水害防止設備	泡消火設備(原液タンク、ポンプ、ポンプ架台、配管、バルブ、ヘッド)	○	可動性・移動性の機能を有し家屋と構造上一体のものでないため	○	家屋に取り付けられ家屋と構造上一体となっているため
	消火器、ホース、ノズル、避難器具(緩降機、避難梯子含む)等	○	可動性・移動性の機能を有し家屋と構造上一体のものでないため	○	○(不活性ガス消火設備)
水害防止設備	防水板・防潮板	○	可動性・移動性の機能を有し家屋と構造上一体のものでないため	○	

設備の種類	償却資産		家屋		固定資産評価基準(平成27 基準年度)における再建築費 評点基準表中の記載の有無 (○:同じ名称、△:類似の名称)	
	償却資産 とするもの	理由等	家屋 とするもの	理由等		
空調設備	エアコン	○	【壁掛型、ウインド型(取付け・取外しが容易)】 家屋との構造上一体のもではなく、特定 の生産又は業務上の利便性を高める設 備であるため	○	【埋め込み式エアコン、配管設備、エアカ ーテン(家屋と構造上一体のもの)】 家屋に取り付けられ家屋と構造上一体で あり、家屋自体の利便性が向上するため (家屋の効用の向上)	○
	ドラフトチャンバー、スクラ パー	○	特定の生産又は業務上の利便性を高める 設備であるため			
換気設備	送風機、換気扇、排風機、ダ クト、天井扇、吹出口、ダン パー、換気口			○	家屋に取り付けられ家屋と構造上一体と なっているため	○(換気扇、換気口、 換気設備)
	気送管設備(エア・シユータ ー)	○	【気送子(丸型、角型)】 家屋と構造上一体のもではないため	○	【気送管設備(配管、送風機、送受口等)】 家屋に取り付けられ家屋と構造上一体と なっているため	○
運搬設備	メールシユート設備			○	家屋に取り付けられ家屋と構造上一体で あり、家屋自体の利便性が向上するため (家屋の効用の向上)	
	エレベーター、エスカレーター			○	家屋に取り付けられ家屋と構造上一体で あり、家屋自体の利便性が向上するため (家屋の効用の向上)	○
	小荷物専用昇降機等			○	家屋に取り付けられ家屋と構造上一体で あり、家屋自体の利便性が向上するため (家屋の効用の向上)	△(小荷物専用昇降機)
厨房設備	システムキッチン(飲食店等 の厨房設備を除く)			○	家屋に取り付けられ家屋と構造上一体で あり、家屋自体の利便性が向上するため (家屋の効用の向上)	○
業務用設備	工場等の生産設備等	○	【動力設備一式及びバルトコンベンアー、天 井クレーン等】 特定の生産又は業務上の利便性を高める 設備であるため	○	【特定の生産又は業務用設備以外の設備 一式(天井クレーンの梁等)】 家屋に取り付けられ家屋と構造上一体で あり、家屋自体の利便性が向上するため (家屋の効用の向上)	
	工場等のガス設備(水素ガス、 窒素ガス等工業用ガス)	○	特定の生産又は業務上の利便性を高める 設備であるため			

設備の種類	償却資産		家屋		固定資産評価基準(平成27基準年度)における再建築費 評点基準表中の記載の有無 (○:同じ名称、△:類似の名称)
	償却資産とするもの	理由等	家屋とするもの	理由等	
設備の分類	工業用給水設備一式	○	【特定の生産又は業務用設備一式(工業用水の設備、ろ過装置等)】 特定の生産又は業務上の利便性を高める設備であるため	○	【特定の生産又は業務用設備以外の設備一式】 家屋に取り付けられ家屋と構造上一体であり、家屋自体の利便性が向上するため(家屋の効用の向上)
	工業用送風装置(特定の生産又は業務用設備)	○	特定の生産又は業務上の利便性を高める設備であるため		
	工場等の焼却炉設備及び煙突・煙道(設備一式(焼却炉、ボイラー等))	○	特定の生産又は業務上の利便性を高める設備であるため		
	倉庫等の荷物搬送設備(設備一式(垂直搬送機、コンベア一等))	○	特定の生産又は業務上の利便性を高める設備であるため		
	冷凍倉庫等の冷蔵・冷凍設備(冷凍・冷蔵設備(配管を含み、断熱材及び防熱ドアを除く。))	○	特定の生産又は業務上の利便性を高める設備であるため		
	銀行窓口等の受付システム(設備一式(発券機、窓口表示機、操作機、配線、配管等))	○	特定の生産又は業務上の利便性を高める設備であるため		
	コインランドリー等の洗濯設備(洗濯設備一式(洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機等))	○	特定の生産又は業務上の利便性を高める設備であるため		
	レストラン等の厨房設備(厨房設備一式(流し台、調理台、調理機器、食器洗浄機、製氷機、冷凍・冷蔵庫、温蔵庫、食品保存庫、下膳システム機器等))	○	特定の生産又は業務上の利便性を高める設備であるため		
	精密工場等の空気清浄設備(クリーンルーム設備一式(空調機、送風機、ダクト、吹出口、フィルター等))	○	特定の生産又は業務上の利便性を高める設備であるため		

設備の種類	設備の細目		償却資産		償却理由等		家屋		家屋理由等		固定資産評価基準(平成27基準年度)における再建築費 評点基準表中の記載の有無 (○:同じ名称、△:類似の名称)
	設備分類	細目	償却資産とするもの	理由等	家屋とするもの	理由等	家屋とするもの	理由等			
特 殊 構 造 設 備		駐輪場・駐車場の機械設備(駐輪機械設備一式・駐車機械設備一式(自動車用エレベーターを除く))	○	特定の生産又は業務上の利便性を高める設備であるため							
		地下街関連施設	○	【地下街通路部分】 家屋としての要件に欠け、通路としての独立性があるため	○	【地下街店舗部分】 家屋3要件(外気分断性、土地への定着性、用途性)が認められるため					
		ヘリポート	○	【屋上とは別の骨組みでできたもの】 家屋と構造上一体のものではなく、特定の生産又は業務上の利便性を高める設備であるため	○	【家屋と構造上一体となっているもの】 家屋に取り付けられ家屋と構造上一体であり、家屋自体の利便性が向上するため(家屋の効用の向上)					
		温室	○	【恒久的でないもの(ビニールフィルムで覆っているもの)】 家屋の要件を満たす恒久的な資材ではないため	○	【基礎等を有し屋根・周壁が恒久的なもの(合成樹脂板、ガラス等使用)】 家屋3要件(外気分断性、土地への定着性、用途性)が認められるため					
		貨車・コンテナ利用の倉庫・陸揚げされた船舶	○	【不動産登記法の建物として認定されないもの】 家屋の要件を満たさないため	○	【不動産登記法の建物として認定されるもの】 家屋3要件(外気分断性、土地への定着性、用途性)を満たしているため					
		ガスタンク、石油タンク、アークード	○	家屋3要件(外気分断性、土地への定着性、用途性)を満たさないため							
		キャノピー(ガソリンスタンド等)	○	【家屋と構造上一体となっていないもの】 事務所(家屋)と構造上一体のものではないため	○	【家屋と構造上一体となっているもの】 家屋に取り付けられ家屋と構造上一体であり、家屋自体の利便性が向上するため(家屋の効用の向上)					
		ゴルフ練習場	○	【打席部分に屋根有り、周壁無し】 家屋の外気分断性がないため	○	【打席部分に屋根有り、三方向周壁有り】 施設の目的と家屋の要件を勘案し外気分断性が認められるため					

※家屋と償却資産の区分に当たっては、平成27年度の評価基準に基づき、一般的な施工状況のものを想定し、区分しています。家屋の評価状況等で取扱いが異なる場合があります。

（平成22年4月1日総税市第16号）

第3章 固定資産税

第1節 通則

第1 課税客体

- 1 固定資産税の課税客体である固定資産とは、従前地租、家屋税の課税客体であった土地、家屋のほか、償却資産を併せて総称するものであること。（法341Ⅰ）
- 2 家屋とは不動産登記法の建物とその意義を同じくするものであり、したがって登記簿に登記されるべき建物をいうものであること。例えば鶏舎、豚舎等の畜舎、堆肥舎等は一般に社会通念上家屋とは認められないと考えるので、特にその構造その他からみて一般家屋との権衡上課税客体とせざるを得ないものを除いては、課税客体とはしないものとする。
- 3 事業用家屋であってその家屋の全部又は一部がそれに附接する構築物とその区分が明瞭でなく、その所有者の資産区分においても構築物として経理されているものについては、その区分の不明確な部分を償却資産として取り扱うことが適当であること。
- 4 法第341条第4号の償却資産の定義のうち、「事業の用に供することができる」とは、現在事業の用に供しているものはもとより、遊休、未稼動のものも含まれる趣旨であるが、いわゆる貯蔵品とみられるものは、棚卸資産に該当するので、償却資産には含まないものであること。（法341Ⅳ）
- 5 「その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるもの」とは、法人税法施行令第13条又は所得税法施行令第6条に規定する資産をいうものであるが、法第341条第4号の償却資産は、これらの資産のうち家屋及び無形固定資産以外の資産をいうものであり、現実に必ずしも所得の計算上損金又は必要な経費に算入されていることは要しないのであって、当該資産の性質上損金又は必要な経費に算入されるべきものであれば足りるものであること。ただし、法人税法施行令第13条第9号又は所得税法施行令第6条第9号に掲げる牛、馬、果樹その他の生物は、これらの資産の性格にかんがみ、固定資産税の課税客体とはしないものとする。（法341Ⅳ）
- 6 いわゆる簿外資産も事業の用に供し得るものについては、償却資産の中に含まれるものであること。
- 7 建設中仮勘定において経理されているものであっても、その一部が賦課期日までに完成し、事業の用に供されているものは、償却資産として取り扱うこと。
- 8 鉱山の主要坑道以外の坑道は、地下埋蔵資源と一体をなすものと考えられ、かつ、経費的な性格を有するものである点をも考慮して一般の償却資産と同様の取扱いをすることは不適當であるので、鉱業権と一体をなすものと考え課税客体としないものであること。また、鉱山道路も公共の用に供している限りは課税客体とならないものであること。
- 9 自転車及び荷車のうち事業用のものとして課税の対象にするのは、原則として企業が

現に減価償却資産としてその減価償却額又は減価償却費を損金又は必要な経費に算入することとしているものに限ること。

なお、一般の農家、小売商店等において同一の自転車又は荷車を家事用にも使用しているような場合には、原則として、非事業用として取り扱うこと。

- 1 0 「償却資産に係る売買があつた場合において売主が当該償却資産の所有権を留保しているとき」とは、例えば、所有権留保付割賦販売の場合等をいい、この場合は、売主及び買主は、当該償却資産に対する固定資産税については法第10条の2第1項の規定により連帯納税義務者となるものであること。したがって、売主又は買主に対し、納税通知書の発付、督促及び滞納処分をすることができるものであるが、割賦販売の場合等にあつては、社会の納税意識に合致するよう原則として買主に対して課税するものとする。

なお、当該償却資産の申告についても、原則として買主が行うよう取り扱うものとする。 (法342③)

第2 納税義務者

- 1 3 信託会社（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和18年法律第43号）により同法第1条第1項に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関を含む。以下本項において同じ。）が信託の引受けをした償却資産で、その信託行為の定めるところにしたがい当該信託会社が他の者にこれを譲渡することを条件として当該他の者に賃貸し、かつ、当該他の者がこれを事業の用に供しているものについては、当該他の者をもって固定資産税の納税義務者である所有者とみなすこととされているが、これは、当該資産については、信託業務の運営上、名目上の所有権者は信託会社となっているが、信託会社が名目的な所有権を保有するにとどまり、当該資産の実質的な収益の帰属はむしろ当該資産を現に使用収益し、究極的には、その所有権を取得することとなる当該他の者に帰属するものと考えられるので、このような事実を考慮して実態に即するように、当該他の者に固定資産税を負担させることとしているものであること。 (法343⑨)

第2節 課税標準、税率及び免税点

第1 課税標準及びその特例

- 2 3 大規模の償却資産については、地方自治法第252条の19第1項の市を除くほか、市町村の人口段階及び財政の状況に応じ、一定限度以上の価額を有するものについては、その課税権の制限が行われているのであるが、これは国民負担の過重及び地方財政の現況にかんがみ、やむを得ず税源の効率的使用を図る必要があることに基づいてとられた措置であること。

なお、この措置によって市町村財政に急激な影響を及ぼすことなどを避けるため、一定の年度までの間は、これが激変緩和の措置等が講ぜられているものであること。 (法349の4)

- 2 4 一の納税義務者が所有する償却資産で新たに建設された一の工場又は発電所若しく

は変電所（以下「一の工場」と総称する。）の用に供する償却資産で大規模の償却資産に該当するもの（以下「新設大規模償却資産」という。）がある場合においては、当該新設大規模償却資産については、大規模の償却資産に該当することとなった年度から6年間に限り、他の償却資産と区分し、一の納税義務者が所有するものとみなして、大規模の償却資産に係る市町村の固定資産税の課税限度額の規定の特例を設け、基準財政収入見込額が基準財政需要額の一定割合に達することとなるように課税限度額を引き上げるものとする財源保障の割合を通常の大規模償却資産よりも引き上げることとされているのであるが、これは、これらの施設の建設当初における市町村の財政需要の著しい増高等を考慮したものであること。

なお、一の工場について設備が増設された場合において当該増設された設備が一の工場に類すると認められるときは、新たに建設された一の工場に該当するものであること。

（法349の5）

24の2 「地域決定型地方税制特例措置（通称：わがまち特例）」については、次の事項に留意すること。

（1） わがまち特例の対象が区域内に存在する地方団体にあつては、当該対象に係る固定資産税を賦課徴収するために、参酌基準による場合も含め、特例割合を定める条例を制定することが必要であること。

（2） 特例割合を定める条例については、地域の実情に応じた政策を展開するというわがまち特例導入の趣旨に沿って、十分な検討・議論のための期間、納税義務者等への周知期間等を総合的に勘案した上で、可能な限り速やかに制定することが望ましいこと。

第3 免税点

27 償却資産において特に免税点が高くされているのは、年々減価し、かつ、必ずしも所在の一定しない機械器具の類について零細なものまで捕捉しようとするには手数がかかる割合に収入が少なく、しかも手続きその他の上で資力に乏しい小企業者に与える負担が大きいと認められるからであること。（法351）

第5節 評価及び価格の決定

37 大規模の償却資産として道府県知事の指定したものについては、その指定をした日の属する年の翌年以降の評価は道府県知事が行うものであること。この指定があつた場合においては、評価を行った結果道府県に課税権がないこととなったものについても、道府県知事の決定した価格は有効に成立し、課税標準の基礎とされるものであること。（法743）

地方税法第 343 条第 9 項の適用に関する留意事項等について

平成 16 年 10 月 8 日

総 税 固 第 4 6 号

総 税 評 第 3 0 号

各 道 府 県 総 務 部 長
東 京 都 総 務 ・ 主 税 局 長 殿

総務省自治税務局固定資産税課長
総務省自治税務局資産評価室長

地方税法第 343 条第 9 項の適用に関する留意事項等について

先の、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律(平成 16 年法律第 17 号)により、地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 343 条第 9 項が創設されたところですが、同項の創設の趣旨並びにその解釈及び運用等の留意事項については、下記のとおりですので、適切に対処されるようお願いいたします。

また、貴都道府県内市町村に対しても、この旨周知されるようよろしく申し上げます。

記

1 創設の趣旨

地方税法(以下「法」という。)第 343 条第 9 項(以下「本項」という。)に規定する特定附帯設備については、家屋の所有者に課税することが原則であるが、当該家屋の所有者にとっては課税の原因が自らに起因しない事由によるものであり、また、その使用収益は特定附帯設備を取り付けた者に帰属すると考えられるため、課税関係を所有者課税の原則により、一律に取り扱うことが必ずしも合理的とはいえない場合があること。

そのため、当該特定附帯設備については、これを取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者を所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は償却資産とみなすことができることとしたものである。

これにより、固定資産税制度を、より納税者意識に合致し、かつ、実態に即した

ものとし、家屋の附帯設備に係る課税関係の合理化を図るとともに、その適用の有無を市町村の実情に応じた判断に委ねることにより、課税事務の円滑な実施に寄与するものであること。

2 「家屋の附帯設備」の範囲

本項に規定する「家屋の附帯設備」には、家屋に属する部分と家屋に属さない部分があること。

家屋に属する部分とは、固定資産評価基準第2章における建築設備及び特殊設備並びに地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号)第10条の2の7に規定するものであり、家屋に属さない部分とは、法第341条第4号に規定する償却資産その他家屋に取り付けられたものであること。

3 「取り付けた者」の範囲

本項の「取り付けた者」には、特定附帯設備を自らの事業の用に供するために取り付けた者のほか、当該取り付けた者から、その法的地位を承継(包括承継、個別承継を問わない。)した者が含まれるものであること。こうした者としては、例えば、当該取り付けた者からの相続、賃借権若しくは営業の譲渡、当該取り付けた者が法人である場合における当該法人の合併若しくは分割、又は当該取り付けた者が個人事業者である場合における当該個人事業者のいわゆる法人成り等により、家屋の所有者に対して特定附帯設備を使用する権原を取得した者が該当すること。

4 条例の制定及び適用関係等

- (1) 本項の規定を適用するためには、市町村において、条例に本項の規定を措置する必要があること。なお、課税の公平性を確保するため、本項の適用は、当該市町村内の全ての家屋及び特定附帯設備について一律に行われなければならないものであること。
- (2) 本項の規定は、平成16年4月1日以後に取り付けられた特定附帯設備に対して課する平成17年度以後の年度分の固定資産税について適用されるものであること。これは、課税関係の安定に配慮し、本項の規定を遡及適用しない趣旨であることから、条例に規定する場合においても、適用期日等に留意する必要があること。
- (3) 本項を適用するに当たっては、事業用賃貸家屋の所有者(賃貸人)、賃借人等、関係者に対して本制度の趣旨、内容等について十分周知するとともに、特定附帯設備に係る納税義務者及び資産区分に変更が生じるものの、課税対象の範囲が拡大するものではないことについても十分周知を図ること。

5 市町村内における特定附帯設備の状況の把握

本項を適用する市町村においては、特定附帯設備に対する課税を適正かつ公平に行うため、事業用賃貸家屋の賃借人の異動及び賃借人が取り付けた特定附帯設備の状況を的確に把握できるよう留意すること。

6 都道府県と市町村間の協力関係の強化

本項を適用する市町村においては、特定附帯設備に係る納税義務者及び資産区分が、一般的には、不動産取得税におけるそれと異なること。したがって、都道府県と市町村の間において、とられている家屋評価事務に関する相互の連絡・協力関係について、より一層強化する必要があること。

7 都道府県知事から価格を通知された家屋の評価

本項を適用する市町村において、本項の規定により償却資産とみなして課税される部分に取り付けられた家屋について、都道府県知事から法第 73 条の 21 第 3 項の規定によって通知された価格があるときは、法第 409 条第 2 項に規定する「その他特別の事情があるため当該通知に係る価格により難しい場合」として、当該価格から当該部分を控除して当該家屋の評価を行うものであること。

8 家屋の附帯設備が収去され、特定附帯設備が取り付けられた場合の取扱い

家屋に含めて課税されている附帯設備（以下「旧附帯設備」という。）が収去され、新たに特定附帯設備が取り付けられた場合には、納税者意識等を考慮し、第 2 又は第 3 年度であっても、法第 349 条第 2 項第 1 号に規定する「その他これらに類する特別の事情」があり、前年度の課税標準の基礎となった価格によることが不相当であると市町村長が認める場合に該当するものとし、同条第 2 項、第 3 項又は第 5 項の規定に基づき、当該収去部分を控除して価格変更を行い、課税標準を変更することが適当であること。

9 特定附帯設備がその要件を満たさなくなった場合等の取扱い

特定附帯設備がその要件を満たさなくなった場合又は取り付けた者の事業の用に供することができる資産でなくなった場合は、当該附帯設備については、本項の対象外となり、納税義務者又は資産区分が変更されること。

ただし、当該変更による家屋の価格の変更の要因は、増改築等のように家屋自体の形態の変化によるものではないため、法第 349 条第 2 項第 1 号に規定する「その他これらに類する特別の事情」に該当しないことから、基準年度を待って当該家屋の価格を変更決定し、課税標準の変更を行うべきものであり、第 2 及び第 3 年度においては課税標準の変更を行う必要はないと解されること。

※ 地方税法第 343 条 9 項は第 343 条 10 項に令和 2 年 4 月 1 日項番号変更。

※ 地方税法施行規則第 10 条の 2 の 7 は第 10 条の 2 の 15 に令和 2 年 4 月 1 日項番号変更。

2. 家屋の建築設備の評価上の取扱いについて

自治評第5号

平成12年1月28日

各道府県総務部長
東京都総務・主税局長 殿

自治省税務局資産評価室長

家屋の建築設備の評価上の取扱いについて

今般、地方税法（昭和25年法律第226号）第388条第1項の規定に基づく固定資産評価基準（昭和38年自治省告示第158号）の一部が平成12年1月28日付け自治省告示第12号により改正され、平成12年度分の固定資産税から適用されることになりました。

この改正において、建築設備の評価についても規定の整備が行われたことに伴い、同法同条第3項第1号の規定に基づき、別添のとおり標記の評価の手引を作成し、平成12年度分の固定資産税から適用することとしましたので通知します。

追って、従前の自治省税務局固定資産税課長通知（昭和38年6月8日付自治丁固発第60号）は廃止します。

なお、本通知は従来までの建築設備の取扱いの基本的な考え方を変えるものではなく、その改正内容は、従前の課長通知の文章表現の見直しと表の削除です。

この旨、貴都道府県内市町村に対しても御連絡をお願いします。

(別 添)

家屋の建築設備の評価上の取扱いについて

家屋の評価に当たり家屋に含めて評価するものとする建築設備は、「家屋の所有者が所有する」もので、「家屋に取り付けられ、家屋と構造上一体となって」、「家屋の効用を高めるもの」であることを要するが、具体的な取扱いについては次によるものとする。

- 1 「家屋の所有者が所有する」とは、家屋の所有者が当該建築設備の所有権を有するものであること。
- 2 「家屋に取り付けられ、家屋の構造上一体となって」の判断は次によるものであること。
 - (1) 家屋の評価に含める建築設備は、当該家屋の特定の場所に固定されているものであること。すなわち取り外しが容易で、別の場所に自在に移動できるものは含めないものであること。
 - (2) 固定されていない配線等であっても、壁仕上げ、天井仕上げ、床仕上げ等の裏側に取り付けられているものは、構造上一体となっているものとして家屋に含めるものであること。
 - (3) 屋外に設置された電気の配線及びガス・水道の配管並びに家屋から独立して設置された焼却炉等は家屋と構造上一体となっているものではないので含めないものであること。
 - (4) 給水設備の給水タンク、給湯式浴槽に給湯する給湯器、空調設備の室外機等屋外に設置されたものであっても、配管、配線等により屋内の機器と一体となって一式の建築設備としての効用を発揮しているものについては、当該一式の建築設備について判定するものとする。
 - (5) 電球、蛍光管のような消耗品に属するものは含めないものであること。
- 3 「家屋の効用を高めるもの」の判断は次によるものであること。

「家屋の効用を高めるもの」とは、当該建築設備を備えることによって、家屋自体の利便性が高まるものをいうものである。したがって、特定の生産又は業務の用に供されるものは、家屋の評価に含めないものであること。

例えば、店舗のネオンサイン、病院における自家発電設備、工場における受変電設備、冷凍倉庫における冷凍設備、ホテルにおける厨房設備、洗濯設備等がこれに該当するものである。

索引

あ

アーケード付街路	19
圧縮記帳	43

い

育成者権（無形減価償却資産）	10
意匠権（無形減価償却資産）	10
一括償却資産	151
移動性償却資産	33

え

営業権（無形減価償却資産）	10
益金	151
延滞金	151

お

大型特殊自動車	14
屋外構築物	24
オペレーティング・リース	36, 38, 152

か

外気分断性	18
会社法（旧商法）	153
改良費	45, 153, 190
家屋	18
家屋の附帯設備	19
ガス設備	154
価格等を登録した旨の公示の日以後における価格等の決定・修正	153
果樹（生物）	11
課税標準	41
課税標準の特例	176
花壇	17, 24
株主資本等変動計算書	154
合併	165
可動性償却資産	33
看板	75, 77

き

企業会計	154
企業会計原則	154
キャッシュフロー計算書	154

キャノピー	32, 71
給水設備	155
旧定率法	43
共有物	35, 155
虚偽の申告に関する罪	155
漁業権（無形減価償却資産）	9
漁船	9, 34
許認可	8
金融商品取引法（旧証券取引法）	155

く

空調設備	155
区分評価	42
繰延資産	156

け

軽自動車	3, 4, 14, 163
減価残存率	43, 193
減価償却	156
減価償却額又は減価償却費が損金又必要な経費に算入されるもの	156
減価償却資産明細書	156
減価率	41, 191
建設仮勘定	8, 9, 156, 184
減損会計	157
建築設備	19, 30, 157
減免	159

こ

高架水槽	25
鉱業権（無形減価償却資産）	9
公共施設等運営権（無形減価償却資産）	10
鉱業用坑道	159
工業用水道施設利用権（無形減価償却資産）	10
航空機	33
広告塔	25, 77
構築物	16, 71, 77
小型特殊自動車	14, 163
国税資料	77
国税の取扱いとの比較	42
固定資産	159
固定資産課税台帳	159
固定資産台帳	160
固定資産評価員・固定資産評価補助員	160
固定資産評価基準	40, 160, 188
個別注記表	161
ゴルフコース	17

な

災害等によって所有者が不明な資産	161
財務諸表	161
残存価額	161

し

自家発電設備	22, 119, 162
事業	4, 162
事業の用に供することができる	162
実地調査	61, 135, 162
質問検査権	88, 163
実用新案権（無形減価償却資産）	10
自動車	4, 14, 163
自動車に付設された機器等	164
資本的支出	45, 153
車両	33
修繕費	164
主たる定けい場	33, 164
主たる定置場	33, 164
取得価額	40, 164
取得時期	8
受変電設備（キュービクル型）	23, 30, 119
浚渫船 ^{しゅんせつ}	33
少額資産	12
少額の減価償却資産	166
償却可能限度額	42
償却資産	168, 188
償却資産課税台帳	168
償却済資産	11, 168
譲渡条件がある信託の引受した償却資産	167
商標権（無形減価償却資産）	9
書画骨とう	167
所得税	4
所有権移転外ファイナンス・リース	80
所有権留保付売買資産	35, 169
信託	169

す

水道施設利用権（無形減価償却資産）	10
水利権（無形減価償却資産）	10

せ

税務調整（申告調整）	170
生産高比例法	170
生物	11

税務会計	3, 169
船籍港	33
船舶	9
専用側線利用権（無形減価償却資産）	10

そ

増加償却	44
ソフトウェア（無形減価償却資産）	10, 170
損益計算書	170
損金	171

た

大規模償却資産	171
貸借対照表	157, 172
耐用年数	45, 132, 173, 183, 189
耐用年数の短縮	46, 173
棚卸資産	5, 174
ダム使用権（無形減価償却資産）	10

ち

蓄電池設備	119, 174
中間申告	174
中古資産	47, 184
中小企業者	15, 127
厨房設備	30, 120, 127
貯蔵品	5
陳腐化償却	175

つ

月割償却	43
------	----

て

庭園	17
定額法	43, 175
定率法	43, 175
適格合併	165
適格分割	165
鉄道軌道連絡通行施設利用権（無形減価償却資産）	10
テニスコート	17
電気ガス供給施設利用権（無形減価償却資産）	10
電気通信施設利用権（無形減価償却資産）	10
電話加入権	175

と

道路運送車両法	14, 163
特定附帯設備	27, 176
特別償却	176
特例（課税標準の特例）	176
土工施設	16
土地	16, 177
特許権（無形減価償却資産）	10
取替資産	177

な

内装工事	22
------	----

ね

ネオンサイン	30
--------	----

の

納税義務者	29, 35, 152
納税義務者に対する通知	178

は

配分資産	179
端数計算	179
発電機設備（自家発電設備）	23, 119
半年償却	43

ひ

非課税（非課税制度）	179
美術品等	11, 180
評価額	40
評価額の最低限度	44, 161, 181, 190

ふ

ファイナンス・リース	36, 152, 182
賦課期日	182
付合	20, 29
不申告	60, 182
不申告に関する過料等	182
附帯設備	19, 27, 174, 183

へ

変電設備（受変電設備）	23, 119
-------------	---------

ほ

法人税	4
法定耐用年数	45, 183
法定納期限	183
簿外資産	10, 183
舗装路面	16

み

未稼働資産	7
見積耐用年数	184

む

無形減価償却資産	10
----------	----

め

免税点	185
-----	-----

ゆ

遊休資産	7, 185
------	--------

よ

用途廃止資産	7, 185
予定申告	186

り

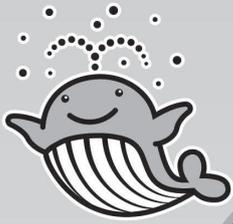
利益積立金額	186
リース	36, 152, 182
流動資産	186
緑化施設	17

れ

劣化資産	186
連結決算	187
連帯納税義務	35, 187

わ

わがまち特例	187
割増償却	43



消防団防災学習



宝くじ桜



移動採血車



宝くじドリームジャンボ絵本

宝くじは、 みんなの暮らしに 役立っています。



一輪車

宝くじは、少子高齢化対策、災害対策、
公園整備、教育及び社会福祉施設の
建設改修などに使われています。



青色回転灯装備車



検診車



パブリックアート



滑り台広場



一般財団法人 日本宝くじ協会は、宝くじに関する調査研究や
公益法人等が行う社会に貢献する事業への助成を行っています。

一般財団法人
日本宝くじ協会
<https://jla-takarakuji.or.jp/>

